

山鹿市歴史的風致維持向上計画（第2期）



令和3年3月

(令和7年3月改訂)

山 鹿 市

目 次

序章	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画期間	3
3 計画の策定体制	3
4 計画策定の経緯	5
第1章 山鹿市の歴史的風致形成の背景	6
1 自然的環境	6
2 社会的環境	11
3 歴史的環境	21
4 文化財等の分布及び特徴	33
第2章 維持及び向上すべき山鹿の歴史的風致	52
1 菊鹿古代の里地区の歴史的風致	53
2 山鹿湯まち地区の歴史的風致	63
3 来民地区の歴史的風致	82
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	93
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	93
2 既存計画との関連性	95
3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	106
4 歴史的風致維持向上計画の実施体制	108
第4章 重点区域の位置及び区域	109
1 重点区域の位置及び範囲	109
2 重点区域の指定の効果	115
3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	116

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	124
1 市全体に関する事項	124
2 重点区域に関する事項	130
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	135
1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等の基本的な考え方	135
2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業	137
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	149
1 歴史的風致形成建造物の指定の方針	149
2 歴史的風致形成建造物の指定要件	149
3 歴史的風致形成建造物及び候補	150
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	153
1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	153
2 歴史的風致形成建造物の管理の指針	153
3 届出不要の行為	154
参考資料	
1 山鹿市の指定等文化財一覧	資 1
2 主な未指定文化財一覧	資 7
3 主な参考文献・資料	資 11

序章

1 計画策定の背景・目的

本市は、古くから菊池川水運の中継地であるとともに、^{ぶぜんかいどう}豊前街道を軸に菊池往還^{かねまつ}や兼松往還等が分岐する交通の要衝であり、江戸時代からは参勤交代路にある温泉宿場町として栄えた。同街道沿いには酒造蔵や味噌醤油屋、旅館等の商屋が建ち並び、明治時代に芝居小屋の八千代座や大衆温泉のさくら湯が建てられている。また、山鹿灯籠まつりや温泉祭をはじめとする伝統的な祭礼が毎年行われ、商都としても大きな賑わいを見せた。戦後、現代建築に押され昔ながらの建物は姿を消していったが、当時の風情を物語る歴史的建造物を生かしたまちづくりを進めた結果、平成 19 年（2007）には都市景観大賞を受賞するに至った。



写真 菊池川に隣接した市街地

他方、中央部を流れる菊池川の周辺は古代より米作りが盛んになると、大きな集落が形成された。弥生時代後期の大規模環濠集落跡である方保田^{かとうだひがしほるいせき}・東原遺跡や国内屈指の装飾古墳であるチブサン古墳・オブサン古墳等がある。これらはこの地域で昔から豊かな生活文化が営まれていたことを示している。地政学的な理由と相まって、7 世紀の緊迫した東アジア情勢から日本を守るために築かれた古代山城である^{きくちじょう}鞠智城の築城理由にもなったと考えられている。

現在もこれらの歴史遺産が菊池川流域の田園風景の中にしっかりとその存在感を主張し、山鹿を代表する歴史的景観を形づくっている。

このように、本市は全国でも有数の歴史遺産を持つ自治体として、豊富な農産物や自然、温泉等の地域資源を生かしながら、歴史・文化・景観を大切にしたまちづくりの熟度を高めてきた。

平成 20 年（2008）に景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく『山鹿市景観計画』を策定し、市民と行政が協働で山鹿らしい景観を保全しながら、次代に継承していくための仕組みをスタートさせた。

こうしたまちづくりの取組が市民の関心を一層高めることとなり、歴史遺産を巡るツアーの自主企画、人力車の出現、新イベントの誕生等、歴史文化とこれを支える人々との関係をより緊密化させる力となっている。

本市は、歴史・文化・景観を大切にしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維



写真 山鹿の文化や歴史を紹介する米米惣門ツアー（下町惣門会）

持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）」（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく山鹿市歴史的風致維持向上計画（第 1 期）（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、平成 21 年（2009）3 月に国の認定を受け、歴史的風致の維持及び向上に関する事業に取り組んできた。

主な取組としては、八千代座交流施設や施設前広場整備事業、さくら湯再生及び公園整備事業が挙げられる。また、この 2 施設を拠点とし、地区の回遊性を高めるための道路美装化や案内板の整備、主要なアクセス道路の無電柱化等を行った。さらに、歴史的建造物の修景、祭礼行事や伝統工芸の継承、条里を受け継ぐ田園環境の維持活動等への支援等を実施した。

その結果、町並みの魅力が向上し、観光入込客数が増加するとともに、山鹿灯籠を制作する灯籠師の担い手が増加するという成果につながった。また、菊池川流域の 4 市町（山鹿市・玉名市・菊池市・和水町）が申請した「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」が日本遺産に認定されたこともこれらの取組の成果といえる。

しかし、人口減少や少子高齢化による伝統文化の担い手不足は解消されておらず、空き家となった歴史的建造物や解体された歴史的建造物も存在する。今後とも祭礼行事、伝統工芸の継承や歴史的建造物の維持等に関する事業に取り組んでいく必要がある。歴史的建造物については、維持管理への支援に加え、平成 28 年（2016）熊本地震により、防災対策の必要性も顕在化している。また、2 つの拠点施設である八千代座とさくら湯は、更なる利用促進に向け、整備された交流施設や公園・広場と一体となった活用や P R 活動等を工夫することが求められる。

したがって、本市固有の歴史・文化・景観を大切にしたまちづくりを今後とも継続していくため、山鹿市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、引き続き歴史的風致の維持及び向上を図る事業を推進するものとする。

2 計画期間

計画期間：令和 3 年（2021）度から令和 12 年（2030）度まで

3 計画の策定体制

本計画は、建設部都市整備課と教育委員会教育部文化課が関係課と連携しながら計画素案を作成、山鹿市歴史的風致向上計画庁内連絡協議会において庁内の合意形成を図り、山鹿市歴史的風致維持向上計画協議会（歴史まちづくり法第 11 条に基づく法定協議会）において策定したものである。

計画内容は、市の広報紙やホームページでも公開することとしている。

表 山鹿市歴史的風致維持向上計画協議会の構成（令和 6 年度）※敬称略

氏名		機関・所属等	備考
会長	竹下 輝幸	山鹿市文化財保護委員会委員長	郷土史
副会長	原田 和典	山鹿市景観審議会会長 崇城大学教授	都市空間デザイン
構成機関委員		国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所	
		農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課	
		熊本県教育庁教育総務局文化課	
		熊本県立装飾古墳館	
		熊本県土木部道路都市局都市計画課	
有識者委員	坂本 隆文	松尾神社宮司	
	杉谷 博康	大宮神社宮司	
	高村 洋美	山鹿温泉観光協会 山鹿温泉よへほ女将会会長	
	井上 富子	熊本県建築士会山鹿支部	
山鹿市委員		総務部総合戦略課	
		農林部農業振興課	
		農林部農村整備課	
		商工観光部商工課	
		商工観光部観光課	
		教育委員会教育部文化課	
		建設部都市整備課	

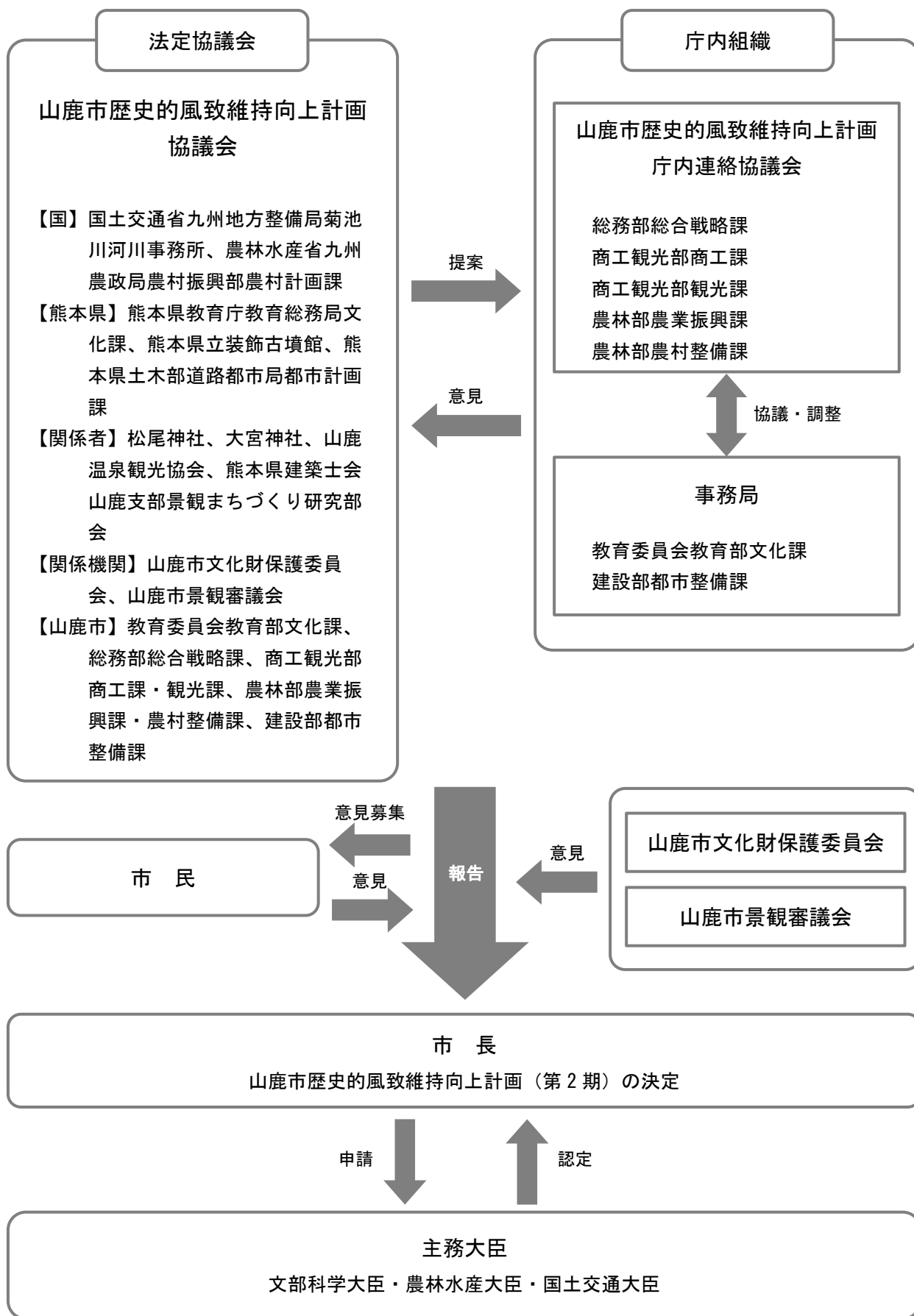


図 山鹿市歴史的風致維持向上計画の策定体制

4 計画策定の経緯

第1期計画は、平成21年（2009）3月11日に認定を受け、その後、2回の軽微な変更と4回の計画変更を行った。

第2期計画は、第1期計画に設定した山鹿市の維持向上すべき歴史的風致、重点区域の再検討を行うとともに、第1期計画の最終評価を踏まえ、文化財の保存又は活用に関する事項、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項等を整理し、策定した。

表 第1期計画の策定・変更の経緯

年月日	内容
平成21年（2009）2月6日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の認定申請
同年3月11日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の認定
平成23年（2011）3月23日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更
平成24年（2012）9月12日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請（第1回）
同年10月4日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の変更認定（第1回）
平成26年（2014）3月5日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請（第2回）
同年3月31日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の変更認定（第2回）
平成27年（2015）3月11日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請（第3回）
同年3月27日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の変更認定（第3回）
平成28年（2016）3月17日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請（第4回）
同年3月31日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の変更認定（第4回）
平成31年（2019）3月13日	山鹿市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更

表 山鹿市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定・変更の経緯

年月日	内容
令和2年（2020）10月2日	第1回山鹿市歴史的風致維持向上計画庁内連絡協議会の開催
同年11月25日	山鹿市文化財保護委員会の開催
同年12月1日	第1回歴史的風致維持向上計画協議会の開催（書面）
同年12月25日	山鹿市パブリックコメントの実施
令和3年（2021）2月1日	第2回歴史的風致維持向上計画協議会の開催（書面）
同年2月17日	山鹿市歴史的風致維持向上計画（第2期）の認定申請
同年3月5日	山鹿市歴史的風致維持向上計画（第2期）の認定
令和6年（2024）3月28日	山鹿市歴史的風致維持向上計画（第2期）の軽微な変更
令和7年（2025）3月28日	山鹿市歴史的風致維持向上計画（第2期）の軽微な変更

第1章 山鹿市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

(1) 位置

本市は、熊本県の北部に位置し、内陸部にあって、北は緑豊かな山林に覆われ、南は東から西へと流れる菊池川流域を中心とした田園地帯が広がっている。東西 21.5km、南北 26.7km にわたり、市域面積は 299.69 km^2 である。北は福岡県八女市、大分県日田市、東は菊池市、南は熊本市と ^{ぎよくとうまち} 玉東町、^{なごみまち} 西は和水町に接している。

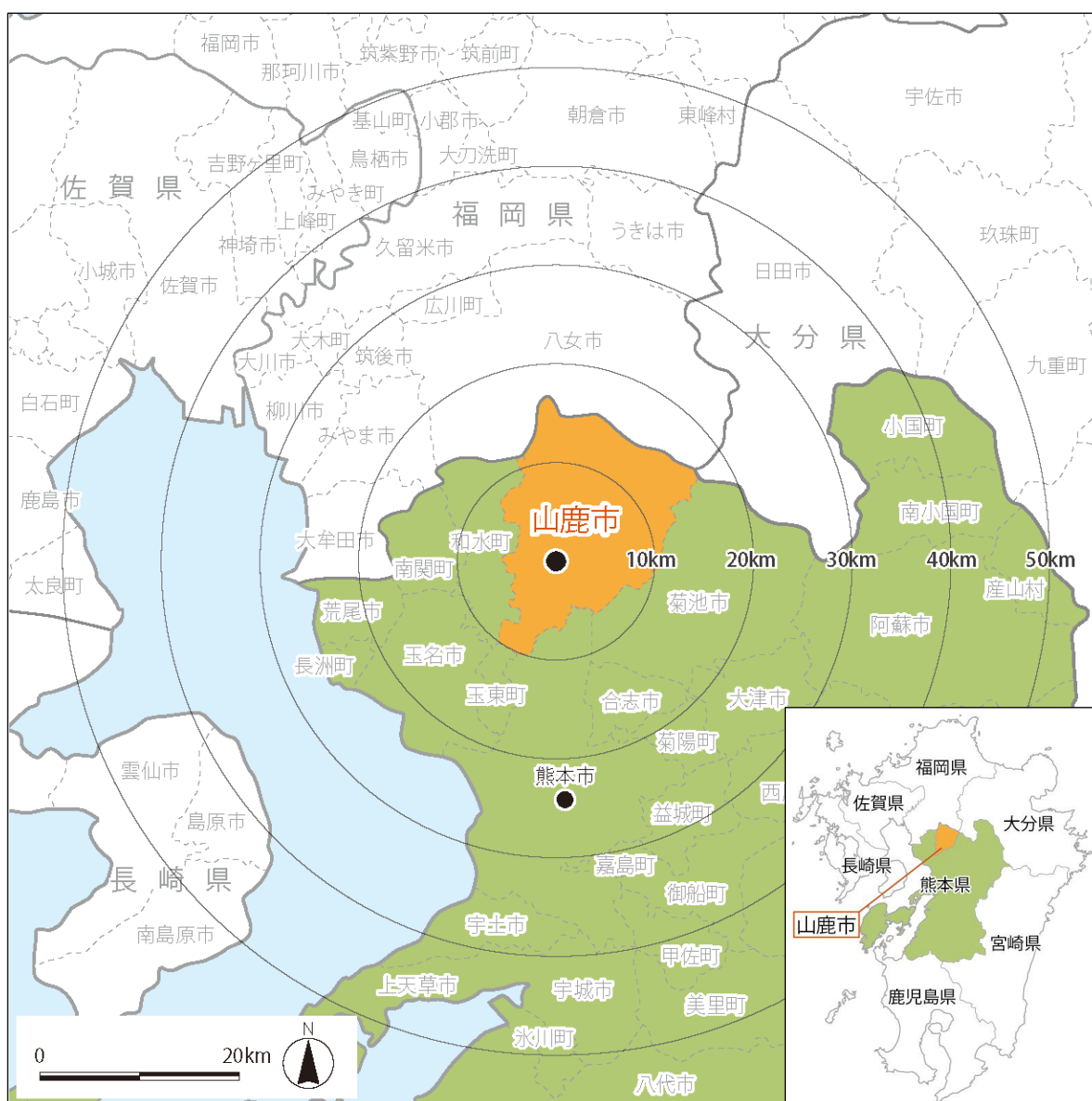


図 山鹿市の位置

1) 山地

県境付近の岩石は安山岩の火山活動で流された溶岩や火山噴出物で構成され、溶岩流の部分は傾斜が急峻で場所によっては岩塔を露出し、凝灰質の部分は侵食を受けて深い谷をつくっており、矢谷溪谷や たにけいこくや岳間溪谷たけ まけいこくは県北有数の景勝地となっている。この地域の大部分は国有林で、スギ・ヒノキ等の人工林が水源涵養保安林として植生し、ここで生み出された豊かな清流は岩野川、上内田川となり、南部の菊池川本流に合流している。



中部は西岳（648.3m）・彦岳（335.1m）・震岳（416m）等の山々があるが、これらの周辺は変斑れい岩でできており、岩質が硬いため建設工事に利用するために採石されている。また、西岳の南部には特徴的な地形・地質として不動岩（市指定の名勝）や首石岩等の巨大な岩がそびえ立ち、ランドマークとなっている。

南部は国見山（388.8m）と米野山（311.8m）がそれぞれ分水嶺として玉東町、和水町に接しており、両山ともに結晶片岩でできているため、スギ・ヒノキの生育がよく、頂上まで豊かな緑に覆われている。



写真 八方ヶ岳



写真 不動岩

2) 山麓丘陵

北部の上内田川の両岸には、日本の山村景観を代表する番所の棚田（日本の棚田百選に認定）が山麓の傾斜地に階段状に広がっており、古代山城の鞠智城は、^{きくろく}菊鹿盆地の北東部、山鹿平野を望む台地にある。また、岩野川上流の集落では鹿北茶発祥の地として立派な茶園が整備されている。

南部の国見山周辺の山麓では、結晶片岩の風化した土地を段々畑に整備したミカン園が広がっている。



写真 番所の棚田と彼岸花

3) 段丘台地

段丘台地は阿蘇火砕流の堆積物に覆われたもので、市の中部及び南部に分布している。菊池川がその境となっており、中部の国道 325 号沿いに広がる市街地部に人口の大半が集まり、南部ではスイカや金柑等が栽培される畑地が広がっている。

4) 自然堤防

菊池川の左岸に位置し、合志川や千田川、岩原川が流れる南部は、菊池川の氾濫原で沖積地の水田地帯である。この地には自然堤防が発達し、南島、長坂、小柳、分田、中川、中富、梶屋の集落は河川の氾濫を避けるため、自然堤防の上に立地している。

5) 低地

菊池川・岩野川・吉田川・上内田川・合志川の両岸に分布し、^{ちゅうせき}沖積平野の水田地帯が広がり、^{かんがい}灌漑用水路が整備され、本市の米どころとなっている。

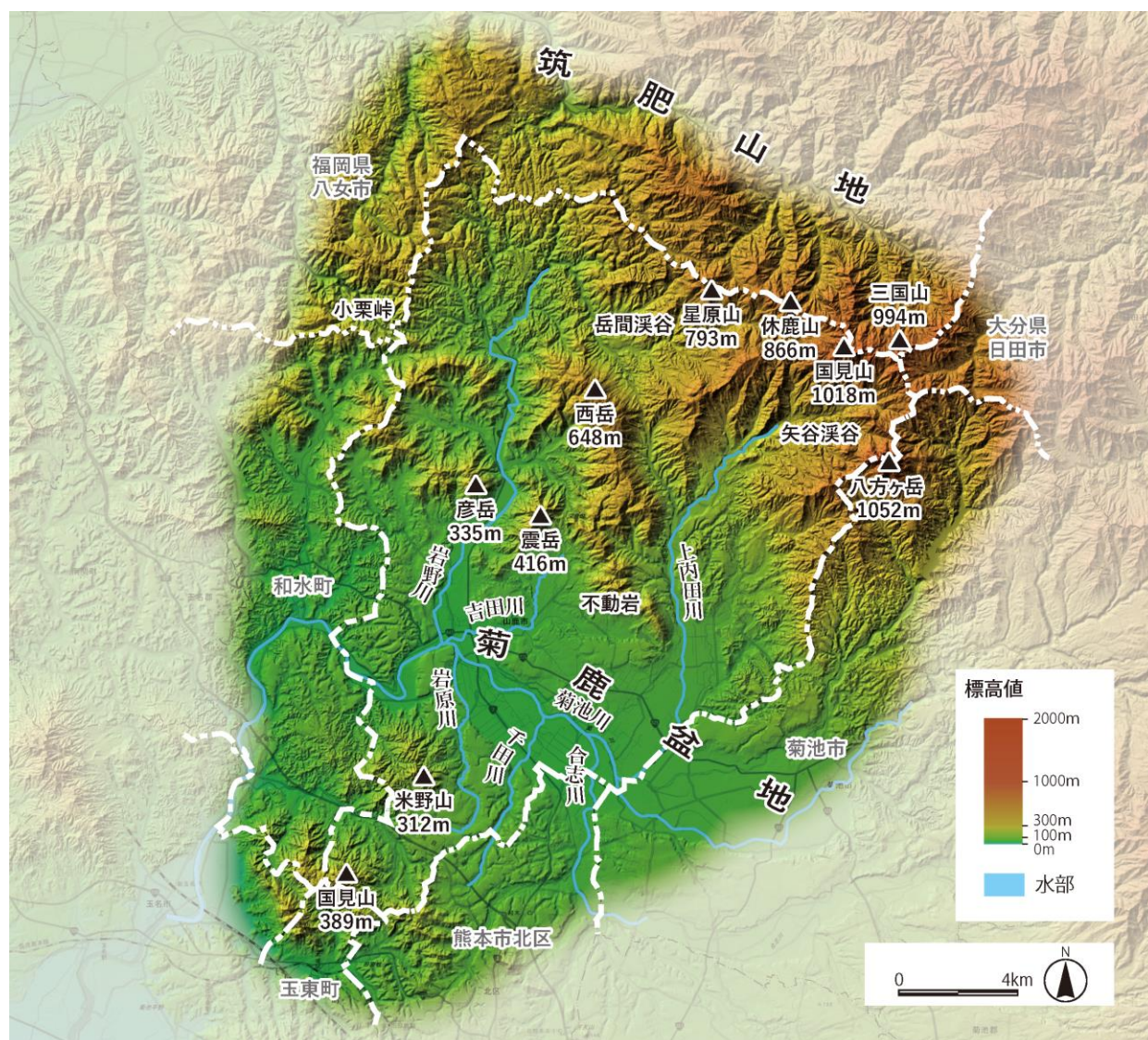


図 山鹿市の地形（資料：国土地理院・地理院地図（色別標高図、陰影起伏図、標準地図）一部改変）

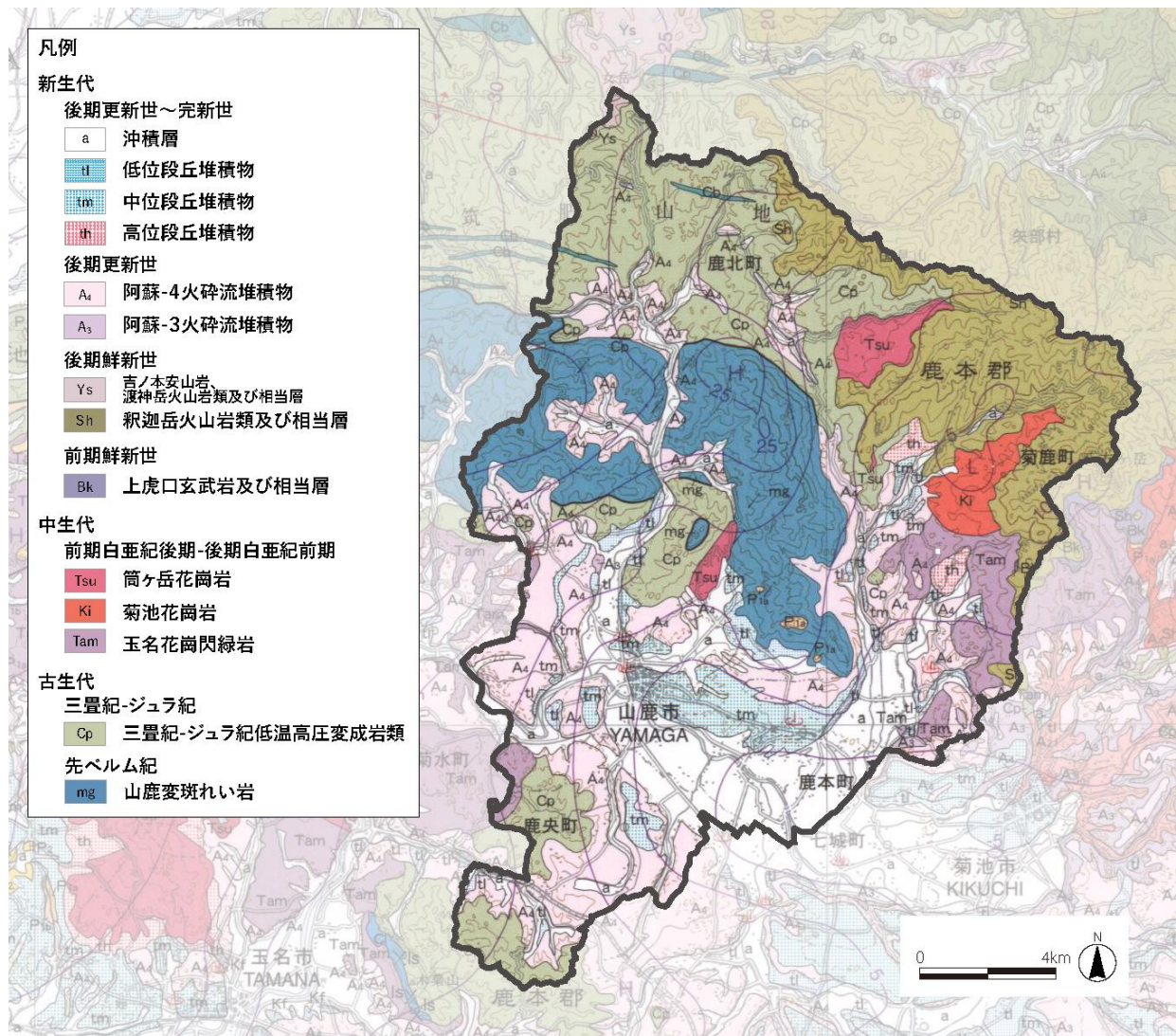


図 山鹿市の地質（資料：産業技術総合研究所地質調査総合センター「20 万分の1 地質図幅 熊本」一部改変）

(3) 気象

本市は、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸型の気候である。

中心部に近い熊本地方気象台の菊池観測所の過去 5 年間の気象データをみると、年間平均気温は 16.4℃、年間平均降水量は 2,049.9mm となっている。気温は、8 月に最高気温が 33.5℃、1 月に最低気温がマイナス 1.0℃と、年変化が大きい。降水量は、梅雨の時期に突出して多くなっており、6、7 月の 2 か月で年間降水量の約 4 割が降る。

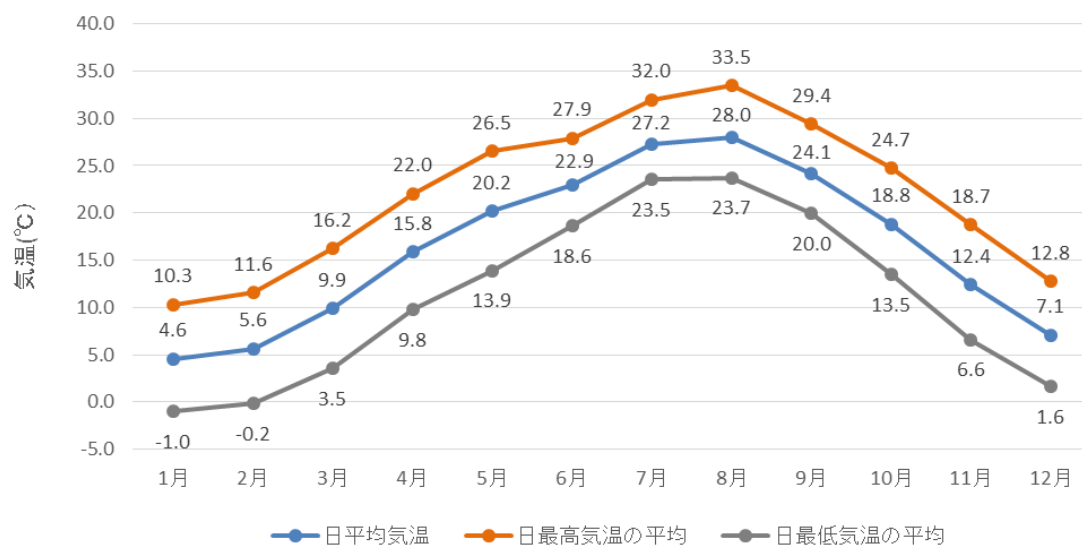


図 気温の平均（資料：気象庁菊池観測所 平成 27 年～令和元年（2015～2019）の平均値）

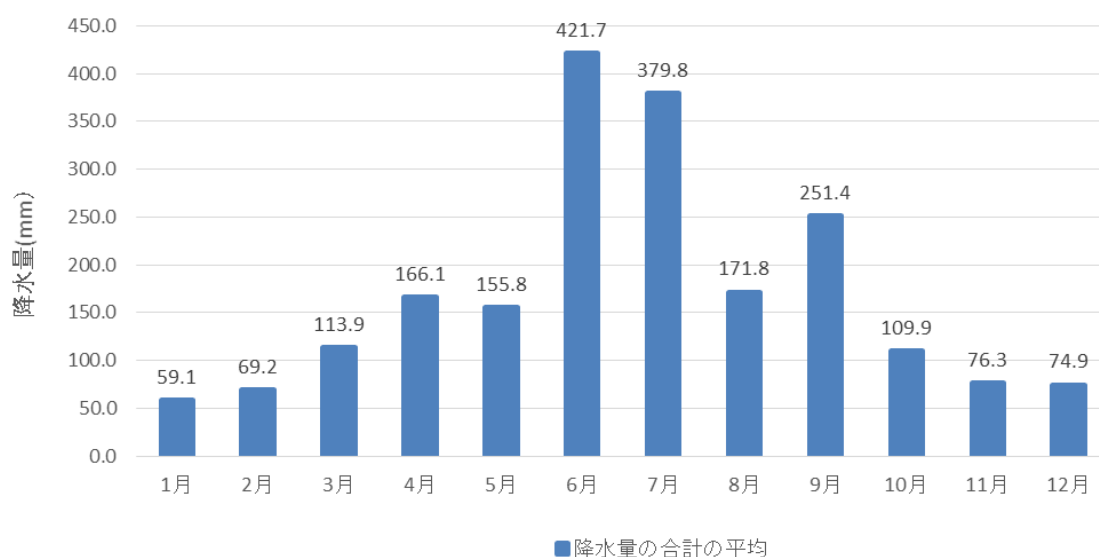


図 降水量の合計の平均（資料：気象庁菊池観測所 平成 27 年～令和元年（2015～2019）の平均値）

2 社会的環境

(1) 市の沿革

本市は、平成 17 年（2005）1 月 15 日に山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町の 1 市 4 町が合併し、新たな山鹿市として誕生した。

なお、旧山鹿市は昭和 29 年（1954）に 1 町 7 村が合併して誕生している。旧鹿北町は昭和 29 年（1954）に 3 村が合併して鹿北村、昭和 38 年（1963）に鹿北町となった。旧菊鹿町は昭和 30 年（1955）に 3 村が合併して菊鹿村、昭和 40 年（1965）に菊鹿町となった。旧鹿本町は昭和 30 年（1955）に 1 町 2 村が合併して鹿本町となった。旧鹿央町は昭和 30 年（1955）に 3 村が合併して鹿央村となり、昭和 40 年（1965）に鹿央町となった。



図 平成 17 年（2005）の合併前の旧市町

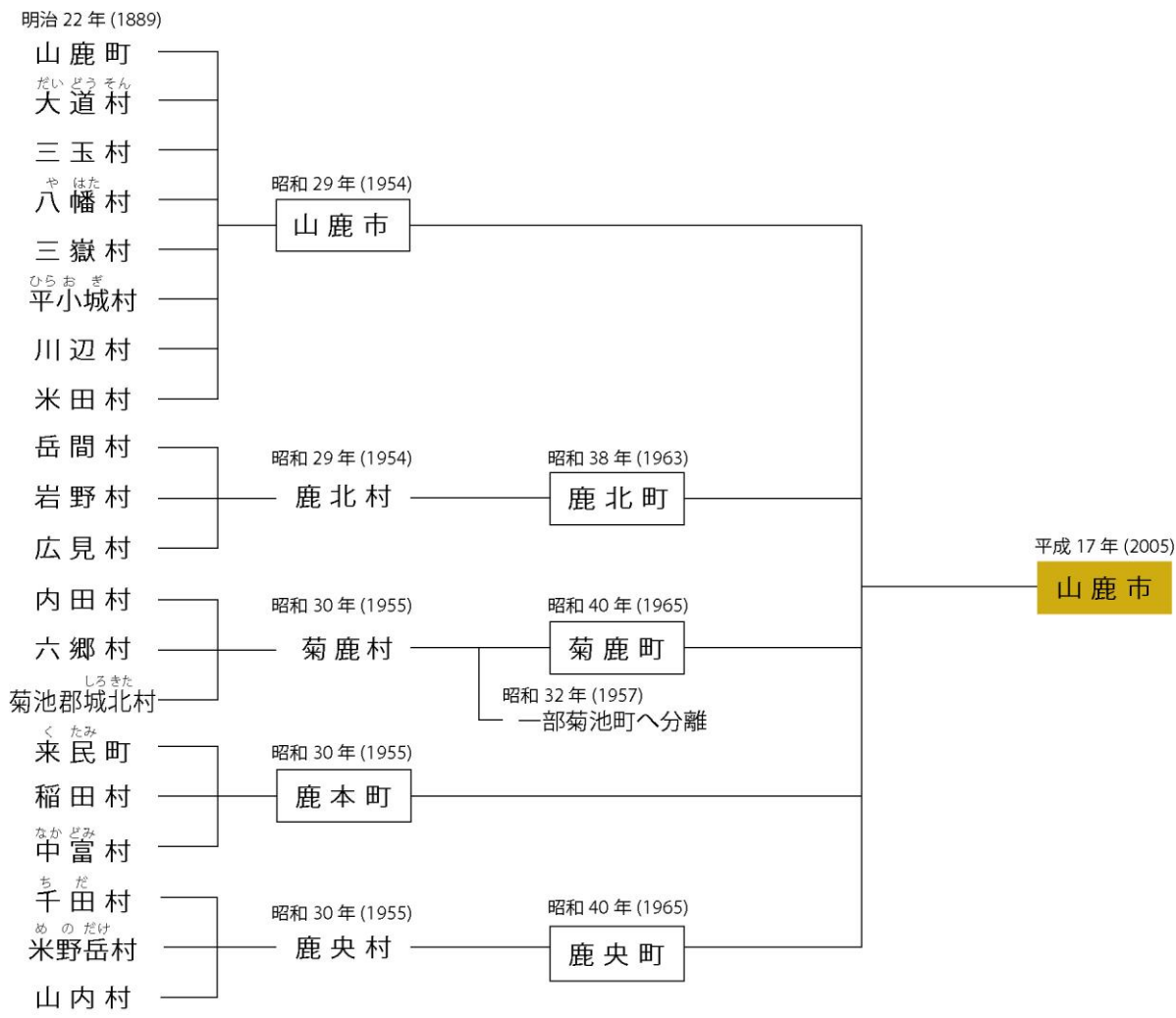


図 合併の経緯（昭和 20 年以降）（資料：新『山鹿市』合併のあゆみ（合併の記録誌）（2005））

(2) 土地利用

令和2年(2020)3月31日現在、本市の総面積は29,969haである。

地目別土地面積をみると、平成31年(2019)1月1日現在、山林が33%、農地(田、畑)が27%、宅地が5%を占めている。

都市計画区域は2,275ha、うち用途地域に指定されているのは471haである。市街化区域、市街化調整区域は定めていない。

市域のうち、用途地域および農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域(国有林1,990ha、森林地域370ha)を除いた区域が農業振興地域(27,138ha)に指定されている。農業振興地域のうち7,885haが農用地である。

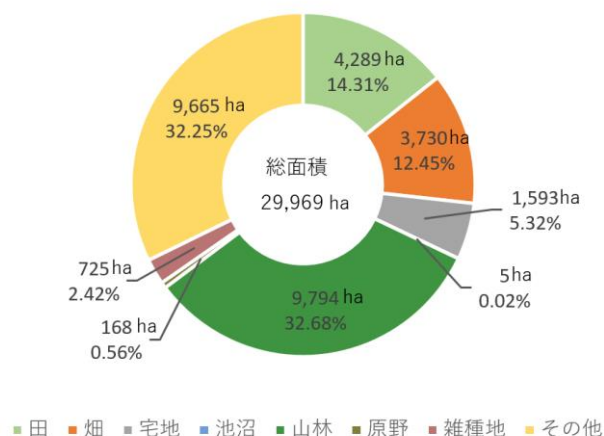


図 地目別土地面積(平成31年(2019)1月1日現在)(資料:平成31年度山鹿市統計資料)

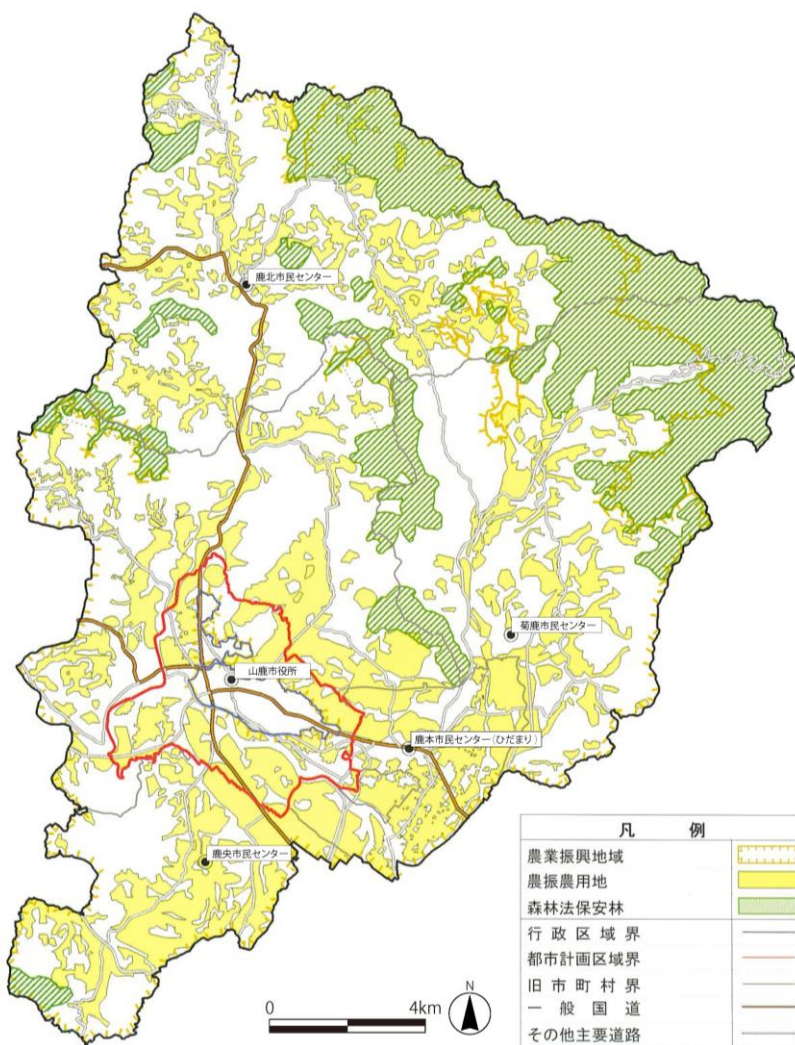


図 土地利用規制現況(資料:山鹿市都市計画マスタープラン)

(3) 人口動態

1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成 27 年（2015）時点で 52,264 人となっており、昭和 60 年（1985）からの 30 年間でみると、減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 17 年（2035）には約 4 万人にまで減少すると予測されている。

世帯数は増加傾向であったが、平成 17 年（2005）をピークに減少に転じている。平成 27 年（2015）時点で 19,145 世帯、1 世帯あたりの人員数は、2.7 人となっている。

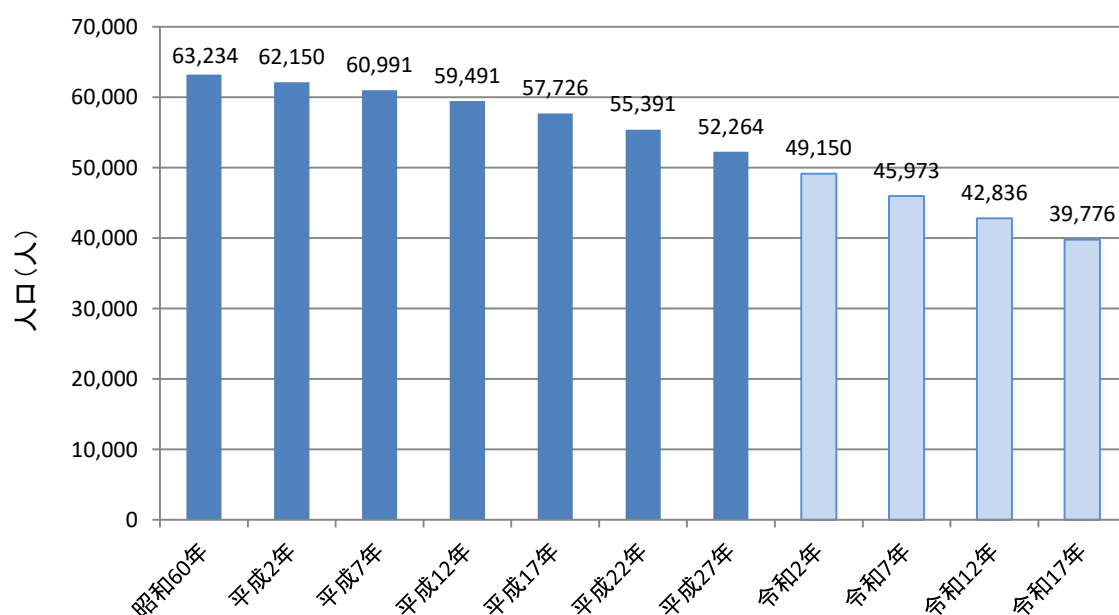


図 人口・世帯数の推移（資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所））

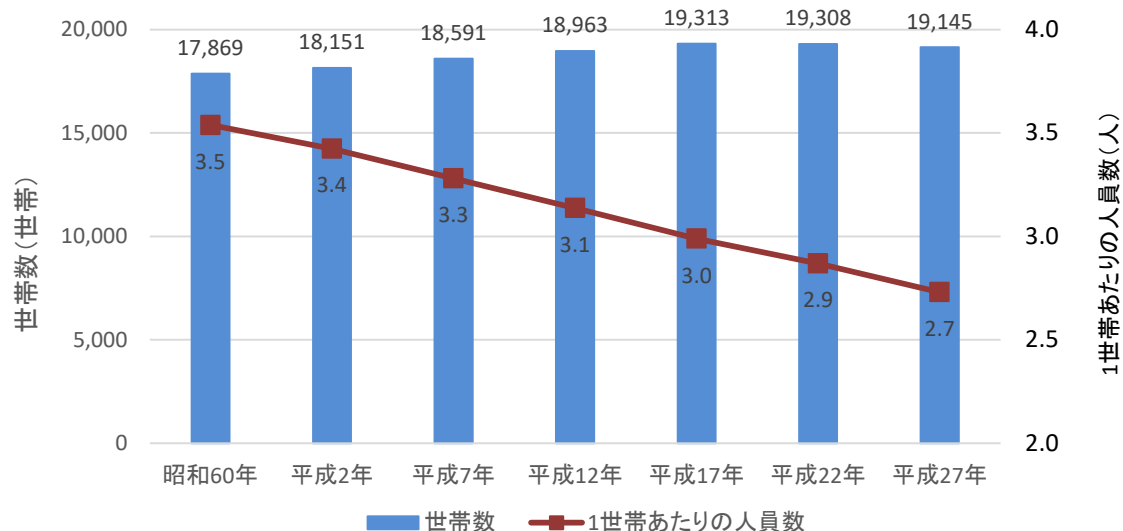


図 世帯数の推移（資料：国勢調査）

2) 3 区分別人口の推移

平成 27 年（2015）時点の 3 区分別人口の割合は、年少人口（0～14 歳）が 12.1%、生産年齢人口（15～64 歳）が 53.3%、高齢者人口（65 歳以上）が 34.6%であり、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、高齢者が増加を続けている。

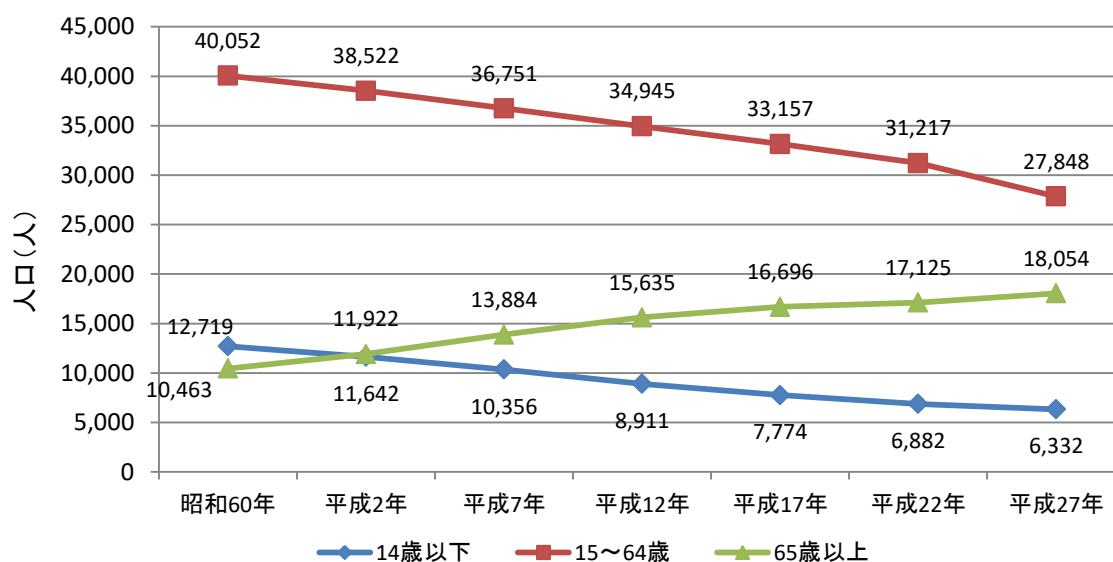


図 3 区分別人口の推移（資料：国勢調査） ※年齢不詳人口は含まない

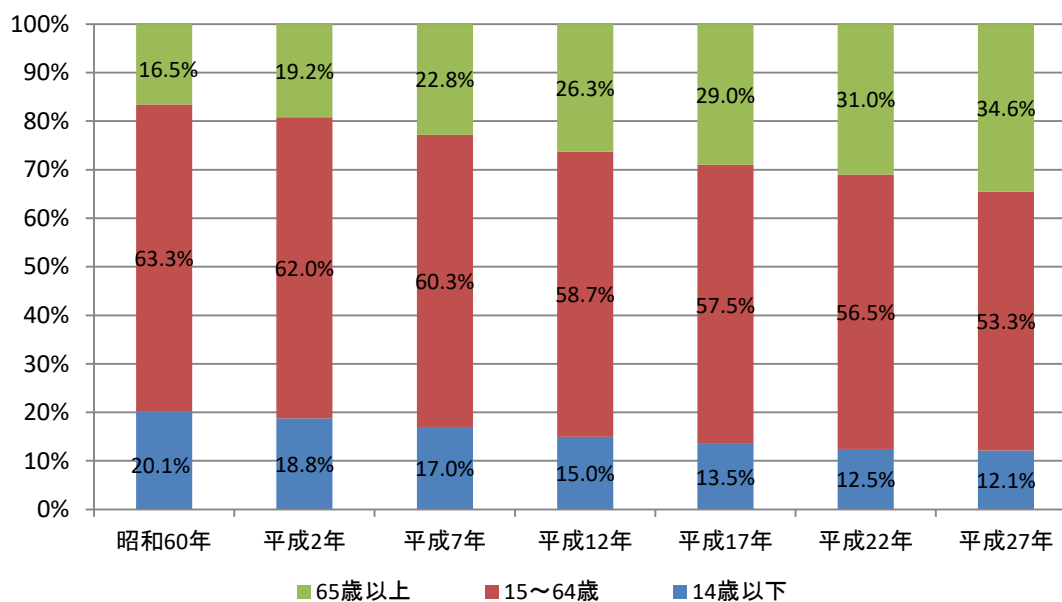


図 3 区分別人口の割合推移（資料：国勢調査） ※年齢不詳人口は含まない

(4) 交通機関

本市の主要な広域交通は九州自動車道であり、菊水 IC や植木 IC から約 20 分の距離にある。また、九州新幹線新玉名駅から路線バスでアクセスすることもできる。

市内の交通網は、市役所がある中心市街地で交差する国道 3 号と 443 号、325 号が骨格の都市軸となっており、市外へのアクセスにおいても主要幹線道路として利用されている。また、これを補完するように県・市道が放射状に広がり山鹿の道路網が形成されている。

鉄道がないため、公共交通機関は路線バスと予約制乗合タクシー（以下「あいのりタクシー」という。）のみとなっている。路線バスは山鹿バスセンターを拠点に、主に本市～周辺市町を結ぶ路線で運行している。一方、あいのりタクシーは、路線バスが運行していない地域をカバーする形で運行しており、路線バスのバス停から 500m 以遠の地域を対象に、現在市内 4 地域（菊鹿・鹿央・鹿北・山鹿）で運行している。



図 主要な広域交通



図 市内の交通網

(5) 産業

1) 産業別就業人口と市内総生産額

平成 27 年(2015)の 15 歳以上の就業人口 25,569 人に占める第一次産業の割合は 16.5% で、第二次産業の割合は 25.9%、第三次産業の割合は 57.2%となっている。本市の主要産業は農林業であるが、第一次産業の就業人口、割合とも減少傾向が著しい。一方、第三次産業は、就業人口は減少傾向にあるが他の産業より緩やかであるため、相対的に割合は増加傾向にある。

平成 27 年(2015)の熊本県平均と比較すると、第一次産業の占める割合が高く(県：9.6%)、第三次産業の占める割合が低い(県：67.5%)のが特徴である。

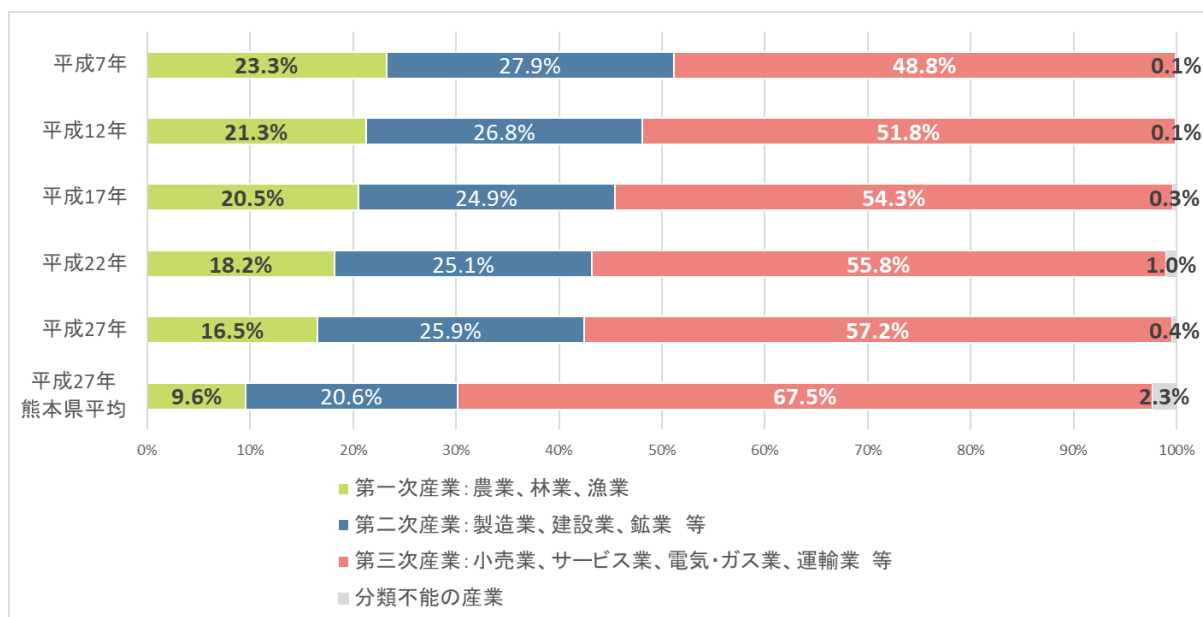


図 産業別就業人口の割合の推移(資料: 国勢調査)

2) 農業

本市は、菊池川の中流域に位置することから古くから肥沃な土壌による穀倉地帯が形成され、現在も全国で最高位の評価を受ける米が生産される米どころである。

他にも、茶、栗、たけのこ、スイカ、ハウスきんかん等の農産物が生産されている。近年はワイン用ブドウの生産拡大を進めている。さらに、牛、豚、鶏(肉・卵)の畜産業も盛んである。

また、鹿北地域は、建築材に適していると言われている「あや杉」の代表的な産地であり、住宅建築資材として広く流通している。



写真上 たけのこ / 写真下 あや杉

3) 工業

本市は、農産物を製造・販売する企業が多く、平成 29 年（2017）の工業統計調査をみると、食料品製造業の事業所が 26.3%、従業員数が 19.2%と、最も高い割合を占めている。

また、本市は古来より米の集積地であったことから、江戸時代の米問屋から転じて明治 29 年（1896）に創業し、現在も営業している酒蔵もあり、農業と連携した製造業が盛んである。加えて、製造品出荷額等において、電気機械器具製造業が約 4 割を占めることも本市の大きな特徴となっている。

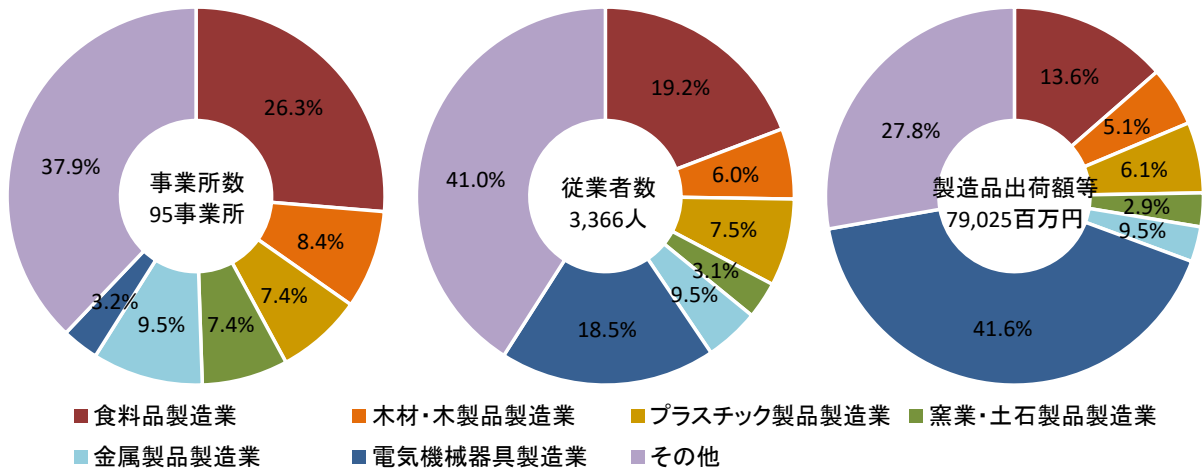


図 製造業の産業分類別事業所数、従業員数、製造品出荷額等の割合（資料：工業統計調査（2017））

4) 商業

平成 28 年（2016）時点で商店数は 497 店、従業員数は 2,951 人、年間商品販売額は約 617.7 億円となっている。平成 19 年（2007）までは、商店数と従業員数は減少傾向、年間商品販売額は横ばいであったが、平成 24 年（2012）以降は、商店数、従業員数、年間商品販売額ともに増加傾向にある。

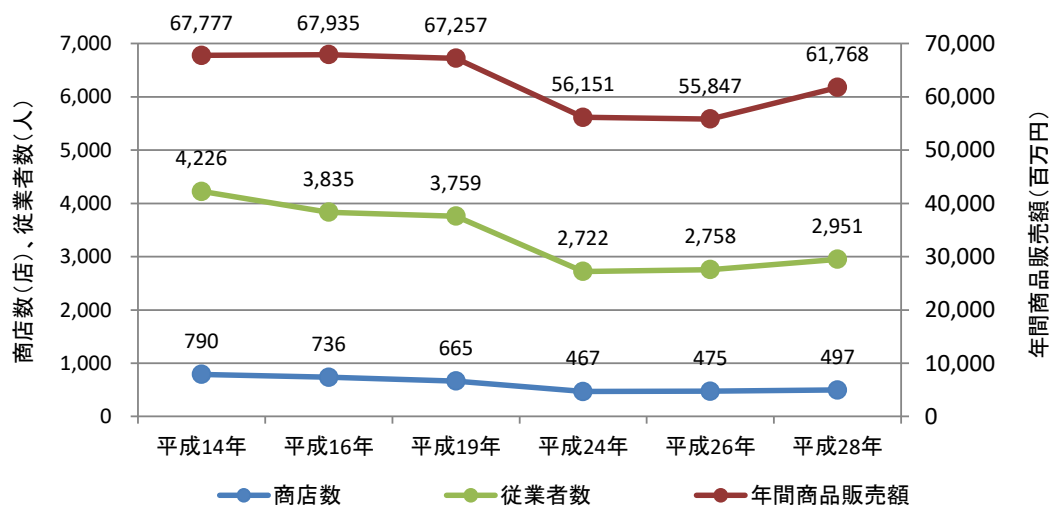


図 店舗数、従業員数、年間商品販売額の推移の推移（資料：商業統計調査（平成 14、16、19、26 年）、経済センサス活動調査（平成 24、28 年））

※商業統計調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定（平成 19 年（2007）11 月）及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 26 年（2014）と平成 19 年（2007）調査の数値とは接続していない。（経済産業省 HP）

(6) 観光

1) 観光客数の推移

合併以降、観光客数は減少傾向が続いたが、平成 22 年（2010）以降は回復し、平成 27 年（2015）には 400 万人を超えた。平成 28 年（2016）は熊本地震が起きたこともあり、一時減少したが、平成 30 年（2019）時点で再び 400 万人を超えている。

一方、宿泊客数は、観光客数が増加傾向に変わった平成 22 年（2010）以降も減少傾向が続いている。平成 22 年（2010）の日帰り・宿泊客数の総数に対する宿泊客数の割合は 10% を割ってから平成 27 年（2015）には 7.0% まで減少、平成 29 年（2018）に 8.0% に回復したが、その後再び減少傾向が続いている。

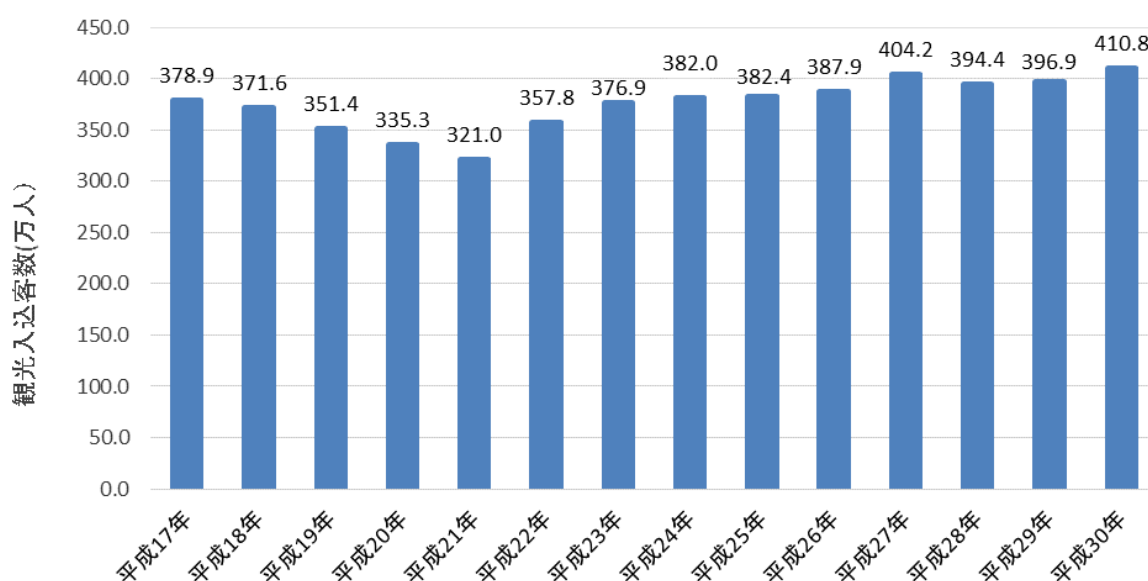


図 観光客数の推移（資料：熊本県観光統計表、山鹿市資料）

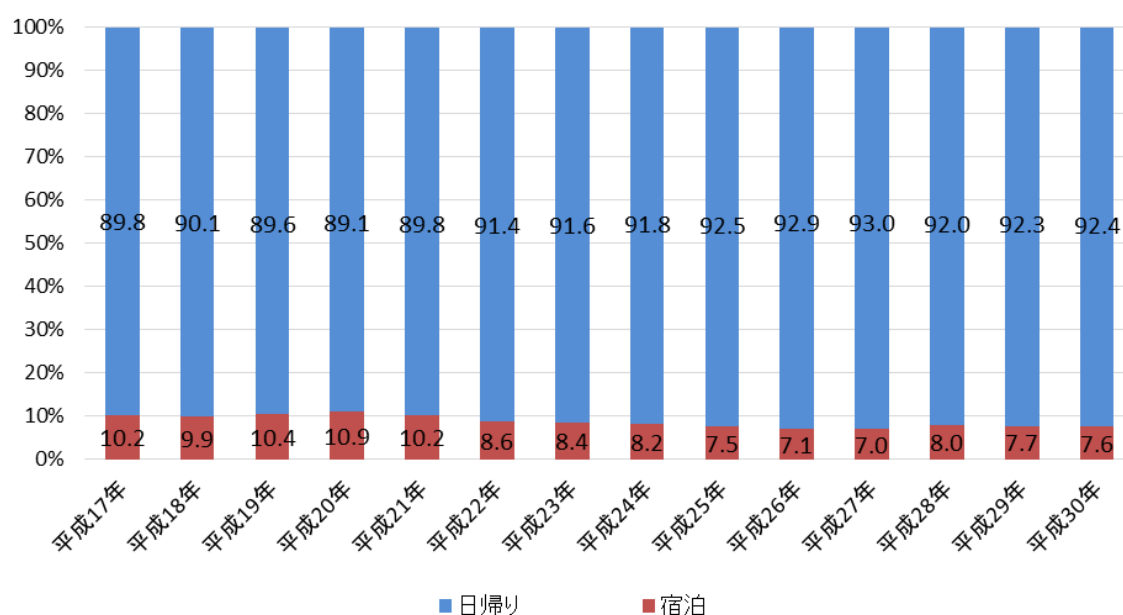


図 日帰り・宿泊客数の推移（資料：熊本県観光統計表、山鹿市資料）

2) 主要観光施設の利用者数

平成 30 年 (2018) の主観光施設の年間利用者数は、山鹿温泉が約 67.6 万人で最も多く、次いで夢大地館 (JA ファーマーズマーケット) が約 61.7 万人となっている。

主な歴史的な施設では、相良寺が約 7.3 万人、歴史公園鞠智城・温故創生館が約 6.1 万人、八千代座が約 4.5 万人、山鹿灯籠民芸館が約 2.6 万人となっている。

表 主要観光施設の年間利用者数 (資料: 山鹿市資料)

単位: 人

施設名	年間利用者数	月平均	施設名	年間利用者数	月平均
山鹿温泉	675,633	56,303	幸の国健康館ゆ〜かむ	53,650	4,471
夢大地館 (JA ファーマーズマーケット)	617,100	51,425	八千代座	44,750	3,729
鹿本温泉	504,278	42,023	鹿央物産館	44,048	3,671
水辺ブラザかもと	501,052	41,754	熊本県立装飾古墳館	32,792	2,733
道の駅かほく小栗郷	440,699	36,725	菊鹿ワイナリー	28,622	2,385
平山温泉	314,348	26,196	千代の園酒造資料館	27,898	2,325
山鹿市特産工芸村あんずの丘	125,444	10,454	山鹿灯籠民芸館	26,177	2,181
相良寺	72,800	6,067	矢谷溪谷キャンプ場	17,393	1,449
歴史公園鞠智城 (温故創生館)	60,839	5,070	一本松農村公園	15,597	1,300
菊鹿温泉	58,706	4,892	岳間溪谷キャンプ場	13,848	1,154

3) まつり・イベント等の入込客数

平成 30 年 (2018) のまつり・イベント等の入込客数をみると、山鹿灯籠まつりが最も多く、2 日間で 16 万人となっている。次いで山鹿灯籠浪漫・百華百彩が 3.8 万人、かほくまつりが 1.8 万人となっている。

表 まつり・イベント等の入込客数 (資料: 山鹿市資料)

単位: 人

名称	観光客数	開催期間	会場
山鹿灯籠まつり	160,000	8/15・8/16	山鹿市街地一円
山鹿灯籠浪漫・百華百彩	38,000	2/1～2/23 (金・土・日のみ開催)	豊前街道・八千代座
かほくまつり	18,000	11/17・11/18	鹿北グラウンド一円
かもと招魂祭	16,000	8/11～8/14	来民商店街及び鹿本総合支所
山鹿さくら湯開湯まつり	16,000	11/23～11/25	さくら湯
鹿央里山まつり	12,400	藤まつり4/20～5/6 蓮まつり6/23～8/5	鹿央古代の森交流施設『里やま』、 鹿央物産館周辺
第一回きくかまつり	10,000	9/22	あんずの丘、鞠智城、番所棚田 等
こふんかんへ 5・5・GO!	3,612	5/5	装飾古墳館
第35回ボーイズリーグ 山鹿選手権大会	3,275	8/25・8/26・9/2	山鹿市民球場、鹿央グラウンド 等
ミュージアムキッズ全国フェア	2,880	6/23	装飾古墳館

※「山鹿温泉祭」は、日程変更に伴い、平成30年度は実施せず

3 歴史的環境

(1) 歴史

1) 古代

①弥生期から古墳時代

阿蘇外輪山西麓^{あそがいりんざんせいりく}に源流を持つ菊池川沿いに広がる本市には、その肥沃な平野^{ひよく}がもたらす恵みにより弥生時代から大規模集落が発達した。当時の遺構を残す方保田東原遺跡^{かとうだひがしぼる}では、祭祀遺構^{こかし}、小鍛冶跡、土器製作跡等をはじめ、家形土器や巴形銅器^{ともえがたどうき}、銅鏃^{どうぞく}、銅鏡等が出土している。

さらに、古墳時代には、チブサン古墳やオブサン古墳をはじめとする彩色系の装飾古墳や鍋田横穴群^{じょう}、城横穴群^{うきぼり}等の浮彫のある装飾横穴が造られるとともに、県内最大規模の前方後円墳を持つ双子塚古墳を含む岩原古墳群^{いわはる}等を中心に豊かな古墳文化が花開いた。

本市には、熊本県内 195 基（令和 3 年（2021）現在）の装飾古墳のうち、63 基があり、日本一の集積地といわれる。装飾古墳の文様で特に注目されるのは、人と馬、船の図柄が多いことである。

②古代山城鞠智城の時代

古墳時代を経て、7 世紀以降、大和政権による九州支配の確立と朝鮮や中国といった東アジア諸国との緊張関係が進む中で、朝鮮式山城の鞠智城が築城された。鞠智城は、天智 2 年（663）の白村江^{はくすきのえ}の戦いで百済を支援して唐・新羅の連合軍に大敗した大和政権が、日本列島への侵攻に備え西日本各地に築城した古代山城の一つで、国家存亡の危機に際して築かれた大規模な朝鮮式山城と考えられている。

朝鮮半島に程近い九州西岸の有明海側を守るとともに、九州統治の拠点であった大宰府やそれを防備する大野城・基肄城^{きいじょう}に武器・食糧を補給する兵たん基地としての役割も果たし、国家的危機へ



写真 出土した家形土器と巴形銅器



写真 岩原古墳群、中央が県下最大級の双子塚古墳



写真 鞠智城跡周辺の航空写真

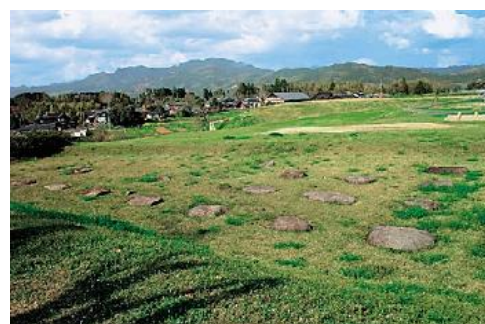


写真 鞠智城跡宮野礎石

の対応の一翼を担っていたと考えられている。鞠智城は天智 4 年～天智 6 年（665～667）ごろに築城されたと推定され、元慶 3 年（879）までは国書にその存在が記されている。城塞機能だけでなく政庁的な機能を併せ持っていた可能性が高い。

鞠智城は、『続日本紀』等の国書に記載された朝鮮式山城として平成 16 年（2004）に国の史跡に指定され、熊本県では、昭和 42 年（1967）からの 35 次にわたる発掘調査を進めてきた。その結果、城跡の核となる長者原^{ちやうじゃばら}を中心に、八角形建物や米倉、兵舎、板倉等これまで 72 棟分の建物遺構が発見されている。出土品としては、平成 9 年（1997）3 月に「秦人忍（米）五斗」と記された古代山城初の本簡が発見され、また平成 20 年（2008）10 月に日本初出土となる百済系の菩薩立像が発見され、鞠智城の築城に百済の貴族が関わっていた可能性がある。現在、鞠智城は 7 世紀後半～10 世紀中ごろまでの約 300 年存続したと考えられ、5 期にわたる時代変遷が明らかとなっている。



写真 八角形建物の遺構

2) 中世から近世（加藤氏改易）まで

延久 2 年（1070）ごろには、菊池氏が現在の菊池市の隈府^{わいふ}に城を築き、南北朝時代は懷良親王^{かねよししんのう}を迎えて征西府^{せいせいふ}を置き、肥後だけでなく九州の政治・文化の中心地となった。このため、菊池十八外城^{きくちじゅうはちとじょう}をはじめ多くの城が菊池川流域に築城された。

山鹿には菊池氏の庶流にあたる山鹿氏が清滝城（山鹿城、上市城ともいう）を築き、居城した。

1500 年代には菊池氏の正統も絶え、家臣の一人であった隈部氏^{くまべし}が勢力を強め、戦国時代末期までに山鹿菊池一帯を支配下とした。その隈部氏の館跡が本市の菊鹿町に良好な状態で残っている。肥後国衆一揆を経て近世の領国支配が確立し、加藤家、細川家の支配下に入ることとなる。加藤清正^{かとうきよまさ}は領内の田畑の正確な面積と収量を把握すべく、天正 16 年（1588）から検地を開始し、山鹿地方は翌天正 17 年（1589）にこれを実施した。この時の山鹿・菊池の検地帳 57 冊が現存している。また検地と同時に豊前街道も肥後の重要路線として整備され、1 里ごとに里数の目安となる榎^{えのき}（里数木^{すうぎ}）が植えられた。鹿央町元広^{もとひろ}の里数木等は当時の遺構である。



写真 隈部氏館跡の建物跡礎石

3) 近世（細川氏の入国）から近代へ

①農業生産基盤の整備

加藤氏の出羽改易後の寛永9年（1632）、細川忠利が小倉から入国すると、山鹿郡にも郡代（郡奉行）が置かれ、寛永10年（1633）には手永制（郡と村の中間の行政区画）が敷かれた。七町八反から十一町八反（約7.7～11.7ha）にも及ぶ大規模な開墾が次々に行われ、灌漑用水路も引かれると、これまでの支流を含む菊池川流域の穀倉地帯が山間部へ拡大し、現在の田園・農村風景の原型が形成されていった。その後、文政3年（1820）に山鹿長坂南島井手、安政4年（1857）に蒲生湯の口溜池、文久2年（1862）に寺島井手等の数か村に及ぶ大規模な灌漑施設が新設されると、山鹿と周辺農村との結びつきが強まって生活圏が拡大し、1つの商都を中心にその周辺に複数の農村が位置するという基礎的都市構造が見られるようになった。特に、寺島井手は大坪橋という石橋（水路橋）を伝って山鹿へ貫流し、南部の農地を潤した。その灌漑面積はおよそ300町歩にも及んだ。

②湯町（山鹿）の繁栄

近世、山鹿の中心地は「湯町」と呼ばれ、『新編肥後国志草稿』（享保13年（1728））の中で、宿町・温泉町として登場し、同書には湯町御茶屋、湯町町奉行宅等があったと記されている。細川忠利が入国の際に宿泊した所が山鹿の御茶屋である。御茶屋は、藩主・幕府の上使や他所の賓客の休泊にあてられた藩の施設である。忠利は山鹿の温泉を気に入り、寛永17年（1640）に御茶屋を新築した。以来、山鹿は参勤交代時の宿泊地となり、温泉宿場町として繁栄した。後にこの御茶屋が現在のさくら湯となる。

肥後藩の参勤交代路であった豊前街道は、熊本と小倉を結ぶ主要道であり、熊本から北上し、菊池川を越え、湯町（現山鹿中心部）で大きく西行し、関町（現南関町）へ向かう。菊池川を渡って山鹿に入ると惣門があり、不審者の出入りを取り締まっていた。

『山鹿湯町絵図』（宝暦13年（1728）調製）をみると、惣門をくぐると、街道沿いには商家の町並みが形成されていたことがうかがえる。また、湯町は度々火災で家屋を焼失しており、文政9年（1826）、安政5年（1858）には大火に見舞われている。現在、街道沿いに残っている歴史的建造物に瓦葺や柱を塗り込めた土蔵造が多く見られるのは、延焼防止のため藩が推奨した結果と考えられる。



図 豊前街道のルート

③新町（^{くたみ}来民）の発展

市南東部に位置する現在の鹿本町来民は、文明年間（1469～1487）には黒土町と呼ばれた。わずかながら市が立ち、次第に町の体裁を整えていったが、幾多も戦火に見舞われた。寛永16年（1639）に細川忠利が昔の町の体裁を残していたこと、山鹿と隈府（^{わいふ}現菊池市）の間にあること等から、当地を町に取り立て「新町」と改めさせ、月に6度の市を立てることを許した。また町勢発展のために、諸公役、諸貫銭を免除する保護策がとられるとともに、中村手永（手永：江戸時代に肥後熊本藩主の細川家とその領地に導入した行政制度である。領内を手永と呼ばれる行政区画に分けて村を束ね、責任者として惣庄屋を置く。）の会所（惣庄屋を補佐し、各種の実務を行った役所）が設けられたことで急速に町の形態を整えていった。

宝暦13年（1763）の『宝暦新町絵図』（山鹿市鹿本町、大光寺蔵）によれば、町の規模は三百間（約570m）で、大通りを挟んで157軒の町屋が並び、最も多いのが間口3間、5～6間になる二棟造り（別棟民家）やコ字型の妻入り造りであった。

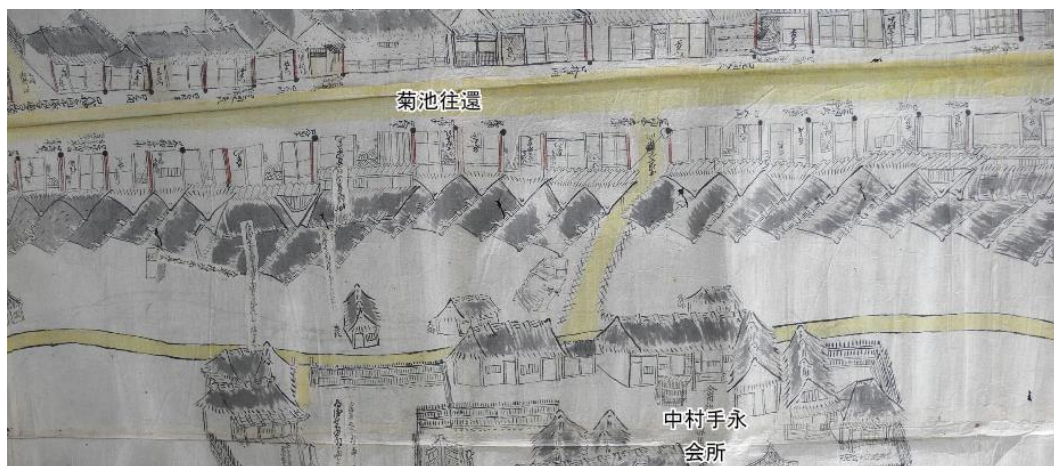


図 宝暦新町絵図（部分）（山鹿市鹿本町、大光寺蔵）

④菊池川の水運力

近世の山鹿を特徴づける菊池川の高瀬（現玉名市）下りも、いわゆる「米遣いの経済」が発達するにつれて、近郊の産物を運ぶ手段として注目されることになった。豊前街道下町と南島橋場を結んでいた旧山鹿大橋の川際に、俗に「^{みなみしまはし}俵ころがし」と呼ばれる傾斜を持つ石畳が設けられ、ここから当地の産物が平田舟（^{ひらたふね}）という帆船に積み込まれて高瀬へと運ばれた。積荷の第一は米で、雑穀がこれに次ぎ、幕末には竹細工品、また、木材も主要移出品として筏にして流したという。そのため、山鹿は物資の集散地として重きをなし、菊池川が各村々を束ねる要となっていた。こうして、近郷農民の生活必需品の買物の場としての在町（^{まち}）、湯治の場としての温泉町、豊前街道沿いの宿場町等、複数の性格を持つ山鹿が核となって、現山鹿市圏の基礎が形成された。



写真 再現された船着き場と俵ころがし跡

⑤旦那衆の出現

それまで渡船だった大川口におおかわぐちに文政 12 年（1829）に旧山鹿大橋が完成すると、山鹿温泉は近郷民の入湯場としてさらに賑わいを見せ始めた。また、酒造業のほか、米をはじめとする農産物・紙・絹糸・綿布等を媒介とする様々な産業の隆盛、菊池川を利用した水運業がもたらす莫大な利益は、山鹿に「旦那衆」と呼ばれる富商たちを誕生させた。

旦那衆の本業は米に関する商売が多かったが、大地主や旅館業・料亭、呉服商のほか、製糸会社、鋳物工場の経営等の複数の商売を営む者もあり、業種ごとの組合や私立銀行を設立して経営基盤を強化していった。

こうした旦那衆の中には、明治 3 年（1870）熊本藩に誕生した実学党政権下で横井 小楠^{よこい しょうなん}に学び、私財を投じて済世救民の思いを実行に移す者が現れた。彼らは進取の気性に溢れ、これに刺激された市民を巻き込んで山鹿固有の観光施設（八千代座やさくら湯等）を誕生させるとともに、商業観光都市としての魅力を一層高める役割を果たした。

4) 近代

①さくら湯の誕生

さくら湯は、山鹿温泉のシンボルである。山鹿温泉とさくら湯の関係は、明治になってからのことである。明治 3 年（1870）、参勤交代の廃止によって御茶屋の利用が減り、老朽化も進んでいたため、それを一部解体し、増え続ける入浴客に対応できる大規模な公衆浴場として改築する計画が旦那衆から持ち上がった。



写真 往時のさくら湯

明治 3 年～明治 5 年（1870～1872）に行われた大改築で市民温泉として生まれ変わり、龍の湯（御前湯）・紅葉湯（御次の湯）の連なる棟と桜湯（外湯）の棟が T 字型に配置された。これがさくら湯の特徴である「十字クロス構造（屋根が十字に交わる構造）」のきっかけとなった。

明治 31 年（1898）に道後温泉の棟梁・坂本又八郎氏を招いて改修が行われた際、北側に唐破風を備えた玄関が設けられた。さらに昭和 4 年（1929）の改修では南側にも唐破風の玄関が設けられた。

当時、内湯を持たなかった多くの市民にとって、さくら湯は生活の一部であり、山鹿の温泉文化の象徴でもあった。これがさくら湯（桜湯）の由来である。なお、湯壺としては「桜湯」、大衆温泉施設としては「さくら湯」と言う。

②八千代座の誕生

さくら湯と並び、山鹿の歴史文化の象徴となっているのが八千代座である。さくら湯と同様に、旦那衆が内外からの来訪者をもっと寛がせ、市民にも楽しみを与えたいとの思いから、当時東京や上方でも人気のあった歌舞伎の芝居小屋を造った。建設構想から完成までに要した月日は僅か 10 ヶ月、明治 43 年（1910）12 月に完成し、翌年の 1 月 11 日にこけら落としが行われた。

その後、八千代座は旦那衆の思いに応え盛況を博したが、第二次大戦後の苦しい生活や不況、映画やテレビの波に押される形で衰退の一途を辿り、やがて閉鎖されるといわば廃墟と化した。閉鎖状態が続き老朽化が進み、朽ちていく八千代座の状態を憂えた市民による瓦一枚運動が昭和 61 年（1986）に起こった。これが契機となり復興を求める市民の声が高まり、昭和 63 年（1988）12 月、芝居小屋としては九州初の国指定の重要文化財となった。

八千代座は、その後、平成の大修理（平成 8 年～平成 13 年（1996～2001））によって隆盛期の姿を取り戻し、歴史的建造物としての価値だけでなく、隣接する資料館の夢小蔵や移築された漆喰の土蔵・塀とともに独特の景観美も見せている。



写真 明治 44 年の八千代座こけら落とし



写真 現在の八千代座。公演日以外でも八千代座自体の見物客で賑わう

4) 現代

①九州初の市街地再開発ビル「温泉プラザ山鹿」完成

昭和 42 年（1967）の国道 325 号整備に伴い、市中心部の商店街が分断されることとなる。また、昭和 46 年（1971）に市中心部で起きた大火も契機となり、狭小な道路や敷地が密集していた商店街の近代化や地区の再整備について気運が高まり、関係者が協議を重ねた。昭和 44 年（1969）に公布された都市再開発法を適用し、市街地再開発事業と商店近代化事業を合併施行する方針が固まり、同年振興組合が結成された。

昭和 50 年（1975）8 月、温泉ビル（市営温泉さくら湯、温泉プール）、中央ビル（ショッピングセンター、市民会館）、住宅ビル（専門店、住宅）からなる九州初の再開発ビルである温泉プラザ山鹿がオープンした。再開発に伴いさくら湯も解体され、再開発ビルの一部となった。



写真 昭和 50 年（1975）に建設された温泉プラザ山鹿

②「温泉プラザ山鹿」の再整備と「さくら湯」の再生

再開発ビルの温泉プラザ山鹿は、郊外型大型店舗の進出等の影響を受け、平成 14 年（2002）に核店舗が撤退、建物の老朽化も進み、空き店舗が増加した。その後、耐震診断を実施し、診断の結果、一部を解体して耐震化を図ることで既存施設を活用できるとわかり、温泉ビルと中央ビルの市民会館部分



写真 平成 22 年（2010）にリニューアルオープンした温泉プラザ山鹿

を減築し、平成 22 年（2010）3 月に商業施設温泉プラザ山鹿がリニューアルオープンした。

さくら湯については、温泉プラザ山鹿の再整備を契機とし、往年の姿を再生したいという市民の想いに応え、平成 24 年（2012）10 月に木造の十字クロス構造を持つ温泉施設として再建された。往時の雰囲気漂わせるさくら湯としての再生が図られ、現在では年間約 17 万人が来場する温泉施設となっている。



写真 復元されたさくら湯／出典：山鹿市観光サイト「山鹿探訪なび」

③「肥後古代の森」の整備・活用

肥後古代の森は、文化庁が遺跡の広域保存・活用を目的として進めてきた「風土記の丘設置事業」の一つで、平成 4 年（1992）に全国で 11 番目の「風土記の丘」として誕生した。現在、全国 16 ヲ所に風土記の丘がある。各県 1 ヲ所の原則で指定が進められ、熊本県では、菊池川流域の山鹿・鹿央・菊水の 3 地区が対象となった。その中核施設となる熊本県立装飾古墳館が鹿央地区にオープンし、整備事業名を「肥後古代の森」に改称した。現在、肥後古代の森の活用を目的として肥後古代の森協議会が発足し、山鹿・鹿央・菊水（現和水町）・菊鹿・菊池の 5 地区で、様々な事業を展開している。

5 地区のうち、山鹿地区、鹿央地区、菊鹿地区の 3 つが市内に位置している。

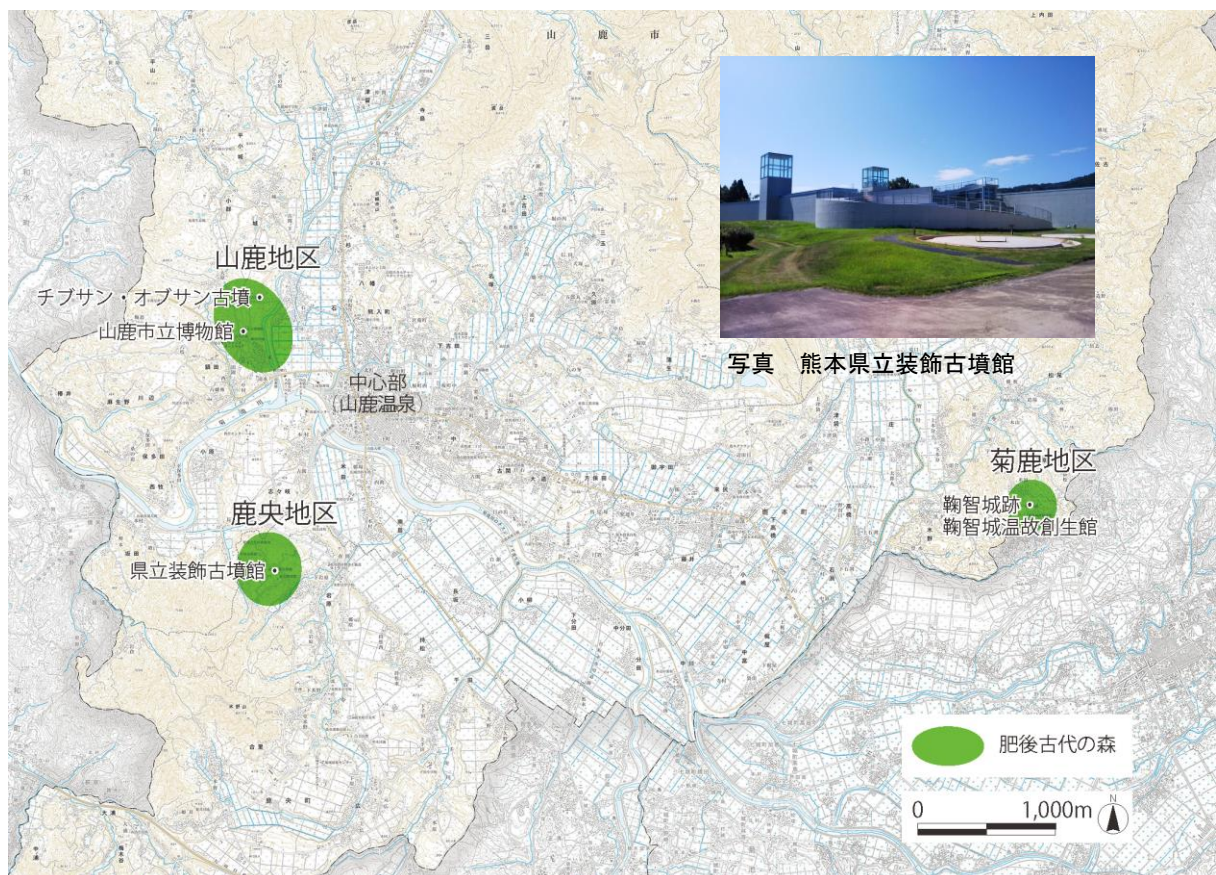


図 市内に所在する肥後古代の森の位置

④豊前街道と来民の町並み

明治10年(1877)の西南戦争の際に、官軍・薩摩軍ともに山鹿湯町を主戦場としなかったことや第二次世界大戦での被害がなかったこともあり、現在、豊前街道沿いには古い町並みが残っている。明治以降の建築物も多いが、なかには天保年間(1831~1845)、年代がわかっているものでも安政5年(1858)まで遡る建物も数棟ある。2間~3間間口縦長の江戸時代仕様の商家の佇まいが残り、菊池川の船着場からの距離によって業種の異なる配置がうかがわれる点が町並みの特徴となっている。

高度経済成長期に商店街近代化の流れを受け、既存のファサードが大きな看板や新たな外壁で覆い隠されると、昔ながらの町並みが姿を消し、かつての町の繁栄を想起させる漆喰壁や重厚な窓の造りを容易に見ることができなくなった。

しかし、平成5年(1993)熊本県景観条例による「景観形成地域」の指定以後、町並みの価値を再評価しようとする機運が高まり、住民自ら商店街復興策のひとつとして徐々に外観の修復・修景に力を入れ始め、平成7年(1995)から本市も独自の助成制度を用意してこの動きを支援した。その結果が今日の豊前街道沿いの町並みを生かしたまちづくりへと発展している。

また、街道から脇道に入ると、そこにも商都としての生活感漂う空間が広がっている。この街道から延びる小路を山鹿では「しゅうじ」と呼ぶが、今も生活に欠かせない通路であり、古い石積みや板塀、用水路等を見ることができる。

一方、鹿本町来民にある町屋の多くは明治から昭和初期のものだが、中には江戸時代後期の安政年間(1855~1860)のものもあり、歴史ある町並みが残っている。平成6年(1994)度に調査を行ったが、歴史的建造物の保存や町並み整備の動きには至っていない。



写真 豊前街道の様子。八千代座近く



写真 豊前街道の様子。この先は菊池川



写真 朝もやの豊前街道。松明による演出等、景観にも配慮している



写真 来民商店街の町並み

(2) 関わりのある主な人物

1) 宇野親治 (12 世紀ごろ)

大和国（現奈良県）宇野の領主である。保元元年（1156）の保元の乱で敗れ菊池氏に預けられて中村に住んだ際、温泉を発見して湯屋を建てたとの伝説が残る。雲閑寺に親治の墓と伝わる五輪塔もあり、山鹿温泉の発見に感謝する「宇野親治墓前祭」が毎年行われている。



写真 伝宇野親治五輪塔群

2) 宥明法印 (15 世紀ごろ)

九日町の金剛乗寺中興より 8 代目の僧侶である。文明年間（1469～1487）のころ湯町の温泉が枯渇した時、薬師堂にこもり祈祷を行ったところ、温泉が再び湧き出したとの伝説がある。

毎年 8 月に開催される山鹿灯籠まつりの由来に、温泉を復活させた報恩のために人々が法印の霊前に紙灯籠を供えたことを起源とする説がある。



写真 宥明法印の墓

3) 隈部親永 (不明～天正 16 年 (1588))

16 世紀後半、肥後北部の山鹿・菊池二郡を支配していた肥後国衆を代表する人物である。天正 15 年（1587）に勃発した肥後国衆一揆の中心人物としても知られている。



写真 隈部親永の像

4) 細川忠利 (天正 14 年～寛永 18 年 (1586～1641))

熊本城主の肥後細川藩初代藩主である。寛永 9 年（1632）に加藤氏の改易に伴い、小倉から熊本に入城する。自ら領内のすみずみを巡視し、人畜改帳の作成や河川改修等を進めた。寛永 17 年（1640）、山鹿に御茶屋（現さくら湯）を新築し、新町（現来民）においては定期市を許し、団扇の制作を奨励した。



図 山鹿湯町絵図に描かれた御茶屋（山鹿市 大森博弥氏所蔵）

5) 島已兮 (不明～寛政 8 年 (1796))

「かいこの神様」と言われ、細川藩の養蚕業の普及発達に貢献した。米野（現山鹿市鹿央町合里）で養蚕並織絹方主任を仰せ付けられ、藩内各地を巡回し、指導にあたった。功績が認められ、藩からたびたび褒章を受けた。元の名は志賀半右衛門である。墓は市の史跡に指定されている。



写真 島已兮の墓

6) 帆足長秋^{ほあしちょうしゅう}（宝暦7年～文政5年（1757～1822））と
帆足京^{ほあしみさと}（天明7年～文化14年（1787～1817））

肥後における国学の祖と言われる国学者である。久原一ツ目神社の神職の家に生まれる。天明6年（1786）伊勢松坂の^{もとおりりなが}本居宣長を訪れ門人となる。娘である京が15歳の時に宣長のもとで「古事記伝」の写本を行った。長秋・京による写本は全44巻が完存し、熊本県の有形文化財に指定されている。

なお、京は道中和歌を作り、「刀環集」として残している。



写真 帆足長秋・京

7) 原口針水^{はらぐちしんすい}（文化5年～明治26年（1808～1893））

幕末から明治時代の宗教家、学僧である。下内田村（現山鹿市菊鹿町）の光照寺で生まれる。光照寺の学寮「累世鬘^{るいせいこう}」で学問を深め、23歳の時に博多萬行寺^{まんぎょうじ}の曇竜^{どんりゅう}に師事し浄土真宗を学ぶ。幕末のころから国学が盛んになり、やがて神道が力を持つことを予見して、その研究も行う。後に「累世鬘」で後進の指導にあたり、50代半ばで上洛し、浄土真宗本山の西本願寺に出仕した。明治24年（1891）には大学林の総理^{だいがくりん}（現龍谷大学学長^{りゅうこく}）に就任し、さらに数多くの指導者の育成に尽力した。

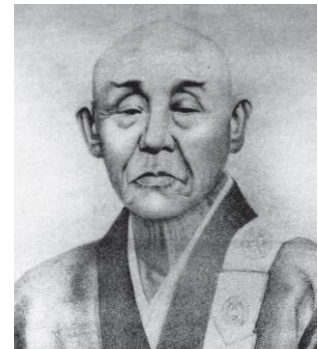


写真 原口針水

8) 遠山弥二兵衛^{とやまやじべえ}（文政6年～明治40年（1823～1907））

ため池の築造で地域の米作りを安定させた役人である。八代郡竜峰村^{りゅうほうむら}（現氷川町^{ひかわちょう}）生まれ。嘉永6年（1853）中村手永の惣庄屋となり、水不足に悩んでいた村人を救うため、50万トンもの水をためることができる「湯の口のため池」を完成させた。これにより、御宇田^{みうた}・方保田^{かとうだ}・古閑・中村・日置・白石等の各地域が恩恵を受け、新しい水田が76haほど開発され、多くの村人の生活が豊かになった。湯の口ため池と彼を祀る遠山神社は市の史跡に指定されている。



写真 遠山弥二兵衛

9) 江上津直^{えがみつなお}（文政10年～明治38年（1827～1905））と
井上甚十郎^{いのうえじんじゅうろう}（天保4～明治39年（1833～1906））

江上津直と井上甚十郎は、山鹿温泉を大改築し、殖産興業の先駆けとなった2人である。多感な青年期を横井小楠^{よこいしょうなん}の塾で学び、実学党の薫陶を受ける。実学とは「実際に役に立つ学問こそが最も大事であり、民の立場にたった政治を行わなければならない」という小楠の進取開明的な考え方が2人の一生を決定付けた。2人は、学舎を設け、児童教育の普及に尽力したほか、製糸や製茶、清酒醸造の改良を行い、山鹿や近隣の地域の殖産興



写真 江上津直

業に努めた。特に私財を投じて山鹿温泉の大改築を行い、熊本県一の温泉場として発展させた。2 人の思想は、彼らの息子の江上定雄や井上明四郎に引き継がれ、彼らを中心に本格的な劇場の八千代座や鹿本鉄道の建設に至った。



写真 井上甚十郎

10) 中川正平 (弘化 2 年～大正 10 年 (1845～1921))

明治時代～大正時代にかけて、岳間茶の発展、振興に一生を捧げた実業家である。山鹿郡津留村（現山鹿市津留）生まれ。明治維新後、茶業による地域の発展を目指すため紅茶製法を学び、後に教師として、人材の育成も行った。明治 31 年 (1898) には、熊本市に製茶会社を設立し、自ら社長兼工場長となって、紅茶や緑茶増産と質の向上に力を注いだ。製茶の品評会にも度々出品し、明治 21 年 (1888) の農産品評会で二等を受ける等、受賞数は十数回にも上り、「熊本県茶業の大恩人」と称えられた。



写真 中川正平

11) 清浦奎吾 (嘉永 3 年～昭和 17 年 (1850～1942))

熊本県下で初めての内閣総理大臣となった人物である。鹿本町来民生まれ。日田（大分県）の私塾・咸宜園で学んだ奎吾は上京して官僚となり、司法大臣や農商務大臣、内務大臣等を歴任し、大正 13 年 (1924)、内閣総理大臣に就任した。清浦内閣は半年ほどの短命であったが、門閥や藩閥のない中で総理大臣になった奎吾の功績は郷土の誇りとして、今も語り継がれている。生家である明照寺に隣接して、清浦記念館が整備されている。



写真 清浦奎吾

12) 木村亀太郎 (明治元年～昭和 15 年 (1868～1940))

明治 43 年 (1910) に建設された八千代座の設計者で総支配人である。山鹿町の下町（現山鹿市山鹿）生まれ。青年期に長崎に渡り、測量技師として佐世保の軍港建設に従事する。そこで建築に関する技術を取得し、帰郷後、鹿本鉄道山鹿駅本社、山鹿小学校校舎、山鹿高等女学校校舎、薬師堂等を設計した。芝居小屋、八千代座建設は亀太郎の集大成とも言える事業。画才もあり八千代座の天井広告の下絵を描いた。灯籠師としての腕も一流で、近世の名人と言われた木村仙太郎に師事した。絵を描き、建築や灯籠制作、八千代座の興行等で多彩な才能を発揮したことから、山鹿のレオナルド・ダ・ヴィンチといわれる。



写真 木村亀太郎

13) 松本清記^{まつもとせい き}（明治 13 年～昭和 48 年（1880～1973））

和紙と糊だけで制作する山鹿灯籠の技術を集約し、一般に広く公開した灯籠制作の第一人者である。鹿本郡山本村（現熊本市北区）生まれ。家業の時計屋を営みながら、灯籠作りの情熱を持ち続け、数々の大作・名作を作り、後継者の育成、制作技術の改良・保存に多大な貢献をした。温厚な人柄で市民から親しまれ、熊本県近代文化功労者顕彰、熊本日新聞社会賞を受賞。昭和 39 年（1964）には、名誉市民の称号が贈られた。

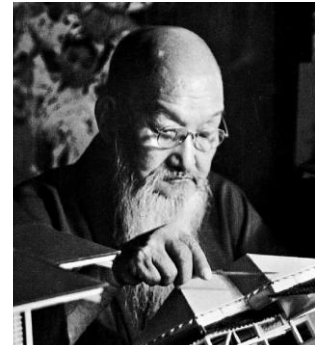


写真 松本清記

14) 中原市兵衛^{なかはらいち べ え}（明治 18 年～昭和 23 年（1885～1948））

山鹿温泉の発展に力を尽くした実業家。福岡県早良郡姪浜村^{さ わ ら め い の は ま}（現福岡市）生まれ。山鹿の旧家・中原家の養子となり、山鹿に「鹿門館」「新富本店」等の料亭や「清流温泉」「清流旅館」を経営し山鹿を当時の宿場町として大いに発展させた。さらに阿蘇^{あ そ}坊中^{ぼうちゆう}や天草下田の望洋閣旅館温泉等の旅館業も営み、実業家として広く知られるようになる。その間、山鹿町議会議員として地方産業文化向上に貢献し、64 歳で生涯を終えるまで一貫して観光基盤整備の一翼を担い、山鹿温泉の名を世間に広めた。



写真 中原市兵衛

4 文化財等の分布及び特徴

(1) 文化財の件数

令和2年(2020)3月31日現在の指定・登録文化財の件数は、以下のとおりである。

表 指定・登録文化財の件数

類型		国		県	市	合計
		指定	登録	指定	指定	
有形文化財	建造物	1	12	3	49	65
	絵画	-	-	-	2	2
	彫刻	-	-	2	10	12
	工芸品	-	-	1	7	8
	書籍・典籍	-	-	1	-	1
	古文書	-	-	-	14	14
	考古資料	1	-	3	4	8
無形文化財	芸能	-	-	-	1	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	3	3
	無形の民俗文化財	-	-	-	6	6
記念物	遺跡	7	-	9	41	57
	名勝地	-	-	-	1	1
	動物、植物、地質鉱物	2	-	-	21	23
合計		11	12	19	159	201

(2) 主な文化財の概要

1) 国指定の文化財

①建造物（八千代座）

重要文化財は1件、江戸時代後期の芝居小屋の様式を色濃く残した八千代座である。

同じく国の重要文化財に指定される芝居小屋の旧金毘羅大芝居(通称「金丸座」香川県琴平町)、旧呉服座(愛知県犬山市の明治村)、旧広瀬座(福島県福島市の民家村)、康楽館(秋田県小坂町)と違い、移築されることなく建築当時の場所に現存している。また、小屋本体だけでなく、東西の通用門、庭園、池、稲荷社、東西の便所、火鉢置き場、旧組合事務所等の諸施設(市指定の有形文化財「八千代座付属施設」)が残っており、芝居小屋全体の施設、構えが保存されている唯一の小屋である。



写真 八千代座内の様子。天井絵(往時の店舗広告)が見事

表 八千代座の施設概要

建物規模構造	間口 29.49m 奥行 35.40m (延べ面積 1,487.4 m ²) 地下1階、地上2階建て 瓦葺(平成の大修理の際に、耐震補強工事を併せて実施)
舞台規模	プロセニウム(H) 4.256m、間口 13.38m、奥行 10.50m (廻り舞台直径 8.45m)
収容人数	約 750 人(建設当時は 1,274 人が定員)

八千代座は、平成 8 年（1996）度～平成 13 年（2001）度にかけて、国と熊本県の補助を受けて半解体保存修理工事を行い、大正時代の姿に復原した。工事に併せて照明や音響等の設備を新調したため劇場としての利用も増えている。指定管理者制度が導入され、市民の発表会から歌舞伎まで多彩な公演が開催されている。

②遺跡（^{きくちじょうあと}鞠智城跡／^{かとうだひがしぼる}弁慶ヶ穴古墳／^{いわばる}チブサン・オブサン古墳）

7 件の遺跡が史跡に指定されている。弥生時代後期～古墳時代初頭を中心とする県内最大規模の集落遺跡である^{かとうだひがしぼる}方保田東原遺跡、朝鮮式山城の^{きくち}鞠智城跡、古墳関係が 4 件（県内最大規模の双子塚古墳を擁する^{いわばる}岩原古墳群、装飾古墳の^{べんけい}弁慶ヶ穴古墳、^{なべたよこあな}チブサン・オブサン古墳及び^{なべたよこあな}鍋田横穴）、^{くまべしやかたあと}菊池一族ゆかりの中世城館の隈部氏館跡である。

鞠智城跡は、7 世紀後半に大和政権が築いた山城である。^{きくち}鞠智^か鹿^{よなばる}町^{ちようじやばる}米原の長者原地区を中心とする総延長約 3.5km の土塁線や急峻な崖線で囲まれた、南北約 1.2km、東西 1km、面積約 64.8ha の規模を有する。現在は、八角形鼓楼、米倉等の建物を復元し、ガイドンス施設、展望所、休憩所等を設置し、歴史公園としての活用を図っている。

装飾古墳について、^{べんけい}弁慶ヶ穴古墳は、古墳時代後期の古墳で、巨石で構築された複室の横穴式石室に赤色で船、馬等が描かれており、装身具、馬具等が出土している。チブサン古墳は、古墳時代後期の墳丘長 44m の前方後円墳で、複室の横穴式石室をもち、後室の石棺に描かれた壁画が有名であり、古く大正 11 年（1922）に史跡に指定されている。横穴式石室内の石屋形には、赤白黒の三色で幾何学文様、人物が描かれている。オブサン古墳はチブサン古墳の近傍にある突堤付円墳である。江戸時代以来、チブサン古墳の壁画図像からくる「乳房信仰」とともに、オブサン（うぶさん＝産さん）古墳は「お産」の神様としての信仰対象で、両者は一体として意識されてきたものである。古墳周辺は、肥後古代の森山鹿地区として整備・活用している。



写真 歴史公園となった鞠智城跡



写真 弁慶ヶ穴古墳



写真 チブサン古墳

2) 国の登録有形文化財

市内には国の登録有形文化財が 12 件ある。ここでは本市の中心部である山鹿にある 6 件を紹介する。

1 件は、本市において大正末期の洋風建築の先駆けとなった山鹿灯籠民芸館である。大正 14 年（1925）、旧安田銀行山鹿支店として建築された建築物で、鉄筋コンクリート造 2 階建、建築面積 185 m²である。他の 5 件はすべて大森家住宅の建造物である。江戸末期から昭和に金融業等を営んだ山鹿有数の豪商の邸宅で、明治 5 年（1872）に建築された主屋、明治元年～明治 15 年（1868～1882）の建築で明治後期に増築された L 字状の蔵（通称味噌蔵）、昭和 32 年（1957）建築の観音堂、昭和 15 年（1940）に設置された延長 20m の木造（漆喰壁）の北塀、昭和 16 年（1941）に設置された延長 10m の木造（漆喰壁）の西塀の計 5 件が登録されている。



写真 山鹿灯籠民芸館



写真 大森家住宅

3) 県指定の文化財

①建造物（湯町橋）

3 件の建造物が有形文化財に指定されている。石橋の湯町橋、現存する県内最古の宝篋印塔である川西の宝篋印塔、年号のある宝塔としてわが国最古の笠忠平の宝塔である。

湯町橋は、吉田川に架橋された 2 連アーチの石造眼鏡橋で、文化 11 年（1814）建造は鹿本郡内で 2 番目に古い。長さ 17.7m、幅 4.8m。昭和 50 年（1975）、河川改修に伴い移築復元した。



写真 移築復元された湯町橋

②遺跡（岩原横穴群）

9 件の遺跡が県の史跡に指定されている。いずれも古墳関係の遺跡である。

岩原横穴群は、古墳時代後期の横穴墓群で 131 基からなる。うち 8 基に装飾文様があり、14 号横穴にはゴンドラの舟縁に櫓を支える突起（櫓臍）をもった屍床があり、舟葬思想をうかがわせる。



写真 岩原横穴群

4) 市指定の文化財

①建造物（八千代座附属施設／^{こんごうじょうじ せきもん}金剛乗寺石門／伝宇野親治五輪塔群／田中橋）

八千代座附属施設、金剛乗寺石門、伝宇野親治五輪塔群等、49 件の建造物が有形文化財に指定されている。

八千代座附属施設は、明治期の劇場である八千代座の附属施設であり、ひょうたん池、東通用門、東塀、稲荷社などが含まれる。

金剛乗寺石門は、文化元年（1804）、石工・甚吉によって建造された。凝灰岩切石を円形に積み、切妻屋根をのせている。

伝宇野親治五輪塔群は、鎌倉期の五輪塔であり、^{おおあざな}大字中に位置する雲閑寺にある。三基並んでいる五輪塔の中央が山鹿温泉発見の功労者とされる宇野親治の墓と言われている。

田中橋は、鹿北町に位置する石橋で、安政 5 年（1858）に建造された。長さ 14.3m、幅 3.2m で二重の輪石で作られた珍しい構造である。



写真 八千代座附属施設



写真 金剛乗寺石門



写真 伝宇野親治五輪塔群



写真 田中橋

②無形文化財（^{かほくちやまうた}鹿北茶山唄）

無形文化財では 1 件、鹿北茶山唄が指定されている。明治期の茶摘みのころ、鹿北町^{たけ}岳間には県内外から労働者が来ていた。その中で天草の人たちが茶摘みに来たときに歌っていた作業歌が鹿北茶山唄である。鹿北茶山保存会が保持団体として認定を受けている。



写真 全国大会も開催される鹿北茶山唄

③有形の民俗文化財（^{くたみうちわ}来民団扇製作工具一式）

3 件の有形民俗文化財が指定されている。来民団扇製作工具一式、大宮神社猿田彦石碑群、日輪寺芭蕉碑である。

来民団扇製作工具一式は、鹿本町来民で寛永 16 年（1638）からつくられるようになったと伝わる工芸品の来民渋うちわの制作に用いる工具である。



写真 来民団扇製作工具一式

④無形の民俗文化財

（^{いんご}犬子ひょうたん／^{むなかたまんぎょう}長坂なれなれなすび踊り／宗方万行／山鹿灯籠）

6 件の無形民俗文化財が指定されている。風俗慣習 1 件、民俗芸能 4 件（3 件の雨乞い踊り、1 件の舞楽）、民俗技術 1 件である。

風俗慣習（年中行事）として指定を受けるのは八坂神社（大宮神社内）で行われる犬子ひょうたんの祭礼である。毎年 6 月 15 日に行われる祭りの際、^{ひょうたん}瓢箪と子犬の形をした米粉の団子を買求め、厄病魔よけのお守りとして各家々の部屋の隅に飾る。この日は「初かたびら」とも呼ばれ、地元では衣替えの節目となっている。境内は若い女性や子ども連れが浴衣姿で訪れ、初夏の代表的な風物詩として賑わいを見せる。

指定を受ける民俗芸能のうち、ここでは長坂なれなれなすび踊りと宗方万行の 2 つを紹介する。長坂なれなれなすび踊りは、長坂厳島神社に伝わる念仏踊系統の舞楽で、五穀豊穡を祈る意を含むという奉納踊りである。起源は室町時代とされる。麻の狩衣（かりぎぬ）を着た男たちが大太鼓を中心にして輪になって踊る。宗方万行は、宗方八幡宮に伝わる念仏踊系統の雨乞い踊りである。元禄年間（1688～1704）の日照続きの時、^{がんよ}願嘗という念仏僧がこの踊りを村人に教え、踊り続けたところ大雨が降ったという。願嘗がなまって万行となり、この雨乞い踊りを宗方万行と呼ぶようになったと伝わる。



写真上
犬子ひょうたん祭りの様子



写真右
瓢箪と子犬の形をした米粉の団子



写真 長坂なれなれなすび踊り



写真 宗方万行

民俗技術として指定を受けるのは紙と糊だけで山鹿灯籠をつくる技である。山鹿灯籠は、山鹿灯籠まつりの際、大宮神社に奉納される。その作品は金灯籠^{かなどうろう}をはじめ、神殿造り、座敷造り、城造り等の様々な様式があり、全て手作業で制作される。



写真 山鹿灯籠の制作

⑤遺跡（湯の口ため池／黄金塚古墳^{こがねづか}）

41 件の遺跡が市の史跡に指定されている。古墳関係 17 件、中世城郭跡 4 件、寺及び寺跡 5 件、墓所等 7 件、摩崖仏や豊前街道里数木跡、溜池、石塔等 8 件となっている。

湯の口ため池は、山鹿手永の惣庄屋、遠山弥二兵衛によって安政 2 年（1855）から 2 年がかりで築造された。これにより、500ha の農地への用水供給が可能となった。現在も田畑に水を供給し続けている。



写真 湯の口ため池

黄金塚古墳は、鞠智城に近い台地上に立地する古墳である。伝説では「米原長者どんの金蔵」と呼ばれている。内部は横穴式石室で築造年代は 6 世紀後半と推定されている。



写真 黄金塚古墳

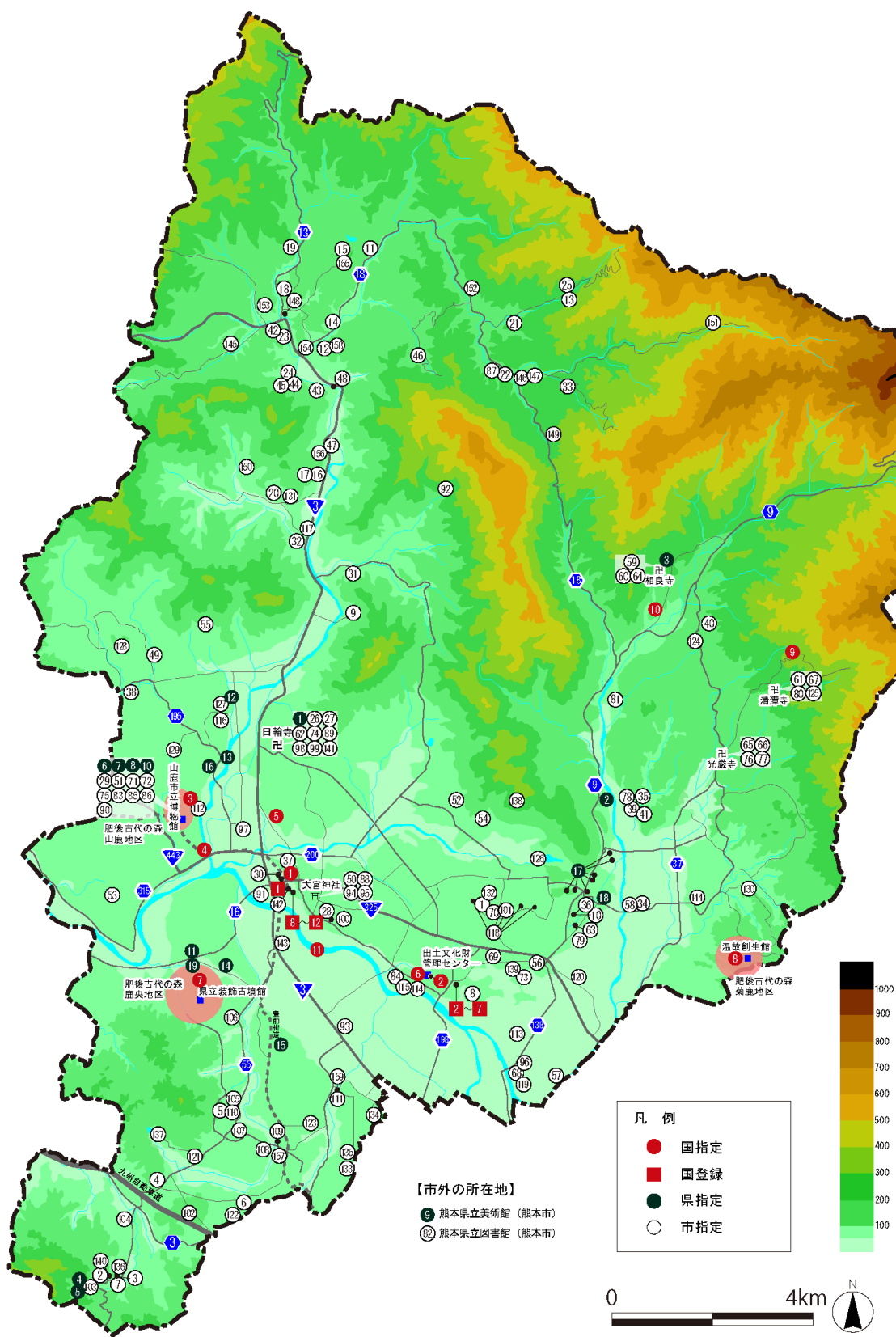


図 指定文化財の位置

※名称等の一覧については、参考資料に記載。



図 指定・登録文化財の位置（豊前街道及びその周辺）

(3) 主な未指定の文化財

1) 建造物

①豊前街道及びその周辺に所在する歴史的建造物

山鹿湯まちと称される豊前街道及びその周辺には、指定・登録文化財以外にも、多くの歴史的建造物が残されている。

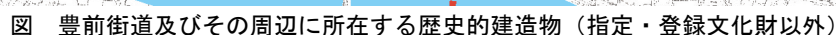
本市は、山鹿市景観条例第 24 条に基づき、景観形成重点地区内の建造物のうち、次の各号のすべてに該当する建造物として 13 棟の町屋を「指定建造物」に指定している。

- (1)道路沿いからの望見が可能であること。
- (2)各時代の特徴を表した建造物であること。
- (3)建築後 50 年以上経過した建造物であること。
- (4)町並み景観の向上に効果が期待できるものであること。

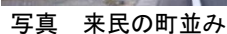
なお、上記以外にも、多くの町屋が手つかずのまま残されている。加えて、光専寺の山門、山鹿小学校正門及び同衛生室等もあり、歴史的建造物は多種多様である。

<暮らしの工房（濱武邸）> 建築年代：明治時代 屋根形状：切妻 / 棟方向：平入 	つるばら <蔓薔薇（堀隆章家住宅）> 建築年代：明治時代 屋根形状：切妻 / 棟方向：平入 
<茶舗くろ川> 建築年代：明治時代 屋根形状：切妻 / 棟方向：平入 	<寺田鮮魚店駐車場> 建築年代：不明 屋根形状：切妻 / 棟方向：平入 

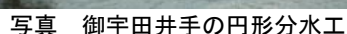
写真 山鹿市景観条例第 24 条に基づく指定建造物



来民では、菊池往還沿いに多くの歴史的建造物を見ることができる。平成 6 年（1994）度の調査によると 67 棟の町屋が把握されていた。橋本家住宅をはじめ、今も町屋が残り、町並み景観に個性を与えている。



延長 3 年（925）伊勢から下向した御宇田氏が引いたとされる用水路である。この用水路で御宇田台地の開田が進んだとされる。毎年田植えが終わったところに、地元役員が殿さん祭りを開いて、その功績に感謝をささげる。また取水口近くには円形分水工が設けられている。川から取り入れた水の 7 割を井手へ、3 割を川に返す機能を持つ。



④番所の棚田

本市北東部の筑肥山地南側に位置する急峻な斜面を切り開いて造られた棚田である。秋にはあぜに彼岸花が咲き誇り、美しい景色に彩りを添える。

日本棚田百選に選ばれ、熊本県農村景観大賞も受賞している。また、日本遺産の構成文化財の一つにもなっている。

地域では、平成20年（2008）4月に「番所棚田保全協議会」を設立し、棚田の維持・保全活動を通じた集落の活性化に取り組んでいる。

市は、平成25年（2013）3月に『番所地区景観農業振興地域整備計画』を策定し、地域と協力し、棚田等の保全や景観に配慮した農業生産基盤の整備の推進に取り組んでいる。



写真 番所の棚田



写真 秋の棚田ツアー

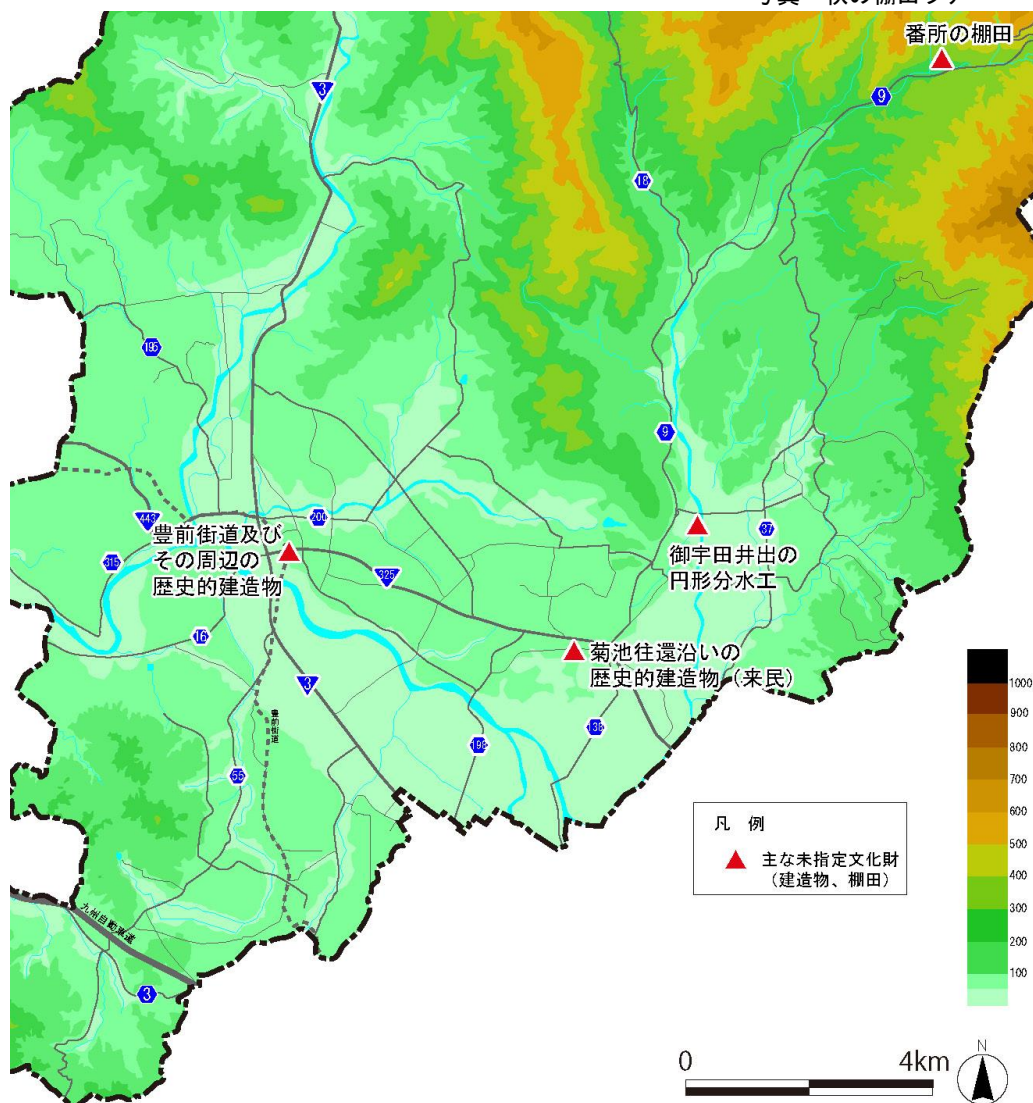


図 主な未指定の文化財の位置

2) 歴史と伝統を反映した市民の活動

歴史と伝統を反映した市民の活動として、市内では様々な風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等が継承されている。

以下、主な活動として、山鹿灯籠まつり・山鹿灯籠踊り、山鹿温泉祭、遷宮祭・木山羽熊振り、招魂祭、古閑神楽、阿佐古かせいどりうち、そして団扇職人による来民渋うちわ、山鹿傘の制作を紹介する。

① 山鹿灯籠まつり・山鹿灯籠踊り

山鹿灯籠まつりは、毎年8月15、16日に開催される大宮神社の祭礼である。室町時代に始まったといわれる。各町内に設置された豪華な奉納灯籠を灯籠台に載せ、これを担いで大宮神社へ納める。町内が昔からの順番どおりに鳥居をくぐり、奉納台に並べた後、お祓いを受ける。これを地元では「上がり燈籠」と呼ぶ。

山鹿灯籠踊りは、金灯籠を頭にのせた浴衣の女性が「よへほ節」にあわせて踊る踊りである。昭和29年(1954)に考案され、昭和31年(1956)に現在の千人灯籠踊りになった。8月16日の山鹿灯籠まつりの夜、灯籠の灯りのもと、千人の女性が踊る姿は、多くの観客を魅了している。



写真 山鹿灯籠まつりの千人灯籠踊り

② 山鹿温泉祭

山鹿温泉祭は、毎年4月に2日間で開催される温泉に感謝をささげる祭礼である。巫女たちが笹の葉に付けた温泉を子どもの頭に垂らして無病息災を願う「湯^ゆ 壽^{ことぶき}の舞」や、「お薬師さん引き」と呼ばれる「御幸式」が行われる。御幸式では、稚児行列を先頭に、宇野親治公みこし等が続き、太鼓や三味線を奏でる各町内会の屋台車が市街中心部を練り歩く。



写真 山鹿温泉祭で披露される湯壽の舞

③遷宮祭・木山^{はぐま}羽熊振り

遷宮祭は、松尾神社で開催される 25 年に 1 度の祭礼である。京都から遷宮されてきた際、社殿完成までの間、松の木に棚を釣って仮座させたという話に関する習わしで、氏子が神殿から御神体を約 1.5 km 離れた御旅所（釣棚跡）まで運び、再び神殿に納める。

木山羽熊振りは、この行列において、タケの棒の先にイ草を束ね付けてカサのようにした羽熊をかざして踊る民俗芸能である。



写真 遷宮祭の羽熊振り

④招魂祭

招魂祭は、明治 12 年（1979）に西南戦争戦没者の慰霊祭として始まった来民地区の祭りである。毎年 8 月 13 と 14 日には合同慰霊祭、総踊り等が開催される。



写真 招魂祭（総踊り）

⑤古閑神楽

古閑神楽は、五穀豊穰を祈り舞われる。古閑諏訪神社で行われ、市内で最も多い 7 座の演目（御幣、榊、さんまい、二剣、剣弓、四剣、初剣）がある。2 月と 9 月の年 2 回奉納されるが、9 月は子ども達が裸でお参りをする「百度参り^{ひゃくど}」と併せて舞われている。



写真 古閑神楽

⑥阿佐古かせいどりうち

阿佐古かせいどりうちは、菊鹿町阿佐古地区で 600 年以上続く伝統行事である。五穀豊穰等を願った神事で、小正月（1 月 14 日の夜）に顔を黒塗りした子ども達が、乙皇神社にお参りした後、集落内の各軒を回り、藁と粟で作ったしめなわを配る。訪問先では、いきなり玄関を開け「かせいどり、どっさり、おいわいなー」と大声で叫びながら、しめ縄で上がり^{がまち} 框をたたく。



写真 阿佐古かせいどりうち

日本遺産の構成文化財の一つにもなっている。

⑦来民渋うちわの制作

来民渋うちわは、寛永 16 年（1639）に肥後初代藩主細川忠利の推奨により制作が始められたといわれ、来民の名産となり、商家の宣伝用や進物用に用いられた。現在は、数名の職人が昔ながらの手づくりで伝統技法によるうちわづくりを受け継いでいる。



写真 渋うちわの制作

⑧山鹿傘の制作

山鹿傘は、明治 5 年（1872）ごろに始まり、昭和初期までは山鹿の名産であった。丈夫さが売りで、全盛期には年間 50 万本が生産され「来民うちわに山鹿傘」といわれた。



写真 山鹿傘の制作

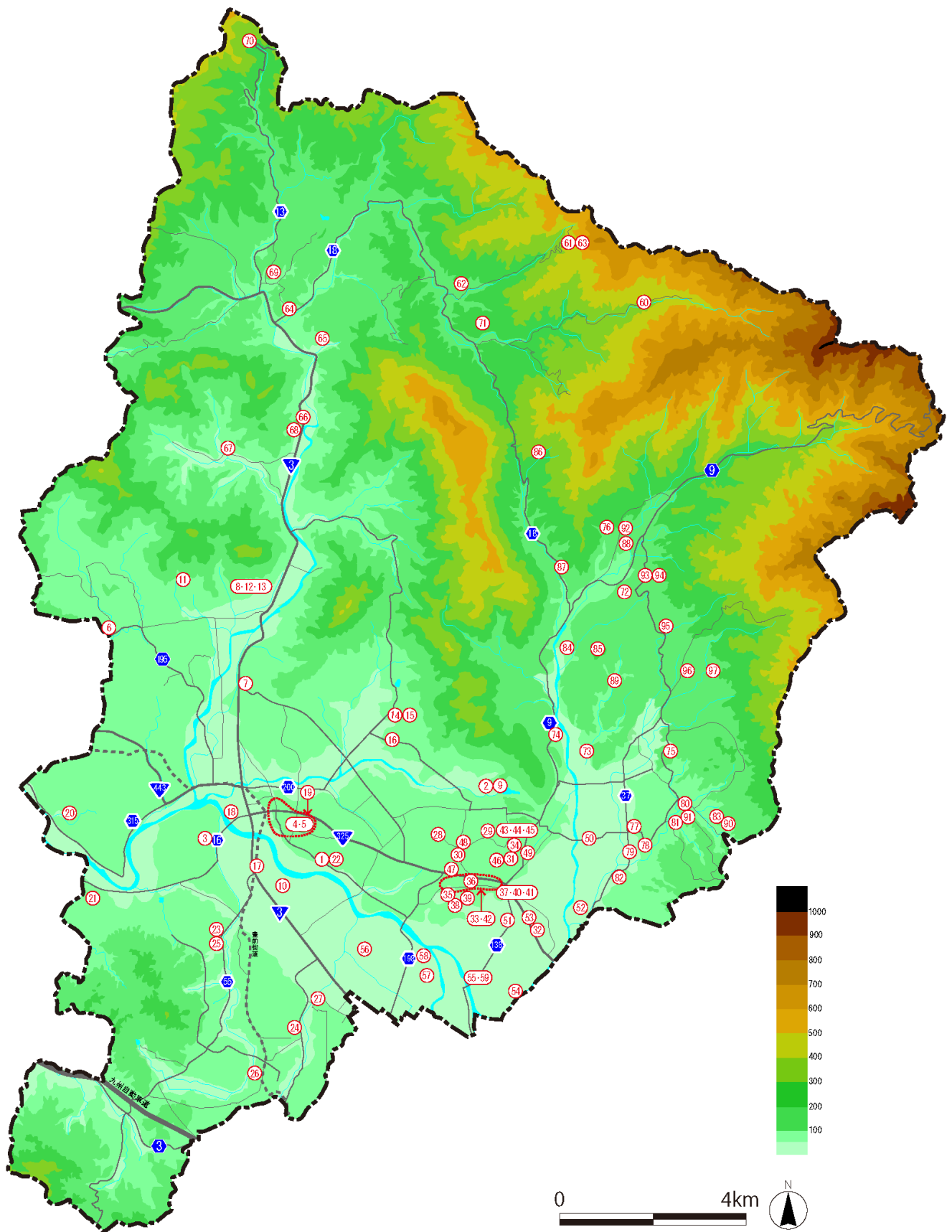


図 歴史と伝統を反映した市民の活動（未指定・未登録の文化財）

※名称等の一覧は、参考資料に記載。

(4) 特産品・工芸品・菓子・料理等

1) 山鹿灯籠

手漉きの和紙と糊だけでつくられる立体構造をもつ工芸品である。灯籠師が和紙を折り、糊付けして作成し、木や金具を用いないことから「骨なし灯籠」とも呼ばれる。その歴史は室町時代末からと伝えられており、現在は、従来の奉納品をはじめ、記念品、土産物、インテリア等に利用されている。

平成 25 年 (2013) 12 月に国の「伝統的工芸品」(経済産業省) の指定を受けた。



写真 山鹿灯籠 (金灯籠)

2) 来民^{くたみ}渋うちわ

鹿本町来民でつくられる伝統的な工芸品である。真竹を小割りした骨に和紙を貼り、柿渋を塗って仕上げる。柿渋をうちわに塗ることにより和紙を丈夫にし、長持ちさせ、さらに防虫効果の役目を果たす。江戸時代初期、肥後初代藩主細川忠利の推奨により盛んにつくられるようになる。来民は、かつて京都、丸亀と並ぶ産地の一つにも数えられた。



写真 来民渋うちわ

3) 岳間^{たけまちや}茶

岳間茶は、江戸時代初期、寛永 9 年 (1632) に肥後藩の細川忠利が初めて藩内各地を見てまわった際、多久^{たく}の星原^{ほしわら}番所^{ばんしょ}で出されたお茶を大変気に入り、以後「御前茶^{ごぜんちや}」として献上するようになったと言われている。鹿北町岳間に広がる清らかな水と豊かな大地に育まれ上品で風味豊かなお茶として多くの人に喜ばれている。



写真 岳間の茶畑

4) 栗

西日本一の生産量を誇る特産品で、8 月下旬から収穫が始まり、品種も豊富である。郷土料理である栗だんごやスイーツ等の加工品も多く、市内の各店舗や物産館で販売されている。



写真 山鹿の栗

5) 菊鹿ワイン

平成 21 年 (2009) に国際コンクールで熊本ワイン株式会社が醸造した「菊鹿ナイトハーベストシヤルドネ樽発酵 2008」が白ワイン部門の最優秀賞を獲得した。これを契機に、菊鹿産のブドウで仕込まれた「菊鹿」シリーズのワインは全国的に知られるようになった。



写真 ワイン用のブドウ

6) 山鹿傘

明治中期から昭和初期にかけて、山鹿は和傘の一大産地であった。明治 26 年 (1893) に米国で開かれた万国博覧会で日本山鹿傘が出展され、大きな反響を呼んだ。最盛期の大正 4 年 (1915) には 405,000 本を生産した (『湯の町山鹿 第四輯』^{しゅう} (1986))。戦後に生産が途絶えたが、平成 17 年 (2005) に復興している。冬の祭典「山鹿灯籠浪漫・百華百彩」では山鹿傘のオブジェが飾られ、歴史的な町並みを彩っている。



写真 山鹿灯籠浪漫・百華百彩で飾られる山鹿傘

7) このしろの丸ずし

菊池川が流れ込む有明海で捕れる魚「このしろ」(ニシンの一種)1尾まるまる使った寿司である。背割りにし、塩をかけた後に甘酢で締め、中に酢飯やおからを詰める。正月や祝いの席等によく食べられる。



写真 このしろの丸ずし

8) ガネめし

秋から冬に食べられる郷土料理で、菊池川や支流で捕れるガネの炊き込みご飯である。

ガネとは、10月～11月に捕れるモクズガニのことであり、山太郎カニとも呼ばれる。



写真 ガネめし

9) ^{あかざけ}赤酒

江戸時代、熊本藩の「お国酒」として作られ、幕府にも献上された酒である。保存するため^{そうもくばい}草木灰を入れることで赤く色づく。清酒と比べて同量の白米から醸造される量が少ない赤酒は醸造量が減少し、戦時中には製造が休止されたが、戦後に再開している。現在は、御神酒や正月のお屠蘇^{とそ}に欠かせない特別な酒となっている。

日本遺産の構成文化財の一つにもなっている。



写真 赤酒

(5) 日本遺産^注

菊池川流域の4市町（山鹿市、玉名市、菊池市、和水町）は、熊本県の協力の下、「二千年にわたる米作り」をテーマにストーリーを申請。平成29年（2017）4月、『米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～』として日本遺産として認定された。

【ストーリーの概要】

菊池川流域には、二千年にわたる米作りによる大地の記憶が残っている。平地には古代から受け継がれた条里、山間には高地での米作りを可能にした井手（用水路）と棚田、そして海辺には広大な耕作地を生み出した干拓。米作りを支えた先人たちによる土地利用の広がり、今も姿を留め、その全てをコンパクトに見ることができる。更に賑やかな祭りや豊かな食という無形の文化も息づく等、菊池川流域は古代から現代までの日本の米作り文化の縮図であり、その文化的景観や米作りがもたらした芸能・食文化に出会える稀有な場所なのである。



写真 稲刈り前の条里跡

【市内所在の構成文化財】

構成文化財		指定等	備考
菊池川		—	一級河川
菊池川流域の弥生時代の大規模集落遺跡群	方保田東原遺跡	国指定	
岩原双子塚古墳		国指定	
菊池川流域の装飾古墳群	チブサン古墳	国指定	
	弁慶ヶ穴古墳	国指定	
	馬塚古墳	県指定	
菊池川流域の条里跡、区画割	鹿本町庄一帯	—	
鞠智城跡		国指定	
御宇田井手		—	
菊池川流域の灌漑施設	津留井手	—	
	小坂井手	—	
	庄井手	—	
	湯の口ため池(ダム)	市指定	
番所地区の棚田		—	棚田百選
山鹿湯町 豊前街道沿いの歴史的町並み		—	
菊池川流域の酒造り	千代の園酒造株式会社	—	
八千代座		国指定	
肥後神楽	古閑神楽（古閑諏訪神社）	—	
	椎持神楽（椎持神社）	—	
長坂なれなれなすび踊り		市指定	
阿佐古かせいどりうち		—	
菊池川流域の雨乞い習俗	宗方万行	市指定	
	小坂雨乞い踊り	市指定	
	川北雨乞い踊り	市指定	
このしろの丸ずし		—	
ガネめし		—	
赤酒		—	

資料：菊池川流域日本遺産HP、日本遺産ポータルサイト、山鹿市資料

注：「日本遺産（Japan Heritage）」は、文化庁が平成27年（2015）度に新設した制度。地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を、地域が主体となって整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

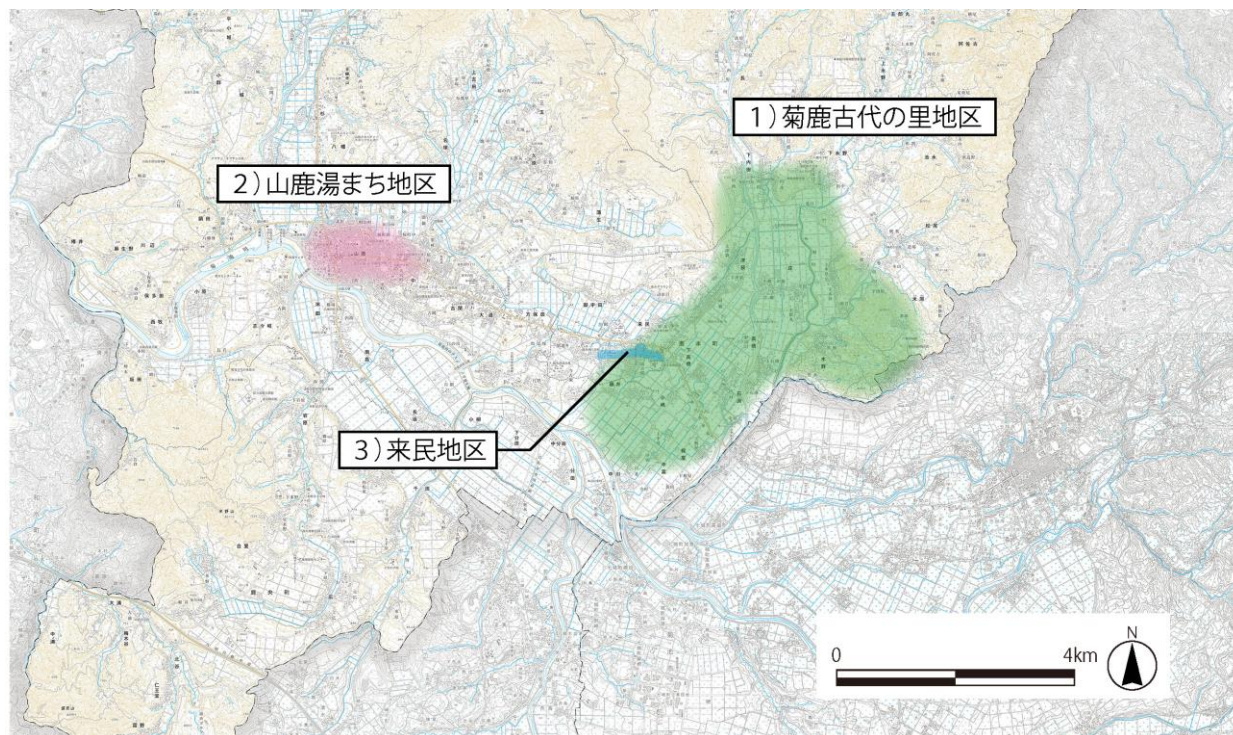
第2章 維持及び向上すべき山鹿の歴史的風致

本市は、菊池川中流域の菊鹿盆地を中心として、古来より穀倉地帯として発達した。中でも木野川流域と上内田川流域には8世紀に敷かれた条里制の区画が残る農地が受け継がれている。田園地帯の東側、台地上の丘陵地には、条里制と同時期に米を貯蔵する場としても機能していた古代山城の鞠智城跡も位置している。また、近世には豊前街道や菊池往還が整備され、陸路の要衝としても栄えた。豊前街道と菊池往還が接続する山鹿湯町が温泉宿場町として、菊池往還沿いの来民が町として発展している。

条里制の区画が残る農地で営農が続けられる鞠智城跡周辺、そして豊前街道や菊池往還沿いには、様々な歴史的建造物が残るとともに、歴史や伝統を反映した活動が今もなお継承され、これらが一体となって歴史的風致を形成している。

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致として、以下の3つを挙げる。

- 1 菊鹿古代の里地区の歴史的風致
- 2 山鹿湯まち地区の歴史的風致
- 3 来民地区の歴史的風致



1 菊鹿^{きく か}古代の里地区の歴史的風致

(1) はじめに

菊鹿古代の里地区は、菊池川の恵みにより古くから稲作文化が発達し、8世紀の律令時代には肥後国府によって条里制が敷かれ、現在も条里制の区画が残る農地で営農が続けられている。東側の丘陵部には米倉^{こめぐら}等を備えていた古代山城^{こだいさんじょう}の鞠智城^{きくちじょう}跡を望む。また、約1200年前に京都から勸請^{かんじょう}されたと伝わる松尾神社から条里制の区画が残る中にある釣棚跡と呼ばれる御旅所^{おたびしょ}へ巡る遷宮祭^{せんぐうさい}という伝統的な祭祀が農村集落の人々の手によって受け継がれている。

(2) 菊鹿古代の里の田園環境

本市の中央部をほぼ東西に流れ有明海に注ぐ菊池川は、古来より山鹿平野に豊かな恵みをもたらしてきた。この菊池川流域は河川の堆積作用によって早くから農地としての土地利用が進み、8世紀の律令時代には肥後国府によって条里制が敷かれ、稲作文化の発展に大いに寄与した。律令国家体制を目指す8世紀の大和政権は、公地公民制、租庸調等の税制のベースとなる新たな土地区画（管理）制度としての条里制を全国各地に敷いていった。それは肥後国でも例外ではなく、13の郡に条里が造られていった。この制度の進展によって効率的な営農が可能となり、肥後国は『延喜式』（延長5年（927）成立）で大和国・河内国・伊勢国・武蔵国等と共に、大国13国の1つに数えられた。

このような中で、肥後国の筑肥山地と肥後台地に囲まれた菊池川中流域の菊鹿盆地^{きくろく}には6地区の条里区からなる広大な条里が形成された。中でも木野川^{きのがわ}流域と上内田川^{かみうちだがわ}流域の菊鹿条里区と鹿本条里区は、扇状地形の地形傾斜に応じて地割りがなされ、現在でも当時の地割りが明瞭に残存する。

8世紀に形成された条里は大きく改変されることなく古代、中世、近世、近代へと受け継がれた。戦後となり、1970年～1990年代にかけて、木野川及び上内田川流域では場整備事業が行われたものの、この流域一帯に広がる農地は、扇状地の地形傾斜に応じて地割りがなされたため、大きな地形改変が行われなかった。条里制の区画が残る農地は、引き続き営農が継承されている。また、条里の中や縁辺には、庄集落、木野集落等の集落が点在し、集落ごとに神社を有する等、条里制の区画が残る農地と一体となった素朴な農村景観が広がっている。

参考：「菊鹿条里区」と「鹿本条里区」

●菊鹿条里区

菊池川水系迫間川支流の一級河川上内田川流域の北部に位置し、菊鹿盆地で例外的ともいえる正方形に近い条里地割りがまとまって残存する。条里地割を物語る「三十六」、「三十六ノ橋」「口ノ坪の堰」といった伝承地名が残る。

菊鹿条里区の南西端（図中A）に「三十六」の地名がある。5反ほどの限られた区域であり、方向の異なる鹿本条里区との接点に位置していることから、条里制施行の一基準点をなしたとみられている。この地点を含む里界線の延長に古代の山城で知られる鞠智城の高峰（150m・ワクト石北方）が載る。聞き取りによれば「三十六」の水田中に巨石があって、耕作上の障害から地中に埋められているという。これが条里の基準点と何らかの関わりをもつのではないかとも言われている。

●鹿本条里区

条里地割りが明瞭で小字の境界もほとんど条里の界線によっている。「広河原」「中河原」「中須」「間川」等の小字名が多く残り、上内田川の氾濫地であったと考えられている。

鹿本条里区の北東端（図中A）に上記「三十六」が位置している。

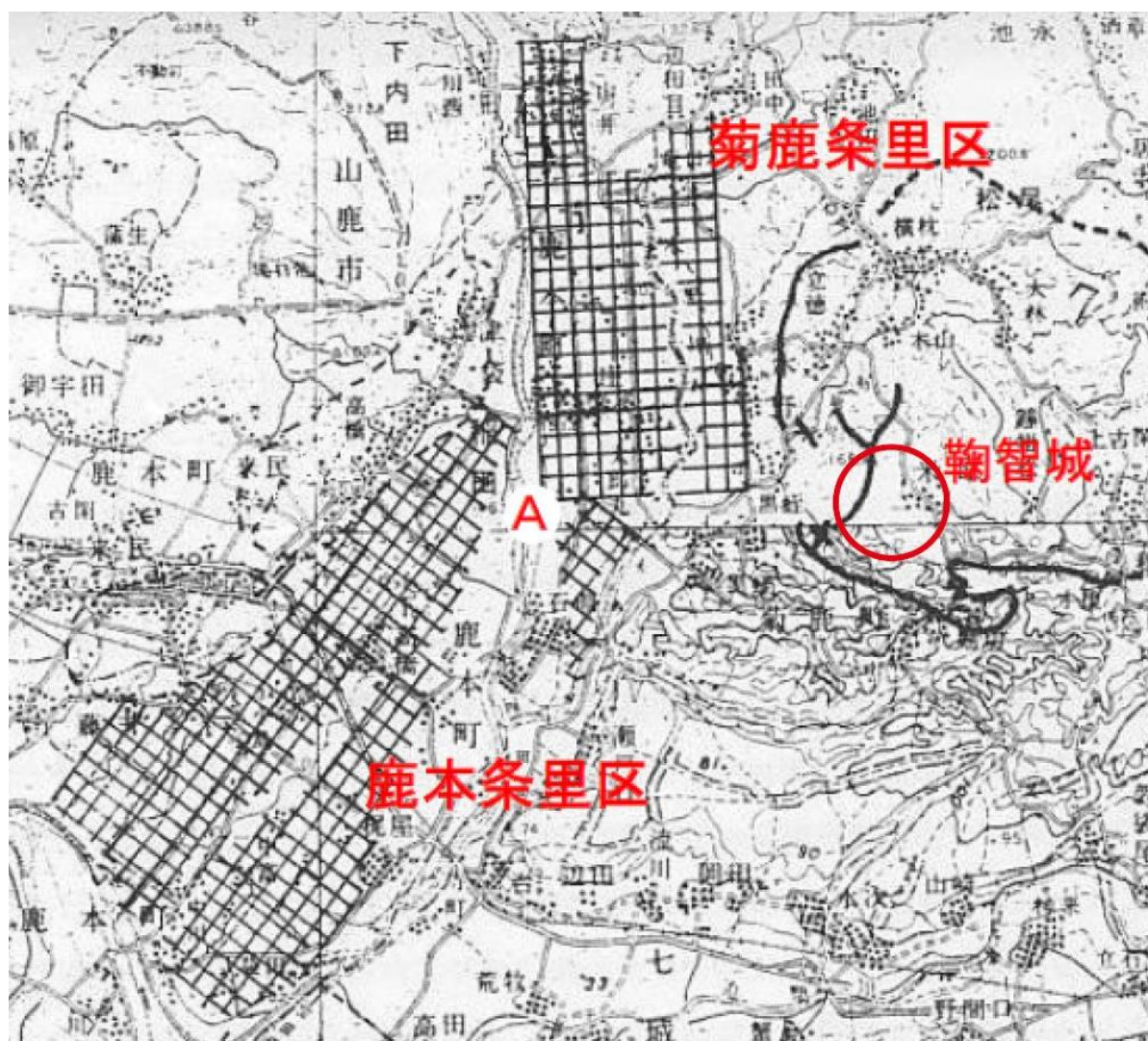


図 鞠智城と条里制位置（格子状のものが条里の地割）

（資料：『熊本県の条里』（昭和52年（1977）3月 熊本県教育委員会発行）

●鞠智城

菊鹿条里区の南東、菊鹿町米原^{よなぼる}の台地状の丘陵地には、鞠智城跡が立地する。これまでの発掘調査で主な遺構として 72 棟の建物跡が確認されている。跡地から炭化した米が多量に出土したため、米を貯蔵した倉が数多く存在していたことがわかった。条里制が敷かれた後の 8 世紀末～9 世紀前半には、礎石建物の倉庫群の存在が想定される。

鞠智城跡の域内にある米原集落には米原長者伝説^注が伝わり、米を貯蔵した倉の存在が伝説の背景となったことがうかがえる。

注：三部構成からなる民話であり、炭焼きの男が黄金を見つけ米原長者と呼ばれるようになる前編、米原長者が駄の原長者と宝比べを行う中編、米原長者が一日で広大な田植えを終わらせようと太陽を呼び戻して日没を遅らせる後編で構成される。

（３）菊鹿古代の里地区の歴史的建造物

＜鞠智城跡：国指定の史跡＞

鞠智城跡は、菊池川中流域、菊鹿町米原にある標高 145m 前後の台地状の丘陵地に位置する。7 世紀後半に東アジア情勢が緊迫する中、大宰府防衛のために大和政権によって築かれた古代山城の遺跡である。「鞠智」の名は、『続日本紀』文武天皇 2 年（698）の「大宰府をして、大野、基肆^{きい}、鞠智の三城を繕治せしむ」との修繕記事を初見とする。発掘調査により、10 世紀中ごろまで約 300 年間存続したと考えられ、5 期にわたる時代変遷が明らかとなっている。条里制成立後の一時期は菊鹿条里区等で収穫した米を集約し、保管する機能を持っていた。鞠智城跡は、現在歴史公園として整備・活用され、その姿が復元されている。

鞠智城跡が位置する丘陵地は今もなお条里制の区画が残る農地で営まれる農業の背景となっている。



写真 鞠智城跡（南東からの全景）



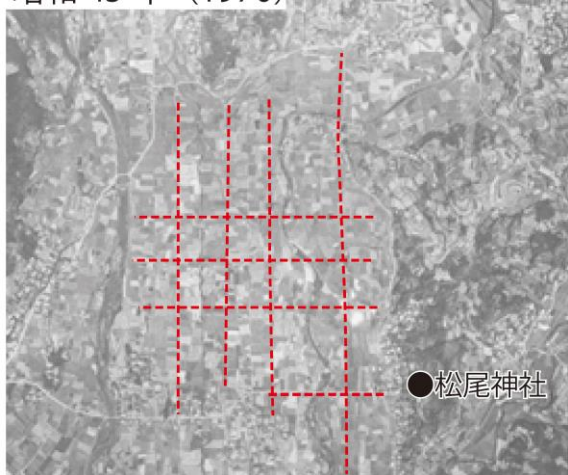
写真 条里跡の区画

<条里制の区画が残る農地>

菊鹿条里区と鹿本条里区は、菊鹿盆地の木野川流域、上内田川流域に位置する。

『熊本県の条里』（昭和 52 年（1977））によると、昭和 49 年（1974）熊本県文化課の調査で水田面の下約 40cm で 5～7 世紀ごろの住居跡が発見されていることから、8 世紀の形成と推定されている。昭和 45 年（1970）と平成 30 年（2018）の国土地理院の航空写真を比較すると、ともに条里制による区画が確認できる。米づくりを中心とした営農が古代から現代まで続いている。また、条里の区画になっている一部の道路は、松尾神社の遷宮祭のルートにもなっている。

昭和 45 年（1970）



平成 30 年（2018）



写真 航空写真で比定される菊鹿条里区の条里跡（資料：国土地理院、一部加工）

<松尾神社>

松尾神社は、鞠智城の外郭にあたる岩隈山の西麓、木野集落に位置する。平安初期第 51 代平城天皇の大同 2 年（807）に山城国葛野郡（現京都市）の松尾大明神（嵐山 松尾大社）から勧請され、戦国争乱で破壊されたが、寛永 14 年（1637）に細川家によって再建された『松尾神社由緒記』（寛政 5 年（1793））と伝わる。

本殿は、流造破風銅板葺であり、正面 3 間側面 2 間の入母屋造である。『熊本県の近世社寺建築』（昭和 62 年（1987）熊本県文化財調査報告書第 85 集 熊本県教育委員会）には、臺股や木鼻の形状が江戸時代前期を表していると記されている。

主神は山の地主神、農耕（治水）を司る神、そして酒造の神として知られる大山咋神である。松尾神社も酒造家の信仰が厚く、酒造を描いた巨大な絵馬がそれを伝える。また、灯



写真 松尾神社

籠・玉垣・狛犬等の石造物の奉納が多い。灯籠の一つには大橋右エ門外 28 名御酒造家による文化 2 年（1805）奉納灯籠もある。また、大楠・大掠・大櫓・樅等の巨大な神木が鎮守の森を形成し、菊鹿条里区の背景を画している。四季折々の野鳥の棲み処ともなっている。

遷宮祭では、主要行事である遷宮行列の起点と終点になっている。



写真 文化 2 年（1805）奉納灯籠

大橋右エ門外 28 名御酒造家（資料：平成 18 年（2006）『記念誌 松尾神社史誌』松尾神社一千二百年大祭奉賛会発行）

<御旅所（釣棚跡）>

大同 2 年（807）9 月、山城国嵯峨より菊鹿町木野へ松尾大明神を勧請した際に、木野の社殿が未完成で遷座ができなかったため、社殿までの途中にある鶴田の松樹に棚を釣り、社殿完成まで仮座を設けたという。以後、ここは釣棚と呼ばれるようになったと伝えられる『肥後國誌』（明和 9 年または安永元年（1772））。享保年間（1716～1736）の落雷により松樹が枯死し、現在は、高さ約 3m の椿の下に石祠が祀られている。



写真 御旅所（釣棚跡）

松尾神社の南西、約 1.5km の庄集落に位置し、遷宮祭では、この釣棚が御旅所となり、釣棚を設けて神輿を休め、頓宮祭が催行される。

（４）菊鹿古代の里地区の歴史や伝統を反映した活動

①米作りを中心とした営農

条里制により、菊池川中流域には大規模な水田が形成され、収穫した米を鞠智城跡の米倉に貯蔵していた時期もあった。条里制の区画が残る農地では、それ以来、現代に至るまで米作りを中心とした営農が継承されている。

中世においては、当地域の大部分は泉^{いづみのしょう}荘という荘園に属し、米作りが続けられた。その後菊池氏が肥後国の中心勢力となり、その勢力も衰えると、家臣であった国人隈部氏や赤星氏等が穀倉地帯であるこの一帯をめぐって争いを続けた。その戦いを制した隈部氏がこの一帯を治める有力国人となったが、秀吉の入国により領地の大半を没収されることとなった。秀吉の命を受け肥後国主となった佐々成政が検地を行おうとしたため、隈部氏をはじめとする国人が一揆を起こした。一揆鎮圧後、成政は責任を負わされ一揆側も一掃された。その後加藤清正が国主となって行われたのが太閤検地である。当時の検地帳の控えとされる『慶長九年九月の検地帳』が現在も残っている。菊鹿古代の里地区の一部である木野本分村と下内田村の郷帳高は合わせて 2,900 石以上と周辺の村よりも際立った石高で

あった。中世のころから営農が盛んであった様子がうかがえる。

江戸時代、熊本藩主が細川氏になると、寛永 10 年～寛永 20 年（1633～1643）にかけて地撫（じならし検地）が行われ、さらに宝暦・明和期に地引合（じひきあわせ）が実施された。その報告書である『寛永地撫帳』（寛永 12 年（1635）、同 14 年（1637））と『宝暦地引合帳』（宝暦 14 年（1764））が残っており、当時の石高を今に伝える。例えば、下内田村は寛永期には 1411 石余、宝暦期は 1013 石（分村したことによる減）であった。このほか、『深川手永手鑑』（てながてかがみ文化 11 年（1814））には当時の各村の人口、戸数、石高、田畠の面積等が記載されており、農村の構成を窺い知ることができる。木野本分村は、人口 419 人（男 210 人、女 209 人）、戸数は 105 軒、田畠 67.3 町、石高 989 石であった。近世の営農の様子が伺える。

現在、この地域では、上内田川・木野川流域及び平坦部に田が広がっている。ほぼ全域においてほ場整備が完了し、米や飼料作物等が生産されている。今後とも大規模な生産性の高い集団的農地としての利用が求められている。また、条里制の区画が残る農地との関わりの深い農道や水路等の維持保全を図るため、農道の草刈りや用水路の浚渫（しゅんせつ）などに加えて、老朽化が進む農道や水路等の補修・更新などが続けられている。こうした活動は、農地・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業従事者だけでなく、自治会や子ども会などの非農業者も参加した地域の活動組織による共同作業で行われている。定期的な草刈や用水路の浚渫等を行うことは、条里制遺構の維持保全に貢献しているほか、子どもも参加するため、農業の大切さや地域の文化を知る良い機会となっている。



写真 米づくりの様子（写真奥の丘陵に鞠智城跡がある）



写真 水路の浚渫の様子



写真 農道法面の草刈の様子

②遷宮祭

『肥後國誌』（明和 9 年（1772）森本一端が著した肥後の地誌）に「平城帝大同二年九月十九日（807）山城国嵯峨松尾大明神七社のうち大山咋神一座胸方中津大神一座を木野郷岩熊に勧請して木野大明神と号す。宝殿の傍らの地主は阿蘇大明神なり。当社勧請の時神輿山鹿郡庄村に至り松樹に棚を釣りて暫く仮座の所を釣棚と云う。（其の松は享保年間…徳川吉宗の時代…雷木となりて今はなし。釣棚即今里即誤て鶴田と称すると云う）其の後文明年中（1466）頽転に及び旧記神宝悉く紛失す。然れども応仁年中（1467－68）迄は神領の地二十五町之れ有り。但し何人の寄付と言うこと分明ならず。」との記述がある。要約すると、この松尾神社は大同 2 年（807 年）に京都の松尾大社から勧請した神社であり、京都から遷宮されてきた際、松の木に棚を釣って仮座させたとある。この習わしに基づいて、氏子が神殿から御神体を約 1.5 km 離れた御旅所（釣棚跡）まで運び、再び神殿に納めるという遷宮の祭事が遷宮祭である。25 年に一度、地域ぐるみの伝統行事として行われている。

昭和 31 年(1956)の遷宮祭に関する史料として『松尾神社一千百五十年大祭式年遷宮奉賛会要項』や写真が残っている。記念行事の欄には、和歌、俳句、書画道大会、剣道大会、大生花展、神樂大会、奉納余興等の記載があり、往時の賑わいの様子がうかがえる。

松尾神社 一千九百五十年大祭式年遷宮奉養會要項

一、期日 昭和三十一年三月十七日より二十日まで

二、奉養の種類

一、祭社境内整備
神樂玉座改築 神樂殿改修 幣殿改修 神樂所正其費並改修
御假屋正在葺 石垣修築 打葺き門改修 神樂所並打殿敷畳
隨神御與祭玉等注染修理 祭具購入 其他社殿境内整備

二、祭典
式年遷宮(祭二十八日)
一千九百五十年奉祝祭(二十九日) 其他諸節祭典
和歌、俳句、祝詞大会、書道大会、書道大会、街頭大会、大生花展
神樂大会、奉養奉養、其他神樂行事

三、事業費概算 五十五萬円也

一、金 百餘万円也 諸祭典費
二、金 拾九万円也 書牘費並境内整備費
三、金 拾万円也 記念行事費
四、金 五万円也 寄附奉養及事務費
五、金 五万円也 諸費

四、金員及奉納金

一、特別名譽金員 金十萬円以上奉納者
二、名譽金員 金五萬円以上
三、特別有功金員 金三萬円以上
四、有功金員 金一万円以上
五、篤志金員 金五千円以上
六、贊助金員 金一千円以上
七、正金員 金五百円以上
八、普通金員 金五百円以下

(奉納金員及奉納金は別紙に附記する)

松尾神社 一千九百五十年大祭式年遷宮奉養會役員

名譽會長 松野 國平
會長 木村 眞 櫻 永 田
副會長 木村 眞 櫻 永 田
理事 荒木 武(代表) 松岡 博一 堀 山 立 允 勉
常任理事 平井 金三郎 佐藤 實 佐藤 實 佐藤 實
理事 坂本 求 村上 正 佐藤 實 佐藤 實
幹事 中田 昌 佐藤 實 佐藤 實 佐藤 實
庶務 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實
文書 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實
司庫 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實
監事 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實
顧問 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實

名譽會長 松野 國平
會長 木村 眞 櫻 永 田
副會長 木村 眞 櫻 永 田
理事 荒木 武(代表) 松岡 博一 堀 山 立 允 勉
常任理事 平井 金三郎 佐藤 實 佐藤 實 佐藤 實
理事 坂本 求 村上 正 佐藤 實 佐藤 實
幹事 中田 昌 佐藤 實 佐藤 實 佐藤 實
庶務 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實
文書 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實
司庫 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實
監事 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實
顧問 山崎 眞(代表) 佐藤 實 佐藤 實

写真 松尾神社一千百五十年大祭式年遷宮奉賛会要項（昭和31年（1956））（資料：個人所蔵）



写真 昭和31年(1956)の遷宮祭の様子(資料:個人所蔵)

直近に行われた遷宮祭は、平成 18 年（2006）である。以下、平成 18 年（2006）発行の『記念誌 松尾神社史誌』を踏まえ、その概要を紹介する。

<平成 15 年（2003）>

遷宮祭にあたって、神社の修理や祭りの準備、奉納金を集めることを目的として、氏子総代会が中心となって奉賛会が平成 15 年（2003）に結成された。

<平成 16 年～平成 17 年（2004～2005）>

神殿や境内神社（阿蘇神社や若宮神社等）の改修、樹木の枝打ち等が行われた。

<平成 18 年（2006）>

3 月 12 日、遷宮行列奉持者説明会が開催され、奉持の仕方、動作、装着等の確認が行われた。

3 月 18 日に御旅所の釣棚づくり、祭具の掃除等が行われ、3 月 23 日には御旅所のしめ縄張りが行われた。なお、『肥後國誌』（明和 9 年（1772））には、鶴田の松樹に棚を釣り、社殿完成まで仮座を設けたとあるが、現在、遷宮祭にあたって準備される釣棚は、神輿が置かれる仮設の木製の棚になっている。

祭りは、3 月 25 日～29 日までの 5 日にわたって開催された。

遷宮祭の初日 3 月 25 日は、遷宮行列の前日祭として神輿の担ぎ台の取り付けや遷宮の平穏祈願等が行われる。

2 日目 3 月 26 日は、主要行事の遷宮行列が行われる。行列には 6 基の神輿と神馬を先頭に、狩衣や紋付き袴姿の氏子のほか、タケの棒の先にイ草を束ね付けてカサのようにした羽熊をかざして踊る人等、行列の先頭からしんがりまでの長さは 1km 以上に及ぶ。松尾神社を出て、下本分、寺田、太郎丸、黒蛭を經由し、御旅所で頓宮祭の神事を行った後、松尾神社に戻り、直会式で終了となる。

3 日目 3 月 27 日には子どもみこし村めぐり、4 日目 3 月 28 日に阿蘇中江神楽奉納、最終日 3 月 29 日に式年大祭献幣之儀、幼児和太鼓、童謡コンサート、氏子奉演芸等が行われ、幕を閉じる。



写真 遷宮祭のたびに準備される御旅所の釣棚（平成 18 年（2006））

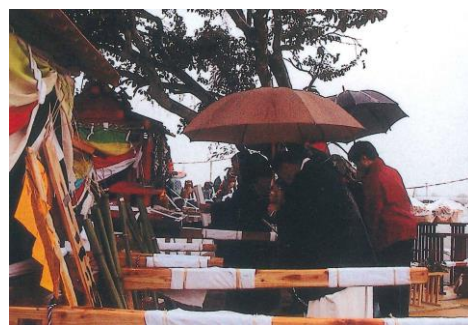


写真 釣棚に置かれた神輿（平成 18 年（2006））

（資料：平成 18 年（2006）『記念誌 松尾神社史誌』松尾神社一千二百年大祭奉賛会発行）



写真 遷宮行列の様子（平成 18 年（2006））

（資料：平成 18 年（2006）『記念誌 松尾神社史誌』松尾神社一千二百年大祭奉賛会発行）

【遷宮行列のルート 約 3.6 km】

松尾神社→御旅所（釣棚跡）→松尾神社

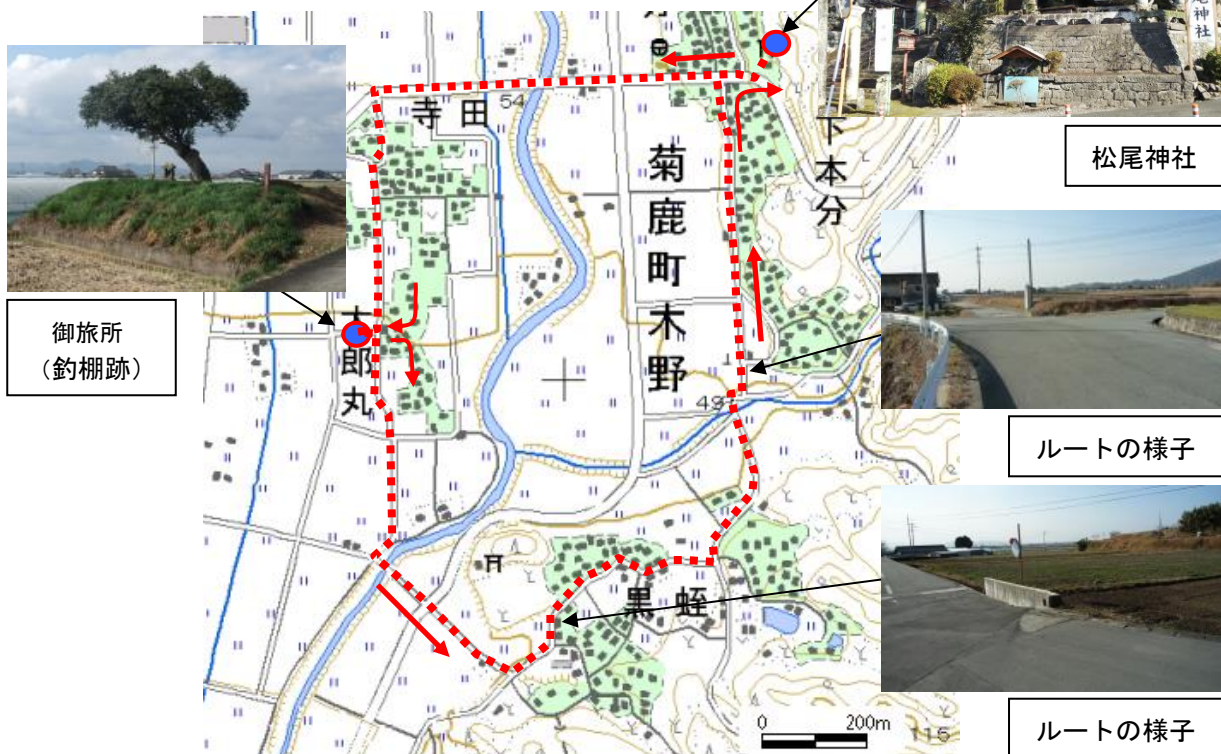


図 遷宮行列のルート

この祭りがいつごろから始められたかははっきりしないが、『松尾神社一千百五十年大祭式年遷宮奉賛会要項』が残されていたことで昭和 30 年（1956）には開催されている。

また、昭和 56 年（1981）の御鎮座一千百七十五年大祭、平成 18 年（2006）の御鎮座一千二百年大祭については『記念誌 松尾神社史誌』がまとめられ、残されている。

遷宮祭以外にも松尾神社では、五穀豊穰や風鎮、家畜守護を祈願する行事が古より行われている。2 月の祈年祭^{としごいのまつり}、7 月の夏越祭^{なごしのまつり}、11 月の秋季例大祭等、1 年を通して 14 回を数える祭りが行われており、農家や地域住民を含め、米づくりや酒を大切にする地域の重要な伝統行事として古来より守り伝えられている。

(5) おわりに

菊池川中流域の菊鹿盆地は古来より穀倉地帯として発達し、中でも木野川流域と上内田川流域には 8 世紀に敷かれた条里制の区画が残る農地が受け継がれている。田園地帯の東側、台地状の丘陵地には、条里制と同時期に米を貯蔵する場として機能していた古代山城の鞠智城跡があり、条里の中や縁辺に位置する農村集落とともに、古代より連綿と続く営農と人々の暮らしを今に伝えている。条里制の区画を維持しつつ営農を続ける姿や、条里の中に残る御旅所（釣棚跡）に御神体を運ぶ松尾神社の遷宮説話に基づく習わしである遷宮祭が一体となって醸し出す風情は、本市固有の歴史的風致である。

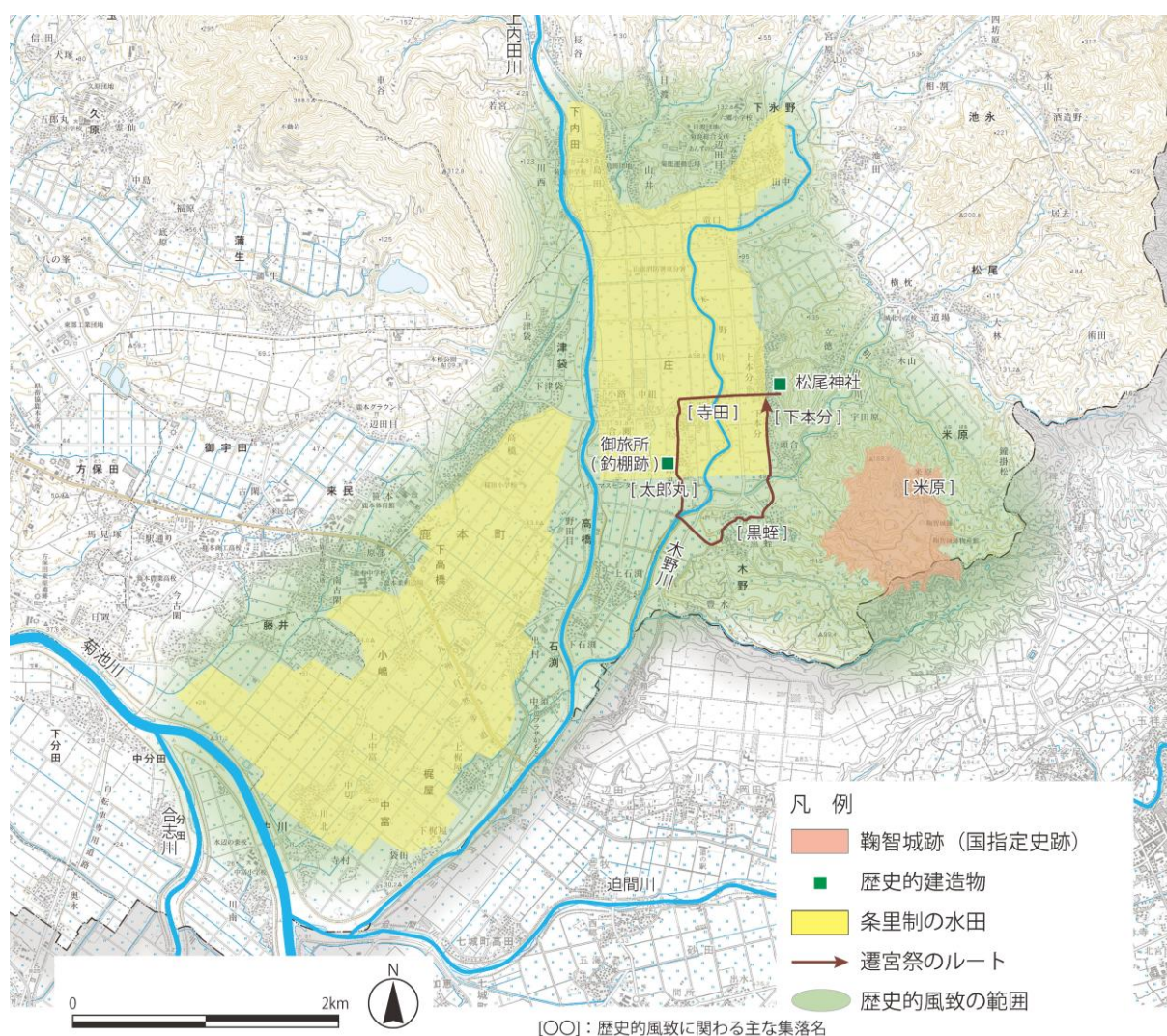


図 菊鹿古代の里地区の歴史的風致の範囲

2 山鹿湯まち地区の歴史的風致

(1) はじめに

山鹿湯まち地区は、本市の中心となる市街地である。菊池川の水運がもたらした古い商都がその基礎となっており、中世後期には町場の様相を呈していたと推定されている。

芝居小屋としては九州で唯一の重要文化財である八千代座のほか、豊前街道や菊池往還沿いに古い商家の町並みや山鹿灯籠まつりの拠点である大宮神社、山鹿温泉とゆかりの深い金剛乗寺、薬師堂等の歴史的建造物とともに、灯籠と温泉に代表される歴史と伝統を反映した市民の活動が営まれている。

(2) 山鹿湯まちの町並み

湯まちは、『新編肥後国志草稿』（享保 13 年（1728））の中で、宿町・温泉町として登場し、湯町御茶屋、湯町町奉行宅等があったと記されている。また、細川宣紀の『御手鑑』（享保 16 年（1731）ごろ）では往還宿町の山鹿郡湯町として登場し、宿馬（公用の馬）や継飛脚が定置した交通の拠点でもあったことが記されている。御茶屋は、藩主・幕府の上使や他所の賓客の休泊にあてられたものだが、山鹿御茶屋は、細川忠利公が肥後入国の際に宿泊した所である。以来、山鹿は参勤交代時の宿泊地となり、温泉宿場町として繁栄した。



写真 生活感のある小路の様子

本地区を南北に縦断する豊前街道は、熊本と小倉を結ぶ主要道であり、菊池川より北行し、山鹿の中心部を抜け日吉町で大きく西行する。市街地内の延長は約 1,200m で、街道沿いの数十メートルごとに脇道ともいえる小路が多く接続している。江戸時代は「○○口」、明治時代は「○○小路」と呼んでいたが、今もその呼び名が残っており、地元住民にとって欠かせない生活道路となっている。街道に面した敷地は間口が狭く、奥行きが長い典型的な宿場町の地割が今も残っている。

宝暦 13 年（1763）調製の『山鹿湯町絵図』によると、当時の町筋は、現上町、日吉町、九日町、中町、下町等の豊前街道沿いの通りで、この道路に沿って、人馬所・寺院・会所・温泉が所在し、この通りにいくつもの小路があつて、裏店（路地裏の建物）への通路となっていた。当時の 525 戸のうち、役宅（役人の家）を除いた 521 戸の約 20% にあたる 103 戸が「裏店借り」と称される住家である。表通りに面した家屋は大部分が店舗と考えられるが、二間の間口を持つ店舗が最も多く 125 戸、二間半が 73 戸、三間が 70 戸、十間以上は 5 戸であった。商家の標準的な間取りは通りに面して店舗、次に帳場、商品置き場、居間、座敷と続く場合が一般的である。また、家屋の片側に店舗から各部屋に沿って裏に抜ける

土間の通路が設けられ、裏には庭園及び蔵・便所等の建物が独立して設けられていることが多い。家の造りは、白壁の土蔵造が多く、明治初期のころの湯の端の、間口が広い大型の店舗には、大きな土蔵造が見られる。これは、江戸中期～幕末にかけて藩が防火対策の一環として、瓦葺・土蔵造を奨励したためと考えられる。

本地区には、本市のシンボルである芝居小屋の八千代座と山鹿温泉の元湯であるさくら湯が立地する。『山鹿湯町絵図』を見ると、八千代座が建つ場所は山鹿手永（手永：細川藩の行政単位）の会所（役所）があり、さくら湯は肥後藩主や幕府の役人が参勤交代等の際に休泊所とした御茶屋に位置する。絵図には御前湯、御次湯、外湯の表記があり、いずれも当時から重要な場所であったことがわかる。

現在の山鹿の古い町屋は日吉町、九日町及び下町一帯に残っている。下町の中原邦千代氏宅が解体された際に、天保年間（1831～1845）銘の棟札が発見されたことから、少なくとも今の下町の町筋は、約180年前の面影を留めているといえる。幕末の安政5年（1858）1月に山鹿で起った大火では、約400戸が消失したと言われているが、この火災による類焼を免れた家屋が今も6棟確認されている。

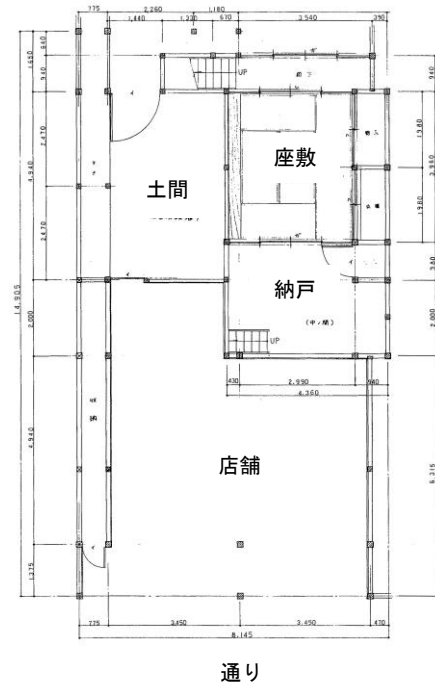


図 商家の間取り・1階平面図
（資料：山鹿市町並概要調査・街道編）



図 山鹿湯町絵図（資料：山鹿市 大森博弥氏所蔵）

A street view in Kyoto, Japan, showing traditional wooden buildings lining a curved street. A large yellow sign with Japanese text is visible on the right side of the street.

[illegible]

65

（３）山鹿湯まち地区の歴史的建造物

＜八千代座：重要文化財（建造物）＞

本市中心部、豊前街道から小路（会所口）を東に入ったところに位置する。棟札により、明治 43 年（1910）の建築であることが明らかである。

建物は規模の大きな木造 2 階建てで、収容人数は最大 750 人、江戸時代の伝統を受け継いだ本格的な芝居小屋である。棧瓦葺、入母屋造妻入。内外とも和風の意匠によっているため和風建築に見えるが、桁から下が伝統工法・桁から上（小屋組）が洋式工法という、和洋折衷の建築様式が施してあるのも八千代座の特徴である。内部は舞台、花道、枡席、棧敷席に分かれており、舞中央には直径 8.45m の回り舞台がある。花道の中ほどにはスッポン（小ぜり）が設けてあり、舞台と花道は奈落（地下通路）でつながっている。枡席は後方にいくほど高くなり、客が見やすい構造となっている。歌舞伎や舞踊等の公演が行われない日には、ガイド付きで内部を見学することができる。

歌舞伎や舞踊等の公演にあたっては、八千代座周辺、豊前街道沿い、さくら湯周辺に、公演を告げるのぼりが立つ。山鹿灯籠まつりでは上がり灯籠の列が、温泉祭りでは御幸式の列が豊前街道を通り、その背景に八千代座が見える。



写真 八千代座



写真 八千代座内・廻り舞台から見る客席

＜八千代座附属施設：市指定の有形文化財（建造物）＞

八千代座本体以外の施設で、敷地内に点在する明治後期～大正初期の建築である。

ひょうたん池、東通用門、東塀、稲荷社、旧八千代座組合事務所、旧火鉢置き場棟等がある。

事務所には、建設時の古文書や、舞台での大道具、小道具等も保存されている。

稲荷社は八千代座建設前からある祠で、同時期に建立の石灯籠に（明治 34 年（1901））と刻まれている。

公演者が成功と安全を祈願する伝統が現在も守られている。



写真 八千代座附属施設

ゆめこぐら
＜夢小蔵（八千代座管理資料館）＞

八千代座の南側斜め向かいに位置する。建築は明治 20 年（1887）（棟木による）であり、八千代座よりも古い。2 階建の白壁土蔵造で元は洋品店の蔵である。平成 4 年（1992）に八千代座の資料館として再生した。館内には八千代座の歴史をたどる資料や小道具等が数多く展示されている。（『山鹿市町並概要調査・旧市街地編』平成 9 年（1997））。

公演日には、施設の前にある八千代座周辺にのぼりが立つ。

山鹿灯籠まつりでは、上がり灯籠の列が建物周辺を練り歩く。



写真 夢小蔵

＜大宮神社＞

本市中心部、豊前街道から東へ分かれる菊池往還沿いに位置する。昭和 17 年（1942）ごろ著された『大宮神社由緒書』によると、本殿は、宝暦 5 年（1755）の大風のため倒壊の後、楼門、神楽殿（旧拝殿）と共に宝暦 6 年（1756）、肥後 8 代藩主の細川重賢公により再建されたものである。

山鹿の氏社で、奉納灯籠が奉納される神社である。



写真 大宮神社本殿

＜山鹿灯籠民芸館：国の登録有形文化財（建造物）＞

本市の中心部、豊前街道沿いに位置する。大正 14 年（1925）建築（『肥後銀行五十年史』（1977））。古い町屋建築の中において、その重厚さがひと際目立つ。旧安田銀行山鹿支店として建てられた。現在は山鹿灯籠を展示・保存する山鹿灯籠民芸館として活用している。

R C 造 2 階建の近代洋風建築であり、角に位置する玄関の装飾等の細部に特色が見られる。本市における近代洋風建造物の先駆的存在である。

山鹿灯籠まつりでは上がり灯籠の列が、山鹿温泉祭では御幸式の列が豊前街道を通る。豊前街道に面する山鹿灯籠民芸館は列の背景を構成している。



写真 山鹿灯籠民芸館

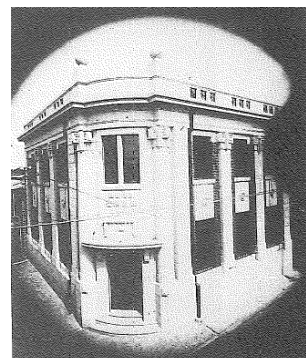


写真 安田銀行（大正時代）

<池田質屋>

豊前街道から八千代座に入る小路（会所口）の北側に位置する。

主屋は揚戸や蔀戸等の古式な建具構えが残っている点で重要な建物である。建築年代は不明であるが、和釘の使用が確認されたので、明治時代中期以前の建物であることの可能性が高いと考えられている。なお、土蔵については『山鹿市町並概要調査・旧市街地編』平成 9 年（1997）に明治 13 年（1880）建築と記されている。



写真 池田質屋（主屋）

雨漏りが進み急速に建物の破損が進行していたため、まちなみ整備事業補助金を活用し、平成 15 年（2003）度に本格的修復工事を実施した。その際は復原調査が行われ、かつての姿に復原された。

山鹿灯籠まつりでは上がり灯籠の列が、山鹿温泉祭では御幸式の列が豊前街道を通る。豊前街道に面する池田質屋は列の背景を構成している。

<梶川家住宅>

安政 5 年（1858）建築。豊前街道沿いに位置する。主屋は、切妻平入と入母屋妻入が複合した形式で、山鹿には比較的多く残る代表格の建物である。

2 階建の土蔵造で、正面の 2 階を物置的に利用する^{つし}厨子2階とするため、2 階部分の建ちが低い。側面にも小さな庇を設ける点が珍しい。建物の主要骨組みや 2 階の窓等の建築当初のものが良好な状態に残っている。壁面はねずみ漆喰としながらも、妻側の破風だけを白漆喰としているのも特徴



写真 梶川家住宅

である（『山鹿市町並概要調査・旧市街地編』平成 9 年（1997））。平成 20 年（2008）度、山鹿市まちなみ整備事業補助金により 1 階部分が修景され、現在は土産店となっている。

山鹿灯籠まつりでは上がり灯籠の列が、山鹿温泉祭では御幸式の列が豊前街道を通る。豊前街道に面する梶川家住宅は列の背景を構成している。

<大森家住宅：国の登録有形文化財（建造物）>

菊池往還沿いに位置する。北向かいにさくら湯があり、豊前街道と菊池往還の分岐点に近い。以前は酒造業を営んでいたという。敷地内には数棟の住宅や蔵が並んでいる。主屋は明治5年(1872)の建築であり、妻切平入2階建ての土蔵造で、建物本体、建具ともに改変が少ない貴重な建物である。蔵以外の建物になまこ壁が貼られており、山鹿では珍しいデザインとなっている(『山鹿市町並概要調査・旧市街地編』平成9年(1997))。



写真 大森家住宅

山鹿灯籠まつりでは上がり灯籠の列が、山鹿温泉祭では御幸式の列が菊池往還を通る。菊池往還に面する大森家住宅は列の背景を構成している。

<金剛乗寺石門：市の指定有形文化財（建造物）>

金剛乗寺は、豊前街道沿いに位置する。天長年間(824~834年)空海によって開かれたとされる(『肥後国誌』(1916))。文明5年(1473)に温泉が枯渇した際、住職のゆうめいほういん宥明法印が祈祷してよみがえらせたとの伝説もあり(『護国山佛性院金剛乗寺談議所略由緒』(明治11年(1878)ごろ)、山鹿温泉の恩人として知られる。室町以降はここに山鹿談義所が置かれ、同寺の墓所には中世末の宝塔や板碑等が今も数基残っている。



写真 金剛乗寺石門

参道にある石門は、文化元年(1804)建築で、壁石に銘が残る。凝灰岩の切石を使った円形の門で、市指定の有形文化財(建造物)である。

なお、境内には、嘉永2年(1849)に建てられたと伝えられる庫裏や約300年前に建てられたと伝えられる楼門も残る。

山鹿灯籠まつりでは上がり灯籠の列が、山鹿温泉祭では御幸式の列が豊前街道を通る。豊前街道に面する金剛乗寺石門は列の背景を構成している。

<薬師堂>

菊池往還沿いに位置し、北側にさくら湯が隣接している。「お薬師さん」の愛称で親しまれている。

寿永年間(1182～1183)宇野親治が温泉を発見し、その場所に寺を創立したのが起源と伝わる(『鹿本郡寺院仏堂明細帳』(明治10年(1877)ごろ))。その後、昭和40年(1965)代の再開発に伴って、現地に移設された。

隣接するさくら湯とともに、山鹿温泉祭のメイン会場となっている。一度枯れた温泉を復活させた金剛乗寺住職の宥明法印に感謝する山鹿温泉復活感謝祭の会場でもある。

建築年代は不明であるが、昭和30年(1955)代の写真にその姿が確認できる。

山鹿温泉祭の際には、薬師堂の傍らで、温泉の恵みに感謝を表す舞を終えた巫女たちにより笹の葉に付けた温泉を子どもの頭に垂らして無病息災を願う湯^ゆ 壽^{ことぶき}の舞の儀式が行われる。また、御幸式は別名「お薬師さん引き」と呼ばれ、薬師堂を出発し、豊前街道や菊池往還を經由し、最後は薬師堂に戻ってくる。加えて、山鹿灯籠まつりでは上がり灯籠の列も菊池往還を通る。薬師堂は菊池往還に背を向けるように位置し、列の背景を構成している。



写真 薬師堂

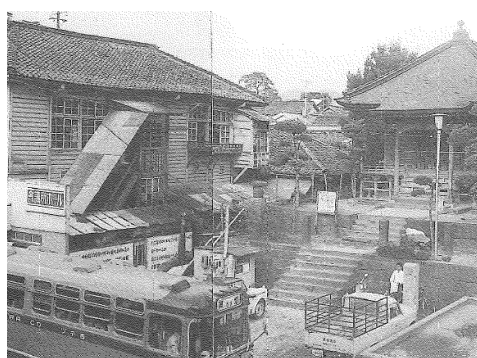


写真 昭和30年(1955)代の薬師堂(右)

<伝宇野親治五輪塔群：市の指定有形文化財（建造物）>

鎌倉期の五輪塔で大字中^{おおあざなか}に位置する雲閑寺にある。市指定の有形文化財(建造物)である。『鹿郡旧語伝記』(明和9・安永元年(1772))に宇野七郎親治の塚が雲閑寺境内の五輪塔の中にあることが書かれている。大正15年(1926)に著された『山鹿温泉誌』には「親治の墓。雲閑(閑の誤り)寺に在り」と記されている。また、五輪塔本体ではないが、囲いの部分は昭和11年(1936)9月建立とある。

山鹿温泉祭は、この墓前に祈りをささげることから始まる。



写真 伝宇野親治五輪塔群

（４）山鹿湯まち地区の歴史や伝統を反映した活動

①山鹿灯籠と山鹿灯籠まつり

＜山鹿灯籠：市指定の無形民俗文化財＞

山鹿灯籠は、伝統的な和紙（楮^{こうぞ}の皮が原料）と糊だけで造られる精巧華麗な伝統的工芸品であり、山鹿灯籠まつりの際、大宮神社に奉納される。その意匠は、金灯籠^{かなとうろう}に始まり、その後宮造り、座敷造り、城造り、矢壺、鳥籠、古式台灯、人形等と多様化した。

大宮神社の神前に奉納する以外に、古くは仙洞御所・将軍家・肥後細川家に、近くは宮中をはじめ皇族方に献上して御嘉賞^{ごかしやう}の栄を賜っている（『山鹿灯籠』（昭和42年（1967）））。

山鹿灯籠は設計図がないため、制作者の独自のスケールで造られるが、その制作技術は門外不出、師弟継承の秘技とされ、代々灯籠師と呼ばれる限られた人々によって継承されてきた。また、灯籠制作は大変神聖なもので、毎年4月に大宮神社で行われる「燈籠制作開始祭」で御祓^{はら}いを受けて身を清め、その年の灯籠まつりに向けての作業を開始するのが慣わしとなっている。昔は、女人禁制の時代もあったが、現在は女性灯籠師も誕生し、7名の灯籠師が日々制作に励んでいる。

山鹿灯籠の制作は山鹿灯籠民芸館においても行っており、実演を見学することができる。予約制により灯籠師の指導を受けながらミニ灯籠を組み立てる制作体験も実施している。

現在は、従来^{しゆらい}の奉納品をはじめ、記念品、土産物、インテリア等に利用され、豊前街道沿いに立地する店舗等で販売されている。



写真 山鹿灯籠（金灯籠）



写真 山鹿灯籠（宮造り）



写真 女性灯籠師の作業風景

＜山鹿灯籠まつり＞

山鹿灯籠まつりは、毎年 8 月 15、16 日に開催される大宮神社の祭礼である。

山鹿灯籠まつりの由来には諸説ある中で 3 つが主な説としてあげられる。

山鹿灯籠まつりの由来

- ①第 12 代景行天皇の時代（2 世紀ごろ）筑紫御巡幸の折、玉名から阿蘇へ向かう途中、深い霧が行く手を阻んだため、山鹿の里人たちが松明を掲げてお迎えした。以来、里人たちは行宮（仮の御所）跡（現大宮神社）に天皇を祀り、毎年灯火を献上するようになったとする説。（『鹿郡旧語伝記』（明和 9 年・安永元年（1772）））
- ②文明 5 年（1473）に山鹿の湯が枯渇した時、肥後の守護菊池重朝公が金剛乗寺・第 8 世住職の宥明法印に祈願を依頼し、不眠不休の祈祷を行った結果、温泉がよみがえった。その報恩のために人々が金剛乗寺にある法印の霊前に数百の紙灯籠を供えたことを起源とする説。（『當町紙灯籠縁起由来略記』（明治 7 年（1874）））
- ③盆行事としての火祭が神社の祭事と結びつき、さらに夜宮の風習がこれに加わったもので室町時代のころ成立したという説。（『山鹿灯籠』（昭和 42 年（1967）））

伝説でなく事実として確実と判断されているのは『嶋屋日記』（寛文 12 年（1672）～文久 2 年（1862））の記事で、延宝 2 年（1674）7 月 16 日に山鹿湯町で灯籠見物と書かれている。少なくとも 17 世紀の中ごろには山鹿灯籠が制作され、それを民衆が見物していたことがわかる。

上がり灯籠の由来にも諸説あるが、室町時代応永年間（1394～1428）に、住民が手作りの灯籠を山鹿の氏社である大宮神社に納めたことに始まるといわれる（『鹿郡旧語伝記』（明和 9 年・安永元年（1772）））。江戸時代に紙細工の技術が向上し、文化・文政年間（1804～1830）には奉納した灯籠が 95 との記録があり、かなり賑わっていたことがうかがえる（『山鹿燈籠見物記』（文化元年～文政 13 年（1804～1830）））。

祭事は、大宮神社への奉納灯籠の飾りつけで始まる。奉納灯籠は、15 日の午後から昼 1 枚程度の灯籠台に載せ、奉納者の店先や人通りの多い街角に飾られる。

16 日の午後 8 時から山鹿小学校のグラウンドにおいて揃いの浴衣を着た女性たちが金灯籠を頭に載せ、地唄に合わせて同心円状になって踊る千人灯籠踊りが行われる。千人灯籠踊りは女性が主役の祭りとして評判が高く、宵闇に揺れる金と銀の灯籠の



写真 各町内に飾った後、奉納された灯籠



写真 灯籠の灯りにより、幻想的に変わる町並み

灯りが幻想の世界を創り出し、多くの観客を魅了する。午後 10 時を迎えると、各町内に設置された豪華な奉納灯籠は灯籠台に載せられ、数人の法被姿の町衆がこれを担いで大宮神社へ納める。

奉納灯籠の際の主要なルートが豊前街道、菊池往還であり、歴史的建造物の八千代座や夢小蔵、梶川家住宅、池田質屋、金剛乗寺石門、山鹿灯籠民芸館、薬師堂、大森家住宅の前や周辺を奉納灯籠が通る。

令和 5 年（2023）には、27 の奉納灯籠が飾られ、26 の奉納灯籠が祭り当日に上がり燈籠で奉納されている。なお、泉町は、担ぎ手不足の関係で、祭り当日に上がり灯籠を行っていない。後日、大宮神社に奉納している。

奉納灯籠が終わると、町衆たちには直会^{なおらい}と呼ばれる酒宴が催される。なお、法被と灯籠台を包む濃紺の灯籠幕には各町内の紋が付けられているが、今も代々受け継がれている。



写真 奉納灯籠



写真 上がり燈籠の様子



図 町内に飾られる奉納灯籠の位置と大宮神社へ向かうルート

表 令和5年（2023）の奉納灯籠一覧 ※番号は奉納の順番

奉納町内等		奉納灯籠名	奉納町内等		奉納灯籠名
1	上市町	人形灯籠	15	九日町	松原神社
2	栗 林	深志神社	16	中 町	金閣寺
3	大宮町	富岡八幡宮	17	温泉通	球磨川第一橋梁
4	西上町	北里柴三郎記念館・貴賓館	18	温泉プラザ・広町	歌舞伎座
5	上 町	1号機関車 150 形	19	花見坂	伊豆山神社本殿
6	松坂町	座敷造り	20	大宮通	古式台灯
7	日吉町	山鹿温泉さくら湯内観	21	鹿校通	平安神宮 応天門
8	原 町	世界平和の鐘	22	宗 方	宗方八幡宮
9	桜 町	琴弾八幡宮	23	山鹿燈心会	恋木神社
10	栄 町	日光東照宮 陽明門	24	山鹿商工会議所	金灯籠
11	南本町	座敷造り	25	山鹿商工会議所青年部	八坂神社 本殿
12	東通町	筑波山神社	26	山鹿青年会議所	矢つば・鳥かご・古式金灯籠
13	下 町	山鹿温泉鉄道レールバス・ キハ 101	—	泉 町	水田天満宮
14	千代の園	上小松諏訪神社			

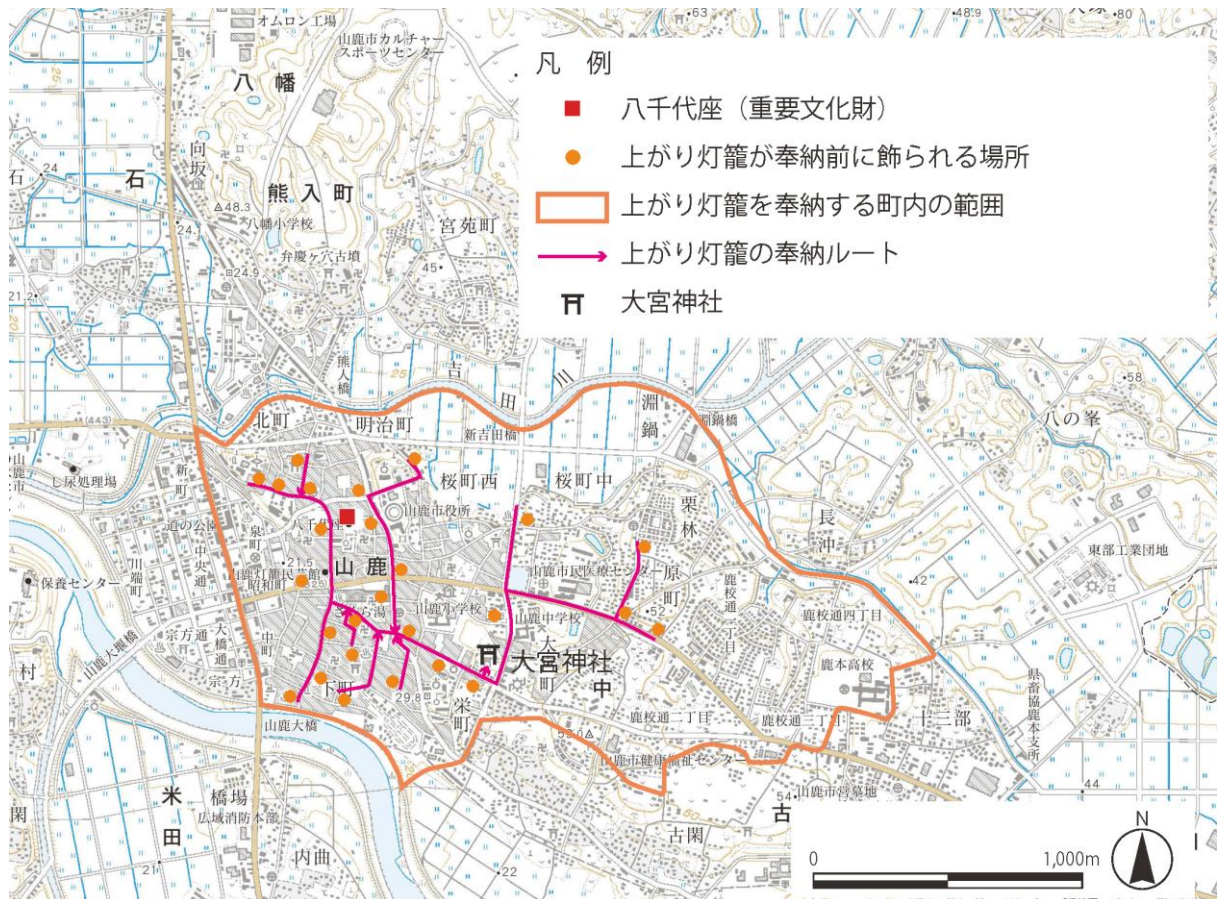


図 上がり灯籠を奉納する町内の範囲

大宮神社の境内にある朱塗りの建物は、各町内からの奉納灯籠を1年間保管・展示する燈籠殿である（昭和38年（1963）8月再建）。現在、上がり灯籠として奉納されたその年の灯籠は、すべてこの燈籠殿に納められる。灯籠は毎年のもつりの度に全て入れ替わり、前年の奉納灯籠はくじ引きで当選者に無償で譲渡している。

また、燈籠殿には平安時代中期の歌人^{ふじわらのきんとう}藤原公任が選んだ歌人36人を江戸時代初期の絵師土佐光起が描いた（大阪市美術館鑑定による）御神宝の三十六歌仙絵馬額（大宮神社の三十六歌仙の絵馬：市指定の有形文化財（絵画））がある。現在でも極めて良好な保存状態にあり、鮮やかな色と細やかな筆遣いで表現された歌人の姿絵、鮮麗な文字を見ることができる。



写真 燈籠殿



写真 燈籠殿に奉納・展示される灯籠



写真 三十六歌仙絵馬額

②山鹿温泉祭

山鹿温泉祭は、毎年4月に2日間で開催する温泉に感謝をささげる祭礼である。戦国時代の永正年間（1504～1520）ごろに湯^ゆ 壽^{ことぶき}の笠踊りが行われたと記録がある（『鹿郡旧語伝記』（享保7年（1722）））。かつては湯祭と呼ばれ、明治7年（1874）ごろから4月に行われるようになった（『山鹿市史』（昭和60年（1985）））。

山鹿温泉が歴史的文献に初めて登場するのは、平安時代の承平4年（934）に書かれた『和名抄』の中にある肥後国山鹿郡の湯泉郷^{ゆのこう}としてのくだり

であるが、文明5年（1473）3月に山鹿の湯が突然枯れ、金剛乗寺住職^{きんがうりやうしゆう}の宥明法印^{ゆうめいほういん}による祈祷の結果、同年（1473）12月20日の夜中に温泉が再び湧き出したと伝えられている。

現在も12月20日には、地元の町内会をはじめ、温泉の関係者が参列し、金剛乗寺で温泉復活に感謝する祈祷が行われている。

このように、山鹿温泉は湯まち山鹿の歴史文化の重要な位置を占めている。上述の『和名抄』は既に200年ほど前にその存在を記しているが、山鹿においては、温泉の起源を保元2年（1157）の宇野親治公による泉源の発見に求めるのが一般的とされている。

温泉祭前日には、雲閑寺にある山鹿温泉の発見者とされる宇野親治の墓と伝えられる伝宇野親治五輪塔群の前で遺徳をしのび、感謝の祈りをささげる宇野親治公墓前祭が皮切りとなり、金剛乗寺住職による読経、参列者による焼香等が行われる。



写真 大勢の人で賑わう山鹿温泉祭（昭和35年（1960））



写真 宇野親治公墓前祭（右が伝宇野親治五輪塔群）

A group of people in traditional Japanese festival attire, including white robes and a large golden float, participating in a festival in front of a traditional building.

A large group of people, many wearing traditional Japanese clothing like kimonos and yukatas, are walking along a street during a festival. There are colorful decorations and signs in the background.

[illegible]

77

③八千代座における活動

<建設～全盛期>

明治 43 年（1910）に完成した八千代座は、江戸時代の歌舞伎小屋様式を残す本格的芝居小屋である。山鹿の更なる繁栄を願った旦那衆が八千代座組合を結成。1 株 30 円の株を募って建設し、運営にあたった。

明治 44 年（1911）1 月のこけら落としは、松嶋家一座の大歌舞伎公演で 20 日間にわたって行われた。その後、新派のひさご会（大正 2 年（1913））、浪曲の天中軒雲月てんちゅうけんうんげつによる松嶋遭難談、森永ミルクキャラメル活動写真（大正 3 年（1914））等の興行があり、大正 6 年（1917）には芸術座が『復活』（島村抱月訳）を上演、松井須磨子が演じたカチューシャは長い間語り草となった。大正 12 年（1923）には、大正 10 年（1921）の法律改正により喫煙室の設置が義務付けられたことを受け、喫煙室等の増築工事も行われている。会社の総会や地区の集会、寺院の活動等の様々な利用があり、外からのすぐれた劇団や演芸人たち、地元の芸能愛好家たちにその場を提供し続け、八千代座は山鹿の娯楽の殿堂として多くの人々で賑わった。

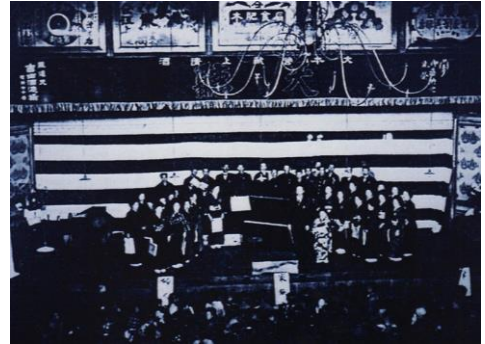


写真 大正 9 年（1920）学生による音楽発表会の様子

<衰退期>

第二次世界大戦後になるとテレビの普及により営業が次第に厳しくなり、昭和 30 年（1955）代には 2 階部分に映写室を設置し、映画館としても利用していたが、当座での興行は減少の一途をたどった。そして、昭和 48 年（1973）に八千代座は閉鎖となり、建物の管理も行き届かず廃屋のような状態になった。

同じころ、再開発ビル建設のために山鹿温泉のシンボルであった木造建築のさくら湯が解体され、コンクリートビルに建て替えられた。本市の中心部に立地する八千代座も移築や解体の話が議論されるようになったが、マスコミに取り上げられたことで保存の機運が高まり、昭和 50 年（1975）、熊本大学工学部によって詳細な建物調査が行われた。しかし、修復には莫大な費用が必要とされるため、所有者であった八千代座組合は昭和 55 年（1980）に八千代座を山鹿市に寄贈した。市は文化財として保存することを方針として打ち出したが、なかなか復興は進まなかった。

<復興期>

昭和 61 年（1986）に八千代座復興期成会が発足し、市民挙げての復興運動へと発展した。地元老人会による瓦一枚分の寄付を募る瓦一枚運動等の募金活動がはじまり、この募金を受けて、昭和 62 年



写真 八千代座復興期成会による募金活動（昭和 62 年（1987））

(1987)に大屋根の修理が行われた。翌年の昭和 63 年 (1988) には重要文化財に指定され、保存への道筋がつけられた。

平成 2 年 (1990) から市民の手づくりで行われた坂東玉三郎舞踊公演が始まり、この年には全国からのべ 4 千人を超える観客を集め、この公演が復興への大きな追い風となり、八千代座の名前を全国に広めることになった。平成 8 年 (1996) からは平成の大修理として 5 か年にわたり半解体修理が行われ、八千代座が最も繁栄した大正 12 年 (1923) の姿に復原され、現在に至る。

平成 13 年 (2001) 5 月、大修理後のこけら落としでは、15 代目片岡仁左衛門一座による大歌舞伎が行われた。以降、文化財の一般公開としての見学を主としつつ、市民ホールとしての利用も続いている。公演は、歌舞伎、コンサート、演劇をはじめ、高校の同窓会、小学校の発表会等、往時と変わらず幅広く利用され、平成 2 年～令和 2 年 (1990～2020) まで、累計 270 回近くの公演が開催されている。今も年間約 4 万 5 千人の見学者を集め、公演においても年間延べ 2 万 3 千人を集客している。

平成 21 年 (2009) からの 3 年間は、八千代座 100 周年を記念して、様々なイベントが開催された。民間が中心となって八千代座 100 周年実行委員会が組織され、記念祝賀式典、映画上映会、落語会、コンサート、八千代座まちづくりフォーラム等が行われるとともに、文化財の保存活動や八千代座の復興等に尽力した団体や(故人を含む)個人が表彰された。

また、この八千代座 100 周年記念行事については、八千代座と深く関わってきた人々に視点をあてたドキュメンタリー番組もテレビで放送された。



写真 山鹿小学校の 6 年生による発表会
(平成 16 年 (2004))



写真 平成の大修理後の姿と天井広告画を配した切手 (平成 14 年 (2002))

八千代座100周年

「これまでの100年、
これからの100年」



二、全盛期には

優秀な興行師の存在が

八千代座組合の収入の主なものは席料で、使用する団体が八千代座組合に何日間でも席料を支払うという契約のもとに、興行などが行われていました。

大正13（1924）年の決算書で興行内訳を見ると、49件あり、日数は芝居121日、活動写真22日、安来節19日、浪花節9日、そのほか7日が娘義太夫、小歌（唄）大会、奇術、操り人形、演説会、総会などでした。珍しいものでは、文芸茶室一行、裁判劇一行、明治大学の演奏会（マンドリンクラブと思われる）があります。

興行の形態もいくつかあり、演説会や大会などのように会場として貸し出すだけのものもあれば、興行師が劇場への使用料のほか、興行上の諸費用、照明電気料などを支払い、芝居の劇団などと興行契約を結ぶものもありました。また、劇団と劇場側が直接契約する場合もあったようで、その場合は広告宣伝費を折半し、旅費、宿泊費は劇場側が負担、収益を6対4にするなどさまざまだったと思われます。

大正13年の興行主欄を見ると、八千代座の関係者で



浪花節のチラシ

あった木村亀太郎（もと建築員）と村上干代吉（同担当者）がいくつも出てきます。17日間の嵐菊書一行温泉祭興行は、八千代座組合が直接興行主になり、千二百三十一円三十三銭もの席料が上がっていました。これに木村と村上が興行主になった14件の興行の席料二千六百円を加えると、大正13年度の年間席料六千四百五十三円三十三銭の6割近くを直営で稼いだことになりました。

現在もそうですが、映画、演劇、コンサートなどのイベントをおこなう場合、黒字になるか赤字になるか、大問題です。地方文化振興、あるいは観光振興のために頑張っても、お客が入らず赤字になれば、次につながらず一度で終わります。地方の劇場で赤字にならない程度の収益を上げ、継続していくのは至難の業で、多くの地域のボランティアの協力がないとやってはいけないのが現状です。

大正13年に戻りますが、どのような興行のやり方だったのか、具体的に分かっています。今後興行の資料が調査研究され、詳しい内容が分かるかと期待しています。いずれにせよ、八千代座が盛況だった時代は、木村村上という優秀な興行師が重要な役割を果たしていたことは間違いないでしょう。温泉祭のように何もせずに、長期間お客が集まるときは八千代座組合が直接興行を行い、多少リスクがあっても、もうかりそうな興行は二人に任せ、株主に一割以上の配当を出すほどの収益をあげていました。二人にも多額の特別賞与が出ています。

大正2（1913）年の組合記録には、木村の功勞に對し七日間無席料で貸し渡すこと、村上には賞与として三日間貸し渡すことが決議されていました。無料で劇場を使用する権利を与えるという、珍しい現物支給ですが、その十日間を何に使ったのか、大いに興味があります。また、建築が専門の二人が興行をどこで学んだかも知りたいことの一つです。（今月号でこの記事は終了します。長い間、ご愛読ありがとうございます。）

文 前山鹿市立博物館館長 木村 理郎さん

「広報やまが」に掲載された八千代座100周年連載の最終記事（平成23年（2011）12月1日号）

<現在>

八千代座の日常管理は、現在、（一財）山鹿市地域振興公社が行っている。八千代座及び夢小蔵の一般公開は同公社が行っている。歌舞伎舞踊等の公演が行われていない時には、見学科と共通入館料を支払えば、ガイドを伴い、八千代座の客席、舞台上、舞台下（地下）、楽屋～夢小屋を見学することができる。

市川海老蔵や坂東玉三郎が主演する歌舞伎舞踊等の企画、開催は、市民有志らによる実行委員会が結成され、行われている。公演の際には、八千代座周辺、豊前街道沿い、さくら湯周辺にのぼりが立つ。芝居を楽しみに豊前街道から八千代座を訪れる人の流れは昔と変わらない芝居小屋のある町並みの風景となっている。

(5) おわりに

肥後・熊本を起点とし、豊前・小倉に至る豊前街道は、山鹿の中心部を南北に縦断している。江戸時代、山鹿は参勤交代時の宿泊地となり、温泉宿場町として繁栄した。街道沿いには、白壁の瓦葺、土蔵造をはじめとした町屋建築が残っており、明治時代に建てられた八千代座とともに、山鹿の賑わいを今に伝えている。

山鹿灯籠の制作や山鹿灯籠まつり、山鹿温泉祭は、このような町並みや由緒ある寺社を舞台に開催される市民の活動であり、歴史的な建造物を背景に灯籠踊りに向かう人々の姿、山鹿灯籠が大宮神社に奉納される上がり灯籠の様子、温泉の発見・再興に感謝して練り歩く御幸式の様子は、古くから灯籠と温泉のまちであることを体現する本市固有の歴史的風致である。

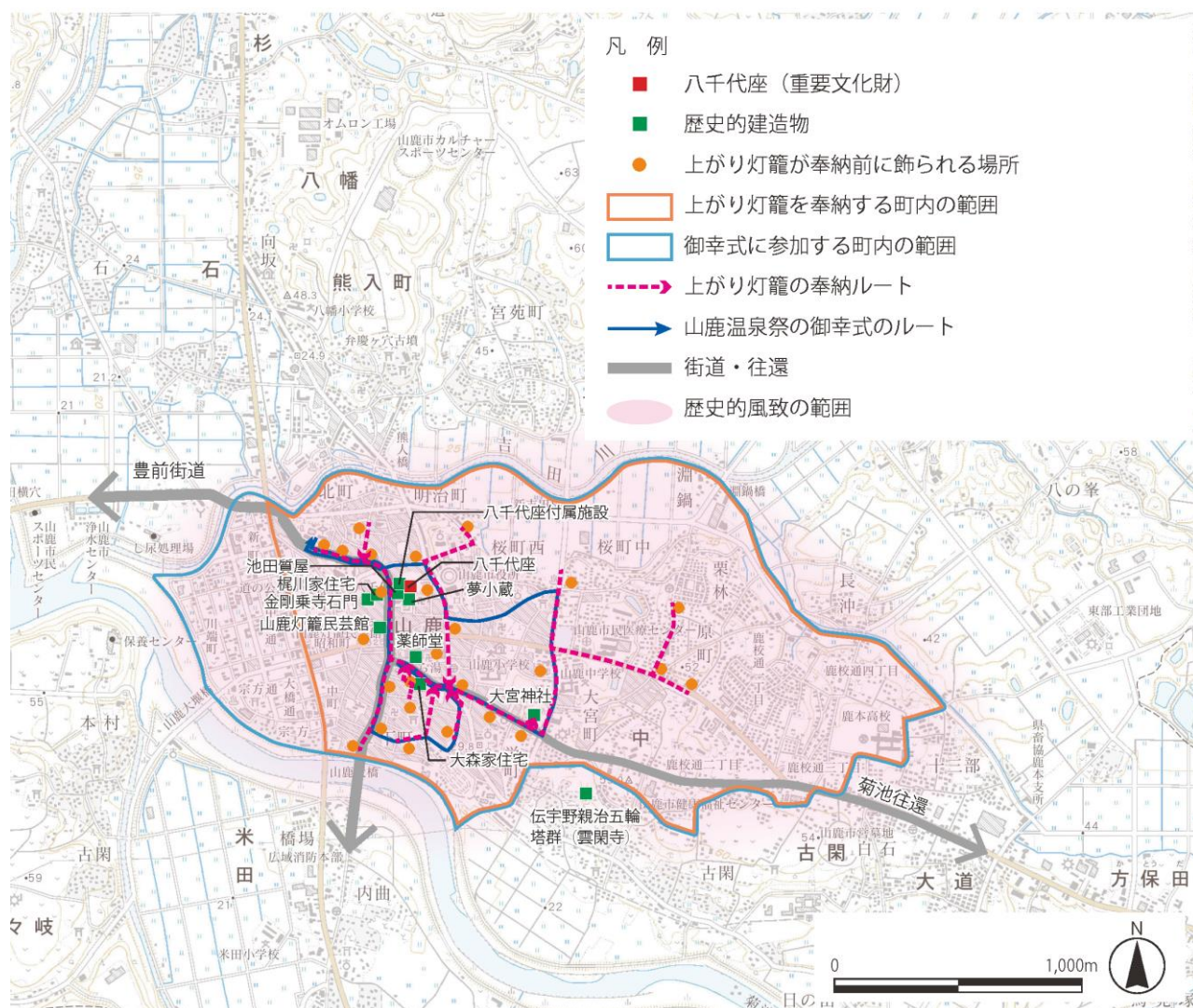


図 山鹿湯まち地区の歴史的風致の範囲

3 来民地区の歴史的風致

(1) はじめに

来民地区は、山鹿市の東南部、菊池川の河岸段丘の中ほどに位置し、地区の中心を菊池往還が横断している。菊池往還は、豊前街道の中町を起点とし、菊池へ至る主要道であり、本地区はほぼ中間地点に位置する。寛永 16 年（1639）、肥後藩主細川忠利公により、町名が新町と改められたのを契機に、町としての形態を整え、発展した。

現在も歴史を感じさせる土蔵造りの町屋や寺社等の町並み残り、ここを舞台に招魂祭や歴史ある渋うちわの制作技法が継承されている。

(2) 来民の町並み

本地区は、山鹿湯まち地区と違い温泉はないが、山鹿（本市中心部）と隈府（現菊池市中心部）の間であって、15 世紀後半の室町時代には市が立ち、町としての体裁を整えていったと言われる。細川忠利公が町名を新町と改め、月に 6 度の市を立てることを許し、中村手永の会所（役所）が設けられたことで、町として急速に発展していった。

ここにある町屋の多くは明治時代～昭和初期のものだが、中には江戸時代後期の安政年間（1855～1860）のものもある。また、熊本の町屋の平面の特徴は通り土間だが、熊本の城下町では半間であるのに対し、来民のそれは 1～2 間と広い。これは江戸時代の 1 棟が土間で 1 棟が居室という二棟造りの影響が残っているためといわれる。すなわち、外観や材料等を一見すると変化しているものも多いが、町屋の規模や平面構成等の伝統的な形が踏襲され、白壁土蔵造の町屋等が並ぶ箇所も残っており、400 数十年間法燈（ほうとう）を守り続けている光運寺や正光寺、大光寺等の寺院とともに、歴史ある町並みを形成している。

その中でも橋本家住宅は、安政 3 年（1856）4 月建築の建物で、中村手永の会所としても利用されていたことから、本地区を代表する歴史上価値の高い建造物として広く認知されている。また、旧来民郵便局（ゆ〜くんち）は昭和 11 年（1936）竣工の木造の洋館で、板張りに赤みを帯びたベージュのペンキで仕上げた外観が町並みにアクセントを加えている。



写真 来民地区の町並み

（３）来民地区の歴史的建造物

＜橋本家住宅＞

安政 3 年（1856）4 月に富永徳次が建築（棟札による）した木造 2 階建、瓦葺 64 坪の庄屋屋敷である。その特徴は、梯子段裏の空間を利用して左右とも抽斗が取り付けられる等の屋内の無駄を極力省いている点や、座敷の床の間には当時禁制の紫檀、黒檀を使用した巧緻な細工が施されている点とされる。数年前までは望楼部分があり一部 3 階建てだったが、現在その部分は撤去されている。

橋本家住宅前の菊池往還では、招魂祭の当日、浴衣を着た踊り手が総踊りに参加するため商店街に歩いていく様子や、総踊りを終えて自宅に帰る様子が見られる。



写真 橋本家住宅

＜光運寺＞

天文年間（16 世紀前半 1532～1555）、天台宗の寺として開基。延宝 6 年（1678）に浄土真宗本願寺派に所属し現在に至る。元は鹿本町下分田にあったが、寛永年間（17 世紀前半 1624～1645）に現在地に移った。（『鹿本町史』（昭和 51 年（1976）））。境内には、明治や大正の元号が記される古い墓石がある。

境内前の菊池往還では、総踊り当日、浴衣を着た踊り手が総踊りに参加するため商店街に歩いていく様子や、総踊りを終えて自宅に帰る様子が見られる。



写真 光運寺

＜正光寺＞

慶長 16 年（1612）、正光寺という寺号を許可され加恵（現菊池市七城町加恵）に寺を開く。その後、寛文 2 年（1662）に現在地に移る。（『鹿本町史』（昭和 51 年（1976）））。境内には、明治や大正の元号が記される古い墓石がある。

境内前の菊池往還では、総踊り当日、浴衣を着た踊り手が総踊りに参加するため商店街に歩いていく様子や、総踊りを終えて自宅に帰る様子が見られる。



写真 正光寺

<大光寺>

元は西迫間（現菊池市西迫間）にあったが、開基年代不明。伝承では中世から続くという。その後上御宇田、坂東（いずれも現山鹿市鹿本町）と場所を移し、寛永9年（1633）に現在地に移る。（『鹿本町史』（昭和51年（1976）））。境内には、明治や大正の元号が記される古い墓石がある。



写真 大光寺

境内前の菊池往還では、総踊り当日、浴衣を着た踊り手が総踊りに参加するため商店街に歩いていく様子や、総踊りを終えて自宅に帰る様子が見られる。

<旧来民郵便局（ゆ〜くんち）>

昭和11年（1936）建築。菊池往還沿いに位置する。来民郵便局として建てられた。木造2階建、寄棟造棧瓦葺。外観は下見板張りに赤みを帯びたベージュのペンキで仕上げた、間口5間、奥行9間半の矩形の木造洋館建て郵便局である。

昭和46年（1971）に新局舎建築後は、当時の郵便局長が建物を保存。平成11年（1999）に熊本県・近代化遺産に指定され、旧鹿本町に寄贈され、町の社会文化の活性化センターとして親しまれた。



写真 旧来民郵便局
山鹿暮らしサポート局
（ゆ〜くんち）

令和2年（2020）から、（一社）山鹿移住定住支援センターの拠点施設として活用されている。同センターにより、内部を見学することができるになっている。



写真 旧来民郵便局の内部

旧来民郵便局（ゆ〜くんち）前の菊池往還では、総踊り当日、浴衣を着た踊り手が総踊りに参加するため商店街に歩いていく様子や総踊りを終えて自宅に帰る様子が見られる。

<地蔵堂>

江戸時代、地元住民の総意に創建された地蔵堂である。

今は来民商店街となった菊池往還沿いに位置する。地蔵堂を囲む石垣の一部には明治の元号が記されている。地蔵堂の前を招魂祭の総踊りの列が通る。



写真 地蔵堂

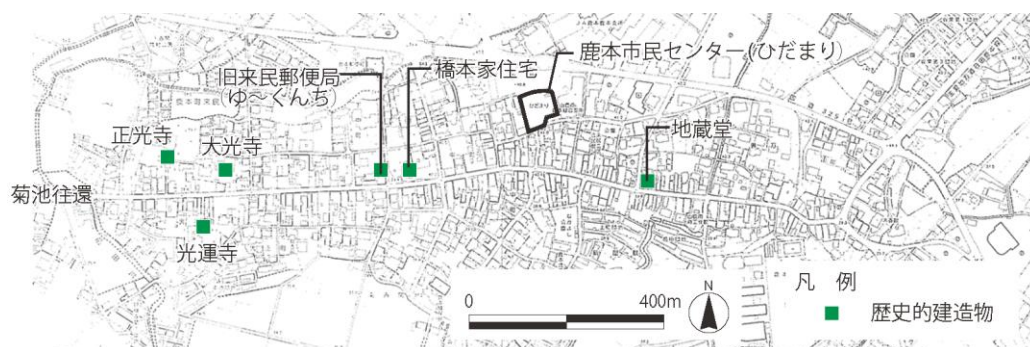


図 菊池往還沿いの歴史的建造物

（４）来民地区の歴史や伝統を反映した活動

①来民渋うちわ

本地区の伝統的工芸品として、来民の渋うちわが挙げられる。来民の渋うちわは約 360 年の歴史があり、慶長 5 年（1600）ごろ、来民を訪れた四国丸亀の旅僧が一宿の謝礼に団扇の製法を伝授したのが最初と伝えられ、寛永 16 年（1639）に細川忠利公の推奨により制作を始めたといわれる。『筑紫日記』（寛政 4 年（1792））に「新町とて四、五百軒の町家しぶ団扇を多くつくるを業とする」とあり、生業としての制作が盛んであったことがうかがえる。来民は、かつて京都、丸亀と並ぶ産地の一つに数えられた。

昭和 40 年（1965）代に工業産品としては事実上途絶えたが、宣伝進物用として、一部の趣味・愛好家の要望に応えるかたちでその歴史と伝統の命脈を保っている。この渋うちわの特徴は、和紙の部分に柿渋を塗るので、和紙が丈夫になり、次第に色合いが深みを増すとともに防虫効果も果たす点である。現在も数名の職人が昔ながらの伝統技法を守り制作を続けている。



写真 昭和初期の制作風景



写真 実用品・贈答品として人気のある
渋うちわ

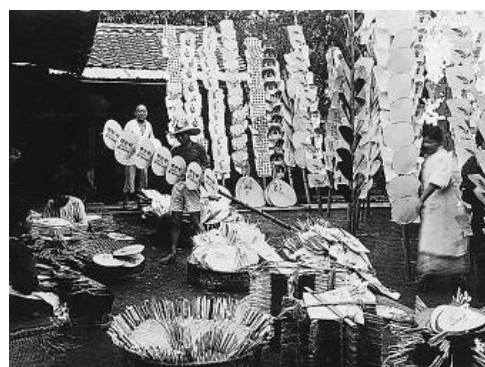


写真 竹竿にうちわを挿して乾かしている
様子（提供者聞き取りにより昭和 30
年頃の写真と考えられる。）

②招魂祭

招魂祭は、明治 10 年（1877）に起こった西南の役以降の戦没者慰霊祭である。英霊者数は来民 222 名、稲田 155 名、中富 183 名、計 560 名である。慰霊祭とともに、各種スポーツ大会、短歌や囲碁といった文化大会、サマーナイトフェスティバル等の奉納行事が開催される。各種行事では招魂祭の趣旨の説明や大会前の黙とうなどを行い、戦争で亡くなられた方々の犠牲の上に今日の平和があることを若い世代とともに再確認する機会となっている。

昭和 51 年（1976）に編纂された鹿本町史には明治 12 年（1879）に始まったとあるがその根拠は定かではない。ただし、昭和 46 年（1971）の『広報かもと（8 月 1 日、月刊第 4 号）』には「大東亜戦争中の数年のみ奉納の余興だけは遠慮されたことがあったが、招魂祭そのものは一度も欠けることなく続けられてきた」と書かれている。また、招魂祭に関する昭和中期の動画が残されており、招魂祭が少なくともこれ以前から続いていることは明らかである。

<開催期間>

これまでの開催時期は、大きく 7 期に分けられる。昭和 49 年（1974）からは学校の意向を踏まえ、学校の夏休み中に開催するようになった。

- | |
|---|
| ①明治 12 年（1879）には、4 月 17 日から 19 日の 3 日間 |
| ②明治 13 年（1880）からは、7 月のお盆の時期 |
| ③明治 20 年（1887）ごろからは、9 月 3 から 5 日の 3 日間 |
| ④昭和 43 年（1968）からは、9 月 3 日と 4 日の 2 日間 |
| ⑤昭和 49 年（1974）からは、8 月 27 日と 28 日の 2 日間 |
| ⑥昭和 58 年（1983）からは、8 月 12 日から 14 日の 3 日間 |
| ⑦平成 29 年（2017）からは、8 月 11 日から 14 日の 4 日間 |

『令和元年（2019）度 かもと招魂祭 行事一覧』によると、中学バレーボール大会を除き、基本、8 月 11 日から 14 日の 4 日間で開催されている。

昭和 46 年（1971）の『広報かもと（8 月 1 日、月刊第 4 号）』には「ことしもまた、9 月 3 日から 2 日間、町民待望の“招魂祭”が多彩な行事とともに開幕する」とある。

令和元年度

かもと招魂祭

行事一覧

招魂祭式典（合同慰霊祭）	8月13日(火) 午前10時	「ひだまり」2階 大会議室
--------------	----------------	---------------

【奉納行事】

日	行事名	開会時間	内容・対象者等	場 所	主 催
10 (土)	中学野球大会	7:30	中 学 生	鹿本グラウンド	中学野球実行委員会
11 (日)	中学バスケットボール大会	8:30	中 学 生	鹿本体育館	バスケットボール協会
12 (月)	柔道大会	8:30	小学生 / 中学生	鹿本中武道館	柔道協会
	剣道大会	8:30	小学生 / 中学生	鹿本体育館	剣道協会
	空手道大会	8:00	小学生 / 中学生	鹿本中体育館	空手道協会
13 (火)	ベタンク大会	8:00	一 般	水辺プラザかもと芝生広場	ベタンク協会
	短歌大会	13:00	一 般	ひだまり視聴覚室	短歌会
	囲碁大会	13:00	一 般	親和荘	親和碁会
	だしみこし	16:00	小学生	来民商店街	来民2・3・4・5・6・7区子ども会
13 (火)	学童野球大会	7:00	小学生	鹿本グラウンド	鹿本少年野球クラブ
14 (水)	子供たちのお化け屋敷	17:00	一般(入場料有)	来民商店街	お化け屋敷実行委員会
14 (水)	総踊り	18:30	ソーラン鹿本ほか	来民商店街～ひだまり(鹿本市民センター)駐車場	商工会
17 (土)	中学バレーボール大会	9:00	中 学 生	鹿本体育館ほか	バレーボール協会
13 (火)	サマーナイトフェスティバル	17:00 17:30 17:40 18:00 18:30 19:00 19:00 19:30 20:00 20:30 21:00 21:15 21:30	アコースティックライブ オープニング(前田シゲ) 鹿本中吹奏楽 トライアル自転車パフォーマンス 仮面ライダージオウ ストリートライブ 大綱引き大会 7 t h TRAIN 仮面ライダージオウ スタンプラリー抽選会 映像(ショートムービー) 琉球太鼓 まんじゅう・もち投げ	商工会駐車場 ひだまり(鹿本市民センター)駐車場 来民商店街 ひだまり(鹿本市民センター)駐車場	招魂会
14 (水)	サマーナイトフェスティバル	17:00 17:30 17:40 18:00 18:30 19:30 20:00 20:30 21:00 21:15 21:30 21:30	アコースティックライブ オープニング(櫻山結、草野遥) 園児の踊り 矢沢A型 総踊り 総踊り表彰式 グランパワーヒノクニショー スタンプラリー抽選会 レーザショー ソウルマティックス(ゴスペル) 映像(エンドロール) まんじゅう・もち投げ	商工会駐車場 ひだまり(鹿本市民センター)駐車場	

図 令和元年(2019)度 かもと招魂祭 行事一覧

<合同慰霊祭>

合同慰霊祭は、8月13日の午前8時から来民、稲田、中富にある各慰霊の石碑の前で慰霊祭がそれぞれ開催された後、それぞれの御霊を市の複合施設である「鹿本市民センター（ひだまり）」の前に設けた祭壇に安置し、午前10時から2階大会議室で開催される。

合同慰霊祭の後、祭壇の前で「御霊移し」の式典が行われる。次の日、8月14日の17時から同祭壇の前で「御霊返し」が行われ、慰霊祭としての式典が終える。

昭和46年（1971）の『広報かもと（8月1日、月刊第4号）』には、「昭和30年（1955）の町村合併による鹿本町発足後は、合併旧3ヵ町村の多くの戦死者をおまつりする招魂の儀に発展」とあることから、昭和30年（1955）以前にも合併前の旧町村でそれぞれ慰霊祭が行われていたこと、昭和30年（1955）から合同慰霊祭が開催されるようになったことがうかがえる。また昭和46年（1971）8月1日の『広報かもと』の記事には「合同慰霊祭 3日午前10時」とも記されている。



写真 合同慰霊祭の様子



写真 祭壇



写真 御霊返しの様子

<総踊り>

8月14日に総踊りが開催される。

総踊りへの参加は、令和元年（2019）度で11団体（山鹿市商工会女性部・肥後銀行来民支店・鹿本中学校生徒会・稲田小PTA・山鹿市社会福祉協議会・中富小PTA・来民小PTA・山鹿市役所・プラマガール・熊本第一信用金庫来民支店）である。稲田、中富からの参加もある。

招魂祭のメインの開催場所は、以前、肥後銀行駐車場で行っていたが、参加人数が多くなった理由で平成18年（2006）から鹿本市民センター（ひだまり）の駐車場に変更されている。

菊池往還周辺の住民たちは総踊りの準備が整うと、光運寺などの前をとおり集合場所の商店街駐車場に集まる。その後、商店街をスタートし、地蔵堂や来民の歴史的な街並みを背景に踊りながら菊池往還をとおり祭りのメイン会場となっている鹿本市民センター（ひだまり）へと向かう。会場では多くの住民が集まりイベントが行われているが、踊り手が会場に入ってくると各団体の盆踊りの審査が始まり優勝団体には商品として大渋うちわが贈呈されている。

昭和46年（1971）の『広報かもと（8月1日、月刊第4号）』には、「音頭大会 4日午後6時、中学校敷地、輪踊り」とあり、これが総踊りに該当すると考えられる。場所に変更されているが、輪になって踊る総踊りが開催されている。

また、前述した招魂祭に関する昭和初期の動画の中にも来民商店街を通る浴衣を着た踊り手の列が写されており、少なくともそれ以前から総踊りが続いていることがうかがえる。



写真 令和元年（2019）度の総踊りの様子



写真 昭和中期の動画に見える総踊りの様子





図 合同慰霊祭や総踊りの場所等

(5) おわりに

山鹿（本市中心部）と菊池（現菊池市）の中間にある来民は、地区中央に菊池往還が横断しており、江戸時代に新町という町名で発展し、往還沿いには中村手永の会所としても利用された橋本家住宅をはじめ白壁土蔵造の町屋建築、由緒ある寺院、そして近代以降も発展しつづけてきた歴史を物語る洋館建築の旧来民郵便局（ゆ〜くんち）等が今も残っている。

このような中で、渋うちわ職人の伝統技法とその制作活動や、招魂祭が受け継がれており、かつてこの地が活況を呈していた頃の面影を伝えるその風情は、本市固有の歴史的風致を形成している。



図 来民地区の歴史的風致の範囲

コラム ＜ 慰霊の石碑 ＞

西南の役以降の戦没者を慰霊する石碑が来民、稲田、中富の3地区に存在する。（※昭和30年（1955）に来民町、稲田村、中富村の1町2村が合併して鹿本町が発足している。来民、稲田、中富はこの旧町村の地区である。）

来民の忠霊塔は、鹿本町多目的交流施設の裏手にあり、市指定の天然記念物「来民の大イチョウ」の横にある。熊本地震の際に御宇田神社にあったが倒壊したので、平成30年（2018）に新しく移設されたものである。

稲田の殉国之碑は、旧稲田小学校の校庭にある。昭和58年（1983）の学校改築の際に場所は移転しているようであるが、昭和29年（1954）に建立されたものである。

中富の忠魂碑は、旧中富小学校の校庭にある。昭和29年（1954）に建立されたものである。

招魂祭では、合同慰霊祭の前に行われる慰霊祭が、各石碑の前で開催されている。



写真 忠霊塔（来民）



写真 殉国之碑（稲田）



写真 忠魂碑（中富）

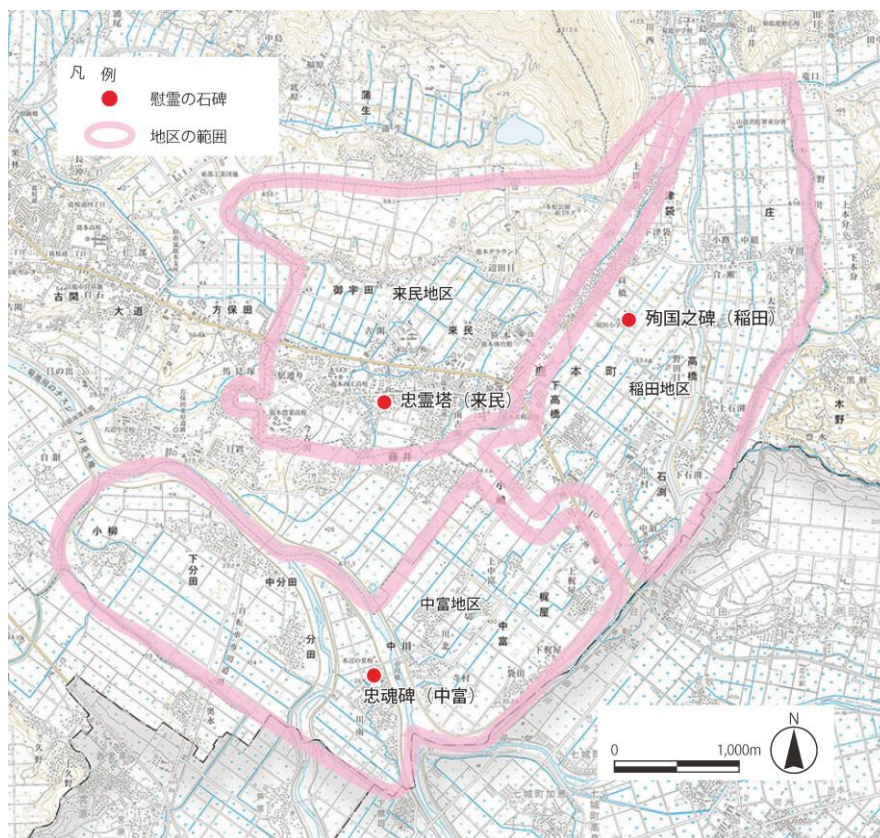


図 慰霊の石碑の位置と各地区の範囲

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期計画に基づき、八千代座交流施設整備事業、さくら湯再生及び公園整備事業等の拠点施設の整備や豊前街道・菊池往還・歴史的小路の道路美装化、歴史的な地区への主要アクセス道路の無電柱化事業等をはじめ、歴史的建造物の修景助成、祭礼行事の活動支援、伝統工芸の後継者及び指導者への補助、条里を受け継ぐ田園環境の維持活動への支援等により、歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。その結果、町並みの魅力向上、観光入込客数の増加、伝統工芸の担い手の増加、日本遺産の認定等、一定の成果を上げることができた。

一方で、人口減少、少子高齢化の影響による、歴史的建造物の維持や伝統文化の維持継承を担う組織の弱体化、後継者不足は解消されておらず、今後より一層深刻化することが予想される。また、平成28年（2016）熊本地震により顕在化した歴史的建造物の防災対策、整備された交流施設や公園・広場を活用した八千代座とさくら湯がまちづくりの面で十分に活かしきれていないといった新たな課題も生じている。

（1）歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

本市は、第1期計画に基づき、歴史的建造物の修理を円滑に進めるため、その台帳作成のほか、歴史的風致形成建造物の指定と修理等に取り組んできた。

しかし、未指定・未登録文化財である歴史的建造物の時間変化を追った実態把握は十分ではない。人口減少や所有者・管理者の高齢化が進展する中で、手入れが不十分となり、老朽化が目立つようになってきた歴史的建造物も増えている。中には文化財の指定・登録等の対象となりうるような歴史的建造物であっても手つかずのままとなっている物件も見られる。また、地震や台風等の自然災害や文化財に対する人為災害が全国的な報道で取り上げられ、歴史的建造物の防災や防犯に対する市民意識が高まる一方、その対応も十分ではないのが現状である。

（２）歴史的環境の保全・形成に関する課題

本市は、第１期計画に基づき、山鹿市景観計画の運用により、菊鹿古代の里地区の田園景観や山鹿湯まち地区の町並み景観等の保全・形成に取り組んできた。あわせて、菊鹿古代の里地区では条里制の地割を受け継ぐ田園環境の維持管理活動への支援、山鹿湯まち地区では無電柱化、道路の美装化、案内板の整備等に取り組んできた。

しかし、景観計画においては、全般的に高さの制限の担保が十分ではない、また、山鹿湯まち地区に指定される「歴史的町並み地区」や「菊池往還来民地区」では景観誘導方針を定めているが当該地区の届出対象行為を設定していない等、田園景観や市街地景観の保全・形成に向けたルールづくりが十分ではない。また、菊鹿古代の里地区では、人口減少・高齢化により、今後も条里制の地割を受け継ぐ田園環境の維持は困難な状況が続いている。加えて鞠智城跡については、良好に残された土塁等の遺構の保全、復元建物の維持管理、植生の管理等を適切に行い、現在に残る歴史的景観を維持管理していくことが重要である。他方、山鹿湯まち地区では、小路の美装化が図れていない区間に加えて、豊前街道・菊池往還・小路沿いには町並み景観と調和しない住宅等が存在し、町並みの修景が十分ではない。また、主要なアクセス道路の無電柱化未整備区間も残されている。

（３）歴史と文化を反映した活動の継承に関する課題

本市は、第１期計画に基づき、伝統工芸の後継者の育成支援や販路の拡大支援を行うとともに、歴史と文化を継承する市民活動への支援に取り組んできた。その結果、灯籠師が増える等の成果があった。

しかし、伝統工芸の後継者の育成は灯籠師の４人増加に留まっている。また、人口減少・高齢化により今後更に歴史と文化を継承する市民活動の弱体化が予想される。また、地域で継承される年中行事等の実態把握が十分でなく、神楽をはじめとする民俗芸能や伝統行事が継承されず、失われていくことが危惧されている。

（４）郷土の歴史文化への認識向上に関する課題

本市は、第１期計画に基づき、郷土の歴史文化の認識向上を目指し、鞠智城跡に関連するシンポジウムやフォトコンテスト等のイベントの開催、「広報やまが」で文化財を紹介する連載等に取り組んできた。また、平成２３年（２０１１）に開業１００周年を迎えた八千代座の記念行事や平成２４年（２０１２）に再生整備されたさくら湯の開場に合わせてイベントを開催し、ＰＲ活動にも努めてきたところである。

しかし、郷土の歴史文化のより効果的な認識向上を目指すにあたって、来訪者の市内における回遊を促す視点から、市内に所在するガイダンス施設等の有効活用が十分ではなかった。また、市民の郷土の歴史文化への理解を深めてもらう上で、学校教育や生涯学習との連携も不十分であった。加えて、日本遺産の認識向上も十分ではない状況である。

2 既存計画との関連性

本市の歴史的風致の維持及び向上には、総合計画をはじめとして、都市計画、景観、農業等、各分野との連携が不可欠である。したがって本計画は、総合計画に即し、下記の主な関連計画と整合を図るものとする。

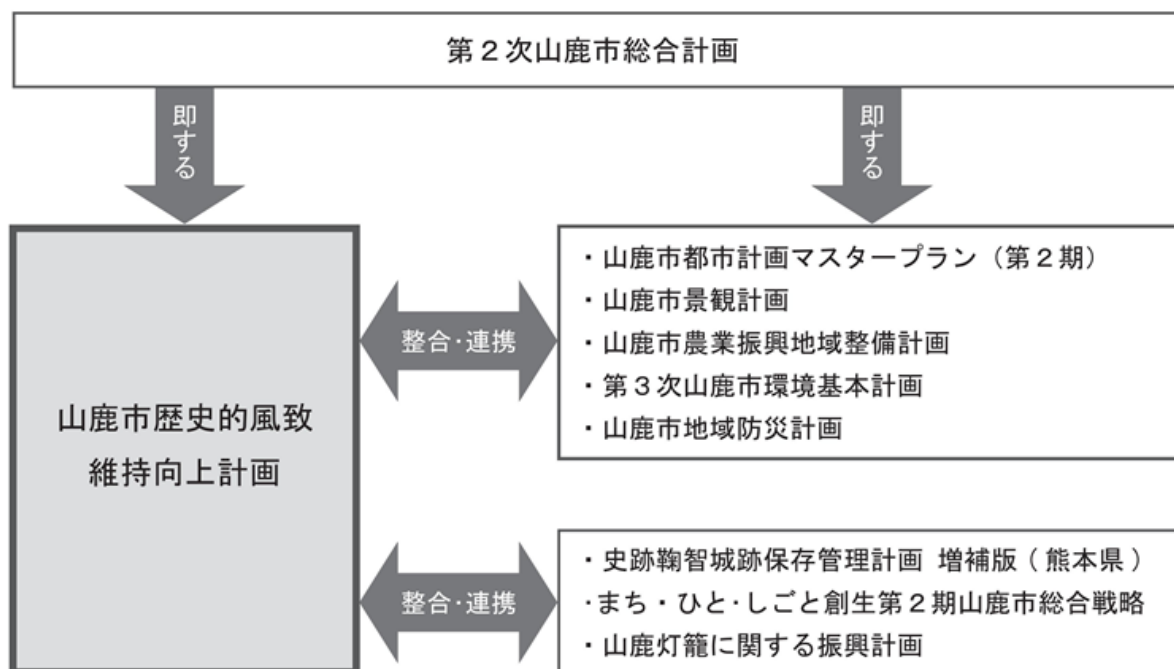


図 既存計画との関連性

（1）第2次山鹿市総合計画（平成28年（2016）3月策定）

長期的な展望のもとに本市の将来像を描き、その達成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、市政運営の基本方針を示すとともに、今後策定する各種計画の上位計画として策定している。基本構想と基本計画（前期、後期）で構成される。

基本構想は、平成28年（2016）度～令和7年（2025）度の10年間を計画期間とし、将来都市像を「人輝き飛躍する都市やまが～人と自然・産業・歴史文化が響き合うまちづくり～」とし、「人を創る」「経済を創る」「住み続けたいまちを創る」ことをまちづくりの姿勢に掲げて、5つの基本目標を定めている。

後期基本計画（計画期間：令和3年（2021）度～令和7年（2025）度）は、5つの先導施策（リーディングプロジェクト）と部局ごとの基幹施策を施策の柱としている。このうち、本計画と関わりが深い部分は、基幹施策における教育部局の「文化団体の育成支援」・「博物館展示等の充実」・「八千代座の保存活用の推進」、建設部局の「街なみ環境整備の推進」、商工観光部局の「まつりイベントの充実」・「和紙工芸の振興」を達成するための取組であり、その内容は次頁の表に示すとおりである。

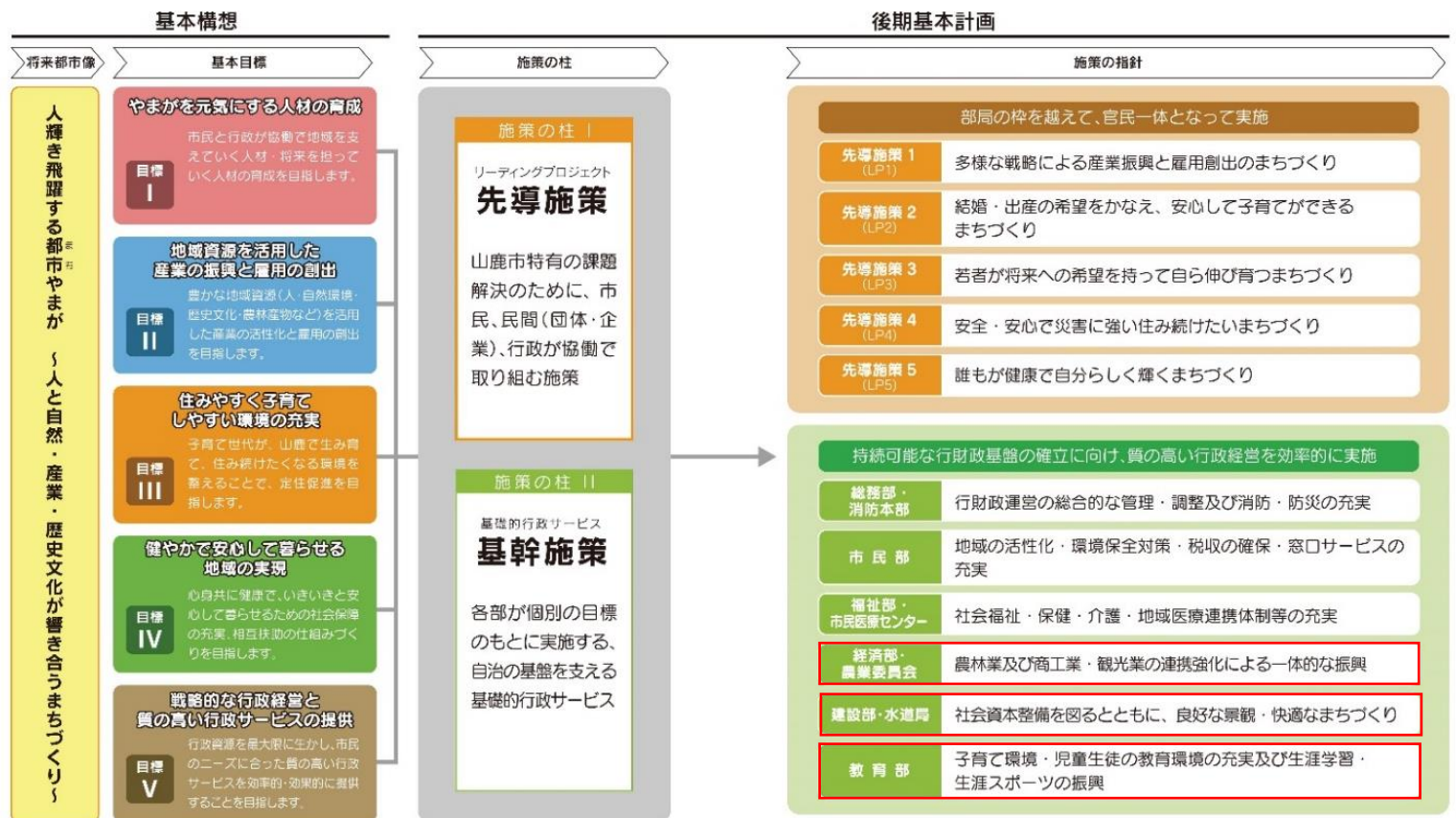


図 第2次山鹿市総合計画後期基本計画の体系(一部抜粋)

表 第2次山鹿市総合計画後期基本計画の基幹施策(関連する施策を抜粋、要約)

部局	施策名	主な施策の内容
教育	・文化団体の育成支援 ・博物館展示等の充実 ・八千代座の保存活用の推進	・郷土芸能団体の活動支援と文化団体間の連携強化 ・歴史や文化、文化財等に接することを目的とした、展示活動や講座等の推進 ・八千代座の改修整備を進め、国指定重要文化財としての価値を高める
建設	・街なみ環境整備の推進	・歴史文化を生かした良好な景観形成(歴史的建造物の修復、修景、道路や公園等の整備)
経済 (R5.4 から 商工観光)	・まつりイベントの充実 ・和紙工芸の振興	・「山鹿灯籠まつり」をはじめとする伝統行事への市民の積極的な参画と次代へ継承するための仕組みづくり ・後継者育成や販路開拓、PR等の支援

(2) 山鹿市都市計画マスタープラン(第2期) (令和6年(2024年)3月策定)

市全体及び市内各地域の将来像を明確化するとともに、その実現にむけて、都市計画事業を含めた主要施策を明らかにするものである。

「全体構想」と「地域別構想」により構成され、全体構想は山鹿市全域を対象とし、地域別構想は旧市町境を基本とした5地域を基本に策定している。

将来都市構造として、山鹿湯まち地区一帯を、交流核(八千代座・豊前街道・さくら湯)としての役割を担う都市拠点に位置づけている。また、菊鹿古代の里地区の鞠智城跡も交流核として位置づけており、交流拠点のネットワーク化を図るなど、山鹿市の魅力の核としての区域を形成することとしている。

歴史まちづくりと関連する部分は、全体構想のまちづくり方針における山鹿らしさの項目で、3つの基本方針の中の資源の維持・連携・展開のほか、歴史文化資源の魅力向上、歴史・文化景観づくり、また、地域別構想では山鹿地域、菊鹿地域、鹿本地域であり、その概要は下表のとおりである。

表 山鹿市都市計画マスタープラン・全体構想(関連する方針を抜粋、要約)

方針	概要	
山鹿らしさによる郷土愛の醸成と交流等の促進	資源の維持・創出・増進	・鞠智城跡や八千代座、豊前街道等の歴史文化資源をはじめ、自然環境資源、交流資源等について、自然環境や歴史文化、景観などの維持・増進を図りながら、新たな資源の創出に努める。
	基盤整備等による資源の連携	・水と緑のネットワークの構築により自然環境を生かした多様な魅力の維持・創出につなげるとともに、道路の基盤整備等による多様な資源を連携させることで、相乗効果による山鹿らしさ(魅力)の増幅を図る。
	人・情報による展開	・景観の維持・創出に大きく寄与する緑化活動等への意識啓発や活動支援を図り、協働の仕組みづくりによる郷土愛の醸成につなげる。また、多様な世代へ山鹿の魅力を積極的に発信する。
公園・広場等の機能や管理及び子育て環境の充実	歴史文化資源の魅力向上	・鞠智城跡周辺における自然環境の保全とともに、国営公園化を目指し、歴史文化資源としての魅力向上と良好な景観形成の創出を図る。
山鹿景観の創出	歴史・文化景観づくり	・豊前街道や鞠智城跡周辺などの歴史・文化が刻まれた特色ある地区においては、これら歴史・文化資源はもとより、地域の特色を構成する様々な要素の保全を図り、また、これら歴史・文化景観と山鹿灯籠や来民うちわ等の伝統文化との連携による山鹿の新たな魅力を創出する。

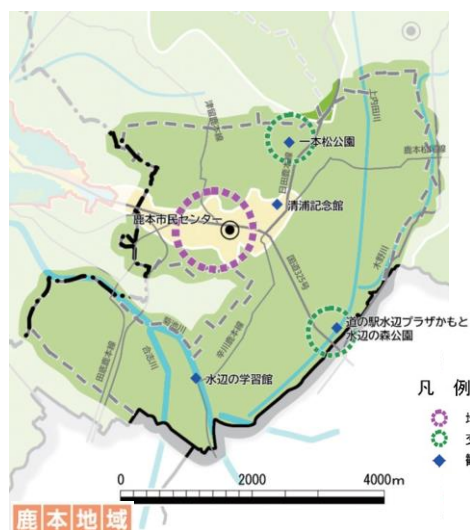
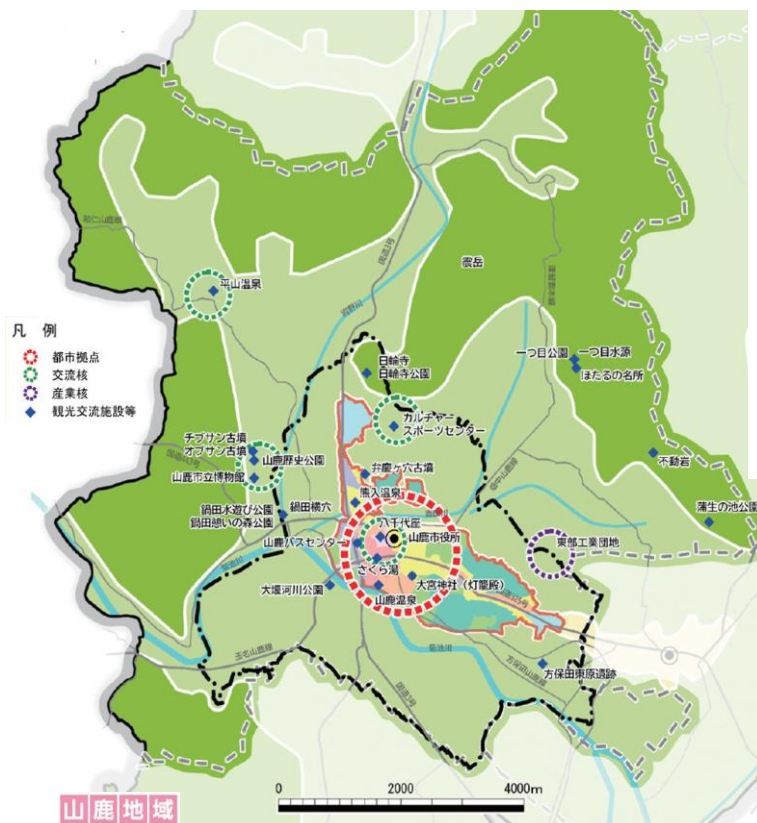
表 山鹿市都市計画マスタープラン・地域別構想(関連する方針を抜粋、要約)

地域名	方針	概要
山鹿	歴史・文化・自然資源を生かした、人々を惹きつける地域づくり	・八千代座や豊前街道、山鹿温泉のシンボルであるさくら湯など、山鹿市を代表する歴史・文化・自然資源を生かし、歩行環境の改善や賑わい・ふれあいを創出する空間整備、商店街など地域の創意工夫による取組支援等を進めることにより、魅力ある観光市街地を目指す。
菊鹿	歴史的財産を生かした交流を生み出す地域づくり	・鞠智城跡や隈部氏館跡、条里制跡等の歴史的財産について、景観など地域環境と一体となった保全を図りながら、山鹿市全体と連携することで地域活力の向上や観光交流機能の充実を図る。
鹿本	歴史文化を生かした交流促進により、賑わいと活力を支える地域づくり	・妻入り型の商家や白壁土塀といった歴史的風情の残る来民商店街においては、景観に配慮するとともに、商工会等との連携を強化しながら、魅力ある空間の形成と地域活力の向上を目指す。

■将来都市構造図



■地域別構想



（３）山鹿市景観計画（平成 20 年（2008）12 月策定）

景観法第 8 条に基づく法定計画である。市全域を景観計画区域とし、山鹿市景観形成構造分析図に示したゾーン別に景観形成指針や景観誘導方針を定めている。

市全域については、大規模建築物等及び一定の幹線道路沿道の特定施設に対して景観形成基準を設け、届出対象行為を定めている。

特定の地区については、「鞠智城公園周辺地区」、「豊前街道山鹿地区」を指定し、地区の景観形成基準を定め、市全域よりもきめ細かな届出対象行為を定めている。また、方針のみの設定であるが、「豊前街道山鹿地区」周辺に「歴史的町並み地区」、菊池往還沿いの来民地区に「菊池往還来民地区」を指定している。

計画には「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」も定めている。市全域を対象とし、地元住民の同意を得られた場所から景観農業振興地域整備計画を策定し、農業生産風景と自然景観がうまく調和していくための施策を検討すると定めている。この事項に基づき、平成 25 年（2013）3 月、日本棚田百選に選ばれ、熊本県農村景観大賞を受賞した菊鹿地域の番所地区について景観農業振興地域整備計画を策定している。

景観法によらない本市独自の取組としては、建造物及び樹木のカテゴリーに入らないものでも景観形成上重要な価値があると認められ、一定の要件を満たすものについて「重要生活景観要素」として市が指定できる制度を設けている。（例：不動岩や鞠智城跡の灰塚からの眺望、山鹿千人灯籠踊り等）

表 景観形成に向けた取組の概要（一部抜粋、要約）

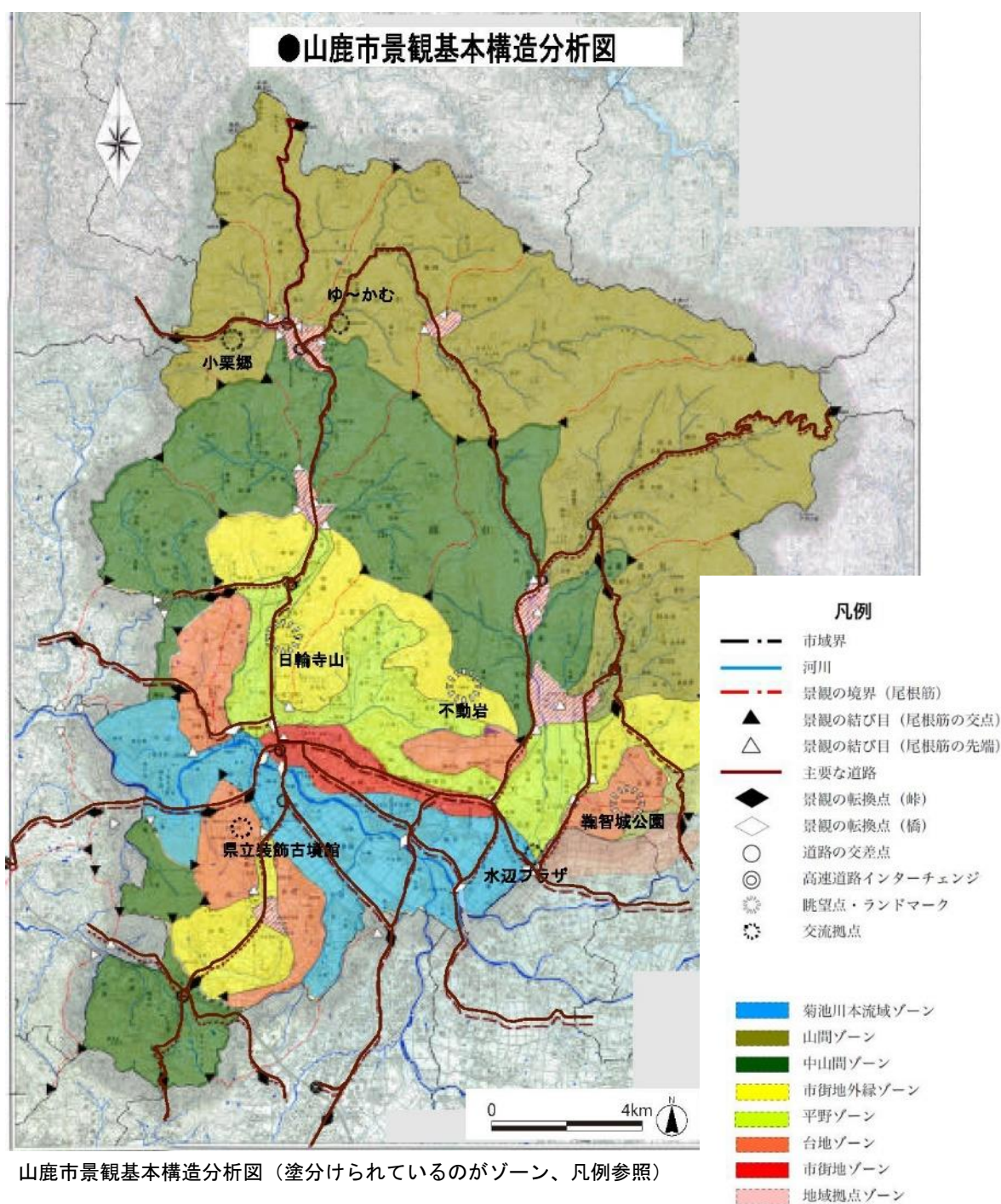
対象区域	取組の概要		
市全域	届出	・大規模建築物等の届出 ・一定の幹線道路沿道の特定施設の届出	
	指定・設定	・景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ・景観重要公共施設の設定 ・重要生活景観要素の指定	
	計画策定	・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	
特定の地区	景観形成誘導地区	歴史系	・歴史的町並み地区 方針のみ
			・菊池往還来民地区 方針のみ
			・鞠智城公園周辺地区 方針・基準・届出あり
		自然系	・菊池川周辺地区 方針のみ
			・岳間地区 方針のみ
			・平小城地区 方針・基準・届出あり
			・番所地区 方針・基準・届出あり
	景観形成重点地区	・豊前街道山鹿地区 方針・基準・届出あり	

表 重要生活景観要素の指定要件

定義	日常の風景の中で山鹿市民の誇りであったり、心に安らぎを与えているような景観を構成している要素
指定要件	○地域の歴史・文化や暮らしを表す要素であること。 ○地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている要素であること。 ○景観上欠くことのできない要素であり、地域を代表する要素であること。 ○市長が認める要素であること。

表 景観農業振興地域整備計画における「保全・創出すべき地域の景観の特色」

保全・創出すべき地域の範囲	山鹿市全域とするが、その中でも特色のある地域
保全・創出すべき地域の景観の特色	○棚田が多く見られ、石積、水路に架かる石橋等は、付近で採れる石材が用いられている等、人々との暮らしの中で形成されてきた景色が残っている。 ○田園風景のなかに集落や寺社、ため池、山林、河川等が見られ、昔ながらの良き生活文化が残っている。 ○現在も古代の農地の区画制度である条里制遺構が残る水田が存在し、営農活動が継承されている。 ○景観審議会や農業委員会等の意見を聴き、認められたもの。



(4) 山鹿市農業振興地域整備計画（令和6年（2024）6月見直し）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、熊本県農業振興地域整備基本方針に適合させ策定したもので、令和6年（2024）度に見直しを行ったものである。

本市は、市域のうち都市計画法の用途地域（471ha）及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域（国有林 1,990ha、森林地域 370ha）を除いた区域を農業振興地域（27,138ha）として指定している。農業振興地域の土地利用区分は、農用地 7,864ha、農業用施設用地 99ha、森林・原野 13,213ha、住宅地 1,352ha、工業用地 185ha、その他 4,425haとなっている。

本市の農業を取り巻く状況は、自立経営農家と兼業農家の二極化や、農業従事者の高齢化、担い手の減少、農産物価格の低迷、産地間競争の激化等、厳しさを増している。今後の土地利用については、農地の所有から利用への転換を目指していくことを基本とし、地域の農業者の合意のもと、担い手の農家や生産組織等に対して農地の利用集積と団地化を進めるとともに、農地や農業用水等の農村資源に関する保全管理及び生産基盤の整備や、耕作放棄地の解消及び発生防止に向けた取組を関係団体と連携し行っていく方向である。

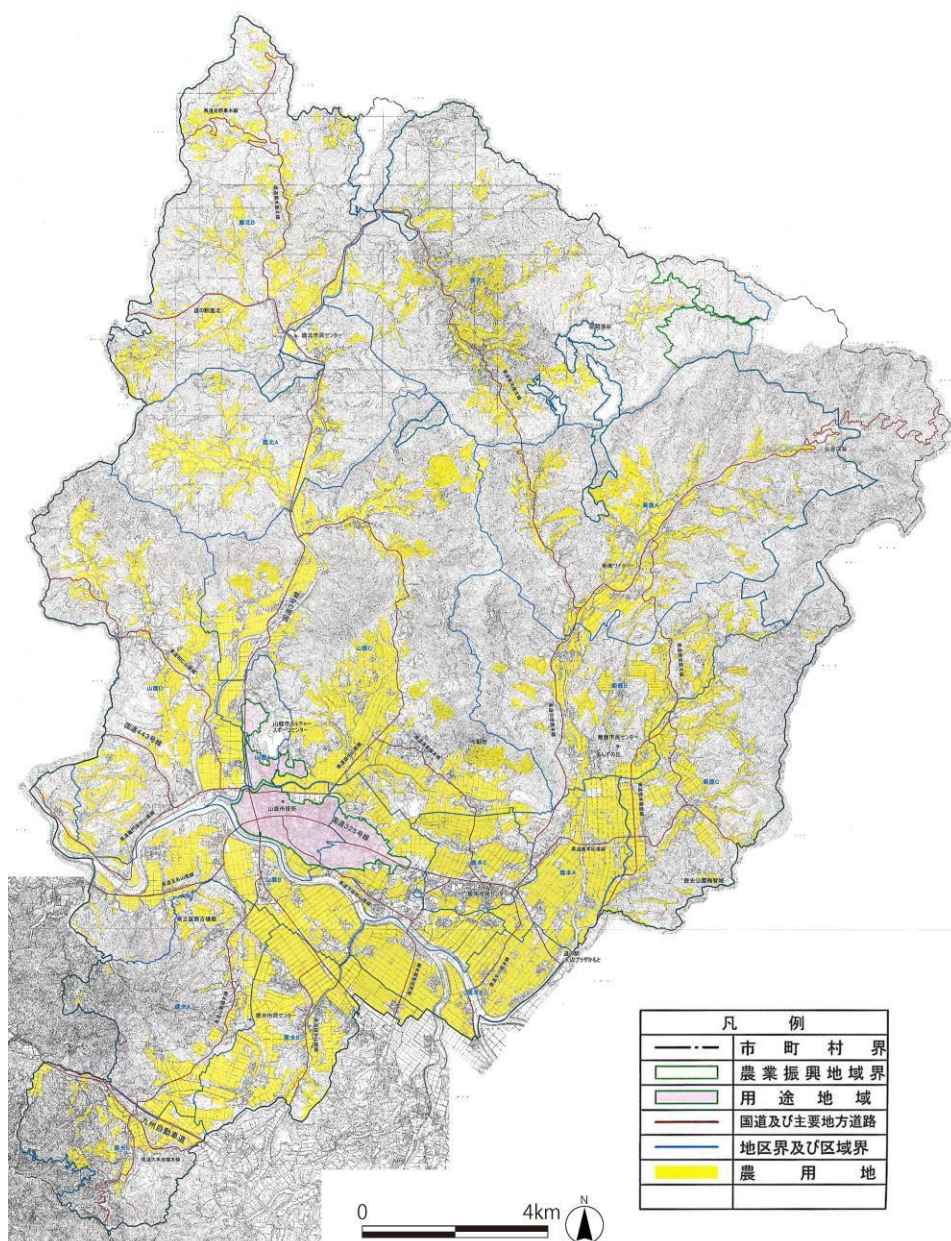


図 土地利用計画

（５）第３次山鹿市環境基本計画（令和４年（２０２２）３月策定）

山鹿市環境基本条例第８条に基づく計画である。市民、民間（団体・企業）と行政が協働して、地域の自然や文化を生かし、環境に配慮したまちづくりを進めていく際の指針となるものである。

本市の目指す環境像を「人が自然と共生する温もりのあるまちやまが」と掲げ、その環境像を実現するための５つの基本目標や、その基本目標を達成するために必要な、中・長期的視点に立った取組等で構成している。このうち、本計画と関わりが深い取組として、「すぐれた自然と美しい景観を守る」、「温もりのある美しいまちをつくる」、「歴史・文化の香り高いまちをつくる」ことを掲げている。

目指す環境像	基本目標	取り組みの方向性
人が自然と共生する温もりのあるまち やまが	自然環境 (Ⅰ) 豊かな自然を 未来に引き継ぐ	<u>I-1 すぐれた自然と美しい景観を守る</u> I-2 多様な動植物の生息・生育環境を守る I-3 自然とのふれあいの場と機会をつくる
	生活環境 (Ⅱ) 健康で安全・安心の 暮らしを守る	II-1 安全で良質な水を守る II-2 きれいな空気を守る II-3 自然の営みが聞こえる音環境を守る
	快適環境 (Ⅲ) 人の温もりと文化の香る 快適なまちをつくる	<u>III-1 温もりのある美しいまちをつくる</u> <u>III-2 歴史・文化の香り高いまちをつくる</u> III-3 人々が集う潤いのある水辺空間をつくる
	地球環境 (Ⅳ) 市民力をあわせて地球 温暖化対策に取り組む (地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編)	IV-1 温室効果ガス排出削減を目指す IV-2 省エネルギー型ライフスタイルを定着させる IV-3 再生可能エネルギーを利用する
	環境教育・行動 (Ⅴ) 環境にやさしいふるまい ができる人をつくる	V-1 環境教育・学習を進める V-2 コミュニティ活動や環境保全活動を広げる V-3 限りある資源を大切にし、有効に利用する

図 環境像実現のための取組（関連する項目に加筆）

（６）山鹿市地域防災計画（令和元年（2019）５月策定）

本市の地域の防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めている。

計画は、一般災害対策編及び震災対策編で構成される。このうち、一般災害対策編、第２章第５節の建築物及び文化財等災害予防計画において、「文化財災害予防対策」を位置づけ、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとし、国・県の指定する文化財についても、必要に応じて施設整備の要請を行うこととしている。

表 文化財災害予防対策

1	所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等の実施に努める。	
2	文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。	
3	国宝・重要文化財（建築物）の防火対策ガイドラインに基づき、火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。	
	(1)防災管理体制の確立	ア 災害予防及び災害発生時の責任・役割分担の明確化 イ 自主防災組織の編成 ウ 防火管理体制の整備 エ 環境の整備 オ 火気の使用制限 カ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施 キ 自衛消防隊の組織の確立とその訓練 ク 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
	(2)避難体制の確立	ア 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等の作成） イ 拝観者等の避難誘導計画の作成 ウ 避難訓練の実施
	(3)防災施設・設備の整備	ア 消火設備 (7)消火器及び簡易消火器具 (1)屋内消火栓設備 (ウ)屋外消火栓設備 (エ)放水銃 (オ)スプリンクラー設備 (カ)ドレンチャー設備 (キ)動力消防ポンプ設備
		イ 警報設備 (7)自動火災報知設備 (1)漏電火災警報設備 (ウ)消防機関へ通報する設備 (エ)非常警報器具または非常警報設備
		ウ その他の設備 (7)避雷装置 (1)消防用水 (ウ)消防進入道路 (エ)防火塀、防火帯 (オ)防火壁、防火戸
	(4)防火施設等の整備の推進	
	(5)倒壊防止対策及び落下物等による破損防止対策の推進	
	(6)古墳、遺跡等の点検整備	

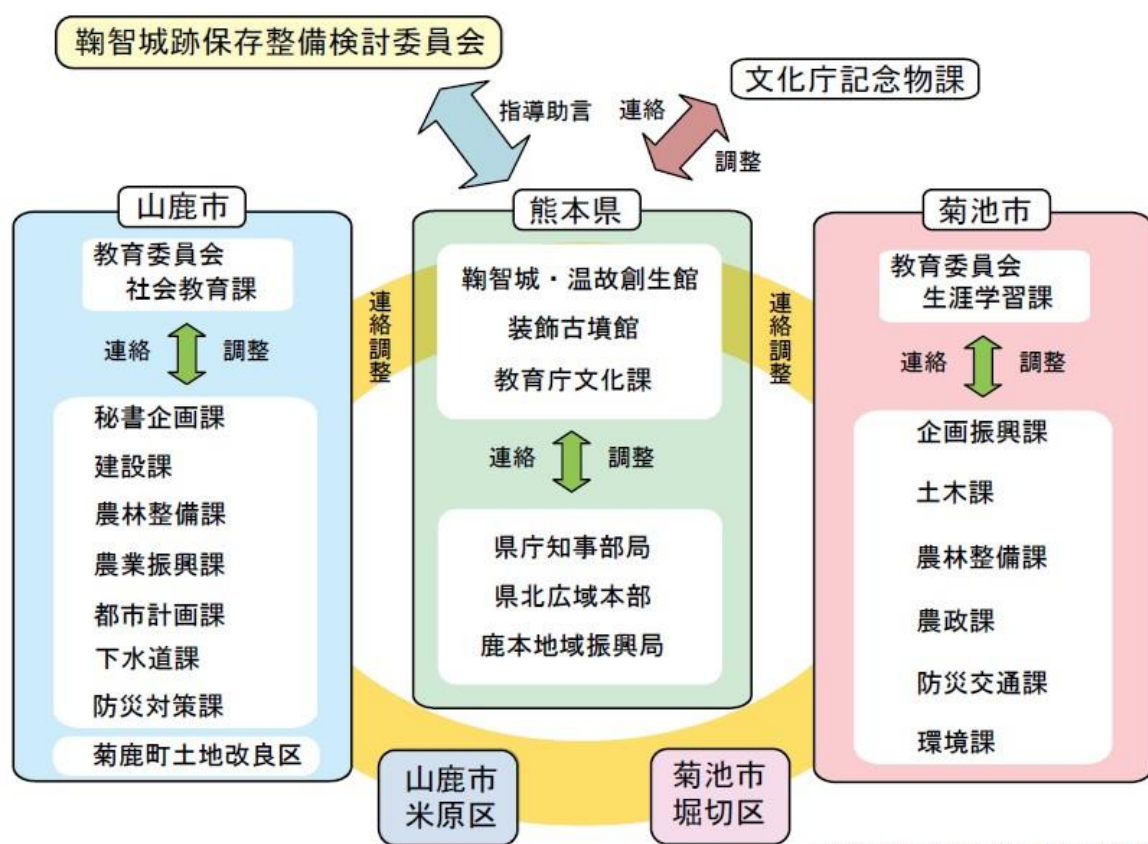
（７）史跡鞠智城跡保存管理計画増補版（平成 27 年（2015）熊本県策定）

平成 18 年（2006）3 月に策定した『史跡鞠智城跡保存管理計画』を増補したものである。鞠智城跡が有する本質的価値を適切に保存し、次世代に継承するため、保存管理、修理修復、整備活用、景観保全の 4 項目について基本方針を定めている。また、史跡を構成する要素を明らかにし、特性に応じた地区区分を行い、ゾーンごとに保存管理の方針・具体的な方法（現状変更の方法等）を定めている。

増補版は、史跡指定後の発掘調査・保存整備事業の進展及び史跡を取り巻く社会環境の変化により生じた課題を補うことで史跡の保存管理に万全を期すことを目的に策定された。主な検討内容は、①史跡を構成する要素の再整理、②現状変更等の許可基準に関する取扱基準の明確化、③史跡の保存管理に係る組織・運営体制の再構築である。

鞠智城跡の保存管理における特徴は、史跡地内に米原集落という地域住民の居住域があり、また現在でも営農を行っている水田や畑等が存在するという点にある。鞠智城跡を長きにわたり守り伝えてきた米原集落の歴史を踏まえ、史跡地内の地域住民との共存・共栄を図ることを明確にし、現状変更等の取扱基準においては、住民の生活環境の確保と史跡の本質的価値を構成する要素の保護との両立を図っていくものとしている。

また、史跡の防災等の面において、事前の防災措置のほか、様々な災害等が発生した際の関係者間の連携・協力体制についても定めている。



※課名等は平成 27 年 3 月現在の名称

図 鞠智城跡における保存管理の推進体制

（８）まち・ひと・しごと創生第２期山鹿市総合戦略（令和元年（2019）度策定）

『人口ビジョン（令和２年３月改訂）』とともに策定され、人口政策と経済政策を柱に本市の地方創生に向けて実施する施策の方向性や取組、具体的な数値目標をまとめたものである。

推進期間は、国の第２期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の推進期間を踏まえ、令和２年（2020）度から令和６年（2024）度までの５年間である。

将来展望「本市の2060年総人口約35,000人」を目指し、第２期総合戦略が目指すものの基本理念には「「ひと」と「しごと」を集め、持続可能な「まち」をつくる」ことを掲げている。

「V政策パッケージ」-「２ 経済政策」-「《施策８》食・農・観のステップアップチャレンジ」には、本市の主な観光資源のひとつである豊前街道沿いの空き家・空店舗に対し、改修費用や家賃を補助することで新たな店舗の開業を支援し、賑わいのある歴史的まちなみの再生を図るとし、重点プロジェクトに「◎豊前街道の歴史的まちなみ再生プロジェクト」を位置づけている。

（９）山鹿灯籠に関する振興計画（令和元年（2019）度改訂）

山鹿灯籠が平成25年（2013）12月26日に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）」に定める「伝統的工芸品」として経済産業大臣から指定されたことを受けて、同法律の第４条第１項に基づく「伝統的工芸品産業に関する振興計画」とし策定したものである。

同計画に基づき、国の支援を受けて様々な取組を推進している。令和元年（2019）度とその改訂を行ったところである。同計画に基づく振興事業の実施時期は令和２年（2020）4月1日～令和７年（2025）3月31日である。同計画には、以下の項目ごとに振興事業の目標、内容、効果等を設定している。

<項目>

- 従業者・後継者の確保及び育成並びに従業者の研修に関する事項
- 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
- 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項○需要の開拓に関する事項
- 原材料の共同購入、製品の共同販売、その他事業の共同化に関する事項
- 品質の表示、消費者への適切な情報の提供等に関する事項
- その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1、2の内容を踏まえ、第2期計画における歴史的風致の維持及び向上に関する方針を次のとおり定めることとする。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

歴史的建造物の実態把握が不十分な現状を踏まえ、指定文化財や登録文化財等の追跡調査、市内に所在する歴史的建造物の悉皆調査や総合的把握に取り組む。

また、歴史的建造物の持続可能な調査の推進と歴史的建造物の円滑な修理の推進に向けて、歴史的建造物の特徴、空き家化、老朽化等の実態を「見える化」する町屋台帳等のデジタル化に取り組む。

文化財の指定・登録等の対象となりうるような歴史的建造物については、その指定や登録に求められる詳細調査の推進に取り組む。

調査を当該歴史的建造物の所有者の理解と協力を得る好機とし、当該物件の保存と活用に対する所有者の意向を踏まえ、文化財の指定や登録、あるいは歴史的風致形成建造物の指定と修理の推進に取り組む。

更に、今後は、既に把握している歴史的建造物を含め、歴史的建造物の防災（防犯）対応の推進にも取り組む。

(2) 歴史的環境の保全・形成に関する方針

市民の理解と協力を得て、情緒や風情が感じられる良好な田園景観や市街地景観の保全・形成に向けた景観に関するルールの強化に取り組む。

菊鹿古代の里地区では、条里制の地割を受け継ぐ田園環境の維持・保全に向けた活動支援を継続する。また、鞠智城跡については、歴史的景観の持続的な維持管理の推進に取り組む。

山鹿湯まち地区では、小路の美装化と豊前街道・菊池往還・小路の沿道にある一般住宅等の修景に取り組むとともに、当該地区への主要なアクセス道路の無電柱化を推進する。

(3) 歴史と文化を反映した活動の継承に関する方針

山鹿灯籠や来民渋うちわといった伝統工芸の継承活動への支援を継続する。風土や価値観等を反映した祭礼行事、民俗芸能等、歴史と文化を反映した市民活動への支援に取り組む。

また、保護措置の図られていない文化財や地域に埋もれている伝統的な行事等を対象とした調査を行い、継承されずに失われるおそれのある伝統的な行事等については必要に応じて記録を行う。

（４）郷土の歴史文化への認識向上に関する方針

歴史と文化を反映した活動の継承にも配慮しつつ、学校や博物館、市民団体、専門家等と連携のもと、地域の歴史文化への認識を高める市民向けの普及啓発や来訪者向けの情報発信を進めるにあたって、市内に所在するガイダンス施設等を有効に活用する展示交流機能の強化に取り組むとともに、学校教育や生涯学習との連携による歴史文化の普及啓発活動の推進に取り組む。

また、認定された日本遺産を有効に活用し、市内の回遊性を高め、地域固有の歴史遺産への認識を深める取組を進める。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進体制は、計画の策定体制をベースとし、市教育委員会文化課と建設部都市整備課を事務局に文化財、まちづくり、農村整備等を担う関係部署と絶えず連絡・調整を行いながら、計画立案から認定された計画の実施まで一貫した施策展開を行う。

鞠智城跡は、熊本県が主管であることから、県の教育庁教育総務局文化課、土木部道路都市局都市計画課と連絡・調整を取りながら実施する。

さらに、必要に応じて国や各委員会・審議会の助言等を得るとともに、法定協議会である山鹿市歴史的風致維持向上計画協議会において、計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。

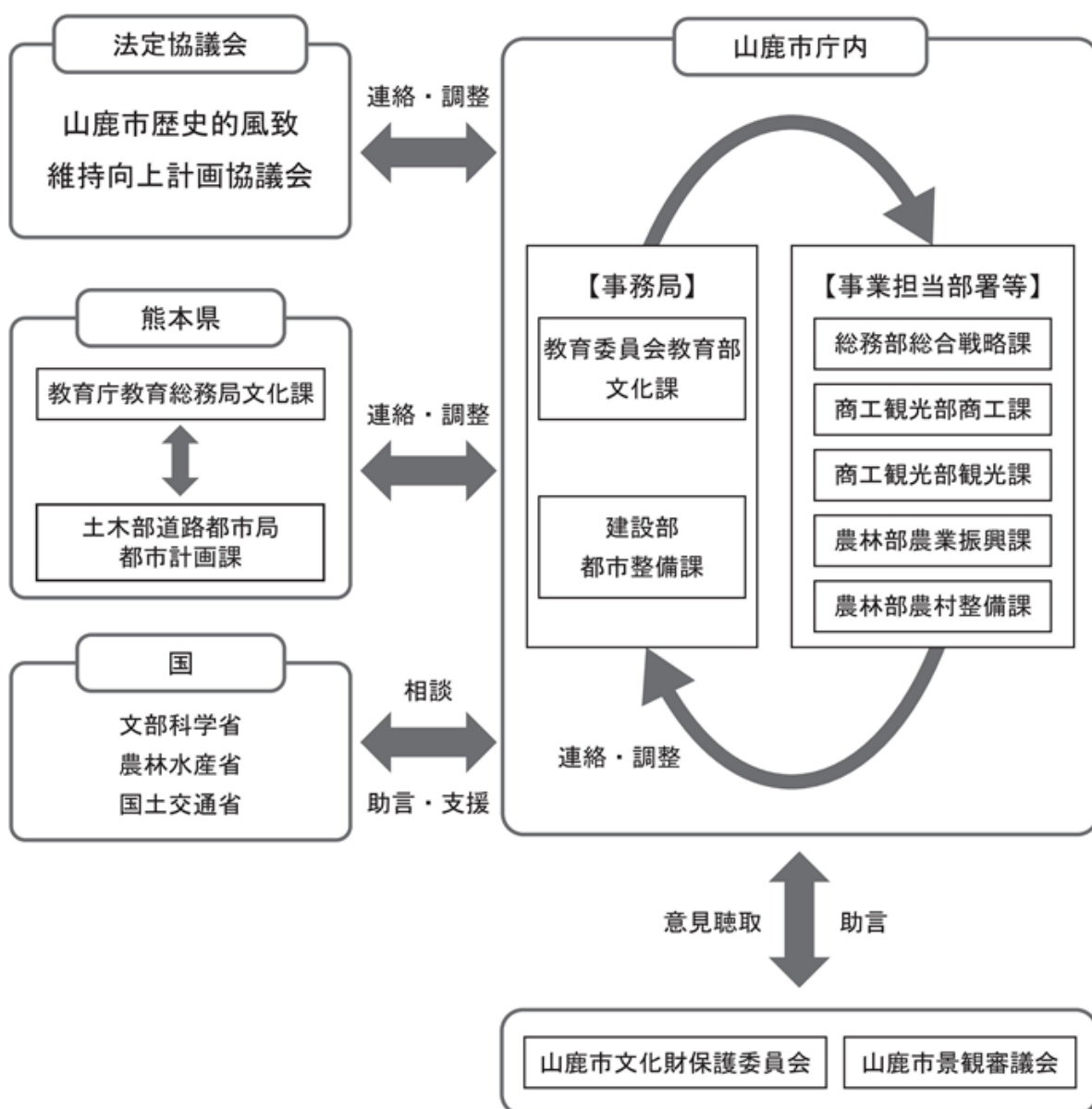


図 計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び範囲

1 重点区域の位置及び範囲

(1) 前提となる歴史的風致

本市の維持向上すべき歴史的風致は、以下の3つである。（「第2章 維持及び向上すべき山鹿の歴史的風致」に記載）

1) 菊鹿古代の里地区

菊池川中流域の菊鹿盆地には、8世紀に敷かれたとされる条里制遺構が残る水田が受け継がれ、田園地帯の東側丘陵地には、同時期に食糧備蓄の場として機能していた古代山城の鞠智城跡があり、周囲の農村集落とともに、連綿と続く営農と人々の暮らしを今に伝えている。そのような中で地域に長く根づいている神社や、神社の由来に基づく伝統行事が継承されている様子は、本市固有の歴史的風致である。

2) 山鹿湯まち地区

山鹿の中心部を南北に縦断する豊前街道は江戸時代の参勤交代路であり、山鹿は温泉宿場町として繁栄した。街道沿いには商家の町屋建築等が残っており、明治時代に建てられた芝居小屋「八千代座」とともに、山鹿の賑わいを今に伝えている。このような町並みや由緒ある寺社を舞台に、中世に起源があると伝えられる山鹿灯籠の制作や山鹿灯籠まつり等が継承されている様子は、古くから「灯籠と温泉」のまちであることを体現する本市固有の歴史的風致である。

3) 来民地区

山鹿と菊池の中心部を結ぶ菊池往還のほぼ中間地点に位置し、地区中央を菊池往還が横断する来民は、江戸時代に「新町」という町名で発展したところである。往還沿いには中村手永の会所としても利用された橋本家住宅をはじめ白壁土蔵造の町屋建築、由緒ある寺院、そして近代以降も発展しつづけてきた歴史を物語る洋館建築の旧来民郵便局（ゆ〜くんち）等が今も残っている。その中に、渋うちわ職人の伝統技法とその制作活動や、招魂祭が受け継がれており、かつてこの地が活況を呈していたころの面影を伝えるその風情は、本市固有の歴史的風致である。

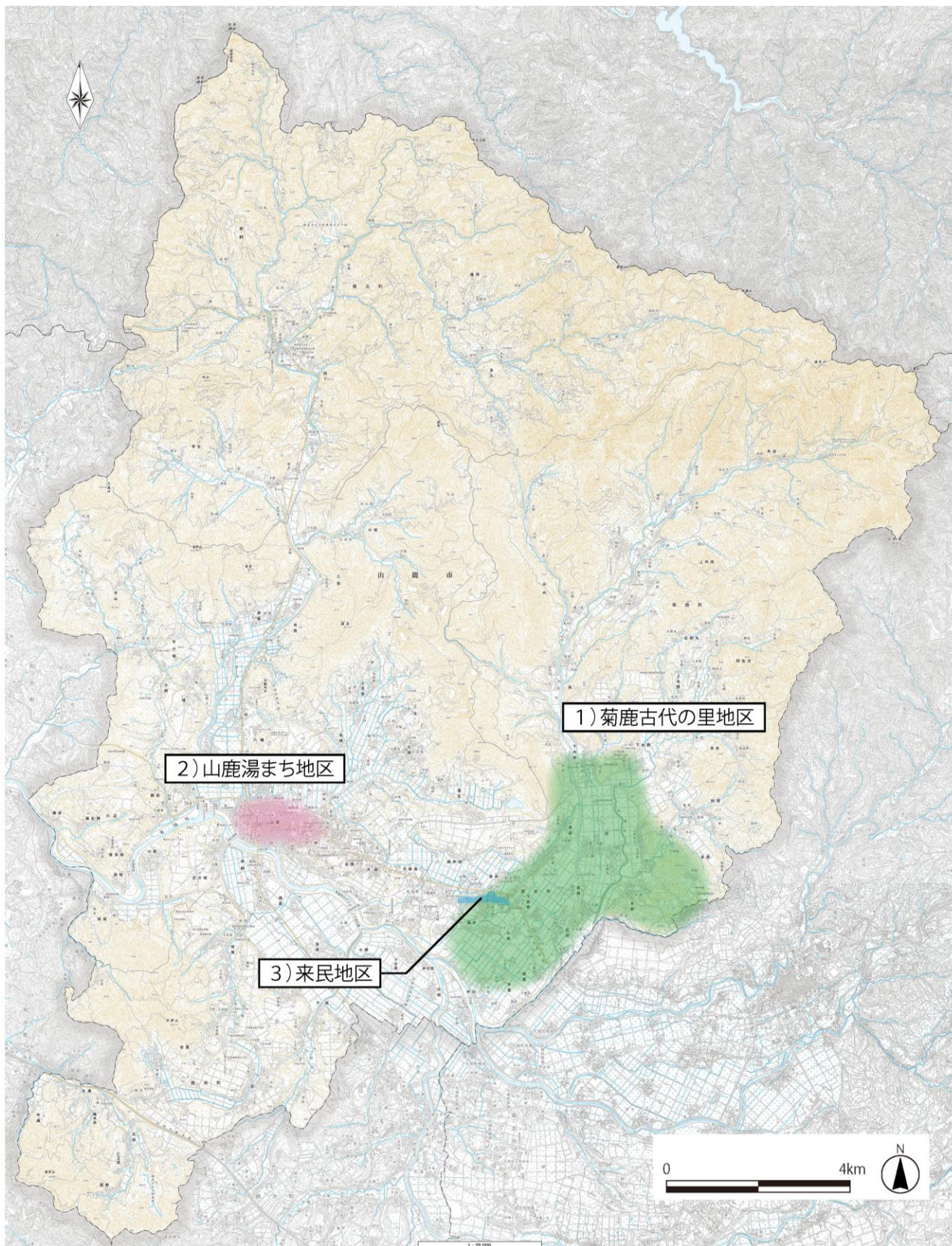


図 山鹿の維持向上すべき歴史的風致の位置

（２）重点区域の位置

重点区域は、歴史まちづくり法第２条第２項に掲げられた要件に該当する「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地」と「その周辺の土地の区域」であり、歴史的風致の維持および向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域である。

本市は、第１期計画に基づき、国指定の史跡「鞠智城跡」を中心とした菊鹿古代の里地区と国指定の重要文化財「八千代座」を中心とした山鹿湯まち地区それぞれの歴史的風致の維持向上を図るため、「菊鹿古代の里重点区域」と「山鹿湯まち重点区域」の２つの重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上に向けた事業の推進に取り組んできたところである。

第２期計画では、第１期計画で達成できなかった課題等が残されていることから、第１期計画に引き続き、「菊鹿古代の里重点区域」と「山鹿湯まち重点区域」の２つの重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上に向けた事業の推進に取り組む。なお、「山鹿湯まち重点区域」については、これまでの実績を踏まえつつ、より重点的で効果的な歴史的風致の維持向上を図ることを狙いとし、コンパクトな重点区域に変更する。

なお、来民地区については、第１期計画において歴史まちづくり法第２条第２項第１号に規定する要件を備えていなかったことから重点区域は設定していなかった。第２期計画においても、要件を満たしていないため、第１期計画に引き続き、重点区域とはしない。

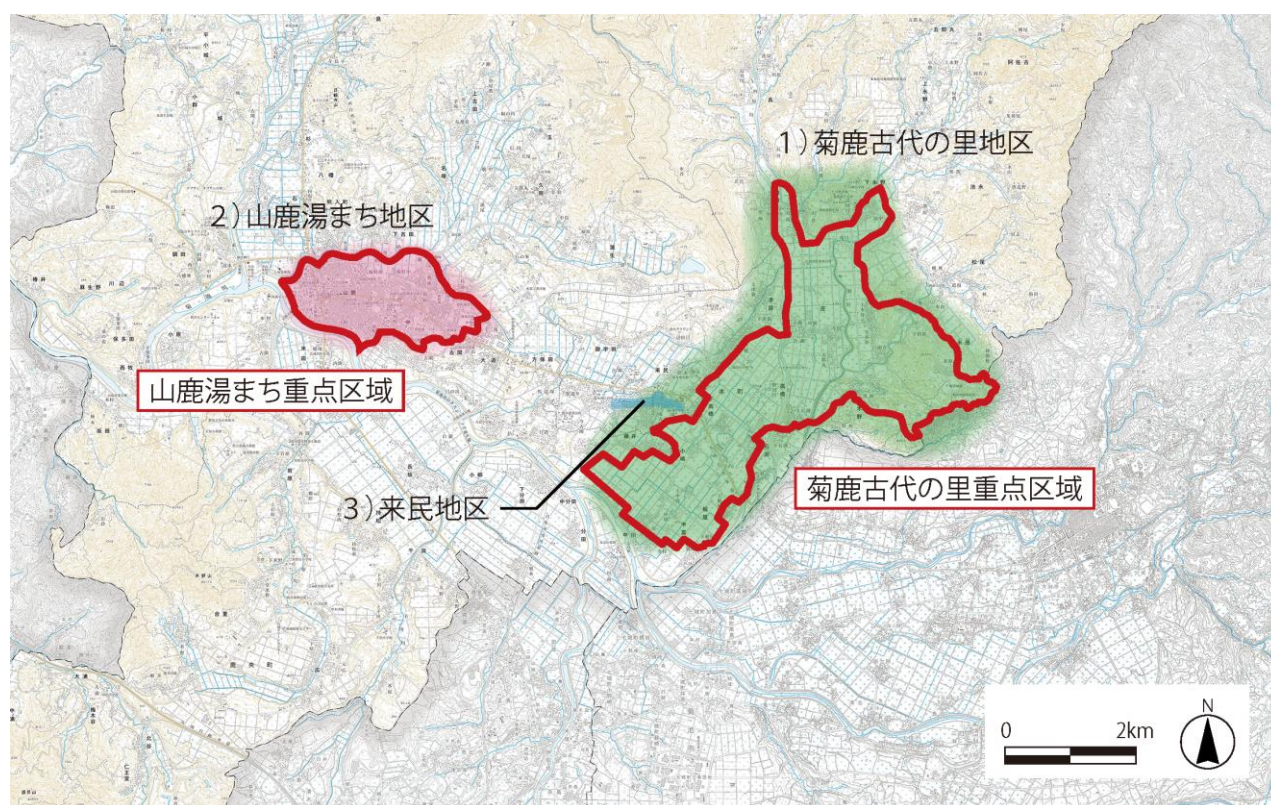


図 重点区域の位置

(3) 重点区域の範囲・名称・面積

1) 菊鹿古代の里重点区域

菊鹿古代の里重点区域は、国の史跡に指定されている鞠智城跡を中心に、古代の条里制遺構（区画）を継承する菊鹿条里区と鹿本条里区の2つの水田地帯を含む範囲とする。

具体的な区域設定にあたって、第1期計画では鞠智城跡と熊本県遺跡地図を基に、木野川流域及び上内田川流域の条里制遺構が残る水田地帯の区域を範囲として設定していた。今回、第2期計画の策定にあたり、改めて範囲を明確にするため、周囲の地形地物を頼りに若干の変更を行った。

重点区域内には、鞠智城跡や菊鹿条里区と鹿本条里区の他、遷宮説話に基づく遷宮祭の運行ルートにあたる「松尾神社」と「釣棚跡」及び昔ながらの素朴な農村集落である「米原」「下本分」「寺田」「太郎丸」「黒蛭」の集落を含んでいる。

重点区域の名称及び面積は以下のとおりである。

重点区域の名称 菊鹿古代の里重点区域

重点区域の面積 約1,125ヘクタール

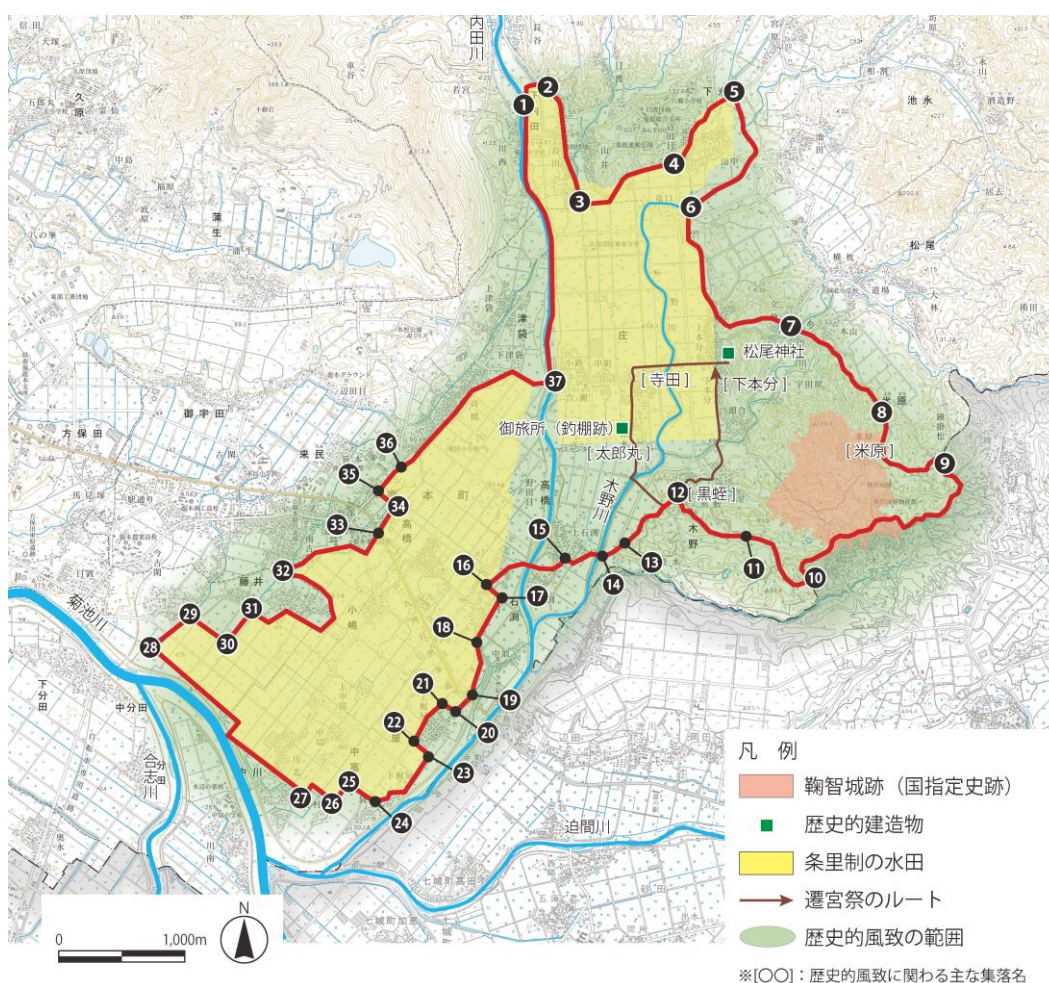


図 菊鹿古代の里重点区域の範囲

表 菊鹿古代の里重点区域の境界

区間	境界の位置	区間	境界の位置	区間	境界の位置
①～②	地区境	⑭～⑮	木野川橋石渕線	⑳～㉑	梶屋方保田線
②～③	梶屋山内線	⑮～⑯	梶屋山内線	㉑～㉒	前田川
③～④	下永野下島田線	⑯～⑰	蛇口瀬広河原線	㉒～㉓	中富藤井線
④～⑤	熊本菊鹿線	⑰～⑱	梶屋石渕 2 号線	㉓～㉔	川住川
⑤～⑥	木野川	⑱～㉒	下高橋梶屋橋線	㉔～㉕	校区境
⑥～⑦	地区境	㉒～㉓	梶屋中央線	㉕～㉖	校区境
⑦～⑧	地区境	㉓～㉔	小嶋梶屋線	㉖～㉗	坂東石渕 1 号線
⑧～⑨	地区境	㉔～㉕	梶屋川北 1 号線	㉗～㉘	坂東線
⑨～⑩	市境	㉕～㉖	梶屋南線	㉘～㉙	日田鹿本線
⑩～⑪	黒蛭堀切線	㉖～㉗	梶屋下梶屋線	㉙～㉚	鹿本松尾線
⑪～⑫	黒蛭坊山線	㉗～㉘	川北下梶屋線	㉚～㉛	内田川
⑫～⑬	黒蛭中央線	㉘～㉙	梶屋川北 2 号線		
⑬～⑭	熊本菊鹿線	㉙～㉚	梶屋川北 1 号線		

2) 山鹿湯まち重点区域

山鹿湯まち重点区域の範囲は、国の重要文化財に指定される「八千代座」を中心に、沿道に町屋が並ぶ豊前街道や菊池往還を含み、山鹿灯籠まつりや山鹿温泉祭の開催に関わる範囲とする。

具体的な区域設定にあたって、第 1 期計画では、山鹿灯籠まつりで大宮神社に「上がり灯籠」を奉納する地区を中心に、菊池川、吉田川、長沖川及び市道福原長坂線、県道熊本山鹿自転車道を範囲としていた。今回、第 2 期計画では、コンパクトな範囲として、山鹿灯籠まつりで大宮神社に「上がり燈籠」を奉納する地区を対象とし、吉田川、長沖川、行政区界（山鹿校区界）、菊池川で囲まれた範囲とする。

重点区域内には、「山鹿灯籠民芸館」（国の登録有形文化財）をはじめ、山鹿温泉祭ゆかりの「金剛乗寺石門」（市指定の文化財（建造物））、山鹿温泉の象徴である「さくら湯」、「池田質屋」、「梶川家住宅」、「大森家住宅」といった町屋等が残る豊前街道沿線及び山鹿灯籠まつりと一体不可分な大宮神社周辺の範囲が含まれる。

重点区域の名称及び面積は以下のとおりである。

重点区域の名称 山鹿湯まち重点区域

重点区域の面積 約 315 ヘクタール

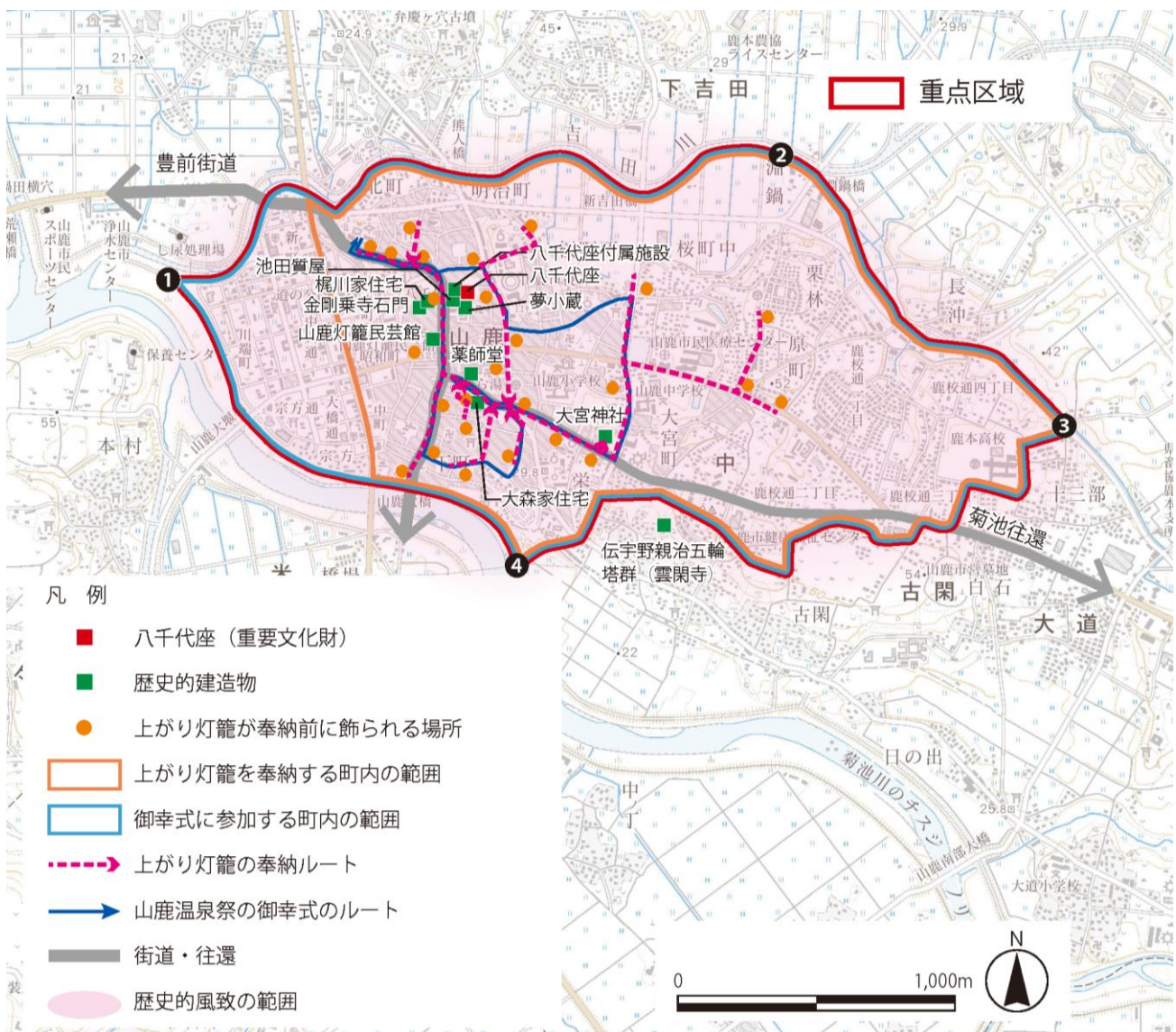


図 山鹿湯まち重点区域の範囲

表 山鹿湯まち重点区域の境界

区間	境界の位置
①～②	吉田川
②～③	長沖川
③～④	行政区界（山鹿校区界）
④～①	菊池川

2 重点区域の指定の効果

「菊鹿古代の里重点区域」は、菊池川流域の古代から続く米作り文化を伝える重要な範囲の一つである。条里制遺構を大きく改変しないよう、水田地帯の環境保全に対する継続的な取組や景観保全に係る取組を一体的に行うとともに、集落で受け継がれてきた伝統行事の活動を支援することで歴史ある田園・農村集落の環境や活力が維持される。これにより、「菊鹿古代の里重点区域」の魅力が向上し、その歴史的価値が市民に再認識され、郷土への愛着や歴史文化への誇りが高まることにつながる。また、地域の個性・魅力の顕在化により、農産物のブランド化や後継者、新規就農者の確保につながることが期待される。

さらに、肥後国の13の郡の条里について関心を喚起することが予想され、ひいては他の条里制遺構の水田を整備する際の模範となることや市域に存する昔ながらの素朴な農村集落の景観の保全運動のきっかけにつながる。

「山鹿湯まち重点区域」は、本市の中心部に位置し、豊前街道を軸に「灯籠と温泉のまち」のイメージを形づくる象徴的な範囲である。歴史と伝統を反映した市民活動の支援、歴史的建造物等の保全・活用、町並みの環境整備等を重点的かつ一体的に進めることにより、本市の都市イメージの向上や商業・観光振興への寄与が期待される。また、市民や来訪者が本市の歴史遺産への認識を深めることにも役立ち、これらを生かしたまちづくりによって、伝統産業・伝統行事への参画、体験型観光の進展等、新たな交流が促進される。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

「山鹿湯まち重点区域」が都市計画区域内にある。「菊鹿古代の里重点区域」は都市計画区域外である。

「山鹿湯まち重点区域」について、八千代座や豊前街道一帯のエリアは商業地域及び近隣商業地域の用途を指定している。大宮神社周辺は第一種住居地域、第二種住居地域及び第一種中高層住居専用地域となっており、住環境に配慮したものとなっている。その他国道3号沿いは準工業地域を指定しており、市街地周辺部は用途指定のない、いわゆる白地地域である。

今後は、町並みを生かした特色ある範囲とするためにも、景観計画との整合を図りつつ、建築物の高さ制限や形態意匠の制限等を含む景観地区の指定を検討する等、良好な市街地環境の形成を図るものとする。

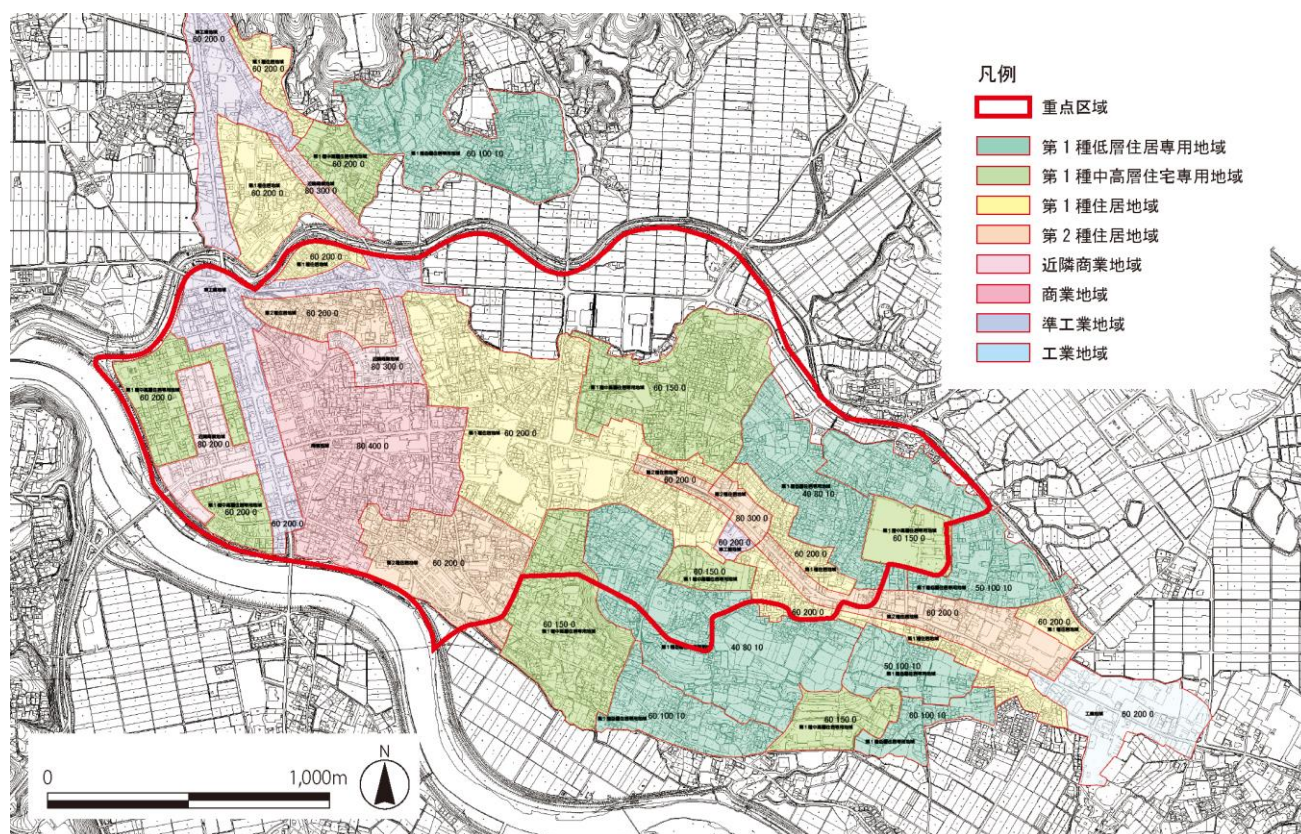


図 都市計画総括図と山鹿湯まち重点区域の範囲

(2) 山鹿市景観計画・山鹿市景観条例

『山鹿市景観計画』は、市全域を景観計画区域に指定し、重点区域は景観計画区域に含まれている。

1) 菊鹿古代の里重点区域

鞠智城跡周辺を「鞠智城公園周辺地区（景観形成誘導地区）」に指定している。その他、国道 325 号やその他主要な幹線道路沿道（道路境界線から 20m の範囲）を「特定施設届出地区」、そして市全域を「大規模建築物等届出地区」に指定している。

ただし、「鞠智城公園周辺地区（景観形成誘導地区）」には、景観形成基準に「建築物の最高高さは 13m 以下とする。（ただし公益的施設を除く）」と定めているが、景観計画区域内では高さ制限に関する法的拘束力がない。

上記を踏まえ、「鞠智城公園周辺地区（景観形成誘導地区）」については、都市計画区域外であることから、住民の理解と協力の下に、建築物の高さ制限をはじめとする良好な景観を保全するための措置として、景観法第 74 条第 1 項に規定する「準景観地区」の指定を検討していく。

更に、重点区域内で鞠智城公園周辺地区の外については、菊鹿古代の里地区の歴史的風致が損なわれることがないように、良好な景観の形成に関する方針、景観形成基準、届出対象行為等を定めた景観形成誘導地区の指定を目指す。

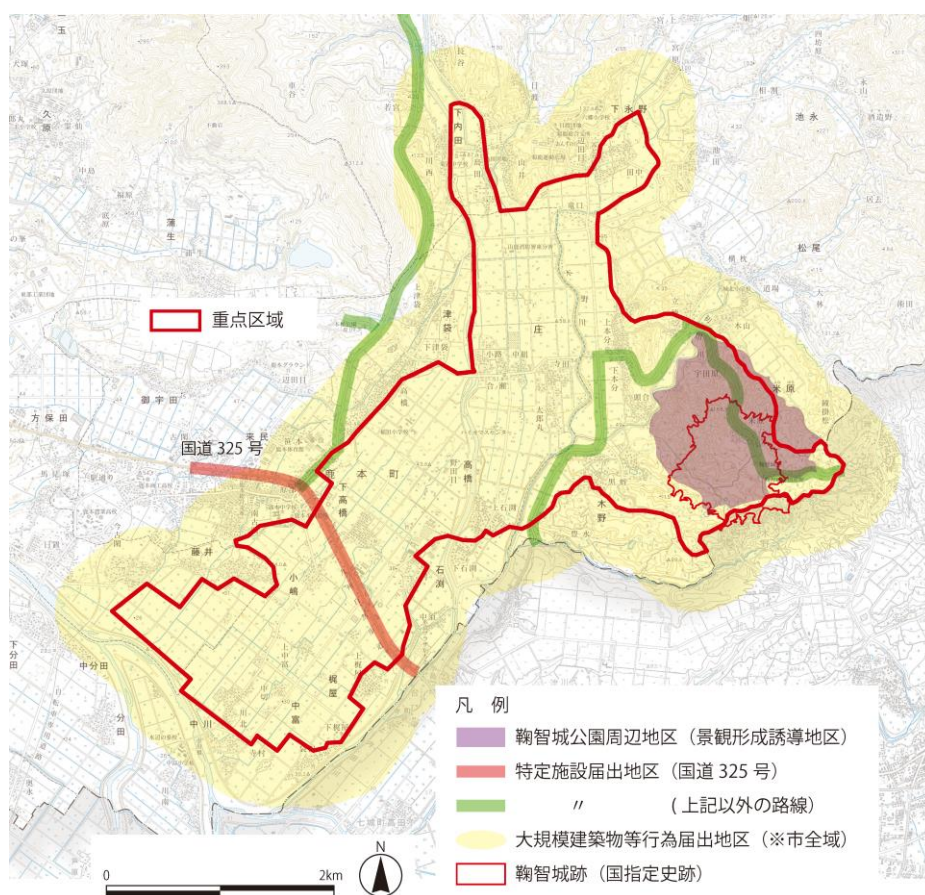


図 山鹿市景観計画に基づく地区指定

図 鞠智城公園周辺地区の景観形成基準

種類		景観形成基準				
建築物 及び 工作物	位置・配置		—			
	外観	意匠	—			
		規模	・建築物の最高高さは13m以下とする。（ただし公益的施設を除く）			
		色彩	・マンセル値で示した次の表を基本とする。			
			場 所	色 相	明 度	
			屋根及び庇	N	1.0～6.5	
			外壁	N	2.0～9.5	
	建具		N	1.0～3.0		
	・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。					
	場 所	色 相	明 度	彩 度		
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR 系	9.0 以下	6.0 以下			
	Y 系	9.0 以下	4.0 以下			
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP 系	9.0 以下	2.0 以下			
建具	R・YR 系	9.0 以下	6.0 以下			
	Y 系	9.0 以下	4.0 以下			
・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。						
	材料	—				
敷地の緑化		・敷地内は積極的に緑化する。				
自動販売機	外観	位置	・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。			
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		・30日以上上の堆積は行わない。30日以上堆積する場合については茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。				

2) 山鹿湯まち重点区域

豊前街道及び八千代座周辺を「豊前街道山鹿地区（景観形成重点地区）」、豊前街道から分岐する小路や菊池往還の一部を含む範囲を「歴史的町並み地区（景観形成誘導地区）」に指定している。その他、国道3号や国道325号やその他主要な幹線道路沿道（道路境界線から20mの範囲）を「特定施設届出地区」、そして市全域を「大規模建築物等届出地区」に指定している。

「豊前街道山鹿地区（景観形成重点地区）」、「特定施設届出地区」、「大規模建築物等届出地区」は、それぞれ良好な景観の形成に関する方針と景観形成基準、そして届出対象行為を定めている。

ただし、「豊前街道山鹿地区（景観形成重点地区）」には、景観形成基準に「建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。（既存のマンション等を除く）」を定めているが、景観計画区域内であるため高さ制限に関する法的拘束力はない。また、「歴史的町並み地区（景観形成誘導地区）」には、良好な景観の形成に関する方針を定めるのみで、景観形成基準や地区の範囲に対する「届出対象行為」を定めていない。

上記を踏まえ、歴史的町並み地区については、良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観形成基準、そして届出対象行為の設定を目指す。また、豊前街道山鹿地区については、将来的に、建築物の高さの最高限度や壁面の位置の制限等を内容とする景観法第61条に基づく景観地区の導入を検討する。さらに、重点区域内で豊前街道山鹿地区と歴史的町並み地区の外に

ついては、山鹿湯まち地区の歴史的風致が損なわれないように、良好な景観の形成に関する方針、景観形成基準、届出対象行為等を定めた景観形成誘導地区の指定を目指す。

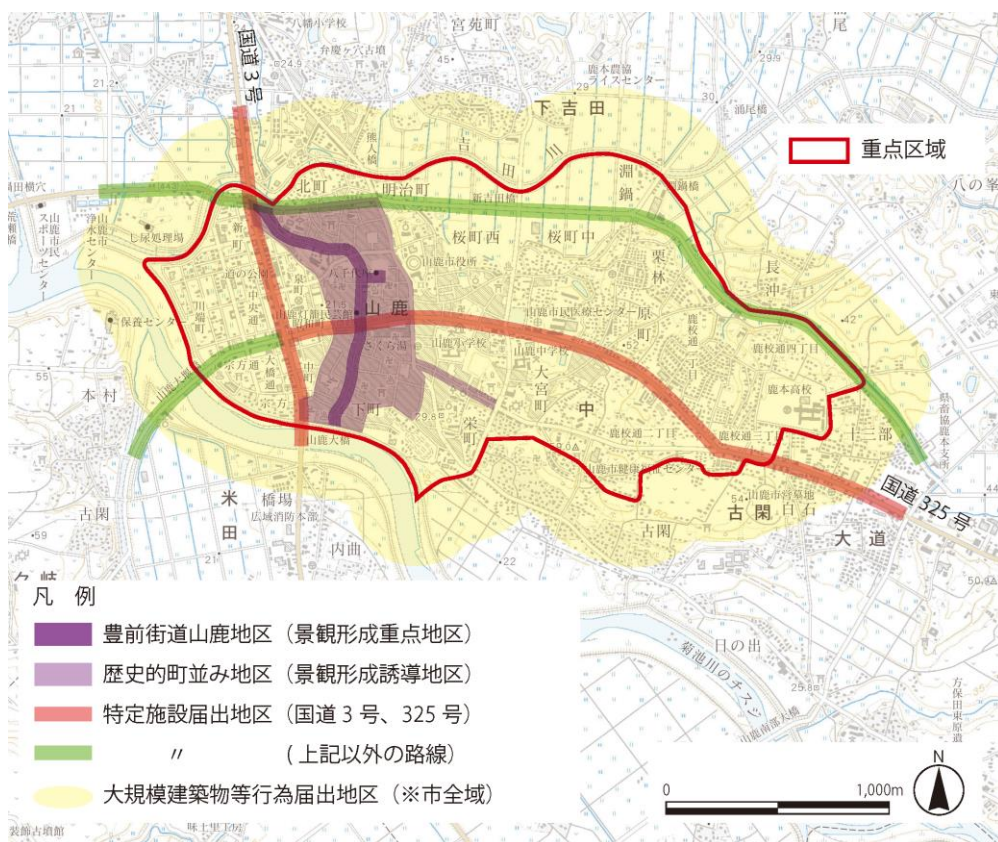


図 山鹿市景観計画に基づく地区指定

図 豊前街道山鹿地区の景観形成基準

種類			景観形成基準																	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。																	
	外観	意匠	・周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。 ・1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 ・屋根は勾配屋根とする。（市が洋風建築物として認めるものを除く）																	
		規模	・建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。（既存のマンション等を除く）																	
		色彩	・市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。 ・マンセル値で示した次の表とする。																	
			<table><tr><td>場 所</td><td>色 相</td><td>明 度</td></tr><tr><td>屋根及び庇</td><td>N</td><td>1.0～6.5</td></tr><tr><td>外壁</td><td>N</td><td>2.0～9.5</td></tr></table>			場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0～6.5	外壁	N	2.0～9.5						
			場 所	色 相	明 度															
			屋根及び庇	N	1.0～6.5															
			外壁	N	2.0～9.5															
	・マンセル値で示した次の表を基本とする。																			
	<table><tr><td>場 所</td><td>色 相</td><td>明 度</td></tr><tr><td>建具</td><td>N</td><td>1.0～3.0</td></tr></table>			場 所	色 相	明 度	建具	N	1.0～3.0											
場 所	色 相	明 度																		
建具	N	1.0～3.0																		
・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。																				
<table><tr><td>場 所</td><td>色 相</td><td>明 度</td><td>彩 度</td></tr><tr><td rowspan="2">建具</td><td>R・YR 系</td><td>9.0 以下</td><td>6.0 以下</td></tr><tr><td>Y 系</td><td>9.0 以下</td><td>4.0 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">他の部位</td><td>R・YR・Y 系</td><td>9.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>9.0 以下</td><td>1.0 以下</td></tr></table>			場 所	色 相	明 度	彩 度	建具	R・YR 系	9.0 以下	6.0 以下	Y 系	9.0 以下	4.0 以下	他の部位	R・YR・Y 系	9.0 以下	3.0 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	9.0 以下	1.0 以下
場 所	色 相	明 度	彩 度																	
建具	R・YR 系	9.0 以下	6.0 以下																	
	Y 系	9.0 以下	4.0 以下																	
他の部位	R・YR・Y 系	9.0 以下	3.0 以下																	
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	9.0 以下	1.0 以下																	
敷地の緑化	材料	・屋根は瓦葺きとする。（市が洋風建築物等と認めるものを除く） ・建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。																		
	その他	・室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。																		
	・道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。																			
工作物 （電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）			・道路側にはできる限り設けない。																	
広告物			・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めるとともに、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁及び屋根の全体を覆うような大きいものを避ける。 ・電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 ・1つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩は、市が洋風建築物として認めたものの有彩色基準を準用する。																	
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。																	
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																	

(3) 熊本県屋外広告物条例

屋外広告物については、現在、熊本県屋外広告物条例に基づく規制がなされるとともに、山鹿市景観条例に基づく指導を行っている。

熊本県屋外広告物条例では、地域の特徴に応じて禁止地域、許可地域を設け、必要な規制を行うとともに、広告物の掲出を禁止する物件、掲出できない広告物を定めている。

今後は、山鹿市独自の屋外広告物条例を制定し、広告看板等の規制を行いながら、歴史的風致の維持及び向上を図っていくことを目指す。

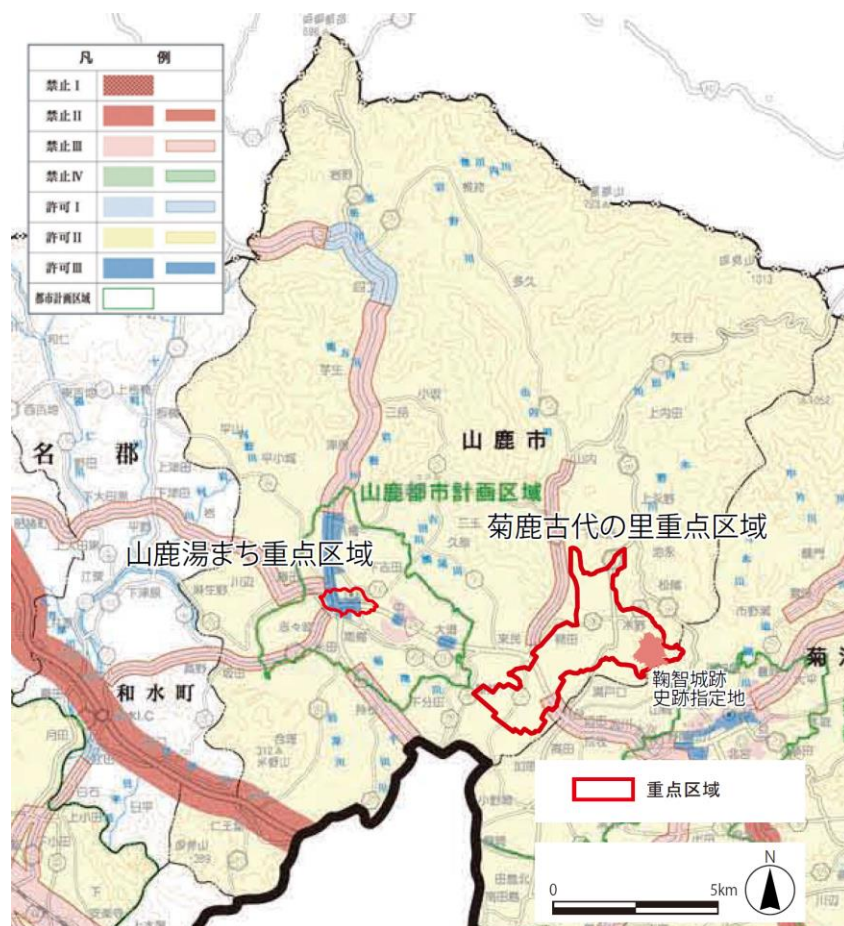


図 熊本県屋外広告物条例による規制状況

表 禁止地域一覧（本市にあてはまる地域のみ）

第2種 禁止地域	・重要文化財、史跡、天然記念物 ・県重要文化財、県史跡名勝天然記念物 ・保安林 ・都市公園 ・道路（九州縦貫自動車道からの道路境界から50mの範囲） ・古墳、墓地並びに社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域
第3種 禁止地域	・第1種低層住居専用地域 ・道路（国道3号、国道443号、国道325号、県道16号、県道日田鹿本線の道路境界から20m範囲） ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地

(4) 史跡鞠智城跡保存管理計画 増補版（熊本県）

鞠智城跡は、平成 16 年（2004）2 月に史跡の指定を受けている。保存管理計画では、史跡地及びその周辺を 5 つのゾーンに区分し、史跡地内の 4 つのゾーンについてそれぞれ史跡を構成する要素を明らかにし、現状変更等の許可に関する取扱基準を定めている。

また、建築物・工作物の新築・増改築等が認められた場合には、『山鹿市景観計画』における「鞠智城公園周辺地区」の「良好な景観の形成に関する方針」に合致することとしている。

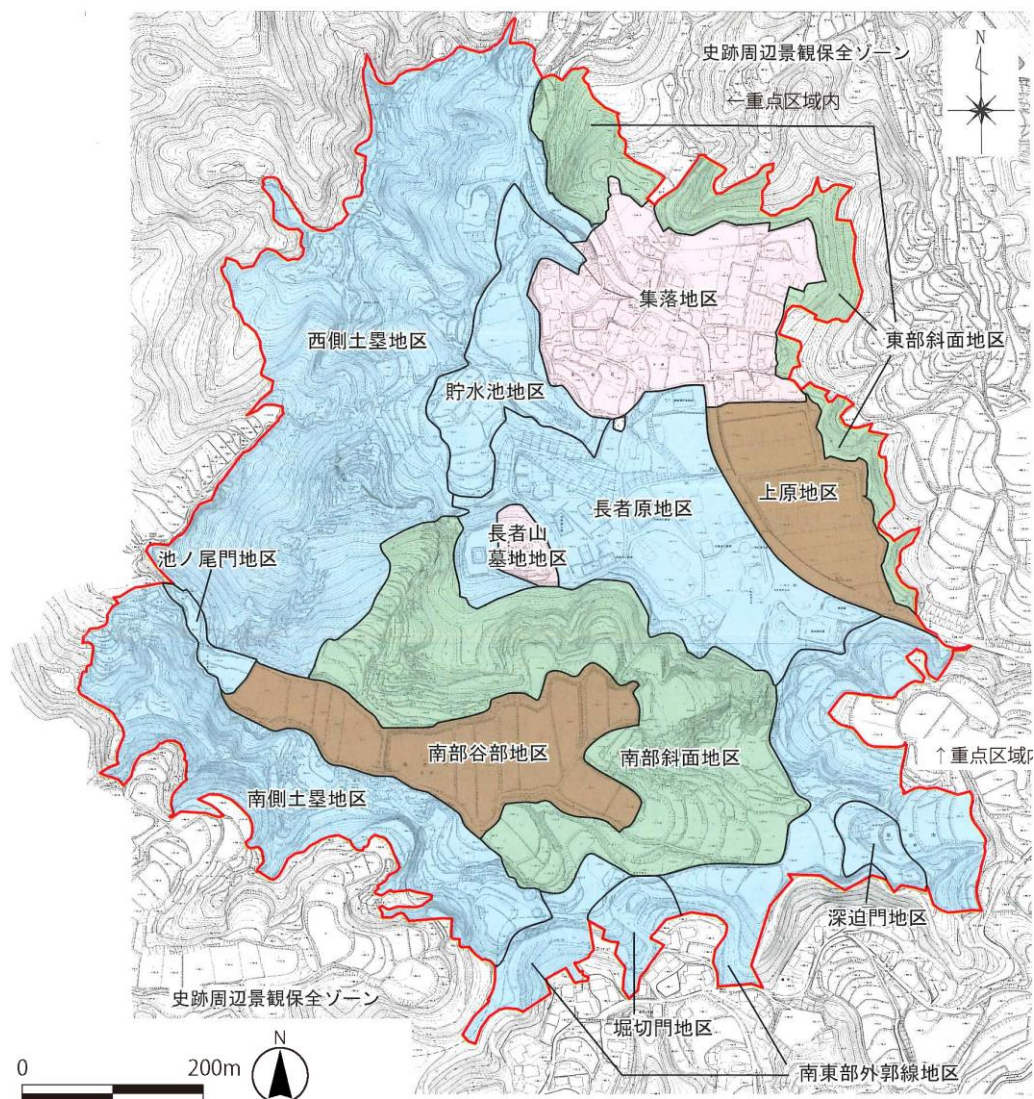


表 示	ゾーン名	地 区 名
	遺構保存活用	長者原、貯水池、深迫門、堀切門、池ノ尾門 南側土塁、西側土塁、南東部外郭線
	集落景観保全	集落、長者山墓地
	農地景観保全	上原、南部谷部
	緑地景観保全	南部斜面、東部斜面
	史跡周辺景観保全	

図 鞠智城跡地区区分

(5) 山鹿市農業振興地域整備計画

「菊鹿古代の里重点区域」はその全域が農業振興地域に位置しており、『山鹿農業振興地域整備計画書（令和6年（2024）6月）』において鹿本A地区に含まれている。鹿本A地区は、ほぼ全域においてほ場整備が完了するとともに、汎用田として、既に用排水条件の整備も済んでおり、その全域が団地性を有している。引き続き、大規模な生産性の高い集団的農地として利用を進めることを定めている。加えて、「特別な用途区分の構想」では、農業基盤、営農環境の維持・保全を図るとともに、豊かな自然が織りなす良好な景観を保全し、地域住民等による継承を支援していく必要があることを明記している。あわせて、8世紀の律令時代に肥後国府の条里制による菊鹿条里区と鹿本条里区の農地は、平成29年（2017）4月に菊池川流域のストーリーとして日本遺産にも認定され、古代から近代へと引き継がれてきた文化的な価値が高い農村景観として、保全を目指していく必要があり、今後、地域住民との意思疎通を図りながら、農用地区域における特別な用途区分の設定や、景観農業振興地域整備計画等を通じて農村景観の保全を図っていくことを明記している。

他方、「山鹿湯まち重点区域」にも一部農業振興地域が含まれている。山鹿A地区に含まれる農業振興地域であり、ほ場整備も完了した田である。土地利用型の農地として利用を進めることを明記している。

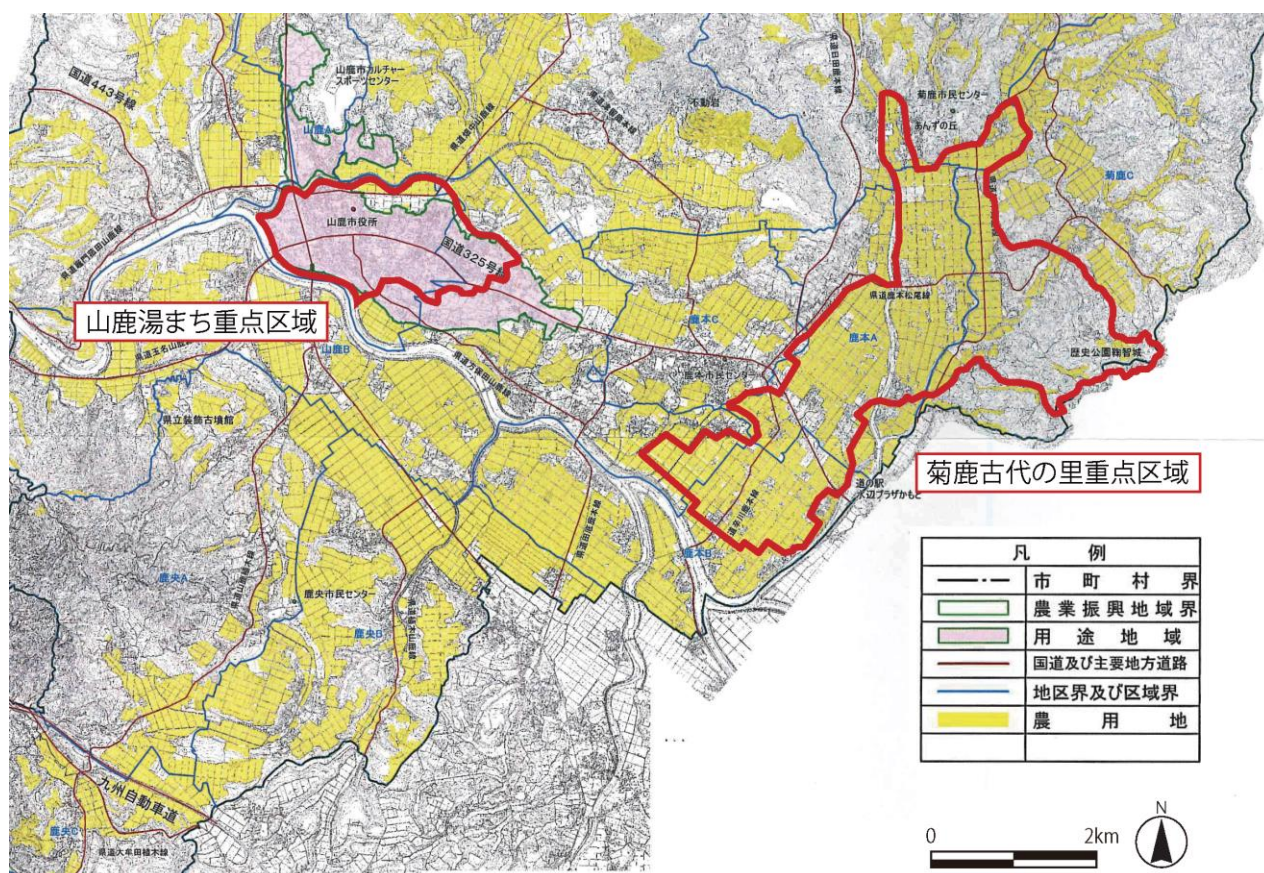


図 農業振興地域と菊鹿古代の里重点区域の範囲

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内には、国指定の文化財 11 件、国の登録有形文化財 12 件、県指定の文化財 19 件、市指定の文化財 159 件、計 201 件の文化財がある。本市は、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、山鹿市文化財保護条例に基づき、国や県の指導助言を受け、これらの保存活用に取り組んでいる。なお、保存管理計画は国指定の文化財の一部について策定されているのみである。

一方、未指定・未登録の文化財については、町屋を含め、その全容把握が一部しか完了していない。また、追跡調査も不十分な状況である。これらは人知れず失われる危険性が高い。

今後は、国・県・学識経験者等の協力を得ながら、文化財の総合的把握や悉皆調査等に取り組み、指定・登録制度の活用による適切な保護の推進を図る。その推進にあたっては、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」や個別の「保存活用計画」を必要に応じて策定し、それぞれの文化財の価値に応じた適切な保存活用の推進に取り組んでいく。なお、解体等が避けられない有形の文化財や、後継者の不足により存続が困難となっている無形の文化財については、必要に応じて、将来再興できるように図面化や映像等による記録保存を実施する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

有形の文化財の修理については、当該文化財の価値を損なうことのないように、必要な調査を行ったうえで、国・県・学識経験者等の協力を得ながら修理内容を検討し、修理を行う。現状変更等を伴う修理（整備）にあたっては、あらかじめ文化庁長官等の許可を受けることを原則とする。

遺跡等の整備において歴史的な建造物を復元する場合は、「史跡等における歴史的建造物の復元の取り扱い基準」等を踏まえ、その位置、規模、意匠、形式等について十分な証拠に基づくものとする。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

市内には県立と市立の博物館や資料館等の合計 9 施設がある。これら施設の多くは国指定の文化財や県指定の文化財等に隣接し、資料展示だけではなく、文化財の管理やガイダンスの機能も有している。なお、合併後整理されず、重複した展示内容を持つ施設もある。

また、施設相互の情報ネットワークが整っていないため、来館者を他の施設に巡回させることが十分できていない。また、老朽化が進んでいるものもある。

八千代座管理資料館（通称：夢小蔵、明治 20 年（1887）に建てられた洋品店の蔵を改修した建物）や山鹿灯籠民芸館（旧安田銀行山鹿支店、登録有形文化財（建造物））は施設自体が歴史的な建造物である。

今後は、既存施設の利活用を中心として、耐震対策のほか、施設のテーマ、収蔵展示資料の集約や再配置、展示内容や方法等の検討を行った上で、計画的な改修等を行う。

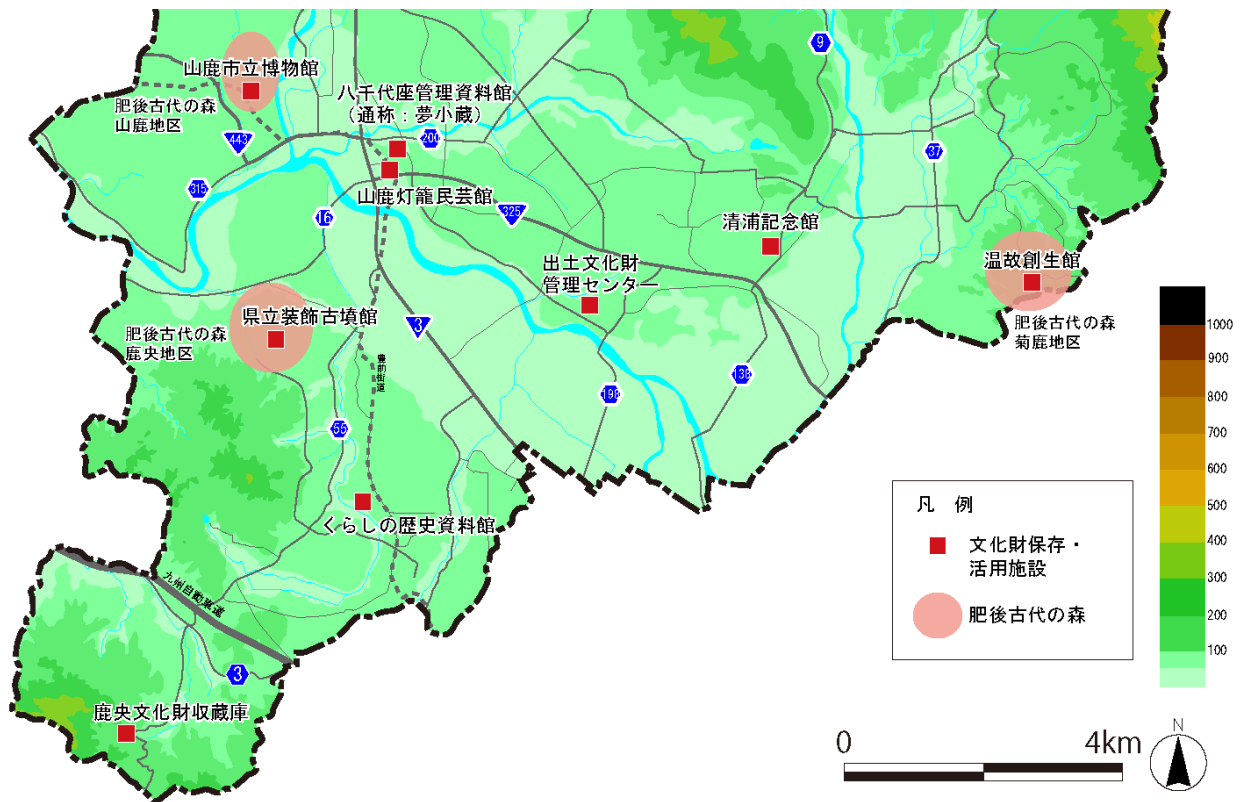


図 市内の文化財保存・活用施設の分布

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

山鹿市景観計画や山鹿市景観条例に基づき、市民との協働で山鹿らしい景観を保全しながら、次代に継承していく取組を推進している。また、補助事業を活用し、無電柱化や道路美装化等にも取り組んできた。

今後は、歴史的建造物等の保存活用に適した環境を保全していくため、景観法のほか、文化財保護法、都市計画法、屋外広告物法等に基づく景観や環境の規制・誘導策の強化に取り組むとともに、これまでの実績を踏まえ、無電柱化や道路美装化等の推進を図る。

（５）文化財の防災に関する方針

火災、地震、落雷、水害、台風等の災害による毀損や滅失、そして落書き、放火、盗難等から文化財を守る防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

文化財パトロールや防犯センサーの設置等により予防のための取組の充実を図る。また、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険箇所の近くにある文化財は、「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」に対し、文化財の保存や景観に配慮した防止対策を実施するよう関係機関に積極的に要請する。さらに、年２回の消防設備点検を確実に実施し、防火システムの稼動や消防水利施設等の更新に万全を期す。また、毎年１月２６日の「文化財防火デー」に合わせて、市は防災管理者として、教育委員会、消防署、地元町内会・消防団、市民が一緒になって実施する防災訓練の実施に取り組む。防災訓練を踏まえ、災害発生時に迅速な避難誘導や復旧等が行えるように所有者や関係者等と連携した体制づくりに反映する。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

現在、八千代座、山鹿灯籠民芸館、チブサン古墳等を随時公開しているほか、歴史教室や公民館講座等の講座を山鹿市教育委員会が開催している。あわせて市広報に文化財の紹介記事コーナーを設け、周知を図ってきた。今後はこうした取組が単調にならないよう、近隣の市町村や県立の施設、あるいは民間団体等と連携し、様々な普及・啓発活動を展開していく。

文化財によっては、地域や人々の暮らしの中に埋もれてしまい、その存在を認識されながらも価値が見いだされないものもある。無形の文化財については担い手の確保と育成が求められる。子どもからお年寄りまで幅広い年代層に文化財に対する理解を深めてもらうとともに、場合によっては担い手の確保や育成も見据え、学校教育や生涯学習の分野にも普及・啓発活動を働きかけていく。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が４００か所以上ある。基本、江戸時代初期以前のものを周知の埋蔵文化財包蔵地としている。今後は、細川藩の御用窯と伝わる山鹿上野焼窯跡等、近世以降でも本市の歴史を知るうえで重要と判断される遺跡について、学識経験者らの指導を得ながら、熊本県教育委員会と調整を行い周知の埋蔵文化財包蔵地とする。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等については、発掘に関する届出や遺跡の発見に関する届出等の義務の徹底と周知に取り組む。また、開発等に対する保存の判断は、「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」に示される基準に基づき行う。

発掘調査は、「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」（平成１６年（２００４）

12月20日付け文化庁次長通知及び『発掘調査の手引き』（文化庁）に基づき行う。また、今後は、安全管理を確保できる範囲で、調査現場の随時公開、現地見学会等を実施する。調査で得られた成果については、発掘調査報告書を刊行し、市民向けのパンフレット等の印刷物刊行や文化関係施設での展示等を行い、積極的な公開を図る。

（８）山鹿市教育委員会の体制と今後の方針

本市では教育委員会教育部に文化課を設置し、文化財係（係長以下2名、考古学専攻）で文化財に関する業務を行っている。出土文化財管理センターには、3名（会計年度任用職員3名）が所属し、発掘調査の出土品の管理と整理作業を進めている。

今後も引き続き文化財担当部署を教育委員会に置き、職員の人員削減が進められている現状ではあるが、専門職を計画的に採用するとともに、適切な人員配置に努める。

山鹿市教育委員会の諮問機関として、山鹿市文化財保護条例に基づき、山鹿市文化財保護委員会を設置している。委員数は10名で、各委員の専門分野は郷土史である。

また、文化財保護委員会を円滑に運営するために、市内の旧小学校区ごとに1名（計20名）文化財協力員を配置している。地域に根づき、文化財への知識と理解がある市民を委嘱し、文化財のパトロール、文化財所有者・管理者と行政の橋渡し役等を行っている。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

1) 住民、各種団体等の状況

本市における文化財の保存活用に関わる団体は以下のとおりである。

表 文化財の保存活用に関わる団体の一覧（資料：山鹿市資料）

	名称	主な活動内容
活動範囲が 1 施設、1 遺跡、一定 地域に限る もの	八千代座を考える会	八千代座での公演等の企画、芝居小屋としての活用（参加団体：山鹿八千代座敷敷会、八千代座伝統文化の会、山鹿市文化協会、山鹿温泉観光協会、山鹿青年会議所、八千代座倶楽部）
	下町惣門会	山鹿下町地区の商店主が中心となり組織されたまちづくり団体。「米米惣門ツアー」の企画・運営、町屋の保存修景、薬師馬カレー等の地域特産メニューづくり。
	博灯会	市立博物館の解説ボランティアで、館内の展示案内や史跡チブサン・オブサン古墳、史跡鍋田横穴群の案内解説。
	鞠智城説明ボランティア会	史跡鞠智城跡の案内解説。
	番所地区棚田保全協議会	桑鶴・宮の元地区を中心とした 7ha の田畑の保全、「棚田ふれあい探訪ツアー」の企画開催。
	杉区堀内組	日輪寺の赤穂義士遺髪塔の保存。 (平成 14 年 (2002)、兵庫県赤穂市と姉妹都市を締結)
	山鹿小学校総合学習発表会	総合学習の一環として、6 年生が市内の歴史文化を題材にした発表会を毎年八千代座で開催。
	方保田東原遺跡応援団	地域を盛り上げ、遺跡を市内外へアピールするため史跡方保田東原遺跡で、景観植物（ヒマワリ）栽培やランタンフェスティバル等のイベントを開催。
	山鹿湯 ^{はた} の端美術会	街道の蔵や町屋を会場として様々なアートを展示し、町並みとともに楽しむ美術展を開催（平成 21 年 (2009) ～）。
	山鹿灯籠浪漫・百華百彩実行委員会（山鹿温泉観光協会内）	毎年 2 月の毎週金・土曜日に開催する「山鹿灯籠浪漫・百華百彩」の事務局。竹灯りや和傘を使った灯りのオブジェが、八千代座・さくら湯・豊前街道の歴史的な町並みを艶やかに彩る。
	（一財）山鹿市地域振興公社	八千代座の指定管理者。 自主事業として子ども歌舞伎教室、狂言教室を開催。
活動範囲が 市内に限る もの	山鹿市立博物館友の会	会員の教養を深め、相互の親睦を図るとともに、地域文化の向上に寄与することを目的に結成された団体。
	熊本県建築士会山鹿支部まちづくり景観研究部会	主に豊前街道筋の伝統的建造物の保存活動。
	山鹿文化財を守る会	市内の文化財の除草清掃や保護要望活動等を展開。
	西南の役山鹿口の戦い顕彰会	西南戦争の激戦地である山鹿を顕彰する活動。
	山鹿市旅先案内人の会	豊前街道を中心に市内の史跡名勝や観光名所の案内解説。
活動範囲が 市外にも及 ぶもの	山鹿市文化財保護協会	山鹿市の文化財愛好者が結成した団体。地域内外での歴史・文化研修会の実施や広報誌を発行。
	豊前街道顕彰会	豊前街道の歴史や町並みの顕彰。街道が通る自治体と街道に関心のある市民で組織。研修会の開催や標柱設置等が主な活動。
	菊池川流域日本遺産ガイドの会	菊池川流域日本遺産の案内解説。

2) 今後の体制整備の方針

各団体の意思を尊重し、これまでどおり自立した独自の活動が続き、人材の育成も進むよう支援していく。

一方で、活動の活性化を促すため、相互の交流や意見交換の場を設けることを目指す。

さらに、共通の歴史的テーマを題材にした合同勉強会やイベントの開催へつながるような、各団体を包括する組織づくりに努める。

また、市民団体やNPO等の各種団体が、文化財保護委員や文化財協力員らと共に連携し、地域に根ざし、市民による自立的な文化財保存・活用の活動が展開できるよう、その体制整備を支援していく。

団体による人材の育成が促進されるよう、歴史講演会や研修会を開催するだけでなく、自発的な学習を促すため、県内や近隣都市で開催されている特別展や講演会、研修会等の情報も随時提供していく。

なお、市が主催する講演会や研修会の内容については、より多くの団体が参加し、その育成につながるよう、各団体にどのようなニーズがあるのか定期的な意見交換の場でくみ上げて、それらを反映したものにしていく。

民俗文化財のうち保存会を設置している団体に対しては、その活動のために一定額の補助金を交付し、団体の育成を支援しており、市教育委員会では各保存会に定期的な活動状況調査を実施して、現状や問題点の把握に努めている。

現在までに、民俗芸能保存団体の横笛奏者の育成教室開講や民俗芸能大会の開催等、団体の活性化を促す施策を行ってきた。今後も定期的に各団体の状況把握に努めながら、効果的な対策を講じていく。また、後継者不足や会員の高齢化、活動資金不足等の各団体に共通する問題に対しては、各保存団体が一体となって意見を交換し、対策を提案できるような組織、体制づくりの検討を行う。

その他、祭りや工芸技術等で保存会等を設置したほうが適当と思われるものについては、組織の結成を促していく。

2 重点区域に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

１）指定・登録文化財の現況

菊鹿古代の里地区内には、国指定 1 件、市指定 7 件、計 8 件の指定文化財がある。所有者の内訳は、鞠智城跡は国有地、県有地、市有地ほか民有地があり、県有地が 7 割以上を占める。その他は、市所有が 1 件、個人や地域等の所有が 6 件である。

山鹿湯まち地区内には、国指定 1 件、国登録 6 件、市指定 10 件、計 17 件の指定・登録文化財がある。所有者の内訳は、市所有（単独）が 3 件、市と管理組合の所有者が 1 件、個人や地区等の所有が 13 件である。

表 菊鹿古代の里重点区域の指定文化財

指定	種別	名称	所有
国指定	遺跡（史跡）	鞠智城跡	国、県、市ほか
市指定	建造物（有形文化財）	泉福寺跡古碑古塔群	庄区
		島田の鳥居を担う天部形仏神	市
	彫刻（美術工芸品）	泉福寺跡毘沙門天像及び聖歓喜天像	庄区
	古文書（歴史資料）	原口家碎玉談	個人
	無形民俗文化財	川北雨乞い踊り	保存会
	遺跡（史跡）	中川双子塚	川北区
		下高橋の御高札場跡	下高橋区

表 山鹿湯まち重点区域の指定・登録文化財

指定・登録	種別	名称	所有
国指定	建造物（重要文化財）	八千代座	市
国登録	建造物（有形文化財）	山鹿灯籠民芸館	市
		大森家住宅主屋	個人
		大森家住宅蔵	個人
		大森家住宅観音堂	個人
		大森家住宅北堀	個人
		大森家住宅西堀	個人
市指定	建造物（有形文化財）	八千代座付属施設	市、管理組合
		金剛乗寺石門	金剛乗寺
	絵画（美術工芸品）	大宮神社三十六歌仙の絵馬	大宮神社
	有形民俗文化財	大宮神社猿田彦石碑群	大宮神社
	無形民俗文化財	山鹿灯籠	大宮神社
		宗方万行	保存会
		犬子ひょうたん	大宮神社
	遺跡（史跡）	中村廃寺心礎	中村区
		伝宇野親治五輪塔群	雲閑寺
	天然記念物（動物・植物・地質鉱物）	湯の端のエノキ	市

２）未指定・未登録の文化財の現況

菊鹿古代の里地区には、条里制遺構（区画）、建造物の松尾神社本殿、無形民俗文化財の木山羽熊振り、遺跡の釣棚跡等がある。

山鹿湯まち地区内には、豊前街道沿いを中心に江戸時代後期から戦前にかけての文化財が数多く残っている。

3) 今後の具体的な計画

把握している文化財は、国や県、及び個人や地区等の所有者と連携し、それぞれの価値に応じて、適切な保存、活用の推進を図る。

歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的建造物の悉皆調査・総合的把握に取り組むとともに、町屋台帳の成果を踏まえ、歴史的建造物に関する調査成果を一元的に管理するデジタルデータベースの作成に取り組む。また、必要に応じて歴史的建造物の詳細調査に取り組む。調査の結果、条件が整えば、文化財の指定や登録、歴史的風致形成建造物の指定を行う。

調査や市民からの問合せ等を踏まえ、継承等が困難となっている伝統工芸や伝統芸能等については、その問題解決に向けた支援に努めるが、その休止等が避けられない場合は、必要に応じて映像等の記録保存を行う。なお、場合によっては、やむを得ず解体等が避けられない有形の文化財についても同様に図面化等の調査記録を行う。

[関連事業]

- 歴史的建造物調査事業
- 歴史的建造物に関するデジタルデータベースの作成事業
- 歴史的建造物の詳細調査事業
- 伝統工芸や伝統芸能等に関する調査・記録事業

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

菊鹿古代の里地区や山鹿湯まち地区の地区内には、指定・登録、未指定・未登録を問わず、経年等により修理（整備）が必要な歴史的建造物が存在する。

経年劣化等が目立つ歴史的建造物については、その価値を損なうことがないように、必要な調査を行い、専門家・文化庁や県文化課の指導・助言・アドバイス等を踏まえ、適切な修理（整備）を行う。修理（整備）の推進にあたって、必要に応じて、所有者等との協議を行い、文化財の指定・登録、あるいは歴史的風致形成建造物の指定等を行い、支援策の実効性を高めていく。

[関連事業]

- 歴史的風致形成建造物保存事業

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

菊鹿古代の里地区には鞠智城跡のガイダンスを担う鞠智城・温故創生館（管理は熊本県）、山鹿湯まち地区には八千代座に関するガイダンスを担う八千代座管理資料館（通称：夢小

蔵、管理は指定管理者、現在は（一財）山鹿市地域振興公社）と山鹿灯籠のガイダンスを担う山鹿灯籠民芸館（管理は指定管理者、現在は（一財）山鹿市地域振興公社）がある。これら施設が市内外から来訪者を受け入れる拠点施設としての役割を担っている。これら施設については、来訪者が施設から地区へ、そして市内各地へと回遊したくなる施設づくりを目指し、指定管理者等との連携により、施設間の情報ネットワークの形成等を含め、展示活用機能の強化に取り組む。

また、遺構の保全、復元建物の維持管理、植生の管理等が必要である鞠智城跡については、管理者である県と連携し、歴史的景観の維持管理の推進に取り組む。

【関連事業】

- ガイダンス施設等の展示活用機能強化事業
- 鞠智城跡歴史的景観維持管理事業

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

山鹿市景観計画や山鹿市景観条例に基づき、菊鹿古代の里地区では景観形成誘導地区「鞠智城公園周辺地区」、山鹿湯まち地区では景観形成重点地区「豊前街道山鹿地区」や景観形成誘導地区の「歴史的町並み地区」を指定し、良好な景観の形成を進めてきた。今後は、景観計画の策定から10年以上を経て、景観形成に関するこれまでの実績の評価と景観計画の見直しを行う。加えて、菊鹿古代の里地区については、条里制遺構（区画）の田園景観を守るため、市民参加型の水路や農地等の維持保全活動に対する支援に取り組む。

また、山鹿湯まち地区については、豊前街道や豊前街道から延びる小路沿いに点在する住宅等の修景助成や、豊前街道や小路の未整備物件や未整備箇所等を対象とした歴史的まちなみ環境整備の推進を図るとともに、国道325号の無電柱化の延伸に関して県に協力する。

【関連事業】

- 景観形成推進事業
- 農業環境の維持向上支援事業
- 歴史的まちなみ環境整備事業
- 無電柱化推進事業

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

菊鹿古代の里地区内や山鹿湯まち地区内に所在する歴史的建造物を、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害による毀損や滅失、そして落書き、放火、盗難等から守る防災（防犯）事業の推進に取り組む。

また、今後、菊鹿古代の里地区内や山鹿湯まち地区内に所在する文化財の保存活用整備計画を立案する際には、文化庁が示すガイドラインや指針等を踏まえつつ、当該文化財が

被る可能性のある災害を調査整理し、求められる防災対策を計画に位置づけ、その推進を図る。

[関連事業]

○歴史的建造物等防災（防犯）推進事業

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

菊鹿古代の里地区内や山鹿湯まち地区内に所在する文化財が有する価値を広く、正しく伝えるために、紙媒体のみならず、電子媒体を通じたＰＲ活動を積極的に行う。

情報発信にあたっては、文化財保護委員や文化財協力員のほか、郷土の歴史家と連携し、また地域住民の理解と協力を得て、新たな文化財、そしてその価値の掘り起こしを行い、必要に応じて精緻な調査を行う。

また、菊鹿古代の里地区については、日本遺産の構成文化財にも位置づけられていることから、日本遺産の観点からも菊鹿古代の里のことを多くの方々に理解していただくため、専門家や歴史家を招いたシンポジウム等の開催に取り組む。

[関連事業]

○歴史文化普及啓発支援事業

○日本遺産活用推進事業

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

菊鹿古代の里地区内や山鹿湯まち地区内における周知の埋蔵文化財包蔵地において、建築確認申請書の書類審査による確認とともに、事前の協議を併せて行う。

なお、重要な遺跡であれば、現状保存等その保存方法について協議する。さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所であっても、新たな発見があった場合は県と協議の上、周知化を図り、開発事業者にできる限り理解を求め、重要な遺跡であれば、現状保存等その保存方法について協議する。

重点区域内において歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を行う際に、それが周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる場合は、事業者又は事業担当部署と文化財行政担当部署との事前協議を行う。また、必要に応じて試掘調査等を実施し、調査結果が整備内容や工事手法に反映されるよう、事前に文化財行政とまちづくり行政が協議を行う等、連携を十分に図ることとする。

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の文化財の保存・活用に関わる団体は以下である。伝統工芸担い手の育成や伝統芸能の継承等に向けて、これら団体と連携し、事業の推進を図る。

今後、新たに文化財の保存・活用に関わる住民組織の設立の動きがある場合は、先行組織の活動内容や関係団体に関する情報提供を行い、活動の進展を支援する。また、必要があれば、市の「まちなみ整備事業補助金交付要綱」の「まちづくり団体」枠を活用した助成等、必要な支援を実施する。

【関連事業】

- 伝統工芸担い手支援事業
- 伝統芸能等継承支援事業

表 菊鹿古代の里重点区域で文化財の保存活用に関わる団体の一覧（資料：山鹿市資料）

名称	主な活動内容
鞠智城説明ボランティア会	史跡鞠智城跡の案内解説。
菊池川流域日本遺産ガイドの会	菊池川流域日本遺産の案内解説。

表 山鹿湯まち重点区域で文化財の保存活用に関わる団体の一覧（資料：山鹿市資料）

名称	主な活動内容
八千代座を考える会	八千代座での公演等の企画、芝居小屋としての活用（参加団体：山鹿八千代座、座敷敷会、八千代座伝統文化の会、山鹿市文化協会、山鹿温泉観光協会、山鹿青年会議所、八千代座倶楽部）
下町惣門会	山鹿下町地区の商店主が中心となり組織されたまちづくり団体。「米米惣門ツアー」の企画・運営、町屋の保存修景、薬師馬カレー等の地域特産メニューづくり。
山鹿小学校総合学習発表会	総合学習の一環として、6年生が市内の歴史文化を題材にした発表会を毎年八千代座で開催。
山鹿湯 ^{はた} の端美術会	街道の蔵や町屋を会場として様々なアートを展示し、町並みとともに楽しむ美術展を開催（平成21年（2009）～）。
山鹿灯籠浪漫・百華百彩実行委員会（山鹿温泉観光協会内）	毎年2月の毎週金・土曜日に開催する「山鹿灯籠浪漫・百華百彩」の事務局。竹灯りや和傘を使った灯りのオブジェが、八千代座・さくら湯・豊前街道の歴史的な町並みを艶やかに彩る。
（一財）山鹿市地域振興公社	八千代座の指定管理者。 自主事業として子ども歌舞伎教室、狂言教室を開催。
熊本県建築士会山鹿支部まちづくり景観研究部会	主に豊前街道筋の伝統的建造物の保存活動。
山鹿市旅先案内人の会	豊前街道を中心に市内の史跡名勝や観光名所の案内解説。
豊前街道顕彰会	豊前街道の歴史や町並みの顕彰。街道が通る自治体と街道に関心のある市民で組織。研修会の開催や標柱設置等が主な活動。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等の基本的な考え方

本市は、第1期計画に基づき、菊鹿古代の里重点区域と山鹿湯まち重点区域の2つを対象として、歴史的風致の維持向上に取り組んできた。

菊鹿古代の里では、条里制の区画が残る田園景観の維持管理を行う市民活動の支援等を行うとともに、鞠智城跡でのイベント開催等に取り組み、鞠智城跡にも多くの人々が訪れるようになった。

山鹿湯まちでは、主要施設である八千代座、薬師堂、山鹿灯籠民芸館等の修理やさくら湯の再生等を行うとともに、道路の美装化や無電柱化等を実施し、豊前街道を中心とした歴史的風致の維持向上が図られた。様々なイベントの開催や市民によるガイドの活躍等もあり、多くの人々が訪れるようになった。

しかし、空き家や所有者の高齢化等により歴史的建造物の維持管理や修理が難しくなっている。また、歴史的建造物を取り巻く環境の経年劣化、伝統産業、伝統行事の継承については、後継者の確保等が大きな課題となっている。

このような背景から、本計画における歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等については、(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業、(2) 歴史的環境の保全・形成に関する事業、(3) 歴史と文化を反映した活動の継承に関する事業、加えて(4) 郷土の歴史文化への認識向上に関する事業の推進に取り組む。

なお、これら事業に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を調査し、歴史的根拠を明らかにした上で、学識者や有識者等の意見を参考にしつつ、地域住民や関係団体と協議した上で進めるものとする。また、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討し、整備を行った施設は、積極的に公開・活用を行っていき、市民と行政の協働によって歴史的風致の維持向上を図るものとする。

上記の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

(1) 事業一覧

1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

- 1) -1 歴史的建造物調査事業
- 1) -2 歴史的建造物に関するデジタルデータベースの作成事業
- 1) -3 歴史的風致形成建造物保存事業
- 1) -4 歴史的建造物の詳細調査事業
- 1) -5 歴史的建造物等防災（防犯）推進事業

2) 歴史的環境の保全・形成に関する事業

- 2) -1 景観形成推進事業
- 2) -2 農業環境の維持向上支援事業
- 2) -3 鞠智城跡歴史的景観維持管理事業
- 2) -4 歴史的まちなみ環境整備事業
- 2) -5 無電柱化推進事業

3) 歴史と文化を反映した活動の継承に関する事業

- 3) -1 伝統工芸担い手育成支援事業
- 3) -2 伝統芸能継承支援事業
- 3) -3 伝統工芸や伝統芸能等に関する調査・記録事業

4) 郷土の歴史文化への認識向上に関する事業

- 4) -1 ガイダンス施設等の展示活用機能強化事業
- 4) -2 歴史文化普及啓発支援事業
- 4) -3 日本遺産活用推進事業

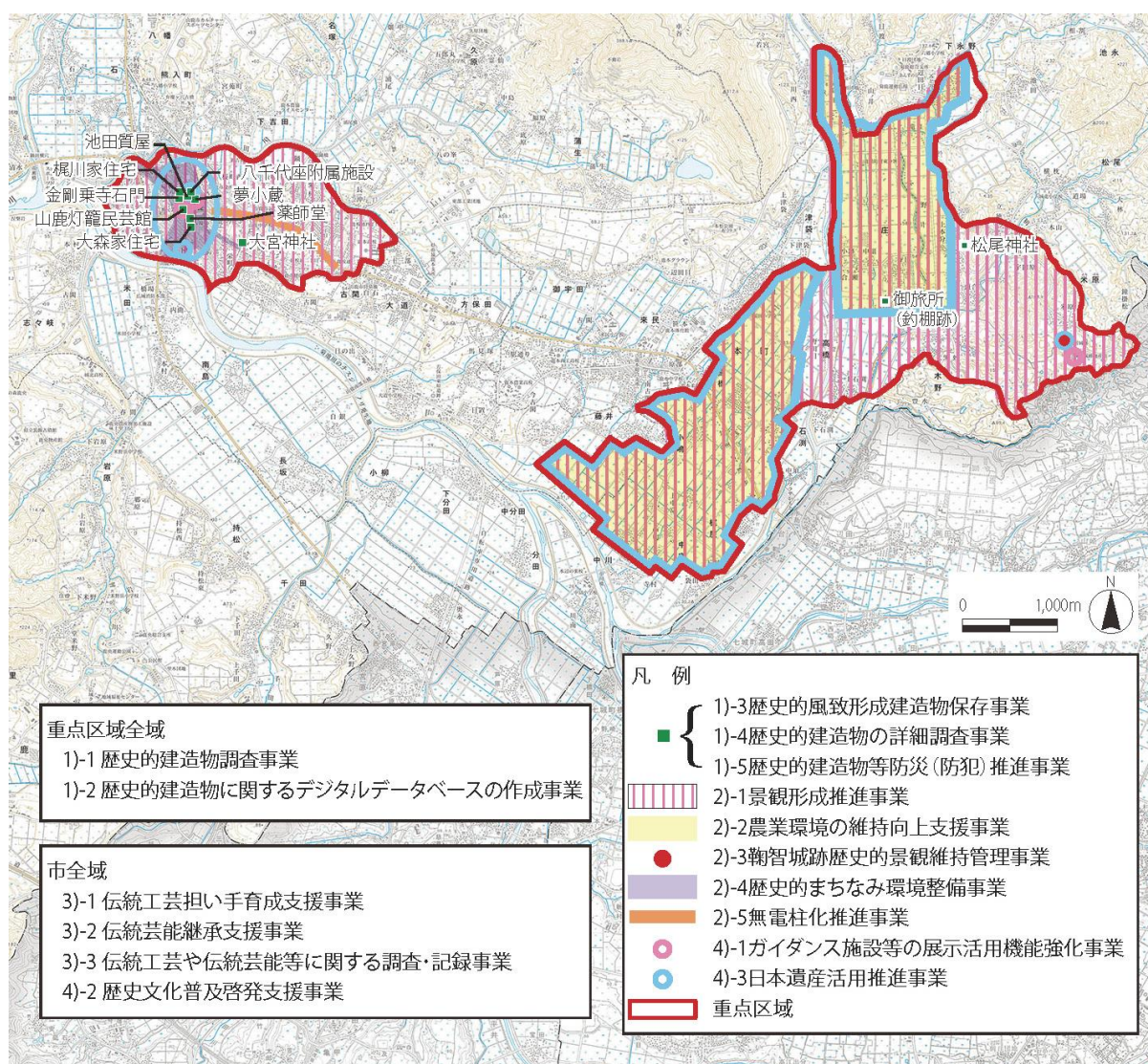


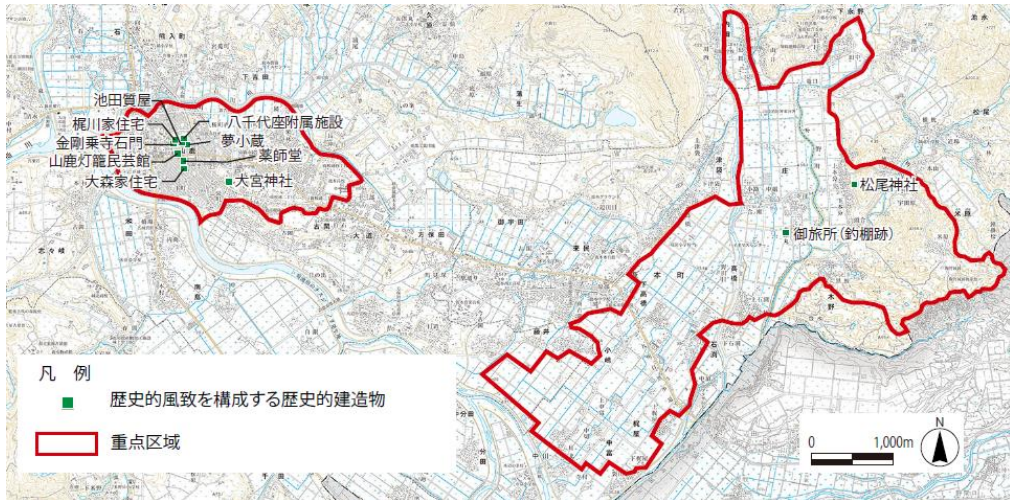
図 各事業の位置

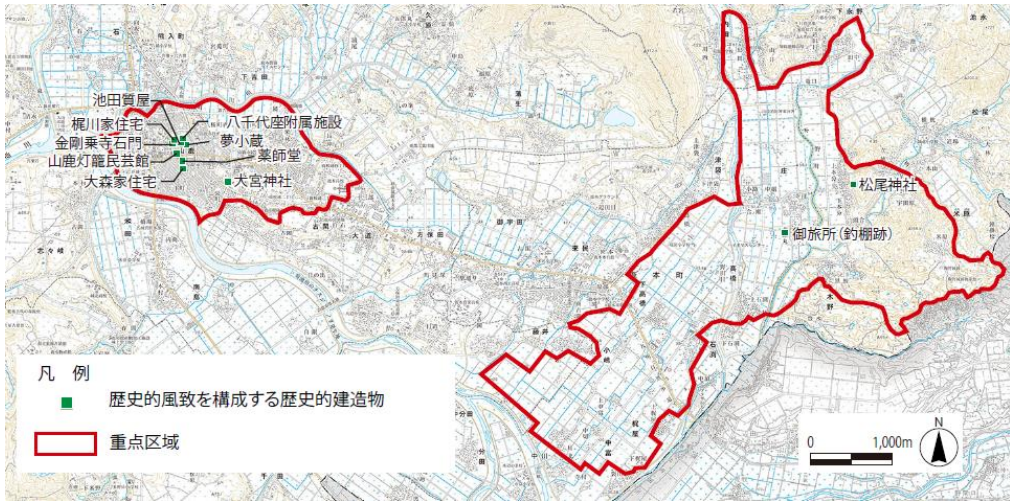
2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

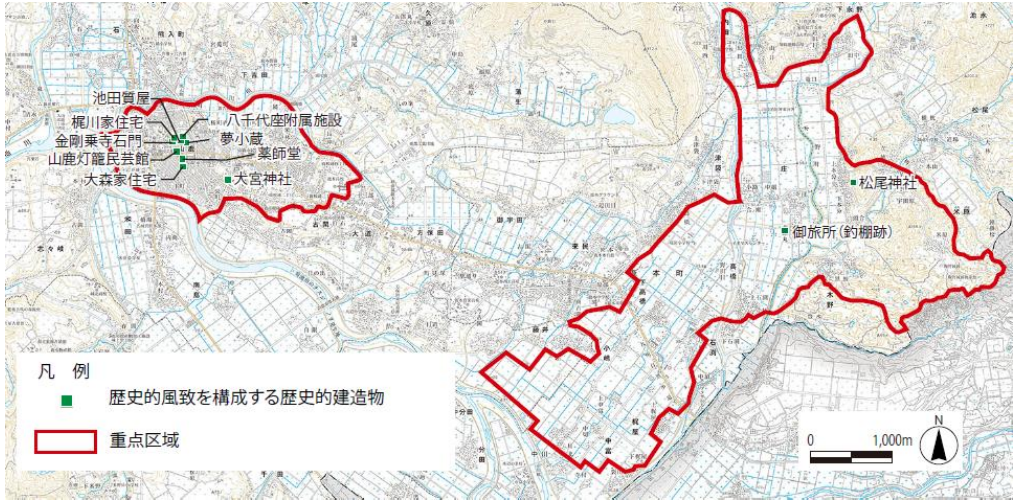
(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	1) -1 歴史的建造物調査事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域
事業概要	本事業では、歴史的風致形成建造物（候補）となる歴史的建造物を調査するものである。  写真 歴史的風致形成建造物の候補となる歴史的建造物
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	新たな歴史的風致の追加検討や歴史的風致形成建造物（候補）を増やすことに貢献する本事業は、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

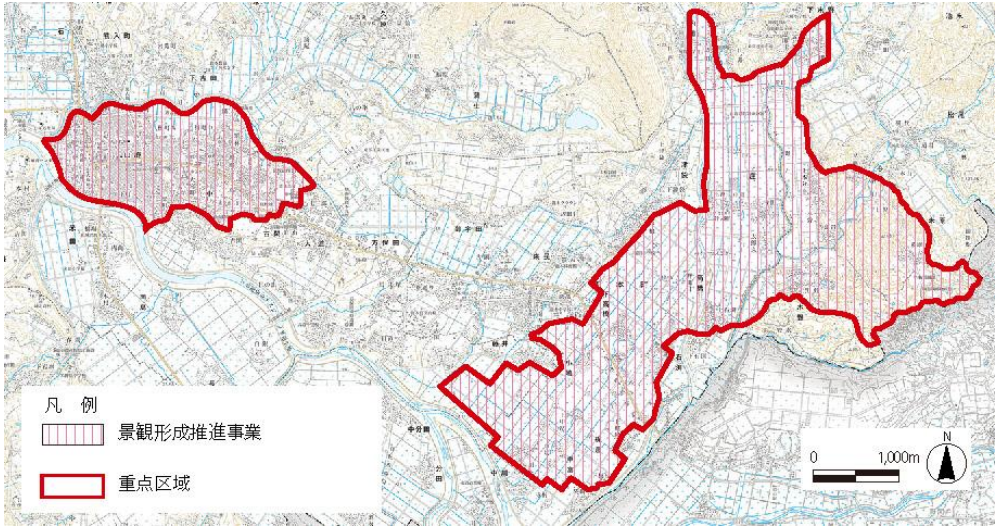
事業名	1) -2 歴史的建造物に関するデジタルデータベースの作成事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域
事業概要	本事業では、歴史的建造物調査事業で把握した歴史的建造物の現状（所有者、居住者、老朽度等）を一元的に管理するデジタルデータベースを構築するものである。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物の一元的なデジタルデータベースの構築を図る本事業は、歴史的建造物の保存・活用が円滑に進めやすくすることに貢献し、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

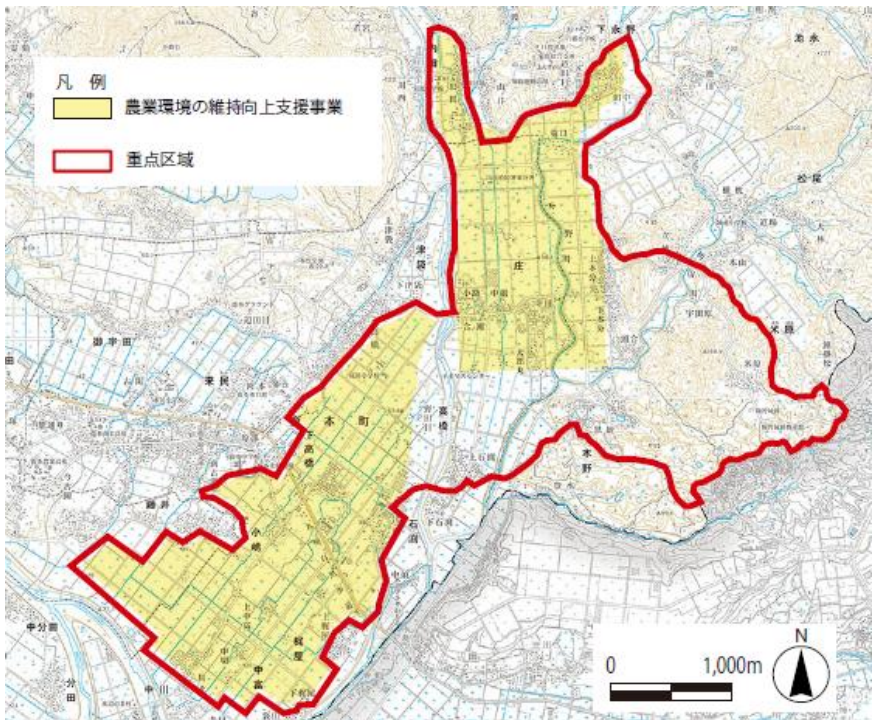
事業名	1) -3 歴史的風致形成建造物保存事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域（山鹿湯まち地区及び菊鹿古代の里地区）内においてそれぞれの歴史的風致を構成する歴史的建造物  図 重点区域と歴史的風致を構成する歴史的建造物
事業概要	本事業では、山鹿湯まち地区及び菊鹿古代の里地区の歴史的風致を構成する歴史的建造物の修理等を推進するものである。   写真 歴史的風致を構成する歴史的建造物（例）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する歴史的建造物の修理等を推進する本事業は、山鹿湯まち地区及び菊鹿古代の里地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

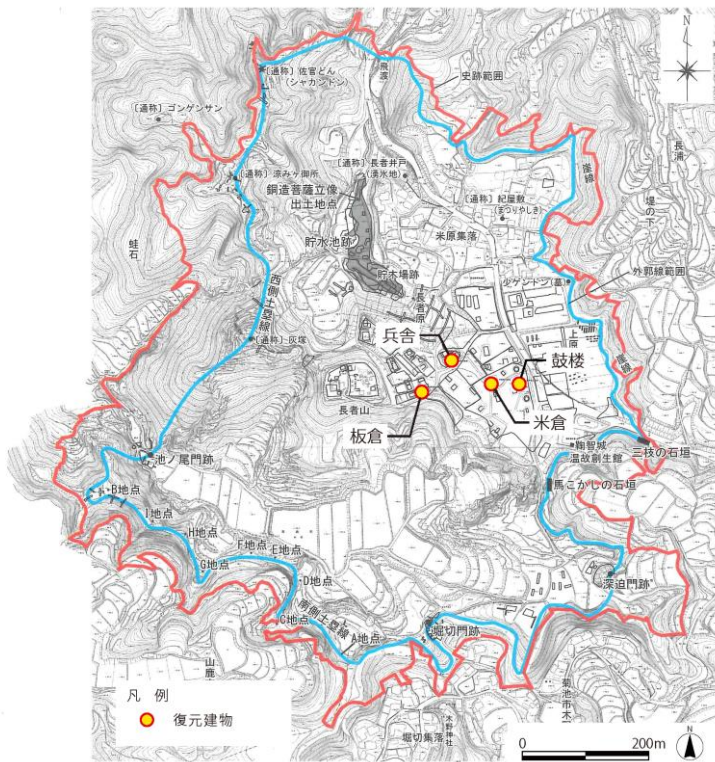
事業名	1) -4 歴史的建造物の詳細調査事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域（山鹿湯まち重点区域、菊鹿古代の里重点区域）内においてそれぞれの歴史的風致を構成する歴史的建造物  図 重点区域と歴史的風致を構成する歴史的建造物
事業概要	本事業は、歴史的風致を構成する歴史的建造物のうち、歴史的風致形成建造物保存事業の実施が予定される物件を優先し、配置図、平面図、立面図、断面図、痕跡図等を作成するものである。   写真 歴史的風致を構成する歴史的建造物（例）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物の配置図、平面図、立面図、断面図、痕跡図等を作成する本事業は、歴史的風致形成建造物の修理等の促進を意図するものであり、山鹿湯まち地区の歴史的風致や菊鹿古代の里地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

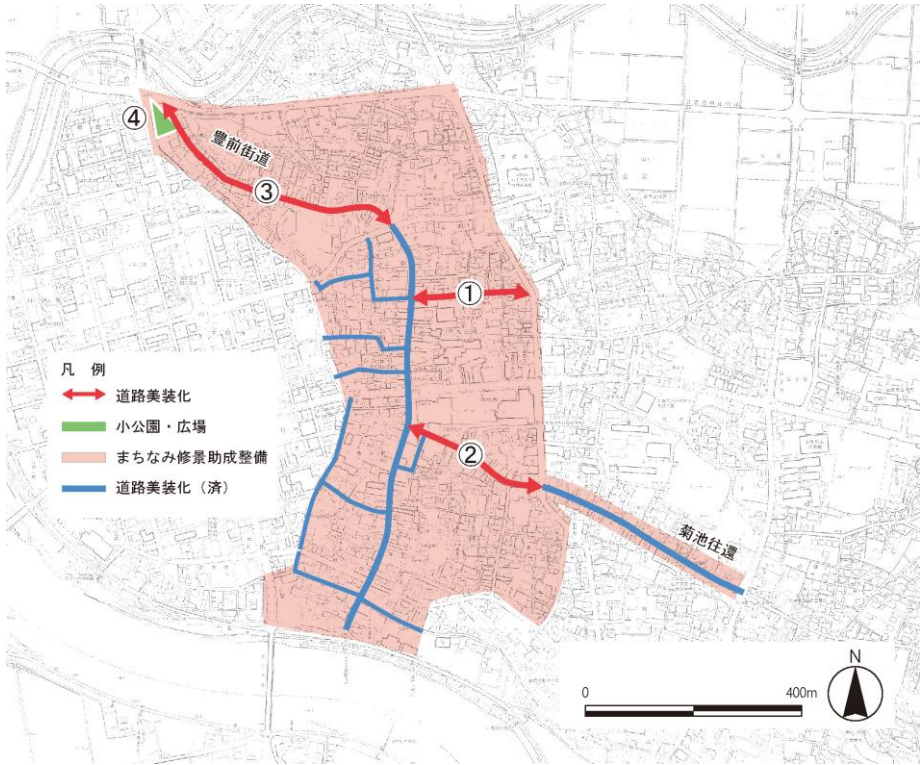
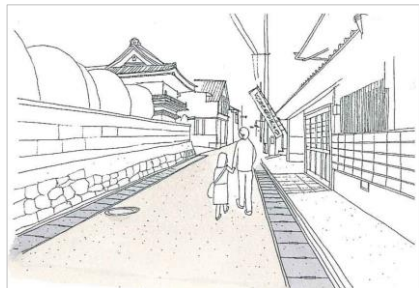
事業名	1) -5 歴史的建造物等防災（防犯）推進事業
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域（山鹿湯まち重点区域、菊鹿古代の里重点区域）内においてそれぞれの歴史的風致を構成する歴史的建造物  凡 例 ■ 歴史的風致を構成する歴史的建造物 重点区域 図 重点区域と歴史的風致を構成する歴史的建造物
事業概要	本事業は、地元住民や消防署・消防団等との連携により歴史的風致を構成する歴史的建造物を火災や地震等から守る防災まちづくりの推進を図るため、防災計画を策定し、同計画に基づく防災事業の推進を図るものである。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物を火災や地震等から守る防災まちづくりの推進を図る本事業は、歴史的建造物の毀損滅失を防ぐものであり、山鹿湯まち地区の歴史的風致や菊鹿古代の里地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

(2) 歴史的環境の保全・形成に関する事業

事業名	2)-1 景観形成推進事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域（山鹿湯まち重点区域、菊鹿古代の里重点区域）  凡 例  景観形成推進事業  重点区域 図 重点区域
事業概要	本事業は、歴史的風致の維持向上に資する景観計画の見直し、屋外広告物条例の制定、パンフレットの作成等、官民協働による景観まちづくりの推進を図るものである。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	官民協働による景観まちづくりの推進を図る本事業は、歴史的風致を形づくる良好な市街地形成を図るものであり、山鹿湯まち地区の歴史的風致や菊鹿古代の里地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	2)-2 農業環境の維持向上支援事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域（菊鹿古代の里重点区域） 
事業概要	本事業は、美しい田園環境を守り育む市民活動への支援に取り組み、鞠智城跡とともに条里制の区画が残る農地や集落環境を維持保全するものである。  写真 水路の浚渫  写真 農道法面の草刈
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	条里制の区画が残る農地や集落環境を維持保全する本事業は、鞠智城跡を取り巻く条里制の区画が残る農地や集落環境を一体的に保全するものであり、菊鹿古代の里地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	2)-3 鞠智城跡歴史的景観維持管理事業
事業主体	県
事業手法 (支援事業名)	県単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	鞠智城跡の遺構、復元建物、便益施設、通路、樹木等  第3図 鞠智城跡遺構配置図
事業概要	本事業は、鞠智城跡に良好に残存する遺構の保全、復元建物等の維持管理、樹木や芝生などの植生環境の管理により、往時の姿が感じられる歴史的景観を維持するものである。  写真 鞠智城跡に建てられた復元建物
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鞠智城跡に良好に残存する遺構の保全、復元建物等の維持管理、樹木や芝生などの植生環境の管理等を図る本事業は、本質的価値である遺構を未来につなぎ、来訪者が安心安全に鞠智城跡を散策できる史跡環境や歴史的景観を維持保全するものであり、菊鹿古代の里地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	2)-4 歴史的まちなみ環境整備事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和3年度～令和7年度）
事業期間	令和3年度～令和7年度
事業位置	重点区域（山鹿湯まち重点区域） 
事業概要	本事業は、豊前街道や菊池往還沿いにある一般住宅や店舗等の修景、道路美装化ができていない街道や小路等の美装化を図る等、豊前街道や菊池往還を骨格として形成される歴史的まちなみ環境整備の推進を図るものである。 【道路美装化】 ① 会所口線（道路美装化L=180m） ② 大宮通花見坂線（道路美装化L=260m） ③ 九日町西上町線（道路美装化L=220m） 【小公園・広場】 ④ まちかど広場（広場整備A=89㎡） 【まちなみ修景補正整備】 ⑤ 一般住宅や店舗等の修景（9棟）  図 会所口線整備イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	豊前街道や菊池往還を骨格として形成される歴史的まちなみ環境整備の推進を図る本事業は、街道・往還・小路等の沿道に形成される歴史的まちなみの連続性を高めるものであり、山鹿湯まち地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	2)-5 無電柱化推進事業
事業主体	県
事業手法 (支援事業名)	防災・安全交付金（道路事業）、無電柱化推進計画事業 県単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域（山鹿湯まち重点区域）内  図 重点区域（山鹿湯まち重点区域）内の無電柱化の計画区間
事業概要	本事業は、重点区域（山鹿湯まち重点区域）内にある第一次緊急輸送道路に指定されている国道325号と主要地方道玉名山鹿線を対象とし、良好な景観の形成を図るとともに、防災の観点からも無電柱化の推進を図るものである。  写真 国道325号の現状  図 国道325号の無電柱化イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	国道325号と主要地方道玉名山鹿線の無電柱化を推進する本事業は、山鹿湯まち東西の玄関口にもなっている国道325号と主要地方道玉名山鹿線の高質化を図るものであり、山鹿湯まち地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

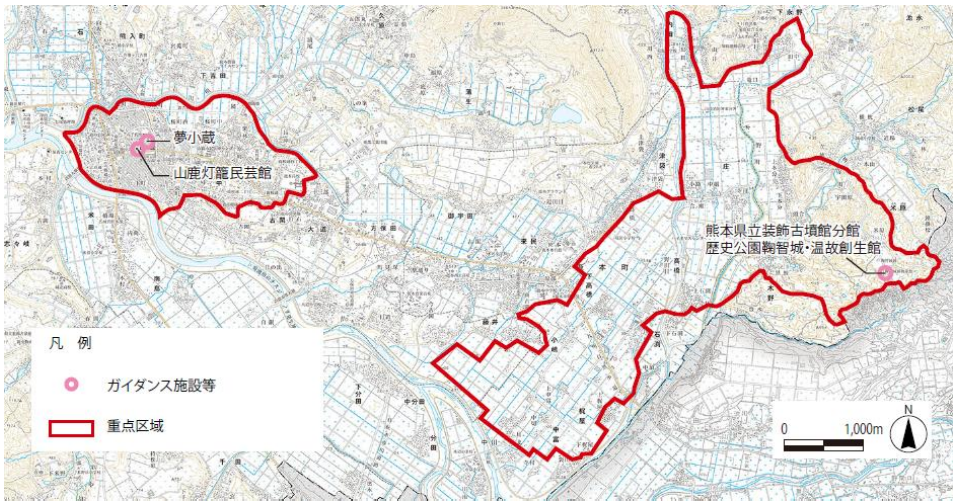
(3) 歴史と文化を反映した活動の継承に関する事業

事業名	3)-1 伝統工芸担い手育成支援事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市全域
事業概要	本事業は、後継者の研修支援や制作教室の開催等、山鹿灯籠や来民渋うちわ等を継承する担い手育成に向けた様々なソフト事業の推進を図るものである。 伝統文化の新たな価値付け一環として、体験型の観光振興策等との連携にも配慮する。  写真 山鹿灯籠制作教室
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山鹿灯籠や来民渋うちわ等を継承する担い手育成に向けた本事業は、山鹿灯籠がある山鹿湯まち地区や来民渋うちわがある来民地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	3)-2 伝統芸能継承支援事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域（山鹿湯まち重点区域、菊鹿古代の里重点区域）、来民地区
事業概要	本事業は、山鹿湯まち地区の山鹿灯籠まつりや山鹿温泉祭、菊鹿古代の里地区の遷宮祭、来民地区の招魂祭等の開催にあたり、歴史的な風致の維持向上の観点から必要な支援を行うものである。  写真 山鹿灯籠まつり  写真 招魂祭
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山鹿湯まち地区の山鹿灯籠まつりや山鹿温泉祭、菊鹿古代の里地区の遷宮祭、来民地区の招魂祭等の開催等を支援する本事業は、重点区域（山鹿湯まち重点区域、菊鹿古代の里重点区域）や来民地区の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	3)-3 伝統工芸や伝統芸能等に関する調査・記録事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市全域
事業概要	本事業は、市全域を対象とし、伝統工芸や伝統芸能の調査を行い記録保存するとともにその内容を多くの人へ周知を図るものである。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	新たな歴史的風致の追加検討や継承に向けた支援を必要とする市民活動を把握することにより貢献する本事業は、市全域の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

(4) 郷土の歴史文化への認識向上に関する事業

事業名	4)-1 ガイダンス施設等の展示活用機能強化事業
事業主体	市、県
事業手法 (支援事業名)	市単独、県単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	山鹿湯まち重点区域の夢小蔵や山鹿灯籠民芸館、菊鹿古代の里重点区域の熊本県立装飾古墳館分館歴史公園鞠智城・温故創生館  図 ガイダンス施設等の位置
事業概要	本事業は、夢小蔵、山鹿灯籠民芸館、熊本県立装飾古墳館分館歴史公園鞠智城・温故創生館等を文化観光の拠点と位置付け、市内に所在するガイダンス施設等の連携や展示活用機能の強化を図ることで、市内の回遊促進を図るものである。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内の歴史文化の回遊促進を図る本事業は、人々の回遊を促す中で本市の歴史文化に対する関心を高めるものであり、市全域の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	4)-2 歴史文化普及啓発支援事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市全域
事業概要	本事業は、本市の維持向上すべき歴史的風致に関するシンポジウムやイベント等を開催し、あるいは開催を支援し、本市の歴史文化の普及啓発を図るものである。   写真 シンポジウムの開催 写真 イベントの開催
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の歴史文化の普及啓発を図る本事業は、本市の歴史文化に対する人々の関心を高め、市全域の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	4)-3 日本遺産活用推進事業
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	日本遺産の構成文化財
事業概要	本事業は、日本遺産のストーリーや市内に所在する日本遺産の構成文化財を活かし、市内の回遊促進を図るものである。  写真 日本遺産ガイドツアー
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内の回遊促進を図る本事業は、日本遺産をきっかけに人々の回遊を促し、もって本市の歴史文化に対する関心を高めるものであり、市全域の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

山鹿固有の歴史的風致の維持向上を図っていくために、重点区域において、歴史的風致を形成する上で重要な構成要素となっている歴史的建造物について、歴史と伝統を反映した市民の活動との関連性を踏まえ、「歴史的風致形成建造物」として指定することとする。

重点区域内には、大正時代の近代的建築様式を残す山鹿灯籠民芸館（旧安田銀行）をはじめ、江戸時代後期から戦前にかけて建てられた歴史的な町屋、歴史ある寺社やその付属建造物、条里制跡や釣棚跡等、歴史的風致の重要な構成要素である歴史上価値の高い建造物が多く残っており、文化財保護法や県・市の文化財保護条例によって指定を受けているものもある。この中には、歴史と伝統を反映した人々の活動の場があり、山鹿の歴史ある情緒や風情を語る上で不可欠なものも多い。今後も良好な状態を維持していくべき価値を有していると考えられるため、修復・修景に対する市民のコンセンサスを高めるとともに、所有者等にも歴史的風致形成建造物の指定への理解と協力を求めていく。

2 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、特に文化的価値や拠点性が高いものから順次進めることとするが、具体的な指定にあっては、下記の要件を全て満たすものとし、山鹿市景観審議会並びに山鹿市文化財保護委員会の意見を踏まえて行うこととする。

- ① おおよそ戦前までに造られた建造物（重点区域の要件となっている国指定文化財建造物を除く）であり、歴史若しくは伝統を反映した人々の活動に関連した歴史上又は文化上の価値が認められる建造物
- ② 位置、意匠、形態、材質、技術等において、その価値の根拠や履歴等が明確であり、次のいずれかに該当するもの
 - ・文化財保護法第57条第1項に規定する登録有形文化財
 - ・熊本県文化財保護条例第4条第1項に規定する熊本県指定重要文化財
 - ・熊本県文化財保護条例第35条第1項に規定する熊本県指定史跡
 - ・山鹿市文化財保護条例第3条に規定する山鹿市指定文化財
 - ・景観法第19条に基づく景観重要建造物、景観重要公共施設
 - ・その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして山鹿市長が特に認めたもの
- ③ 所有者、管理者等により、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持及び向上に資するための、一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みのあるもの

3 歴史的風致形成建造物の指定及び候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物として指定した建造物及び指定が想定される建造物の候補となるものは以下の 12 件である。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

◎：第 1 期計画で歴史的風致形成建造物に指定された建造物（第 2 期計画でも引き続き指定の予定）

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致	指定等区分
1	◎ 山鹿灯籠民芸館		山鹿	山鹿市	大正 14 年 (1925)	山鹿湯まち地区	国登録有形文化財
2	◎ 薬師堂		山鹿	山鹿市	明治後期	山鹿湯まち地区	—
3	松尾神社		菊鹿町 木野	松尾神社	寛永 14 年 (1637)	菊鹿古代の里地区	—
4	御旅所 (釣棚跡)		鹿本町 庄	財務省九州財務局	大同 2 年 (807)	菊鹿古代の里地区	—
5	八千代座 附属施設		山鹿	山鹿市	明治後期 ～大正初期	山鹿湯まち地区	市 指定有形文化財

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	関連する 歴史的風致	指定等 区分
6	金剛乗寺 石門		山鹿	金剛乗寺	文化元年 (1804)	山鹿湯まち地区	市 指定有形 文化財
7	金剛乗寺 楼門ほか		山鹿	金剛乗寺	江戸中期 ～	山鹿湯まち地区	—
8	大宮神社		山鹿	大宮神社	宝暦5年 (1755)	山鹿湯まち地区	—
9	池田質屋		山鹿	個人	江戸末期 ～明治初期	山鹿湯まち地区	—
10	梶川家住宅		山鹿	個人	安政5年 (1858)	山鹿湯まち地区	—
11	大森家住宅		山鹿	個人	文久2年 (1862)	山鹿湯まち地区	国 登録有形 文化財
12	夢小蔵		山鹿	山鹿市	明治20年 (1887)	山鹿湯まち地区	—

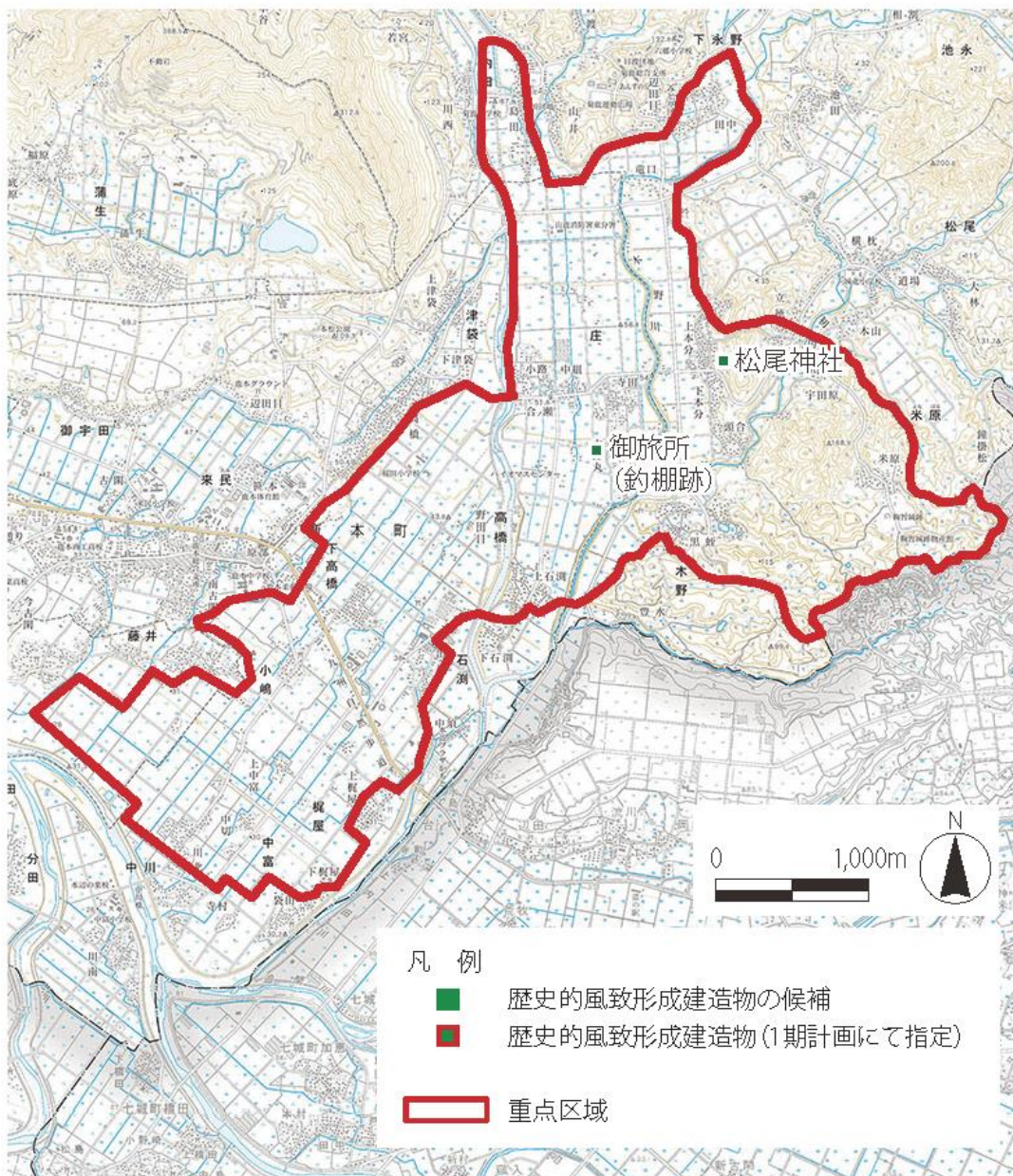
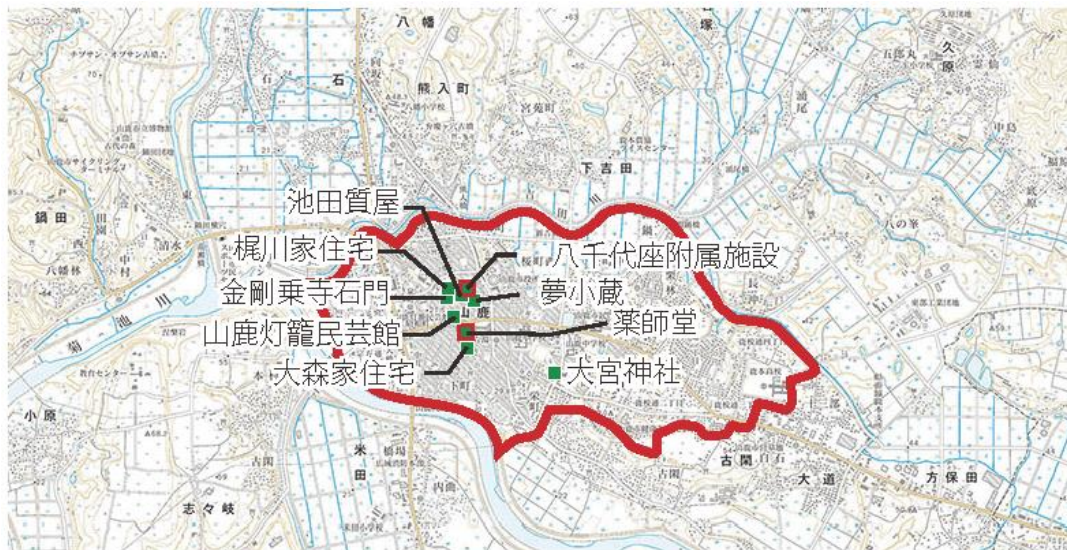


図 歴史的風致形成建造物の候補の位置

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持管理において、特に、各建造物の公開については、通常外部から望見できるだけでなく、可能な限り内部の公開に努める。ただし、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場、生活の場を阻害しない限度において、これを行うものとする。なお、維持管理に必要な修理等を行う場合でも、文化財的な調査を行い、八千代座の半解体修理で行われたように使用されている部材を可能な限り再利用し、誕生当時、又は当該建造物の様子を最も反映した時代の姿に戻すことを基本とする。その際は、建築物、工作物、農業用施設等の分野別の修復・復原に関して、専門家や学識者等の意見をもとに市が適切な助言を行い、歴史的な文献や伝統的な技法、仕様に基づいて行うこととする。

また、当該建造物の周辺環境についても、文化財保護法や景観法、景観計画・景観条例、都市計画法・都市計画制度等の法令等による規制措置を積極的に活用することとし、これにより個々の建造物の維持保全を図るとともに、歴史的風致全体の維持向上を目指す。

さらに、各建造物の価値付けの根拠となる情報をデータベース化し、一元管理することで、所有者や管理者の異動、及び建造物の状態把握にも的確に対応できるようにする。

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値に支障を与えない範囲で行うこととする。

特に、民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努

めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち文化財の指定等は受けていないものの、歴史的・文化的価値が高く、計画期間後も建造物の保護を図る必要があると認められた建造物は、市指定文化財、登録有形文化財、景観重要建造物として指定・登録するよう努めるものとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第15条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合、並びに同条例第35条第1項に基づく熊本県指定史跡について、同条例第39条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第40条の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 山鹿市文化財保護条例第3条の規定に基づく市指定文化財について、同条例第14条の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合



参考資料

1 山鹿市の指定等文化財一覧

(1) 国指定文化財

表 国指定文化財一覧

	主体	種別		名称
1	国	有形文化財	建造物	八千代座
2	国	有形文化財	考古資料	方保田東原遺跡出土品（952 点）
3	国	記念物	遺跡	チブサン・オブサン古墳
4	国	記念物	遺跡	鍋田横穴
5	国	記念物	遺跡	弁慶ヶ穴古墳
6	国	記念物	遺跡	方保田東原遺跡
7	国	記念物	遺跡	岩原古墳群
8	国	記念物	遺跡	鞠智城跡
9	国	記念物	遺跡	隈部氏館跡
10	国	記念物	植物	相良のアイラトビカズラ
11	国	有形文化財	植物	菊池川のチスジノリ発生地

(2) 国登録文化財

表 国登録文化財一覧

	主体	種別		名称
1	国	有形文化財	建造物	山鹿灯籠民芸館
2	国	有形文化財	建造物	吉岡家住宅主屋
3	国	有形文化財	建造物	吉岡家住宅江戸蔵
4	国	有形文化財	建造物	吉岡家住宅明治蔵
5	国	有形文化財	建造物	吉岡家住宅阿弥陀堂
6	国	有形文化財	建造物	吉岡家住宅薬医門
7	国	有形文化財	建造物	吉岡家住宅塀
8	国	有形文化財	建造物	大森家住宅主屋
9	国	有形文化財	建造物	大森家住宅蔵
10	国	有形文化財	建造物	大森家住宅観音堂
11	国	有形文化財	建造物	大森家住宅北塀
12	国	有形文化財	建造物	大森家住宅西塀

（３）県指定文化財

表 県指定文化財一覧

	主体	種別		名称
1	県	有形文化財	建造物	湯町橋
2	県	有形文化財	建造物	川西の宝篋印塔
3	県	有形文化財	建造物	笠忠平の宝塔
4	県	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩立像
5	県	有形文化財	彫刻	木造千手観音立像及び二十八部衆立像
6	県	有形文化財	工芸品	白山宮の鰐口
7	県	有形文化財	書籍	「古事記伝」写本
8	県	有形文化財	考古資料	凡導寺の経筒
9	県	有形文化財	考古資料	臼塚石人
10	県	有形文化財	考古資料	方保田東原遺跡出土品（139 点）
11	県	記念物	遺跡	長岩横穴群
12	県	記念物	遺跡	城横穴群
13	県	記念物	遺跡	馬塚古墳
14	県	記念物	遺跡	桜の上横穴群
15	県	記念物	遺跡	持松塚原古墳
16	県	記念物	遺跡	付城横穴群
17	県	記念物	遺跡	津袋古墳群
18	県	記念物	遺跡	御霊塚古墳
19	県	記念物	遺跡	原横穴群

（４）市指定文化財

表 市指定文化財一覧

	主体	種別		名称
1	市	有形文化財	建造物	重盛の供養塔
2	市	有形文化財	建造物	霜野のだんとうさんと如法経塔群
3	市	有形文化財	建造物	霜野の六地藏
4	市	有形文化財	建造物	姫井の六地藏
5	市	有形文化財	建造物	堂米野の六地藏
6	市	有形文化財	建造物	広の六地藏
7	市	有形文化財	建造物	宮前の六地藏
8	市	有形文化財	建造物	藤井八幡宮如法経塔

	主体	種別		名称
9	市	有形文化財	建造物	法華寺の石塔々身群
10	市	有形文化財	建造物	有福寺跡五輪塔福
11	市	有形文化財	建造物	原の角卒塔婆
12	市	有形文化財	建造物	東野のだんとさん塔石群
13	市	有形文化財	建造物	須屋の宝篋印塔
14	市	有形文化財	建造物	宮迫の板碑
15	市	有形文化財	建造物	七浦の五輪塔
16	市	有形文化財	建造物	慶春待ちの碑
17	市	有形文化財	建造物	慶春の碑
18	市	有形文化財	建造物	鏡観坊の宝篋印塔
19	市	有形文化財	建造物	下中の六地藏
20	市	有形文化財	建造物	迫浦の宝篋印塔
21	市	有形文化財	建造物	法泉寺の地藏尊
22	市	有形文化財	建造物	田中橋
23	市	有形文化財	建造物	高井川橋
24	市	有形文化財	建造物	女田橋
25	市	有形文化財	建造物	須屋の五輪塔
26	市	有形文化財	建造物	素角尼五輪塔
27	市	有形文化財	建造物	石体観音三十三基
28	市	有形文化財	建造物	伝宇野親治五輪塔群
29	市	有形文化財	建造物	方保田の板碑
30	市	有形文化財	建造物	金剛乗寺石門
31	市	有形文化財	建造物	小坂の六地藏
32	市	有形文化財	建造物	善吉の塔
33	市	有形文化財	建造物	多久太郎右衛門の墓
34	市	有形文化財	建造物	泉福寺跡古碑古塔群
35	市	有形文化財	建造物	洞口橋
36	市	有形文化財	建造物	高橋の一字一石逆修碑
37	市	有形文化財	建造物	八千代座付属施設
38	市	有形文化財	建造物	湯山橋
39	市	有形文化財	建造物	島田の鳥居を担う天部形仏神
40	市	有形文化財	建造物	内野の六地藏幢及び初期の龕部
41	市	有形文化財	建造物	石工仁平墓碑
42	市	有形文化財	建造物	弁天橋
43	市	有形文化財	建造物	勝負瀬橋
44	市	有形文化財	建造物	水天宮一号橋

	主体	種別		名称
45	市	有形文化財	建造物	水天宮二号橋
46	市	有形文化財	建造物	上麻生橋
47	市	有形文化財	建造物	丸山橋
48	市	有形文化財	建造物	板曲橋
49	市	有形文化財	建造物	平山橋の輪石
50	市	有形文化財	絵画	大宮神社三十六歌仙の絵馬
51	市	有形文化財	絵画	鍋田八幡宮三十六歌仙の絵
52	市	有形文化財	彫刻	霊仙寺跡釈迦如来坐像
53	市	有形文化財	彫刻	上保多田観世音菩薩坐像
54	市	有形文化財	彫刻	凡導寺跡善光寺式一光三尊立像
55	市	有形文化財	彫刻	千福寺跡千手観音立像
56	市	有形文化財	彫刻	坂東寺跡聖観音坐像
57	市	有形文化財	彫刻	下梶尾八竜宮の竜
58	市	有形文化財	彫刻	泉福寺跡毘沙門天像及び聖歓喜天像
59	市	有形文化財	彫刻	相良寺千手観音像
60	市	有形文化財	彫刻	菊池武光陣中矢除守本尊不動明王
61	市	有形文化財	彫刻	清潭寺 十六羅漢
62	市	有形文化財	工芸品	日輪寺梵鐘
63	市	有形文化財	工芸品	緒方家工芸品
64	市	有形文化財	工芸品	相良寺鰐口
65	市	有形文化財	工芸品	光巖寺海獣葡萄鏡
66	市	有形文化財	工芸品	光敬寺菊池千本槍
67	市	有形文化財	工芸品	清潭寺隈部親永木像及び位牌
68	市	有形文化財	工芸品	中川八幡宮鳥居の透かしを持つ懸鏡
69	市	有形文化財	古文書	大光寺文書
70	市	有形文化財	古文書	御宇田氏家系図
71	市	有形文化財	古文書	山鹿湯町絵図
72	市	有形文化財	古文書	鹿郡旧語伝記
73	市	有形文化財	古文書	前田学校教科書
74	市	有形文化財	古文書	日輪寺制札
75	市	有形文化財	古文書	清潭寺隈部親永初登山教訓書
76	市	有形文化財	古文書	光巖寺隈部親永出陣の書
77	市	有形文化財	古文書	光巖寺隈部物語
78	市	有形文化財	古文書	原口家碎玉談
79	市	有形文化財	古文書	緒方家文書
80	市	有形文化財	古文書	清潭寺隈部親永書状

	主体	種別		名称
81	市	有形文化財	古文書	西得寺文書
82	市	有形文化財	古文書	多田隈家文書
83	市	有形文化財	考古資料	鹿本商工高校出土銅矛
84	市	有形文化財	考古資料	方保田古墳石室
85	市	有形文化財	考古資料	柿原出土尖頭器
86	市	有形文化財	考古資料	椎特南出土尖頭器・両刃礫器
87	市	無形文化財	音楽	鹿北茶山唄
88	市	民俗文化財	有形の民俗文化財	大宮神社猿田彦石碑群
89	市	民俗文化財	有形の民俗文化財	日輪寺芭蕉碑
90	市	民俗文化財	有形の民俗文化財	来民団扇制作工具一式
91	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	宗方万行
92	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	小坂雨乞い踊り
93	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	なれなれなすび踊り
94	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	山鹿灯籠
95	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	犬子ひょうたん
96	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	川北雨乞い踊り
97	市	記念物	遺跡	臼塚古墳
98	市	記念物	遺跡	竜王山古墳
99	市	記念物	遺跡	赤穂義士遺髪塔
100	市	記念物	遺跡	中村廃寺心礎
101	市	記念物	遺跡	御宇田氏墓所
102	市	記念物	遺跡	駄の原釜石古墳
103	市	記念物	遺跡	康平寺
104	市	記念物	遺跡	長福寺
105	市	記念物	遺跡	下米野横穴群
106	市	記念物	遺跡	鬼塚古墳
107	市	記念物	遺跡	双塚古墳
108	市	記念物	遺跡	下原古墳
109	市	記念物	遺跡	元広の豊前街道里数木跡
110	市	記念物	遺跡	島已今の墓
111	市	記念物	遺跡	千田八島
112	市	記念物	遺跡	西福寺摩崖仏
113	市	記念物	遺跡	中川双子塚
114	市	記念物	遺跡	亀塚古墳
115	市	記念物	遺跡	端山塚古墳
116	市	記念物	遺跡	円通寺口の岩地藏

	主体	種別		名称
117	市	記念物	遺跡	北山円心の塔
118	市	記念物	遺跡	御宇田五山跡
119	市	記念物	遺跡	小西行長供養塔
120	市	記念物	遺跡	下高橋の御高札場跡
121	市	記念物	遺跡	堤古墳
122	市	記念物	遺跡	芹ヶ迫古墳
123	市	記念物	遺跡	浦大間古墳群
124	市	記念物	遺跡	庄林隼人自休居士荼毘塚
125	市	記念物	遺跡	清潭寺の隈部家墓地
126	市	記念物	遺跡	湯の口溜池附遠山神社
127	市	記念物	遺跡	城村城跡
128	市	記念物	遺跡	平山城跡
129	市	記念物	遺跡	西付城跡
130	市	記念物	遺跡	黄金塚古墳
131	市	記念物	遺跡	芋生摂津守四代目の墓
132	市	記念物	遺跡	妙見遺跡
133	市	記念物	遺跡	中尾古墳
134	市	記念物	遺跡	久野古墳
135	市	記念物	遺跡	早馬塚古墳
136	市	記念物	遺跡	霜野城跡
137	市	記念物	遺跡	建立寺跡
138	市	記念物	名勝地	不動岩
139	市	記念物	植物	来民の大イチョウ
140	市	記念物	植物	日吉宮のクスノキ
141	市	記念物	植物	日輪寺のラカンマキ
142	市	記念物	植物	湯の端のエノキ
143	市	記念物	植物	南島菅原神社のクスノキ
144	市	記念物	植物	松尾神社の樹木群
145	市	記念物	植物	田渕のイチイガシ
146	市	記念物	植物	田中のクロガネモチ
147	市	記念物	植物	本多久のムク
148	市	記念物	植物	宮地岳のスギ
149	市	記念物	植物	荒平天満宮の樹木群
150	市	記念物	植物	枝川内のフジ
151	市	記念物	植物	茂田井神社の樹木群
152	市	記念物	植物	市木八幡宮の樹木群

	主体	種別		名称
153	市	記念物	植物	中津川のもみじ
154	市	記念物	植物	岩野神社の樹木群
155	市	記念物	植物	久老のタブノキ
156	市	記念物	植物	川原谷の山神のウラジロカシ
157	市	記念物	植物	善行寺のマキ
158	市	記念物	植物	東野のオオバヤナギ
159	市	記念物	植物	千田聖母八幡宮のギンモクセイ

2 主な未指定文化財一覧

(1) 山鹿市景観条例第 24 条に基づく指定建造物

表 指定建造物一覧

	名称	所在地	備考
1	山田商店		H21 年度指定建造物に指定
2	井手古美術店	山鹿 1477-1	H25 年度指定建造物に指定
3	蔓薔薇（堀隆章家住宅）	山鹿 1495	R1 年度指定建造物に指定
4	暮らしの工房（濱武邸）	山鹿 1588	H25 年度指定建造物に指定
5	高田ペット店	山鹿 1674	H25 年度指定建造物に指定
6	茶舗くろ川		H25 年度指定建造物に指定
7	カネキ金物店	山鹿 1670	H26 年度指定建造物に指定
8	吉田衣料		H23 年度指定建造物に指定
9	旧広明社時計店他	山鹿 1728	H28 年度指定建造物に指定
10	飯田鍼灸院	山鹿 1800	H26 年度指定建造物に指定
11	寺田鮮魚店駐車場	山鹿 1808	H24 年度指定建造物に指定
12	松本商店（空き家）		H23 年度指定建造物に指定
13	ふなや（寺田屋）		H22 年度指定建造物に指定

(2) その他の建造物等

表 その他の建造物等一覧

	名称	所在地	備考
1	光専寺の山門		
2	山鹿小学校正門及び同衛生室		
3	菊池往還沿いの歴史的建造物（来民）		
4	御宇田井手の円形分水工		
5	番所の棚田		

(3) 歴史と伝統を反映した市民の活動

表 歴史と伝統を反映した市民の活動（風俗慣習、民俗芸能等）一覧

	名称	地区	場所	備考
1	古閑神楽	山鹿	古閑区（古閑諏訪神社）	
2	蒲生神楽	山鹿	蒲生区（蒲生菅原神社）	
3	志々岐神楽	山鹿	志々岐区（志々岐一ノ宮神社）	
4	中村神楽	山鹿	中村区、大宮神社神楽殿ほか	—
5	山鹿温泉祭	山鹿	湯町一帯	—
6	平山温泉祭	山鹿	平山温泉周辺	—
7	義士祭	山鹿	杉区（日輪寺）	—
8	種まきまつり	山鹿	下宮（彦岳宮）	—
9	遠山まつり	山鹿	蒲生区（遠山神社）	—
10	羽山さん	山鹿	中ノ丁区（羽山神社）	神事。当元を決める神事に特色がある。
11	灌仏会	山鹿	堂の原区（千福寺跡）	花祭
12	井手まつり	山鹿	下宮区	—
13	彦嶽宮例大祭	山鹿	下宮区（彦岳宮）	—
14	琴平神社例大祭	山鹿	犬塚区（琴平神社）	—
15	犬塚観音まつり	山鹿	犬塚区	—
16	年禰神社例祭	山鹿	五郎丸区（年禰神社）	—
17	うそがえ神事	山鹿	本村区（南島菅原神社）	—
18	精霊流し	山鹿	菊池川沿岸	—
19	山鹿灯籠まつり	山鹿	大宮神社、豊前街道ほか	—
20	麻生野少彦名神社例大祭	山鹿	麻生野区（麻生野少彦名神社）	—
21	お池さんまつり	山鹿	坂田区（坂田神社境内）	—
22	裸まいり	山鹿	古閑区（古閑諏訪神社）	子供が行うお百度参り
23	茅の輪くぐり	鹿央	岩原区	—
24	バーサランダまつり	鹿央	上千田区（上千田八幡宮）	子供たちの無病息災を祈る行事
25	火焚天神	鹿央	上岩原区（岩原保育園隣）	悪霊退散と豊作を祈る行事
26	すりこぎ徳利廻り	鹿央	元広区	子孫繁栄を願う座祭り
27	久野川まつり	鹿央	久野区内 15 ヶ所（水神様）	—

	名称	地区	場所	備考
28	御宇田妙見祭	鹿本	下御宇田区（谷口神社）	—
29	御宇田成竹弁天まつり	鹿本	御宇田区（成竹巖島神社）	—
30	御宇田どんまつり	鹿本	御宇田区（中正寺跡）	—
31	御堂さん	鹿本	来民１区	—
32	どじょうまつり	鹿本	下高橋区	—
33	招魂祭	鹿本	来民地区一帯	—
34	清浦奎吾墓前祭	鹿本	来民１区（明照寺）	—
35	良福寺薬師まつり	鹿本	来民地区 良福寺	—
36	二丁目地蔵まつり	鹿本	来民地区	—
37	原部裏方稲荷まつり	鹿本	来民１区（裏方地区）	—
38	大正町天神まつり	鹿本	大正町区	—
39	南古閑御宇田第二宮まつり	鹿本	南古閑区	—
40	原部建照院観音まつり	鹿本	原部区	—
41	原部裏方観音まつり	鹿本	来民１区（裏方地区）	—
42	来民恵比須まつり	鹿本	来民地区	—
43	辺田目英彦山まつり	鹿本	御宇田区（御宇田八幡宮）	—
44	御宇田神宮祭	鹿本	御宇田区（御宇田八幡宮）	—
45	御宇田八幡宮まつり	鹿本	御宇田区（御宇田八幡宮）	—
46	笹本地蔵まつり	鹿本	笹本区	—
47	御宇田古閑釈迦まつり	鹿本	御宇田区下古閑	—
48	御宇田熊野宮まつり	鹿本	御宇田区（熊野坐宮）	—
49	高橋八幡宮祭	鹿本	高橋区（高橋八幡宮）	—
50	庄米島八幡宮祭	鹿本	庄区（庄米島八幡宮）	—
51	小嶋神社祭	鹿本	小嶋区（小嶋神社）	—
52	石渚高橋八幡宮祭	鹿本	石渚区（石渚八幡宮）	—
53	下高橋大神宮祭	鹿本	下高橋区（下高橋大神宮）	—
54	下梶屋八竜宮祭	鹿本	下梶屋区（下梶屋八竜宮）	—
55	川北中川八幡宮祭	鹿本	川北区（中川八幡宮）	—
56	小柳稻生（いのう）神社祭	鹿本	小柳区（稻生神社）	—
57	分田観音まつり	鹿本	分田区	—
58	中分田八幡宮例大祭	鹿本	中分田区（中分田八幡宮）	—
59	中川八幡宮神楽	鹿本	川北区（中川八幡宮）	—

	名称	地区	場所	備考
60	茂田井まつり	鹿北	茂田井区	—
61	星原の甘酒まつり	鹿北	星原区	—
62	椎持神社の総籠りまつり	鹿北	南松尾区（椎持神社）	だっごひゃあまつり
63	星原の火事籠り（産業祭）	鹿北	星原区	—
64	岩野神楽（陣内神楽）	鹿北	陣内区（岩野神社）	—
65	四丁神楽（中間神楽）	鹿北	中間区（四丁神社）	—
66	芋生神楽（川原谷神楽）	鹿北	川原谷区（芋生神社）	—
67	迫の雨乞い太鼓	鹿北	迫区	—
68	慶春まつり	鹿北	川原谷区	—
69	山の神まつり	鹿北	尾谷区	—
70	御大師さんまつり	鹿北	柚ノ木区	—
71	原 井手まつり	鹿北	原区	—
72	馬頭観音まつり	菊鹿	内田・六郷・城北校区	—
73	火除地蔵まつり	菊鹿	阿佐古、山ノ井、上内田地区	—
74	山の神まつり	菊鹿	内田・六郷・城北校区	—
75	水神さんまつり	菊鹿	池田、上山内、矢谷地区	—
76	御陵さんまつり	菊鹿	7区（相良地区）	—
77	松尾神社例大祭	菊鹿	木野区（松尾神社）	—
78	古閑地蔵まつり	菊鹿	木野、古閑小組合内（下本分区）	—
79	頭合地蔵まつり	菊鹿	木野頭合小組合内	—
80	御天神さんまつり	菊鹿	木山と田中の中間（木山区）	—
81	毘沙門天まつり	菊鹿	木山区中心部（木山区）	—
82	木野神社例大祭	菊鹿	黒蛭区（木野神社）	—
83	大隅神社秋まつり	菊鹿	大林区（大隅神社）	—
84	長谷天満宮例大祭	菊鹿	長谷区（長谷天満宮）	—
85	鷹取八幡宮例大祭	菊鹿	太田区（鷹取八幡宮）	—
86	今村天満宮例大祭	菊鹿	9区（今村天満宮）	—
87	小畑地蔵まつり	菊鹿	8区（小畑地区）	—
88	相良神楽	菊鹿	7区（相良地区）	—
89	太田神楽	菊鹿	太田区	—
90	大林神楽	菊鹿	大林区	—

	名称	地区	場所	備考
91	木山羽熊振り	菊鹿	松尾神社	25 年に一度行われる奉納神事の行列舞。
92	相良雨乞い踊り	菊鹿	7 区（相良地区）	—
93	内野熊野座神社例大祭	菊鹿	5 区（内野地区）	—
94	内野六地藏まつり	菊鹿	5 区（内野地区）	—
95	吾平観音まつり	菊鹿	5 区（相良地区）	—
96	権現さんまつり	菊鹿	下組区	—
97	阿佐古カセイドリ打ち	菊鹿	阿佐古区	五穀豊穡などを願った神事。日本遺産の構成文化財

3 主な参考文献・資料（順不同）

資料名	編著者・発行者	発行年
金剛乗寺由来記	金剛乗寺第 30 代住職中野玄了	1764 ～1771
肥後国誌（復刻版）	森本一瑞 遺纂・後藤是山編・九州日日新聞社	1916
鹿郡舊語傳記	田上利彦編 鹿本教育振興会	1951
鹿本郡史（復刻版）	名著出版	1974
八千代座調査報告書	熊本大学工学部建築学科 福原昌明	1975
熊本の町並み	（財）熊本開発研究センター	1982
山鹿市史（上下別巻）	山鹿市	1985
鹿央町史（上下巻）	鹿央町	1989
鞠智城跡保存整備基本計画報告書	熊本県教育委員会	1996
菊鹿の石造物	菊鹿町教育委員会	1995
山鹿温泉観光事典	山鹿市商工観光課	1995
菊鹿町史（本編・資料編）	菊鹿町	1996
鹿北町文化遺産マップ	鹿北町・鹿北町老人クラブ連合会	1996
鹿央町の文化財（第二集）	鹿央町教育委員会	1999
重要文化財八千代座保存修理工事報告書	山鹿市	2001
私の山鹿物語	原 透湧	2004
新補山鹿市史	山鹿市	2004
鹿北町史 幸の国のあゆみ（上下巻）	鹿北町	2004
鹿本町史（上下巻）	鹿本町	2005
山鹿市の指定文化財	山鹿市教育委員会	2008

ふるさと人物誌	山鹿市教育委員会文化課編	
山鹿市町並み概要調査・街道編	山鹿市教育委員会	1995
山鹿市町並み概要調査・旧市街地編	山鹿市教育委員会	1997
山鹿市都市再生整備計画	山鹿市都市計画課	2006
山鹿市景観計画	山鹿市都市計画課	2007
第2次八千代座整備構想	山鹿市教育委員会	2007
山鹿市中心市街地活性化基本計画	山鹿市	2008
近代の山鹿の偉人たち	山鹿市教育委員会	2008～
鞠智城大規模歴史公園整備基本構想	熊本県都市計画課	2009
史跡鞠智城跡保存管理計画（増補版）	熊本県教育委員会	2015